年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	26	その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 必賀県、京都 府、兵 原序、兵 原原、 島東 鳥取県、島 東県 島県	内閣官房	B 地方に対する規制緩和	まち・ひと・しご と創生法第9 条、第10条	広域連合における 地方版設合 戦略 の策定等	関西広域連合についても地方版総合戦略の策定を可能とし、総合戦略に基づく交付金の対象とすることを求める。	関西においては、府県域を越える唯一の広城議会(特別地方な共団体)である関西広域議会が あり、関西圏の地方創生に向けて、府場域を截る広域行政の推進し発動を含めたせたに、防災 炭・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域行政の推進に独自に取り組んでいるところ である。また、関西広域場合では、「関西圏域の展呈研究会」を設置し、災害に強い国土形成の関 点を踏まえつつ、東京一極集中、人口の地域的幅在を食い止め、関西の各地域がそれぞれの個 性や資源を活かし、主体的に取り組むしくみのあり方、また、住んでいる人の目線で、心の豊かさ を実施できる関西のあり方など、関西圏域の今後を展望した中級についての研究を行っている。	284条1項に規定する広域連合が当該広域連合の規約に定めること
27年	132	消防・防災・安全	都道府県	東京都	内關府、 国土交通省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本 法第76条の4、 第76条の6	災害時における放置車両の移動権 限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要となる緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても自ら立ち往生車両り校監車両の移動等を可能にし、やさそ得ない限度での破損を容認するともは、併せて損失補権限を規定するとしいった設置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	人型的間が15件と受別機器に併発と関係、来水地で必収が高期のサイドは発掘を返っても返過で行うためたる顕を抱える協議時間は、基大な整合が想定される地域への救出教助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に書い、支障が生じる恐れがある。	6【内閣府】 (3) 災害対策基本法(昭36法223) (1) 災害時における車両の移動等(76条の6) の措置については、 港湾法(昭25218)に規定する港湾管理者が、その管理する道路 について災害時における車両の移動等を行うことを可能とする。
27年	27	消防・防災・安全	その他	関西広域連合 (共同貿易 原 兵兵 原 東 兵 兵 東 京 東 兵 東 県 島 歌 県、徳 歌 駅、徳		A 権限移譲	災害対策基本 法第86条の1 3	大規模災害における広域連合の代行	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に 甚大な被害を受け機能や全に陥った場合に備え、関西 広域連合が代行する規定の創設を求める。	「健康にあたっての基本的な考え方」 「健康にあたっての基本的な考え方」 南海トラフ巨大地震等の大規模に域な災害の発生により、府県庁自体が人的、物的に基大な被害を受け、機能不全に陥って場合において、その機能を広域運合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しる。より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域が計画「関西広域連合では、以下の上常東するともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。 が計画「関西広域応援・受援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨人地震等の大規模広域災害の発生した。同プランに基づき、具体的な活動手段を定め、同西広域応援・受援実施要綱を作成している。 市場トラフ巨人地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けることが想定される広が、広域的な支援を耐発が入め、物のに基大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構設されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行るとよう、以下の両について災害対応法制を見直と表大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構設されている関西に強速を受けることとないると、大田でのは、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田で	
27年	244	消防・防災・安全	都道府県	兵庫県 【共同提案】 滋賀県、大阪 府島県、 徳島県、	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4 条第1項第6 号、第2条法施 行令第3条	が 模災害における住 宅の応急修理等	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理 や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人 発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更 の容認。	きたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要ある。	(1)災害教助法(昭22法118) 災害時における住宅の応急を理については、可能な限り地域の実

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	28	医療・福祉	その他		厚生労働省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	久	大規模災害発生 時の外国人医師 の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国 人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害 教助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大 を求める。		6【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) (前)大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療図の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセス、について検証し、平成28年中に結論を得る、その結果に基づいて必
27年	223	消防•防災•安全	都道府県	京都府、関西広域、大阪市、港域、大阪市、港域、大阪市、港域、大阪市、山東海、東京、東京、東京、東京、東京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京、南京	内閣府	B 地方に対する規制緩和	第2号 被災者生活再	被災者生活再建 支援制度につい て、支援対象の拡 大	撤災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。	【現在の制度】 (現在の制度】 (被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも 被災自治体内の建物核管性発表を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害 による被災にかかからず、基準に満たない両申刊等の被災者は支援金の教象とならず、居住す る市町村の違いにより法に基づく平等な教済がなされない状態が生している。 (制度改正の必要性) 住民にとって理解しがたい代組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全 での被災団体を支援の対象とすることを求める。 なび、環境に当席建支援法通用災害に同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適 用されない世前に行う援の1・/2が、特別支付税の対象となることになっているが、交付税総額 に援りがある中での配分であり、同様の耐放付着産」はいえない。 (支障事例) 平底2年9月15日からの台風第18号、及び平底26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で 法水補害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害であ り本がら適用されない。中がと世帯307(80以上)、全境2棟 ・舞鶴市(適用)住宅選先世帯13(80以上)、全境2棟 ・舞鶴市(適用)住宅選先世帯77(80以上)、全境4棟 ・報知由市(適用)住宅選先世帯77(80以上)、全境1棟 ・報知由市(適用)住宅選先世帯77(80以上)、全境1棟 ・報節市(非適用)住宅選先世帯77(80以上)、全境1棟 ・報節市(非適用)住宅選先世帯77(80以上)、全境1棟	
27年	231	消防・防災・安全	都道府県	德島県、滋賀 県京都府 原原 東京都府 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	内關府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再 建支援法第2条 第1項第2号再 被建支援法第 4 第1条 第1条	被災者生活再建 支援制度の適用 拡大	模半様などに限定されているが、半壊や床上浸水の補 害でも、日常生活に大きな支障が生じている。また. 同 じ災害による被害でも、住宅全壊被害が10世帯未満 の市町村に居住する被災者には支援金が支給されな いなど、制度上の不均衡があるため、半壊や床上浸水 についても、適用対象とし、一部地域が支援法の対象		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内關府、総務省、 了 文部科学省、厚生 労働省	B 地方に対する規制緩和	・行政等には個人の ・行政等に ・行政等が ・行政等が ・行政等が ・行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一行政等を ・一一行政等を ・一一行政等を ・一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について列象第で整理がされている事務を処理するために情報に関られている。 したいに情報連携できる特定の人情報は、住民栗間保しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係とかし、自然の事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第一号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 「支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象者は、生活なる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護技第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と呼ばる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者1年準ずる程度に国際している者で数での判断は、信託令等9条で地方公共関係の教育委員会の判断によるものとされており、分別制断は、能行令等9条で地方公共関係の教育委員会の判断によるものとされており、分別制断ともの情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	G【内閣府】 (5)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法68)による医療に要する費用についての援 助に関する事務(例表との38)については、当該事務を処理するため に必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報 を追加する。
27年	131	その他	一般市	高山市	内關府	B 地方に対する規制緩和	特定非當利活 助促進法第12 条第4項 (関油) 第10条第3号 第28条 第29条	・法人の設立及び 存続の要件となっ ている社員の必要 人数の緩和	現行制度では「10人以上の社員を有するものであること」が法人の設立、存続の要件となっているが、人口減少が進む中、人材不足が懸念され、社員の確保が困難になることが影定されることから、今後の課題として人数要件の見直しが必要	【提案】  現行制度下においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)  が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPO法人の設立及び存続の要件となっている 「10人以上の対良を有することの要件を超心程案する。 なお、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや貸借対照表の一般公開が義務 付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。 「現状に課題】  本市を含め多の地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模で 多機能な地縁型の地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。 「支障事例等」  地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にかかっている。 「支障事例等」  地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にかかっている。 毛奈良の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や自動車の取得など任意団体では契約できない条件に対応するため、法人化が必要となっている。 【制度改正による効果】  繁件の越和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定 化や活動の充実が明待される。	
27年	323	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内關府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子ども に関す等の教育合 的な提するよ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	幼保連携型認定に ども園以外の認定 こども園の認定に 係る権限の移譲	効保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及 び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指 定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に 提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども固 に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事実施が可能と なる。また、昨年提出した本件提集に対しては、所管所名から、新制度の円滑な施行に支障が生じるこ とから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による 幸務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているも のと考える。 (支障事例) 対保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所 型」地方裁量型」認定こども園の認可権限は引き練ぎ選択場に存置されている。 一方、子ども、子育で支援法第31条の規模にある確認については指定都市が行う必要があること から、幼保連接受以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手 接を行わなければならず、規律である。 子ども、子育で支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じ下事 来計画を棄足に接て実施に関する責任を負うにもかからから、幼保速を設定定こども園の以外の認定こども園に係る認定権限以外の認定こども園に係る認定権限と有いていたのようでは、 素計画を乗足に接て実施に関する責任を負うにもかからず、幼保速を設定定こども間と外の認定こども園に係る認定権限と有してないため、計画的・機 動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	・別味運営金級走こその個以外の設定ととも個の設定及び総定甲頭の受理(3条1項、3項及び7項では「4条1項」、3項及び7項では「4条1項」、3項及び7項では「4条1項」、3項保運機型設定とも個の認定をもしない旨及び環由の通知(3条6項) ・効保運機型設定とその個以外の認定とども圏の設定をしない旨及い環由の通知(3条6項) ・効保運機型設定こそも個以外の認定とども圏を設置した場合の公示(3条9項) ・効保運機型設定とも個以外の認定とども圏の設定の取消し及びその公表(7条)
27年	212	医療・福祉	都道府県	広島県、中国宮城 方知・事会、宮、 京、三重のため応 東の大きの 東の大きの 東の大きの 東の 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大きの 大き	成 内閣府、文部科学	E 8 地方に対する規制緩和	(保育所等整備 交付福祉法第 児童保証を 現金の等数付 (認定を にのまません。 (認定を にのまません。 にいるまません。 にいる。 にいる。 にいるません。 にいるません。 にいるません。 にいるません。 にいるません。 にいるません。 にいるません。 にいるまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	ども園整備に係る 交付金制度の一	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設しとされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたとこである。一方、その施設を側に係る国費は、保育市部分は「保育所等を確っする(医生労働な)」が相関部分は「認定とども関施設を確する」と別々であり、文付金事がの流れも現なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	[具体的な支障事例] 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども固を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働者、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、三島の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定負数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金で付の流れが現なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働者からの事務委任により県内市町分の取りまとか、内容の精等をそ行ったとでの進速、幼稚園部分については泉費補助金としての文部科学者への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、現民から分かりにくい性組みとなっている。(参考) 幼稚園部分(設定こども関係を整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(設定こども関係を整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(設定こども関係を整備交付金):国から市町村への直接補助 別報では、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	6[内閣府] (2)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(文部科学会及び厚生労働省と共管)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	215	医療·福祉	都道府県	島和東県、会島の東京の東京の東京の東京の東京の東京の大の東京の大の大阪前洋米世間、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	内閣府、厚生労働	) B 地方に対する規制緩和	平成27 年度子 ども・行業 接交付(象) 育解(実 要網児保護 等原児保護 等原と要標度 は現時あるれてい は現時あるれてい は 現 が提示されてい	病児保育事業に 係る国庫補助の職 員配置に関する要 件緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の乗性無和を求め、近日では関係を配置されている場合に関り、病院に近後、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅速な対応が可能であれば良いこととする。 ②利用児童がいる日に限り、保育士及び看護師等の資格を有し市町村長が集務達行能力があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、年間機能日数が10 日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等产常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所の施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ・その他の月は0名〜2名で推移) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ・その他の月は0名〜2名で推移) (制度改正の必要性) 人口や子どもの少ない中山間地域等において、線児保育サービスを安定的に提供するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代替措置を消しることで事業を行うことを認めていたされば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定に上継ぎを開発し、場門、保険児保育の確野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進や地方への移住促進の観点からも重要な施策であると考える。	
27年	1	消防・防災・安全	一般市	笠間市	内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	道路交通法第4条第 1項 5条 第 54 3组 5条 3组 5条 3组 5条 3组 58 3组 58 3组 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58	の警察署長権限を	to the market of the bands to the formal and the same	【制度改正の経緯】 道路交通法第4条年1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通 の安全と円湯、③交通公室その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるとき は、信号機又は道路無調等を設置して交通規制をすることができると定められております。各置察 者から交通事故の危険性や交通規制に関する要型等により、都道府県公安委員会で許可してい る状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応 していただけてない状況です。 「実際事別」連常の道路動設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありますので 事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますが、特に問題は生じていませんが、道路新設や抗に衛守で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止」 (山まれ)等の交通規制が必要になってるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要しています。 (制度改正の必要性) 既存道路の交通規制が必要になってるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要しています。 (制度改正の必要性) 既存道路の交通規制の企正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えています。 (制度改正の必要性) 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要した。 し、更に現場能工売了までには2~3ヶ月程度の期間が對している現状です。地域住民は、交通量が増えて危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が速くなってしまします。 (懸念の解消策) 「無力を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を持ち、対策を対策を持ち、対策を対策を持ち、対策を対策を持ち、対策を対策を対策を対していますが、現代制度では対応が速くなっていますが、現代制度では対応が速くないます。 「無力を持ち、対策を対策を持ち、対策を対策を対していますが、現代制度では対策を対策を対していますが、現代制度では対応が速くを対策を対していますが、事が事は、対策を対していますが、事が事は対していますが、現代制度では対応が速くが表別を対する。 「無力を持ち、対策を対策を対していますが、現代制度では対策を対していますが、現代制度では対策を対します。 「無力を対していますが、現代制度では、対策を対していますが、現代制度では、対策を対していますが、現代制度では、対策を対していますが、現代制度では、対策を対していますが、まずを対していますが、まずを表していますができないますが、まずを表していますが、まずを表しますが、まずを表していますが、まずを表していますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、ますを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを表しますが、まずを	6【警察庁】 ((2)道路交通法(昭35法105) ((2)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等 から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警 接と市町村等との間で相互に十分な意思連合を図るともに、必要 と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことを都進 府県警察に平成27年度から周知する。
27年	50	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省、内閣府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療・機 器等以上 の 政 が は 変 の を 等 等 第 項 を 性 性 の す の り の り の り の り の り の り の り の り り り り	ル映トフックに対 する警察官への立	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保 保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店 舗等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが置起し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多免しており、市民生活の安全が脅かされている。 業物の治用から社長の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 度解・ラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 度楽品、医療機器等の出資、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。)上、大圧耐定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都通信規制等に応じるれた範囲(薬事を貸負)にはあるが、影響官はは、現在、厚生労働大臣及び都通信規制等に応じるれた範囲(薬事を貸負)にはあるが、影響官はは、現在、厚生ない。一個大田・一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	
27年	126	消防・防災・安全	施行時特例市	春日井市	内閣府(警察庁)	A 権限移譲	道路交通法第4条	公安委員会が市 道に設置した停止 線の補修について	停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、 道路管理者において実施できる。	【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上構修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。 新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を促し、交通事故の抑止につながる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	295	環境·衛生	都道府県	神奈川県	内關府(警察庁)	B 地方に対する規制緩和	持等取締法第5	管理捕獲従事者 に集るライフル鉄 の所持許可の適 用	ライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定す	[接案の投稿場] 神奈川県では、シカによる自然植生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩賀の適正化に関する法律に基づく二木ンジカ管理計画を実 足から鳥獣の保護及び管理並びに狩賀の適正化に関する法律に基づく二木ンジカ管理計画を実 定し、自然種と回復や農林業報を軽減を目指して管理構復によるシカの個体数調整を行ってい る。 平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門的に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレン ジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施 が困難であった。基準高域の山接部等において、少人数による捕獲などを実施している。 高標高域の山鉄部等における捕獲では、射程が長く弾きが速いライフル鉄が適する場合がある が、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する限かかの委託により派遣されて鉄辺の連絡を たっている来るも、4分的の機能を終率に終り、10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を10年間を	6[警察庁] (1) 銘処刀剣類所持等取締法(昭33法6) ライフル総の所持許可(5条の2等4項)については、地方公共団体 が鳥獣の保護力だ管理並(57等型の適正化に関する法律(平14法 88) 18条の2に基づく都道所県知事の認定を受けて指定管理島駐補 提等事業全策報うる場合、その排援従事者にライフル総作所を登 た上で構築等に従事させる必要があると思めるときは、当該捕獲従 事者が労働市流建契約に基づ流置労働者である場合でも、1等 に対する後書を防止するためライフル総による財類の排棄を必要と する者1(5条の2事項1号)に該当し、許可の対象となり得ることを 都道府県警察に平成27年度中に通知する。 指置済み(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課通 加)]
27年	32	その他	その他	関西 広域 連合 【共同提案】 原原、京都 所大大成都歌山 東 原 県 島 駅 東 島 駅 京 市 東 県 島 京 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、	経済産業省、内閣 府 (消費者庁)	A 権限移譲	特定商取引に 関する法律等条 特定の条、第取引に 関する法律 令第19条		経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に 対する事業者の処分等に関する事務について、必要と なる人員、予算を含め関西広域連合への移譲を求め る。	王国に及かい品級が近す政権が、またことを対象が連携と連携的第二の表示なられて政策が、 は、現分の効果は観度的だとない。 現行、各種限においては、複数的場にまたがる広域的な事業について、国別事業の発生の都度、 関係府集においての連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の	4【消費者庁】 (1)特定商取引に関する法律(昭S1 法57) 複数の船追用架にまたがら消費者被害事案への対応については、 内閣府付廃者委員会特定商取引法等門間査会における議論を踏ま え、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。
27年	93	その他	知事会	九州地方知事 会	内閣府 (消費者 庁)	B 地方に対する規制緩和	. 地方消費者行 政推進交付金 交付要網	地方消費者行政 推進を付金に係る 活用期限の要件 の緩和	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また。事業者に決められた活用期間 別に事業を完了できず、事業実施に支険を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なっていたこともあ り、当該基金元用期間の整理が非常に規律であった。今年度、同基金が交付金化され、その交付要綱が 定められたが、基金と同様に活用期間の制度が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるよう要件を緩和すること。	【支障事例】 地方消費者行政推進交付金の活用については、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。 消費者行政准となっている。 消費者行政法、本格的な取り組みが始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置が進めている要があるが、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れる事例が発生している。 また、小規模自治体は単独数量型以外にも広波連携について検集しているもの。調整に時間を更しており、平成29年度までに相談員設置ができない可能性がある。また、基金から交付金となったが、活用規限の要件は継続とは、そのことで一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見振えた上で相談名を設置するためには、自治体に多っては対期限の設定は支援となる。加えて、相談自力が維生、多年にする消費生活相談に対応するためには、定期的に対策を指えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は一年にすべて自主財業で開かなければならず、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 【制度改正の必要性】 期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平成29年度までに相談員を設置できない、またはその目途が立たなくなった場合、交付金対象にならないため、相談員設置を締める事を危惧している。 根談員な置きないため、相談員改置を確める事を危惧している。 根談資質量を持ちていたが、またはその目途が立たなくなった場合、交付金対象にならないため、相談員改置を確める事を危惧している。 根拠はないため、相談員改置を確認したの意味を表していた。 本述ないため、相談員改置を確認した。またはその目途が立たなくなった場合、交付金対象にならないため、相談員な運搬を表していた。 本述ないため、相談員などの表していたが、またはその目光を表していた。または、または、または、または、または、または、または、または、または、または、	

年月	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
272	i 124	その他	都道府県	岡山県	内閣府(消費者 庁)、農林水産省	A 権限移譲	15条の規定によ	限の委任等に関する政令第5条~	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指 定都市(平成28年4月~)に委任されている指示・命 令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルゲンの表示の指導・処分の権限は 保健所致令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市 (平成28年4月~)にある。 同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業	5[消費者庁] (1) 意品表示法(平25 法70)〈農林水産省と共管) 食品間連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体 性かっ実効性のある今後の動作料の博築に受するよう、関係機 関の適切な連集・協力に採る具体的な手順を地方公共団体に開助 するなど、平成28 年中に金が支援を行う。あわせて、平成28 年度 に施行される指定都市への移動の状況、事務処理特別制度の適用 状況及び平底が、年度までの金品表示基準(終)項「に高を経営 置期間を指まるつえ、保健所設置市を含む実施主体の在り元について検討し、平成22 年年に いて検討し、平成22 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を請する。
274	€ 43	凋防• 防災•安全	都道府県	愛知県	総務省(消防庁)	B 地方に対す る規制緩和	補助金に係る適とに係る適とは、 はない。 はな、 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。	緊急消防援助隊 設強(需整備費報助) 金に係るを更再集 知事への委任	消防庁長官の承認を要する事務のうち、交付決定後の	左し又えないと思われることから、御道府県知事へ安住していたださだい。  たお 当該事案に係る処理性数と  ては 当風の実績と  て過去3年(立成24年度~立成26年度)	6【総務省】 (11)緊急消防援助陸設備整備費補助金 補助金欠が決定後の入札による補助金額の減額については、都道 府県知事が補助金の額の確定に係る事務として処理することが可 能であることを明確化するため、地方公共団体に平成27年度中に通 知する。
274	: 63	その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	綱(平成26年8 月25日付総行	連携中枢都市圏 構想推進要綱に 定める「連携中枢 都市」の要件の緩 和	現行の連携中枢都市圏構想推進要網における「連携 中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の 中枢都市が周辺市両村を牽引する連携であり、圏域内 に中核市を有ない場合は要かを変化を変化を力しり、 層域の都市あっても、複数の自治体が広域通り、足 済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、 遺携中枢都市圏として位置づけられるよう要網改正を 提案する。	射水など)が広域連携し、経済・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合には、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。	6[総務省] (12)連携中枢都市圏構想推進要綱(国土交通省と共管) 連携中枢都市関構想については、対象となる都市圏の条件を検討 し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内關府、総務省、「文師科学者、厚生 労働者	B 地方に対する規制緩和	・ 付		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について、特別連携が必要な事務について列助表第で整理がされている事務を処理するために情報に関られている。しかし、当該事務を処理する「当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第一号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 「支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護技第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と呼ばる者の必要に対したる。このとから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者1年準ずる程度に固腐している者で必ずできるがの判断によるものとれており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報
27年	86	その他	都道府県	秋田県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法附則 第7条法施行 規財附則第2条 の4	マイナンバー、マイボータルを活用したふるさと納税事務手続の簡素化	平成27年度税制改正により創設された「ふるさと納税 (寄附)をされた方の寄附金控除がウストップで受け られる特例のな知能力により、寄附を受けれた地 方自治体側には、住所地市町村に対する特例制度に 伝め納税者情報の通知事務今1新に元業とした。 この特例制度は、マイナンバー、マイボータルを活用し に商業化までの特例的な出来として導入したものと されていることから、当該簡素化を検討する際には、約 経者情報の通知事務の省節化など地方自分体側の事 務手機に係る負担軽減も図られるようにすべきである。	[制度改正の経緯]  平成27年度投制改正により、総与所得者等を対象とする特例制度として、ふるさと納税(客附)をされた方の高附金蛇陸がワンストップで受けられる特例的な仕組みが創設された。地方税法等の一部を改正する法律(中成27年支援等29年)、地方税法等の一部を改正する法律(中成27年法律第29年)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)が平成27年3月31日に公布され、ワンストップ特例制度は同年4月1日から施行。  支障事例・寄附の受入地方自治体にとっての新たな事務の発生] この特例制度の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、(1) 寄附者への特例申請官の創設によって、寄附を受け入れた地方自治体側の事務手続として、(1) 京附者・公・特例申請の創設には、27年の日本の大学は、(1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(17) 加入住民会(につく) 金砂恵的株別((17年の)付にかってから 係る奇所を根拠を除くふるさき株別((37年の2)については、平成29 年度以降に行われるマイナンバー制度を活用した事務の開業化に 係る検討の進歩校況等に関して、地方公共団体に継続的に情報提 供を行う。
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通、 有、農林水産省、 経済産業(東学労働 省、環境省	B 地方に対す る規制緩和	過避地域別報 自立 自立 自立 自立 自立 自立 自立 自立 医头 第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、第5条、	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 (支障事例) 現内市町に上アリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり計画で切りに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり、地方割生)の現場を動かすための人員にも影響特に27年度は、過速法、半急振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの名庁から示されるスケジュールに従うと、作業が編集する場合があるほか、果・作取日内の保護に開発する時間が十分に確保できず、担当関本解する場合があるほか、果・作取に当たっては、関係省庁から示される記載例等を携み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の解目をあっても、名庁が示した記載例等を持み込む必要があり、それ自体が負担であるとには、現金の解消策等) を法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通模式化していただきたい。 また、条件不割地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定時期、ターとシグにとつては、策定作業が観験し、地方に多大な負担であるまた。条件不割地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策ですることになり、策定時期、便事時期、ターとシグにとつては、策定作業が観験し、地方に多大な負担である。 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	6(製務省) (6)整島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法 (昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(雜島 振興法及び半島興原法文部科学省。厚生労働省。無林水産省、 経済産業名 国土交通省及び環境省と共管、山村振興法及び過疎 地域自立促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省上共管) 地域的主促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省上共管) 地域的主促進特別措置法は、農林水産省及び国土交通省上共管)
27年	130	その他	都道府県	山形県	総務省	B 地方に対す る規制緩和	定住自立團構 想推進享興(平 成20年12月2成 日付付総行政 第30号総務事 務次官通知)	定住自立圏構想 推進要綱に定める 「中心市」の要件 の緩和	中心市と近隣市町村が連携・協力する「定住自立圏構想」について、地域の実情に応じた柔軟な連携が図られるよう、中心市の要件の銀サートのようのようながあるよう、中心市の要件の銀サートのよう万人程度以上一般和3万人以上・昼夜間人口比率:1以上一概和1以上	定住自立圏の中心市の要件は、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること)、②昼 夜間人口比率が1以上とされている。 本県には、歴史的・地理的な経緯を踏まえた生活圏が形成されているが、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているなど圏域を形成できる素地があるものの、人口が4万人に達していない、昼夜間人口比率がすかがから1に達しましないなど。要件を満たさない市が存在する。このため、本制度を活用した生活機能の強化や、試いことでネッリワークの強化などの施策の展開ができない現状となっている。しかしながら、今後の人口減少社会においては、こうした一定の都市機能の集積がある市と近隣の自治体が、互いに連携・協力することで、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口の流出に歯止めをかけることが、これまで以上に必要となってくる。そこで、生活に必要な都市機能について一定の集積がある圏域において、本制度を活用した施策展開により、関域の活性化を図ることができるよう、上記の要件の緩和を提案するものである。※中心市となり近隣市町村と連携を図っていく意欲があるが、要件を満たしていない市業河江市・・人口・22、473人、昼夜間人口比率・1、992	

年	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27	年 133	その他	都道府県	東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第48条	個人住民税の特 例対象(※)の拡 (※)区市町村から 都道府県への徴 収引継	地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の 引継ぎについて、現年課税分も対象とできるよう、改正 を行うこと。	【支障事例】  「支障事例】  地方税法(以下「法」という。)第48条の規定に基づく個人住民税の徴収の引継ぎの対象となるのは、法第46条第立項の規定による報信を受けた場合である。この報告は、毎年5月31日現在における個人の都連信県民税に係る滞納について、3年46月31日までに区市司村長から都道府県民税に係る滞納について、3年2年1日まで、10日までに区市司村長から都道府県議院分の滞納については、年度途中での都道府県への徴収の引継ぎができない。  「制度改正の必要性】  平成19年度からの税源移譲により、各都道府県及び区市司村の税収に占める個人住民税の割合が高くなった。これにより、都道府県及び区市司村の税収を確保していくためには、これまで以上に個人住民税の徴収を強化していくことが求められている。  【制度改正の効果】  区市司村で徴収が困難な滞納事業に対する都道府県の徴収支援を強化できる。また、滞納発生後、早期に徴収及び滞納処分を行うことが可能となり、徴収率の向上が期待できる。	6【総務省】 (5)地方税法(昭25法226) (1)個人住民税に係る前区町村から都道府県への徴収引継特例 (48条)については、過年度分の滞納者以外の省に係る現年度滞納 分についても、その対象とすることを可能とする。
27	年 146	その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施 行令第158条 第1項第6号	地方公共団体の 資付金に係る徴収 又は収納和風の 連約金への拡大	地方公共団体が私人に微収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第18条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、連約金も私人委託の対象とするよう改正。	[具体的支酵事例] 農業改良資金県資付金(無利子)の未収金(元金及び進約金)について、現在職員で回収に当 たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託する ことを練討して、 しかし、自治体の歳入の像収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては 「資付金の工物価差金」は対象であるが、連約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されるこ とにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 とにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。 本収金回収を促進するため、元利償還金に加え、連約金も私人委託の対象とすることを提案す る。	6【総務省】 (2)地方自治法(昭22法67) (2)地方自治法(昭22法67) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る連約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27	年 163	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	総務省、国土交通 省	B 地方に対す る規制緩和	水防法第1条、5 条、第8条2項 災害対策基本 法第84条	水防団の所掌事 務及び公務補價 の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備をも初助対応が重要であり、水防団の組織力、救助能力を十分に活用したい。そこで、水防団の所掌事務に、消防団のその一部(消防力の整備部分(平成)では、19防団の下側では、19防団のその一部(消防力の整備部分(平成)では、19防団の下側では、19防団のその一部(消防力の整備部分で取りに対して、対して、対して、19防団を、19に対して、19防団を、19に対して、19に、19に、19に、19に、19に、19に、19に、19に、19に、19に	【支障事例】  岐阜市のように水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざる長衛ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)、消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を行うことができないシレンマがある。 を後、南海トラコ巨大地震が危機されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しいまた。そのような大規模災害が起こった場合、市民による「自助」「共助」が不可欠となるとろ。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 不防団のみでは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 水防団 にあためる「信頼」解析が高く、また、それに応える能力も十分に備えている。 水防団の無力を対しているため、消防団の所定事務の一部を水防団のにおいても行えるように、災害対策、救助活動等の充実を図ること、災害に強いまうでが、きるいころで、以きらには災害に強い国を行る必要がある。その場合、公務として救助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が全じ、十分な効果を上げることはできない。	
27	年 164	その他	中核市	岐阜市	総務省	B 地方に対す る規制緩和	本口の引巾の	国勢調査の調査 区域界と、住民自 治錯離である自治 会の境界との整合	の調査区の設定の基準等に関する省令第3条に該当	調査員を目治芸に依頼することは、制度上は必須にはないものの、2000人以上の調査員を確保 する手段は自治会をおいて他に無く、他の自治体においても大多数が自治会へ依頼していること から、実質的に必須である。 今回、基本単位区を自治会境界に合わせて変更できるよう提案し、結果的に基本単位区の組合 せとしての調査区が自治会境界に合わせ了ます。	6【総務省】 (8)統計法(平19法53) 国勢調査の調査区(国勢調査令(昭55政令98)8条)については、平 成22年度に行われる国勢調査において自治会の境界による基本単 位区の分割が可能であることを明確化するため、調査区設定の手引 きを改正する。

年	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27	年 165	その他	中核市	岐阜市	彩務省	B 地方に対す る規制緩和	平成17年4月1 日付け総税企 第80号「地方税 の徴収に保証 可機収に帰する留 理化・効率化の 電池・関する留 で」	徴税吏員任命範 囲の拡大	地方税機収の合理化・効率化を図る観点から非常動 職員等の活用を実施しているが、地方必務自特別機の 予ら「税税更良」として任命で多分類をは再任期職員 及び「任期付取時間助影職員」に限られているため、一 層の効率化、合理化を図るべく「教税更良」とで できる職員の範囲を「非常動嘱託職員」まで拡大する	【支障事例】  現状、地方公務員特別職のうち、地方税の微収にあたり「微税更員」に任命できる範囲は、「再任用職員」、「任期付短時間勤務職員」に限定され、「事事動職活職員」(以下「嘱託職員」という。)については地方公務員法で課されている「罰則、日程後されて学報金務」及び 総移な服務規律」が適めらり、時期では、日本ないことを理由に「任命することが不適当」とされている。(平成17年4月1日付け総税企業の号・地方な中、当市納稅限においては、採用される側の希望・条件があることから、「再任用職員」、「任期付股時間務職員」が答成業務の補助的作業に従事し、業務効率化に貢献いただいているが、業務内容が制限されることから、本来生かせるはずのストルを持て余しているように見受けられる。 とかなめ、当市納稅限としては、業務経験、スキルともに豊富な嘱託職員の活躍の場を拡大することが、一層の業務効率化を収集の向上に繋がると考えている。以上から、嘱託職員も徴稅更員に任命できるように規制緩和を提案したい。	
27	年 172	産業振興	都道府県	長野県	彩務省	B 地方に対す る規制緩和	地方自治法第 237条第2項	県有特許権の無 債貨与に係る議 議決の不要化	県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する際に、 地方自治法(以下1法」という。)で定められている議会 の議決を不要とする。	【支障事例】 次世代産業の創出には新技術・新製品の開発促進が重要なため、長野県工業技術総合センターでは企業と共同で研究開発を推進し、特許を共有して早期事業化に向けた取組を支援している。しかし、共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は原の共同研究企業は県に特許使用料を支払うことを通例としており、県有特許は原の共同研究企業が県有特許を使用性を行便、独占的に使用しているのが現状である。このため、共同研究企業が県有特許を使用しない場合、県は他社に特許を有効に利用させることができない。 【制度改正の必要性、計画研究企業が特許の独占的な使用を選択しない場合、風が当該企業から特許使用料を徴収せず無償で貸し出すことが有効だが、特許は公有財産のため、適正な対価で貸し付けない場合は法により議会の議決が必要であり、共同研究金業が他のである。こで、県有特許を広、保」介金、展の企業のニーズに即して使用できるよう。共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合と「限」、県有特許権を高金の議決を経ずに、共同研究企業が独占的な使用を選択しない場合と「限」、規令計算を「関係している」では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	
27	年 193	その他	指定都市	熊本市	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方自治法第 240条 地方税法第22 条	地方自治法240条 への税情報利用 規定の追記	地方自治体は、発生する未収價権の効率的かつ迅速な回収を行わなければらないが、債権の回収に関して有用な税情報は、地方税法策22条においてその漏洩及び第日と場合の鑑別が定められている。そこで、地方自治法策240条策3項の次に、市の債金回収する場合、地方税の指轄を利用できる自の規定を追記し非強制徴収公債権及び环債権の回収事務において税情報の共有化を求める。	現在、本市においては多額の未収債権(※)を抱えているが、これらの債権のうち自力執行権を有 しない非強制徴収公債権及び私債権については、その強制執行の実施に際して法的措置の申し 立てが必要となる。 しかしながら、地方税法第22条において投情報を強制徴収公債権の業務以外に利用することが 認められておらず、そのため債務者の財産調査が一部「不動産金配率項、商業を登事項、経自制 定条(全国単重競技、深等)しか行えない。これにより強制執行等の法的措置を行うことによる債 権の回収の可否についての迅速な判断ができなくなり、回収の連れやその後の未収配の増加に つかると考えの折衝において聴取した財産状況の信急性を客観的に判断する場合、あるいは を当に債務者との折衝において聴取した財産状況の信急性を客観的に判断する場合、あるいは 後度手続きや他の債権の発し押されるどが行われた場合等で、投情機が利用できないことにより	
27	年 203	その他	指定都市	川崎市	総務省	B 地方に対す る規制緩和	住民基本台帳 法第7条、住民 基本台帳 長 長 一 長 八 年 民 長 長 会 本 名 生 民 表 名 、 住 民 表 。 名 、 住 民 入 会 、 名 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と 日 と ろ と ろ と ろ と ろ	住民票の任意記 数事項の拡充	住民基本台帳法施行令第6条の2の規定により市町村 長が住民場に記載することができる任意事項(住民の 権能の推進に対する事項のつち、市町村長が住民に する事業を管理しまび終行するために必要であれた。 のに、外国人が本邦において初めて住民場に登録さ わた年月日」及び「転入前の住所地において住民場に 登録された年月日」を追加する。	- 入者端末を行うことが必要となういる。  関目に計するれまでの検討接触の記録等に関する事務は、市区町村の自治事務とされている。  平成24年7月9日に、改正住民基本を懐法が施行され、外国人住民についても、日本人と同様	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	209	その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方稅法第22条 地方自治法第2 40条第2項 70第3項 地方自治法施 中方自治法施 602,同第171 条06,同第17 1条07	おける滞納者情報 の幅広い共有化	地方自治法第240条の「債権」について、次のいずれかの措置を希望する、①地方自治法第240条に条項を追加する処定条項。 を追加する処定を行い、同条家2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した特徴を活用で全る音を貯文化する。②地方税法第22条に任し書きを加える改正を行い、同家の「秘密を無し、又は客別・比場合」とする規定については、秘密とされる情報を地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うに当たり必要な範囲内で活用する場合に限り、適用されない旨を明文化する。	地方税のみならず、非強制徴収債権の回収についても、歳入の確保という観点は勿論。他の納付者との負担の公平性の観点からも精郁的に行う必要がある。事務事業の原資は地方税等の公金であり、同じ自治体の債権という点において、賃付金や家賃の公益性は税金と選色がない。これらの債権についても、地方税に関する情報を含む行内情報を共有・活用のうえ、積極的に回収をしつ、生活困期者を判断される者については、セス・ロス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	
27年	210	その他	市区長会	中核市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 252条の1702 第3項 地方教育行政 の組織及び選 第55条第6項	事への市町村長 の要請の規制緩	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市 町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する 際の議会の議決の撤廃	「現状」 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することするよう 実践することができる。上投策されている。また、地方教育内板の組織及び運営の高に関する法等の5条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定においても、本語で同制度の活用事例は営無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請ことどまるにもかかわらず、議会の議決という事前が行われないのは、都道府県知事への要請ことがまることが主たる要因と考えられる。 都道府県知事から市町村に全っては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。 の議決という事前を持ち、中間では、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、よれに加えて市町村議会の議決を必要となるため、議会への上程手続きや職道府以事をといのと認識すると適ますると、市町村長に大のであるが、市町村長からの要請を行り場合には、よれに加えて市町村議会の議決を必要となる。こっことが実施となり、当該教授を活用することを結論すると各様ない状況にある。企業を持ていた。とおりに対して事務の移譲希望が出現してから実施の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。こことがの各議をより、市町村長に協議を求めることは、本のを持ていた。市村長に協議を求めることできると手を持ていた。本の方は、市は大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の	
27年	243	消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	総務省(消防庁)、 国土交通省(気象 庁)	B 地方に対する規制緩和	·消防法第18条第2項。 第2項。 消防法第16行規 則第34条 - 气象業務法第 - 气象、 17規則第13条 - 予報開線 規則第4条	波警報標識におけ るサイレン吹鳴パ	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」 及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報 整報標譲規門で成る海東登報機譲の「大津波登報 及び「津波警報」の吹鳴パターンが重視していること で、災害発生時における消防団負や住民等の適切な 避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターン の重複解消に向けた見直しを提案する。	[現状の課題] 警報サイレノは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴・パターンにより吹鳴を行っている。 消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、決災発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表して時には自動で、津波注意報の発表時には手助で自治体の防災局から防災行政無線を通じ吹鳴される。 は年では、南海トラカ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴・パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡ぐなる恐れがある。  [効果] 吹鳴・パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動・担難行動・支援に着手することができる。  【その他】 本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。	
27年	246	教育·文化	都道府県	兵庫県、新潟 県、鳥取県、徳 島県、関西広与 連合	。 総務省、文部科学 或省	B 地方に対する規制緩和	条、附則第5条 地方独立行政	地方公共団体が 管理・適営を行う 大学財属学校の 公を管 が必要法人へ の移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移 等当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移 立行政法人法を改正すること。	【支韓事例等】 長藤県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8 など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大 学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、正体的に教育プログラムの 核計等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったた。 成の管理執行面における展題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な 視野で両者のニースを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが 視野で両者のニースを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが (効果・必要性) 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほ か、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生 かした教育が可能となる。	公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	247	教育・文化	都道府県	兵庫果、新潟,京、 漢質県県、 瀬京徳島県、 関西広域連合	総務省、文部科学 省	: B 地方に対する規制緩和	地方独立行政 法人法第41条	等について、法人 の資金調達による	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	見りついてはなく、ムエハナムハロウが見立め座で行いて連ゅりつことが主よしいころんていつが、	5【総務省】 (7)地方独立行政法人法(平15法118)(文部科学省と共管) 公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立 大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及 び債券発行を可能とする。
27年	307	その他	都追府県	宫城県、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第259 条. 第731条	法定外普通税及 公法定外售通税及 公定证明的税 公定证明的税 可定证保备税 幸福 医阴间的税 中華 延長外間 以单规 最大企业 中国 经股份 电影 在 大陸 上 中国 化 中国	地方公共団体は法定外普通税や法定外目的税を新設・変更しようとする時には、税率の引下付・課務方面 防立経等を行う場合を除る。あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 が、更なる規模組入して、「投降・延長期間の変更を 伴わない単純延長」の場合の総務大臣への協議・同意 の廃止を求めるもの。	【検討の経緯】 平成12年地方分権—括法による改正にて、法定外普通税の許可制を廃止し、同意を要する事前 協議制へ移行、あわせて法定外目的税制度を創設。平成16年、税率の引き下げ、課税期間の短 稿、法定外税の廃止につき、総務大臣への協議・高砂・不要となった。 【具体的な支障事例】 当県で現在設定している法定外普通税及び法定外目的税は各1件(課税期間:5年)であるが、税 等・延長期間の変更を伴わない単純延長の場合においては、納税者の負担を大きく損なうもので はないにもかかわらず、新設や税率の引き上げの場合と同様、大臣協議の標率処理期間として 3ヶ月程度が必要であり、事務処理が煩雑である。 【制度改正の必要性】 地方公共団体は法定や普通税や法定外目的税を変更しようとする場合、税率の引下げや課税期間の短縮等、熱税者の負担を軽減させる際には、総務大臣との事前協議・同意は不要であるが、 「税率延長期間の変更を伴わない単純延長」についても、納税者の利益を大きく損なうものでは ないことから、総務大臣との事前協議・同意と廃止することで、更なる地方分権を進めることができ ると考える。	
27年	313	産業振興	都追府県	香川県、徳島県	総務省、経済産業省	A 権限移譲	產業競争力強 化法第113条、 114条、137条3 到業、第二創業 促進補助金	創集支援事業計 価の認定権限の 都選所飛への移 譲	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、 地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行え るよう次のとおり提案する。 ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移 譲 ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事 務に係る財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県、市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画に入っては、国から情報共有があっても黒が窓性機を有していないとめ、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援「取り相対を環境にない。 4 果で表している創業やセナーの開催等制業で援い、1 開一の要素を通じ、本県で積燥的に実施している創業やセナーの開催等制業で援いている。 2 また、創業を援事業計画の設定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積燥的に実施したいる創業やセナーの開催等制業で損に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、現と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援場でして同植物をの窓口となり、規足に対しての周知に努めるともに、申請受付時等においては、果の支援施策の銀り等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等対象に、割業を関するいまを手行できた。さらに今年度からは、支援を受けた事業事門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。しか、今年度から、創業者のフォローアップに取り組んでいる。しか、今年度から、創業者のフォローアップに取り組んでいる。しか、今年度から、創業者のフォローアップに取り組んでいる。しか、今年度から、創業者のフォローアップに取り組んでいる。の、日本のでは、日	
27年	316	その他	都道府県	茨城県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法等 238条の4第2項 第4号 地方自治法施 行令第169条の 3	行政財産の貸付け範囲の拡大	行政財産の貸付けに係る「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件について、地方公共団体の事務事業に使用される見込みのない「スペース的な条裕のある場合」だけでな、休日や皮間等の時間的な余裕のある場合」にも貸付けができるよう見直す。	【支障事例】 本展では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等 本展では、行政財産を経営資源として捉え、その有効活用による収入の増加を図るため、民間等 への開放を検討している。 例としては、業務時間から体目に、庁舎敷地のうち、「展果広場」を展開企業の営利イベント(モー アーショ・物産展、展示場等)に有償資けは、18車項場と開放を基金の地域への価格で有償資付け、プラウンド(を一般展現に有償で時間度しずることや、庁舎建物のうち、「会議室」を民間企業の金舗スペーンとして有償で時間度し、「展型ロモー」を民間企業のイント(結婚式、前コン等)の場として有償資付けすること等が想定される。「行政財産の集団等の使用が認められるがある場合のうち、「行政財産の実付け」については、庁舎等の 球面積又は敷地「会体がある場合に認められるが、これは地方公共団体の事務事業に使用され、 発展、日本の場合は、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	319	教育·文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	JETプログラム 任用団体マニュ アル募集要項	認められたALTの	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの 特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を 撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう。期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】  化工は大学・業をすぐに任務に該たか、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。まま、日間もないALTは大学・業をすぐい任務に該たか、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。まま、日間もないALTは、大学な会社のでは、日間はいる。日間のは、ALTは、大学な会社のでは、日間はいる。日間は、ALTは、大学な会社のでは、ALTは、ALTは、ALTは、ALTは、ALTは、ALTは、ALTは、ALT	6【総務省】 (10)語学指導等を行う外国青年招数事業(外務省及び文部科学省と共管) は大管) 語学指導等を行う外国青年招数事業における外国語指導助手 (JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結 実を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地の国際化への対応 の中で、延長も含かて移討し、平成20年度中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を請する。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通 省、農林水産省、 経済産業会、文別 省、環境省 省、環境省	D ###!-##	過疎神寺の ( ) 自自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 自 音 第 6 保	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要 一地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を複変となけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ と。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画家定時期が重複した場合のスケジュール等の調 整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振見を目的に制定されたいわゆる地域振興ら法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定のなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障率例】 展内市町にアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、計画で大事務的負担を行ったとした。条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり計画で入りに多な本務務的負担を行ったが、人力切な地方づくり、地方自生、の現場を動かすための人員にも影響した27年度は、過酸法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が編集する場合があるほか、県内市町村内の関係展展、開発する時間が十分に指案できず、担望使の事務量が多大となる。また、作成に当たつては、関係省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が編集する場合がありまた。また、作成に当たつては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担であるるに、共成の指揮策等】 各法に定める計画を襲車目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定時期(便新時期、タイミング)によっては、策定作業が観検し、地方に多たな負担が生じる可能性がある。このため、事務の報輳を避けるスケジュール設定等を関係府者で調整していただきたい。	[再稿] 6(総務省] (6) 総島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法 (昭06法63)及び・最終地域自立促進特別指置法(平12法15) (稲島 振興法及び・最終異規法は文部科学省、厚生労働省、農林水産省 経済産業省、国土交通省及び環境者と大管、山村振興法及び過載 地域自立促進時別指置法は、農林水産省及(四里大会省と大管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度(策定する必要が 今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減が
27年	328	消防•防災•安全	一般市	西予市	総務省、消防庁	B 地方に対する規制緩和	消防法施行令 第44条 机力的法施条 间期强弹地划措 通促進 特別措 送 法	救急隊編成基準 の特例拡大	消防法施行規則第50条で定める救急隊編成の基準の特例を拡大して、地域を限定したうえで救急隊員2名で 教急業務を実施できるようにする。	[銀行の教意際編成の基準] 清防法施行今第44条では、救急隊員3人以上をもって編成することを規定し、消防法施行規則等 50条にて、転除搬送で医療従事者等が教急自動車に同乗する場合に隊員2名編成の特例を定め ている。 「教急隊員3名基準の弊害」 広大な地域を有しながら山間、集落が点在する当市のような過疎地域では、人口集中地域に消 防署を設置し、周辺地には教急出張所を配置し教急業所にあたっている。しかし、緊急財政が進 かでいく中では十分な職員数を設置できず、教急件教の少ない出張所の運用時間帯を制限せざ るを得ない状況にあり、不在時間帯の教命事紙下が懸念される。 現に、教急事不在時間帯に自家用車での搬送中に死亡された事業も発生しており、24時間体制を 望む声が上がっている。 【基準の改正〕 清防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで教急隊2 名編成を可能してる。 【制度改正の必要性】 清防法施行規則第50条を改正し、過疎地域等の地域を限定した特例措置を設けることで教急隊2 名編成を可能してる。 【制度改正の必要性】 お抜いによる現場活動要員の増加は見込め また、横浜市の特区制度(教急隊2名編成)もあるが、教急車不在地域ななく現場到着時間を短 ない。また、横浜市の特区制度(教急隊2名編成)もあるが、教急車不在地域ななく現場到着時間を短 を国的に人口環かが進亡地方においては、教急出張所の運用制限や撤退を余儀なされ、教急 道路地域の拡大が予測されるため、教急隊2名編成の可能性を検討顧いたい。 基準改正によるリスクの解引、	救急隊の編成(35条の12)については、過疎地域等において必要な 救急体制を確保できるよう、救急業務を3名以上で実施する体制を
27年	334	その他	一般市	高岡市、射水 市、氷見市、小 矢部市、砺波 市、南砺市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	連携中枢都市 園構想 網第3	連携中枢都市圏の要件緩和	上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の 都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重層的に連携を進めてきたところである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、このような6つ成ちに高次の都市機能を集積していたことはもとより、一層のネットワーク強化により、地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような「多種ネットワーク」による広域連携	連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	202	その他	指定都市	川崎市	法務省	A 権限移譲	出入国管理及 び難民認定法 第19条の3	カードの交付事務	特別永住者証明書については、居住地の市町村長を 経由して交付するとされているが、在留期間が無期限 である永住者に対する在留カードの交付についても、 居住地の市町村長を経由して行うこととする。	【制度改正の経緯】 「出人國管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を開設した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月18日公布、平成24年7月9日に持ちたた。ここ、新しい在留管理制度が導入され、永住者については、以前の外国人登録証明者では市町村の窓口で手続できためが、在留か一ドに切り替わることで、「法務省人国管理局で行う必要が生じた。 「支持奉例」第四日で手続が行えていたものが、在留か一ドに切り替わり、所要の手続について法、法務省人国管理局で行う必要が生じることで、身近な市町村窓口より適方にある施設への移動等手続に要する手間が増え支障となっている。 「制度改定の必要性」 「相関の新規制度である永住者については、再入国許可申請等以外は法務省入国管理局へ行く機会が少な、より身近な居住地の市町村で在留か一ドの交付ができるようにすることで、移動等に要する手間をを解消でき、永住者である市民の利便性向上が期待できる。なお、川崎市においては、平成26年12月末現在、外国人人口約3万人のうち約3割を占める永住者が恩恵を受けることが想定される。 「総念の保護力と	
27年	301	医療・福祉	指定都市	千葉市	法務省、厚生労働 省	B 地方に対す る規制緩和	条第3項及び第 253条	生活保護法に基づく費用返還請求 権の収費用返還請求 権の収費法とに おける非免責債権 化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法 第78条に基づく費用級収穫を、破産法第263条に 以て非免責債権として明記するか、若しくは破産法第 63条第3項に規定する偏頗行為の否認の例外として 明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 資産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに 保護を実施すぐき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機 関に求められる、このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用わないしずると、受 給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となること が懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用 信道を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を書するもの(偏額行為)であると提訴 され、東京高裁において本市の敗訴が確定し、全額を破産管財人へ返還する事業があった。	
27年	29	その他	その他	関西広域連合 【共同提案】 投資保、京都 府、兵阪府、兵 庫保、和政 県、島取県、徳 島県		A 権限移譲	旅券法第2条、第5条 第4条、第5条 の2、第8条 等	自治体職員の公 務による海外渡航 に係る公用旅券の 発給	自治体職員の公務による海外渡航についても国の省 庁と同様、公用旅券の発給を可能とし、関西広域連合 が発給業務を実施できるように求める。	接案にあたっての基本的な考え方) 日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する。いわゆる「地方外交」を積極的に推進していべことが求められており、そのためには、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう。自治体職員の公務による海外疫域についても、国の各省庁と同時、(夕用族券)の契約を持つでいて、関西広域では、日本の大学では、日本の大学では、日本の大学では、日本の大学では、日本の大学である。「公用旅券」の発給業を限について、関西広域連合のような存集域を設め、日本の大学では、日本の大学である。「公用旅券」の発給、東京できる制度とすることを求める、(制度改正の必要性等) 信息県の飯泉知事が、東日本大震災後の福島原発の影響についての懸念を払拭するため、中華人民共和国転打板影論等にその安全性をPRUてもらうよう要請を行った際、影領事から「中国では地方政府の職員に「公用旅券」が発給されており、日本でも同様に自己体体製員に、公用旅券」が発給されておい、日本でも同様に自己体体製員に、公用旅券、日本でも同様に自己体体製具に、公用旅券、日本でも同様に表している上が、これまでから国に変越してきたとことでは、国の子海城の等には至っていない。 これまでから国に要認してきたところであるが、未ざ実現には至っていない。 これまでから国に要認してきたところであるが、未ざ実現には至っていない。 近年、各地か公共団体においても、各地域の取組を後押し、国際交流による地域経済の券に対しているのには、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	
27年	322	その他	都道府県	福井県	外務省	B 地方に対する規制緩和	旅券法施行規 則第19条	旅券発給手数料の納付時期の変更	旅券発給手数料の納付方法を、旅券受領時から旅券 申請時に変更かつ、受領に来ない場合でも旅券発給 手数料を返還しない	[現在の制度] 現行制度では、旅券法施行規則により旅券発給手数料は旅券受領時に納付することと定められている。 【支障事例】 しかしながら旅券発給申請者の中には旅券を受け取りに来ない場合があり、県から申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。 (当県での20年度旅券発給件数 10,283件、未交付失効 18件) 【制度改正の必要性】 ついては、旅券発給申請者に対し旅券発給手数料を申請時に納付させることで、受け取りに来ない場合でも確実に旅券発給手数料を徴収し、事務負担の増加に応じた歳入を確保したい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	[調整結果] 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	319	教育・文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	任用団体マニュ		(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて正文障率的1 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 [文障率例] ALTは大学卒業後すでに任務に飲ため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もない人のほとんどが日本語のコミューケーションに間触があり、小学校には必ずしも英語事料教員が配置されいないことから、校内の業務に支障をきたしている。現在未保で囲口でいる来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の事もあるため、ALT場合による質の低下が懸念される。 [地域の実情を踏まえた必要性] 学校現場からもため、ALT場自による質の低下が懸念される。 「地域の実情を踏まえた必要性] 学校現場からは、5年間終7年後七用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 「制度改正による効果」 任用を延見したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、本県の子どもたらの英語能力を考慮して。より適切な相違が期待できる。また、英語専者教員の配置が十分ではない小学校で活用も期待できる。 「想定される懸念の解消策】 任用期間を昼長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による等害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	[再掲] 6(外務省] (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(総務省及び文部科学省と 共管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導過事 (以ET-ALT)の任用期間については、UET-ALTの活用状況調査の結 果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応 の中で、張号よ会の定義社、平成34年度に結論を得る、その中で、
27年	229	その他	都道府県	京都府、関西近城連合、滋賀、大阪市、民間、大阪市、民間、大阪市、兵庫県、大阪市、兵庫県、島取県、徳島県	農林水産省(水産 庁)、財務省	A 権限移譲	国有財産法施 行令 第6条第2項第 1号のイ 国有財産特別 措置法第5条第 1項	漁港区域内の里 道·水路に係る管理権限の漁港管理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路 について、国有財産特別措置法第5条第・項を改正 し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から 市前村の申請に基づき譲与されたが、漁港区域内(無林水産省所管)の里道・水路については国 有のままで、境界確定等の管理事務は、国南財産法施行令の規定により、法定受託事務として都 通所県が行うことされている。 一方、漁港施設の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に 利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の境界能と申請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わ るため、申請者の手続きが非常に煩雑であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に襲手するのが適切であり、市前村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請を行っている。 理する漁港区域の一元的な管理、申請を口の一本化による住民サービスの向上の視点から、 個々の事情に応じた事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	
27年	21	教育·文化	その他	関西広域楽』 一個 は実別 の の の の の の の の の の の の の		A 権限移譲	学校教育法第4条、第95条、第95条、第 第4条、第95条、第 第 4条、第 5条、第 5条	大学設置認可に 係る事務・権限の 移譲	大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加する とともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認 可権限の移譲を求める。	東京 - 極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の 時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大 学の新規設置・光実が不可欠である。	4【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22 法26) 大学の数置の認可(4条)については、大学の地域に対する社会質 財際の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や 連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り複数の地方公共 団体の意見を聴するよう技術、当該認可に際し、大学設置
27年	22	教育·文化	その他	関西広域連合 (共質素)都 (共質果、都 原原果、板 所 原果、 局 別 原 果 、 局 果 、 版 房 果 、 版 房 果 、 版 房 果 、 版 局 果 、 版 局 果 、 版 局 果 、 版 , 版 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 、 長 、		A 権限移譲	私立大学等経 常費補助金交 付要網 等	充実を図るための	地方大学の新規設置・拡充がなされる場合における補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付 事務の移譲を求める。	[基本的な考え方] 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブを優り込んが制度を構築したとて、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務機関の移動が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けることを求める。 「創度改正の必要性] 地方においては、地方公共団体等との連携によるまつづりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づが新事業による異りの創出など、地元大学に対する多样なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学教は首都無学と比較して著るくかな、地が求求めるニーズに十分対応することが因輩である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブの付きが対象性の大きため、これらの制度化が求めかもある。補助金制度に地方大学のが規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。大学関係者からは、補助金交付の事券・権限が地方に移覧された。	4【文部科学省】 (2)私立大学等経常費補助金 私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)に ついては、平成28年度分以即の採択に当たって、申請する大学等 を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、平地方公共団体が更多を述べる機会があることを、地方公共団体が変見を述べる機会があることを、地方公共団体が要見を述べる機会があることを、地方公共団体が要見を述べる機会があることを、地方公共団体で

年月	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
274	F 23	教育・文化	その他	関西広域連合 (共同集) (共同集) (共同集) (共同集) (東東) (東東) (東東) (東東) (東東) (東東) (東東) (東	文部科学省	A 権限移譲	私立大学等経 常費補助金交 付要網 等	地方大学における 留学生対策の充 実のための事務・ 権限の移譲	地方大学による外国人留学生の増加のための取組に 対する補助金の補助条件の見直と行うとともに、補 助金交付事務の移譲を求める。	活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。 補助金制度に外国人留学生の受入礼数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地 域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができる	[再掲] 4(文部科学省] (2)私立大学等経常費補助金 私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費 補助金の加寧を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)に ついては、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等 本通「で曲かん米甲板からの意 卑多動節 本後幸を対けるためました。
273	F 246	教育・文化	都道府県	兵庫県、新潟 県県島取県広域 連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法 第 2 2 条 附則第 5 条 条 为独立行政 法人法 第 2 1 条、第 7 0 条	地方公共団体が 管理・運営を行う 大学附属学校の 公立大学法人へ の移管	地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。	[提案の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6【文部科学省】 (2)学校教育法 昭22 法26) 及び地方独立行政法人法(平15 法118)(総務省と共管) 立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21 条2号及び70 条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。
273	F 247	教育·文化	都道府県	兵庫県、新潟県、滋賀県、海賀県 海府: 徳島県、関西広域連合	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政 法人法 第41条	地方公共団体が 実施する公立大学 法人の施設整法 の資金制達による の資金制達による ための長期借入 規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きぐ左右されているのが実状である。 【支障事物博3 公立大学法人化の腹旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模に施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借り入れできないため、地方自治体の予算指置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 果としては、東の資金調達、大学の施設整備、金融情等等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、関方法上では、「金成力を選が、金成力を持た。「金成力を持たしていては、最適財産が開い等るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入ができるよう求めるものである。国立大学法人については、保証財産が高いた。公立大学法人についても、地方自治体の予算指置等を伴うまでも無く、国立大学法人に対している。公立大学法人についても、地方自治体の予算指置等を伴うまでも無く、国立大学法人に対している。公立大学法人についても、地の取得が最近のである。 「効果・必要性】	6【文部科学省】 (6) 地方独立行政法人法(平15 法118)(総務省と共管) 公立大学法人による条例資金の調達(41 条5項)については、国立 大学法人の例を参考にしつ、設立団体以外からの長期借入金及 び債券発行を可能とする。
274	F 37	教育·文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	高等学校等修 学支援事業費 補助金(奨学の ための発付金) 交付要綱	高校生等奨学給 付金制度に係る給 付要件の見店し (県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都 道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外 高高等学校等に通学する子とも持つ保健者等の把 搬が困難であることなどから、類似する高等学校等就 搬が困難であることなどから、類似する高等学校等就 歩文規金制度(固による授業科支援)に合わせ、生徒 が在学している学校のある都道府県が給付する制度と すること。	「保護者に対して安給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消す必要がある。 【支障事例等】	6【文部科学省】 (9)高等学校等格学支援事業費補助金(奨学のための給付金) 高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府 累が給付きるたけこいでは、公立高等学校に係る授業科の不敬 収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正す 必法律(平25,50)による収定後の高等学校等就学支援金の支給 に関する法律(平25,50)による収定後の高等学校等就学支援金の支給 に関する法律(平22,518)の平成28 年度までの施行状況とあわせ で検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な 措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	41	教育·文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高等学校卒業 程度認定試験 規則	高等学校卒業程 度認定試験関連 実務に係る国と県 の確化 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県 の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している 事務について、国で実施すること。	要な来称の一つことでは辿り口でもを得ない状態にある。 当該業務を報道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。	6【文部科学省】 (1) 学校教育法(昭22 法26) (1) 高学学校教育法(昭22 法26) (1) 高等学校の委集程(恵記定試験(90 条1項)の実施方法について は、国が実施(地方な共団体以外への外部委託による実施を含 さ。)する方向で移討、平成28年中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講する。
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内關府、総務省、 丁文部科学省、厚生 労働省	B 地方に対する規制緩和	・行る特別を ・行る特別を ・行うを ・行うを ・行うを ・行うを ・行うを ・行うを ・行うを ・行う	マイナンバー制度 における照会項目 の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な 字新記ついで列表策で2巻型がされている事務を処理する。ために情報連携できる特定個人情報は、住民果関係し、出去事務を処理する。 情報に関られている。して、当年の代表では、生活保護 関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお 別まずるよう緩和をおいました。	【番号法での規定】 番号法等19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定め る学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定 他が構成ついては、住民票関係情報としている。 第40年20日本の大学の大学の大学を保健安全法第24条の援助の対象とな 各者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条の援助の対象者は、生態 援護業等6条第2項に規定する要核種者をびた生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に を規定に対している者でからつくできかるものと規定されている。このとから、援助の対象とな 者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に実する程度に国別にているかの の判断は、施行令管9条件の公共団体の数量をある。また、要保護者に実する程度に国別にているかの の判断は、施行令管9条件の公共団体の数量をある。また、要保護者に実する程度に国別にているか の判断は、施行令管9条件の公共日体の数量をある。また、要保護者に実する程度に国別にているか の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方程関係情 報も必要となる。	に関する法律(平25 法27) 学校保健安全法(昭33 法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するため に必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通 省高農林水企主省 経済产者。定省 省、環境省 省、環境	B 地方に対す	過疎地域自立 過減地域自力 は第5条、第6条 条、第7条 条、第7条 4、第7条 特定開入 域における 域における 機関 域における 機関 の は 線 り を り り り り り り り り り り り り り り り り り	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ことに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を確定やなけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ と。 ・計画記載項目の共通様式化によるの分 ・計画記載項目の共通様式化によるのよい ・計画業定時期が重複した場合のスケジュール等の調 整	類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多 大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり、地方割といの現場を動かすための人員にも影響 しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があ	済産業者、国土交通省及び環境者と共管。山村振興法及び過酸地 域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の 共管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が ・後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減する
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島男	総務省、国土交通 省、農林水産省、工産省 経済生産省、工産省 科学省、環境省 省、環境省	B 地方に対す	過疎地域自由 自由 は	おける計画東定手 続の簡素化	があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。	人な争称的責任を任うしたり、人切な地方プペリ(地方創生)の現場を動かりたのの人責にも影響しかねない状況である。 しかねない状況である。 はたの7年度は、20種は、半点標準は、Jutter間はの2はにあるません。社内を集中するの面がも	地方公共団体が広洋に基 八計画寺を同一年度に東走りる必安か

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	118	教育·文化	都道府県	愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和		通級による指導の 対象となる原書の 種類の見直し	知的障害を通線による指導の対象に加える。	【支障事例】 ハ中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象 外である(平成 25 年 10 月4日付け25 文科初第 756 号通知)ことから、個々の障害の状態等に がたした特別が指導を受けることができない。 そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の 記慮を行っている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本果では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進め ている。通常の学験に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行 うことで平等な教育機会が確保できる。 【制度改正による効果】 個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながると ともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。 【制度改正の経緯】 温齢学数に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ(平成4年3月30日)において、知的障害としては「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定まにより指導することが適切 「都会学数に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ(平成4年3月30日)において、知的障害とある。ときされ、平成5年度の制度改正では、発達障害が新たに通数の対象となったが、知的障害は対象とされなかった。 平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が絵合的判 所によることとなったこかは、知的障害兄も制度と、当然に富幸の学級に在着することとなった。 しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通徳による指導の対象外とされている。	6[文部科学省] (1)学校教育法(昭22法26) (前)通級による指導の対象となる障害の種類(施行規則140条)に ついては、知的際書による学習上又は生活上の困難を改善、克服す
27年	176	教育-文化	施行時特例市	松江市	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	子校教育法第3		公立幼稚園へ指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とするよう、学校教育法第5条に規定する設者管理主義を規制緩和するもの。		ることなど、公私連携幼保連携型認定こども園の仕組みを活用する
27年	179	教育・文化	指定都市	京都市	文部科学省	A 権限移譲	学校教育法第4 条第1項第3号	私立幼稚園の設 置等の認可権限 及び財源の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、 指定都市への移譲を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 新制度移行後、施設給付き受ける私立幼稚園の確認権限(給付の実施主体)が市となっている ・ 私立幼稚園の設置認可保護を有する所との間で、連絡調整の手間が生じている。 幼稚園はな立より私立の方が圧倒的に多く、保育所は28私立間わず市に設置認可等の事務権限 があることを踏まえ、市が一元管理し、幼児教育・保育の在り方を一体的に検討していく必要がある。 【移譲による効果】 本市においては、約9割の在園児が通う私立幼稚園の重要性を認識し、市独自で補助金を交付しているが、これを京都府が行っている補助と一体的に行うことで、より地域の実情にあった効果的な制度を構築できると考えている。 【昨年の提案募集における省庁の見解への反論等】 指定都市市長金から提案を行ったが管理番号・421)、「①平成27年度からの子ども・子育で支援 新制度への移行に関し、幼稚園関係者に多な近望と報告をいまった。 「ぼかねない。」「②高等学校以下の私立学校に係る設置認可等の事務は都道府祭に一元化されている。」とから、対応不可以とされた。 しかしながら、①については、私立幼稚園の設置認可等の事務は都道府祭に一元化されている。」ととから、対域不可以とされた。 しかしながら、①については、私立幼稚園の設置認可等の主体が移行しても、制度そのものに大きな影響を考えるわれては新聞度が励き出たこととに鑑みると、現時条では移譲に支障 また。②については、質の衛い場の理解の場合とないままった。ではいては、質している場では多様に支障 また。②については、質の衛い場の理解の場合といるといましていままった。 また。②については、質の衛い場の外間の登録といるといましていては、資の本質により、対していては、気の場合といては、気が見からには、私立というはではなく知及者を発き、保育という話がである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分		定事項 項名) 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	329	教育·文化	指定都市	横浜市	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9 条、私立学校數 私立学校數 条、学校教育法 第4条	性園の認 に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運	【制度改正の必要性】 「共化・子育で支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への 若行理進や保育所持機児電解消の機械に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を 一体的に捉えた総合的な子育で支援策の実施が可能となる。 「支障事例】 (新制度下における市と県の権限のねにれ) (新制度取下における市と県の権限のねにれ) (新制度取下における市と県の権限のねにれ) (新制度取下における市と県の権限のねにれ) が創度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う総付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事務負担増だと取えられる限別になっている。 認可定員を超過し間児を受け入れている間が給付施設に移行する際。間は市に定員適正化計画の担比や毎年の実績報後を行う。市は利用定員との齟齬等を確認するが、最終的には認可権者である県の判断を叩ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離している場がの実情を指される場合では表が、表別では、一般で表別では、一般で表別で表別では、一般で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で	
27年	212	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地域 万知・三年のため応 東京・日本の代め 東京・日本の 大め 東京・日本の 大が 東京・日本の 大が 東京・日本の 大が 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	内閣府、文部科学省、厚生労働省		(保育所等整備 交付金) 北美第 55条の4033 備交付第一次 403 情等的全位 (施設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成設定上40 成数交付全	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定ことも固 は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを 持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本 代の図られたころである。 一方、その施設整備に係る固費は、保育所部分は「保 備に係る 育所整備文付金(医生学働名)」 幼稚園部分は「認 定こども関施設整備文付金(文部科学名)」と別々であ り 文でとも関施設整備文付金(文部科学名)」と別々であ り では金事務の選れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立し ている状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の 統一等の改善を求める。	(参考)	(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内閣府及び厚生労働省と共管)
27年	323	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内關府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	対保連続     対保連続     は    は    は    同間     は    は    は	外の認定 切保連携型認定ことも園以外の認定ことも園の認定及 の認定に び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指 の認定に ウ朝末 2 発験 オス	接供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定ことも園 に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事実実施が可能と なる。また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じるこ とから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による 等務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているも のと考える。 (支障事例) 対保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所 型」地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ど・子育で支援法第31条の規定におる確認については指定都市が行う必要があること から、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手 総を行わなければならず、規律である。	以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向市置 接対し、平成28年中に結論を得る、その結果に基づいて必要が設定 延減する。 が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定及び認定申請 が受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定を事査(3条5 項が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定をしない旨及 が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定をしない旨及 が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定をしない旨及 が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定の取消し及び ・が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定の取消し及び ・が保進携型認定こども園以外の設定こども園の設定の取消し及び ・が保速携型認定こども園以外の設定こども園の設定に係る関係機 が保速携型認定こども園以外の設定こども園の設定に係る関係機

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	210	その他	市区長会	中核市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 252条の17の2 第3項 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6 第6	理特例における知 事への市町村長 の要請の規制緩	地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市 町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する 際の議会の議決の撤廃	【現状】地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議法を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方商音行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県外育を負金の権限に属する事務の一部に担い、概む同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は営無である。「制度改正の必要性」 一部町村長からの整動が行われないのは、都道府県知事への要請にどきるにもかかわらず、議会の議決という市町村目とつては非常に高いハードルが設定されていることが生たる要因と考えられる。 他選訴提出すから市町村目をつては非常に高いハードルが設定されていることが生たる要因と考えられる。 他選訴集出すから市町村目をつては非常に高いハードルが設定されていることが生たる要因と考えられる。 他選訴集出事から市町村目長への権限を貸取際には、条件例改正のための超道府県議会の議決という市町村において事務の移場を対か出現している実際が程度が経りませており、市町村長に公議会をが出まれている。また、地方自治法第252条の17の定案1項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県知者会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失していると考えられる。 加えて、内閣所によるが地方分権改革に関する現実募集、制度が創設され、これについては市町村議会の議決を得ることなり、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失していると考えを得ることなり、市町村間の連やかな協議や選集会が基金の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。 「制度改正による効果」	
27年	296	教育-文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育 教務教育 教の学校及びの 長数する項 に関する項 に関する項	おける教職員以外 の医療職等の配	特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重度 化・多様化への対応や地域センターの晩額にの強化、就 対支援の完全のため、(1) 教長度教を用いて、医疾職 や福祉職等、教員以外の服員を定教配置化したり、(2) 特別支援学化といける教職員以外の医療等の配置 を柔軟に行えるようにまするため、標準化法にいう「教職 員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図 る。	【具体的な支障事例】 本果の特別支援学校においては、障害の重度重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加している。また、インクルージン教育の推進に同け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や件業療法士、理予療法士・薬甲療法士・薬甲療法士・薬甲療法士・薬甲療法士・薬甲療法・大きの事門職については自立活動教諭の特別条件がそ付与し、教職員を数の中任用をしている。現在看護師では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっていた事が、対方の先業を図るとで、一般教諭の定数数達する状態となっている。参様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携による児童生徒に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につなが各ケースが報告されており、地域の小中学校に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につなが各ケースが報告されており、地域の中学校に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につなが各ケースが報告されており、地域の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の	
27年	297	教育-文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育 諸学制をの学教職 編別定数の学教職 開定数の近く に関する法律第 2条第3項	カーに係る学校職	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー を新たに学校職員として位置づけ、標準法において定 数配置化する。	[具体的な支障事例] スタールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・スタールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっているにはかかわらず、現在は、国庫権制金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によって必管を受けている。 「地域の実情を診まえた必要性」 スタールカウンセラー及びスタールソーシャルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在のような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。	

年月	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27:	F 298	教育·文化	都道府県	神奈川県	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	に関する法律第	教育支援センター (適応指導教室) の専任教員に係る 学校職員としての 位法による定数化	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員を新た に学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化 する。	[具体的な支障事例] 不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図しながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配置する必要があるが、当該専任教員の総与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きい。 [地域の実情を踏まえた必要性] 不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます事任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。	
27:	F 309	教育·文化	都道府県	宫城県	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	学校保健安全 法第23条 労働基準法第 24条	学校医等につい て、個人に限らず 医療機関等への を療機関等の の が も 規制緩和 を が も が も が も の は の は の は の は の は の は の は の は り る は り る は り る り る り る り る り る り る り	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人 への愛嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣に ついて委託等ができるよう学校保健安全法第23条の 改正を求めるもの。	り、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じて いる。 なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労 働基準法第24条の資金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。	6【文部科学省】 (5)学校保健安全法(昭33法56) 学校医の愛嘱(23条)については、地域に医師がいないなど、個人 への愛嘱を通じて学校医を置ぐことが難しい場合は、学校医の代替 として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成 27年度中に通知する。
27:	F 319	教育·文化	都道府県	福井県	総務省、外務省、 文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	任用団体マニュ	認められたALTの	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるとう、期間の要件を撤廃すべき。 [支障事例] ALTは大学卒業後すぐに任務に就ため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校にはめずしる英語専科教員が配置されいないことから、校内の業務に支障をきたしている。 関では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増身する方針を示しているが、現在本県で雇用している条日間もない一部のALTによる質の低下が懸念される。 [地域の実情を踏まえた必要性] 「地域の実情を踏まえた必要性] で状現場からは、5年間線了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。 「制度改正による効果] 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、本県の子どもたちの英話能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 に規定などれる態念の解消策〕 任用財間を延長できるLTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるたて日期間を促集で認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	(6) 加子指导等を11 アバ国内中に以中来(総の首及び)が初日と六
27:	F 178	医療・福祉	一般市	刺路市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和		障害者総合支援 法に係る基準該当 事業所登録認可 事務の改正につい て	地域のサービス供給状況を考慮して基準験当事業所の登録を判断することが現行制度の原則であるが、基準監当事業所の登録は、所名市の創金を行い、支統決定市町村で、サービス等利用計画により、地域のサービスの状況及び必要性等を判断し支給決定を行うことができないか。	【制度の概要】 基準該当事業所は、都追府県条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に達める事項のうち、その基準を満たすことが要体となっており、その認定・登録については、現行制度では、基準該当事業所が所在している市町村ではなく、障がい者が基準該当事業所を利用することを決定した市町村が行うことなっている。 のため、所在市町村以外の利用者を多数受入れている基準該当事業所は、それぞれの市町村に対し、登録申請を行っている現状である。 調路市基準該当事業所 3か所、平均利用者数36人 認可市町村 13市町村(3事業所平均) 【支障事例】 現在、登録申請を受ける所在市町村以外の市町村は、都道府県条例の基準に基づき、申請書類等の審査を行った上、登録を行っているが、基準該当事業所の状況や内容を現地で把握できる状況ではなく、指導監査等も難しい現状である。 【制度改正の必要性】 以上のことから、基準該当事業所の状況を現地で把握することができる所在市町村で一括登録を行い、利用市町村と情報共有の上、各支給決定障がい者が利用できるように、制度の改正を希望する。	(20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 様(平17法123) (iii) 支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当障害福祉 サービスを受けた場合における特例介護能行費等の支給(30条・項 2号イ)に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手 続については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等人保健する

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	189	医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常 生活及び社会 生活及を総合的 支援するための 32、第51条の 33、第51条の			【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に 係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にある ことにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務 速行が期待できる。	5【厚生労働省】 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法権(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者を援施股の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理は特別を備に関する事項の展出の受理等(5) 余の21から1条の31から1条の32)に係る事務・権限については、平東201年度に実施された指述都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	197	医療・福祉	一般市	三豊市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害活を持ち、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	障害支援区分の 医師意見書の緩 和	常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則第11条の規定により、医師意見書が必要とさ れている。これを、知的障害者の支援区分更新の際に は、利用者の負担軽減の観点から医師意見書の提出	地方の医療機関では、常勤の医師がいないところも多く、利用者(障害者)が医療機関に予約をと り受診したにも関わるず、派遣された医師のため意見書を書すたけないを防らみウースがある。 た、精神料のある医療機関の数が少ないため、遠くまで足を運ぶケースや、精神科以外の医師に 受診するケースもあり、利用者に負担が生じている。	6【厚生労働省】 (20)随書者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 様(平17法123) (ii)随書支援区分の設定(2(条)については、認定に当たって必要 となる医師意見書の作成に当たっる医師を確保するため、都道府県が 実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研 修がより多くの都道府県において実施されるよう使すため、研修の 取組事例を都道府県に平成28年中に周知する。
27年	325	医療・福祉	一般市	三應市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法 第10条	障害者総合支援 法に基づく市町村 検査事務の一部 委託化	障害者総合支援法第10条に基づく市町村の指導検査 事務について、介護保険法第24条の2の規定と同様の 「指定市町村事務受託法人」制度を整備する。	障害者総合支援法に基づく市町村の指導検査事務について、行財政改革に取り組む中では人員の確保が難しく、加えて人事異動もあることから、専門的知識やプウハウの蓄積、人材育成が難しく、実質的な取り組分に至っていない。 現時点では、同じ、指導格養性限を持つ東京都の行う指導検査により障害福祉サービスの適正化に努めているが、年々増加する福祉サービスに別に近急いついていない。 に関連を保険する手段として、が健保険は出境定を持つ計定市両村事務受託法人(以下「指定法人」という。) 制度の導入が非常に有効であると考える。 現在、市が行うが護保険法の総付に係る指導検査は、その大半を指定法人に委託し、市職員と受託法人が一体となって検査に臨んでいる。多くの自治体が受託法人への委託を活用とながら指導、検査を行っていることか。受託法人には自治体での実績を接続を指うことによって、功には、は当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、ないては担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることによって、カーストンでは担当職員が少ないため、検査の実績数は少ないが、受託法人の力を借りることに、制のストルアップにもつながっている。 こういった状況に臨み、障害者総合支援法にも同様の規定を設けることにより、市町村の人員面、技術面の不足を補って効果的な指導や変を担保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることとしたい。	(i)自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査(9 条から11条)については、その事務の一部を法人に委託することを
27年	160	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和			ヨと刊聞されば自一寺と走められている。	[現行の制度]  取労総核支援印型事業を利用できる対象者は、「航労移行支援事業を利用した結果、当該事業の利用的適当と判断された者」等と定められており、特別支援学校高等都卒業者についても一律に つの原則を適用することとされている。 「女雄事例」 特別支援学校高等都の生徒は卒業するまでにその進路を決めたいというニーズが強いが、特別 支援学校の選集時間内においては、際かい福祉サービスを利用できないとから、夏季・冬季等 の体報期間による取開の航労移行支援事業を利用している仕戻である。 総果として、相談支援計画にの確する観楽制機の公産性経過が得られるものであるかは不安が 別る反面、利用者が短期間の環境変化に適応できず混乱する例も見受けられ、このような利用方 法では拡労部分支援事業所にとった一適的な負担がかかりすぎている。 (制度改正の必要性) 特別支援学校では、主に自立に向けた生活面での教育を行っているので、日常の生徒指導の成果を活用し、就業にかかるアセスシートにおいて必要に応じて就労移行支援事業者の協力を得て、実施するとセーナや公室果が制持でき、利用者、就労移行支援事業者への負担も経滅できる 「のと考える、また、訓練給付費の支給削減という効果も期待できる。 ・ 制度の解消費・	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 様(平17法12分高等部の生徒が卒業後に就労継続支援8型乗 家を利用することついては、当該生徒の在学中に、放労経行支援

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
							労働省社会・援 護局障害保健 福祉部長通知) 第二 3(5)就労 継続支援B型 サービス費			級分移行文操事業を整なても級労の適性を確認できた場合には、	30.567.70
27年	219	その他	都道府県	鳥取県、中国地方为知事会、滋賀県、兵庫県、和 歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	大臣の承認を得	調査)の都道府県 への委託による実	労使関係総合調査(労働組合基礎調査)は、都道府県 知事に委託することとされているが、都道府県の事務 負担の軽減を図るため、民間委託に切り替えるなど、 制度及び調査方法の抜本的な見直しを図ること。	事務作業量は多いが作業内容は単純であり、都道府県が業務を受託して実施しなければならない合理的な理由に乏しい。	6【厚生労働省】 (24)労使関係総合調査事業 (24)労使関係総合調査事業のうち、労働組合基礎調査については、都 遊府県の事務負担の軽減を図る軽減から、インターネッドによるオン フイン調査の更なる活用を進めるため、オンライン回答事が高い・ 通府県における取組事例について、都道府県に平成27年度中に通 知する。
27年	50	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省、内閣府(董察庁)	B 地方に対す る規制緩和	医薬品、医療機 器等の品質を 性の原質全 性の原保等等に 育ら必第1項 (立入検査等)	する警察官への立	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の大臣指定薬物等に関する販売店 領等への立入検査等の権限を警察官にも付与すること。	【朝度改正の必要性】	
27年	62	医療・福祉	都道府県	富山県	厚生労働省	A 権限移譲		薬品製造販売の 地方承認権限の	承認基準が定められているが承認権限の地方委任の対象外となっている一般用医薬品等のうち、日本薬局方において規格基準が定められている一般用漢方製剤等について、速やかに地方委任の対象外となっている扱いの見血の検討を行い、承認権限を都道府県に移譲することを提案する。	また、医薬部外品については、薬用歯みがき類等製品群について地方委任の範囲拡大が図られるともに、今後も必要に応じて改正する予定とされた。昨年の結果を指えて、本年は業界の要望が強く、日本薬局方に定められた場格基準に基づき、都道府県でも十分審査が可能と考えられ	医薬品の承認(14条1項)の事務・権限については、告示を改正し、 以下に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(41条1項)におい て品質に係る規格が定められているものは、承認基準の見直しを 行った上で、都道府県に移譲する。
27年	120	医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲		医薬品製造販売 等の地方承認権 限の範囲拡大	現在、製造販売承認に関して、漢方製剤、生薬単味製剤、並びに、生薬のみからなる製剤(承認基準の制定されたもの)の多(は、国(医薬品医療機器総合機構)が承認権者となっているが、これを都道府県へ権限移譲していただきたい。	なお、品目の承認要性となるGMP適合性調査は都道府県が行っており、承認の権限が国から県 に移譲されることで、承認権者と調査権者が同じとなり事務の効率化が図られる。 【支障事例】 漢方のメッカ推進プロジェクトの出口戦略として漢方製剤や生薬製剤の拡大を図るうえで、新たな 商品開発に相当な時間を要するという支障が生じている。	[再掲] 4【厚生労働省】 (3] 医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) する法律(昭35法145) 収率に掲げる一般用医薬品であって、日本薬局方(4)全1項)において品質に係る機能が定められているものは、承認基準の見直しを行った上で、都道府県に軽譲する・一般用波方処方製剤(平成28年度中) ・生業単味製剤(平成28年度中)

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	6	土木・建築	施行時特例市	福井市	厚生労働省、国土交通省	A 権限移譲	高齢を定める。 高齢を定める ( ) 高齢を変わる ( ) 高能を変わる ( ) 高能	サービス付き高齢 者向け住宅に関す る権限の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づ く、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希 望する市町村への移譲を決める。 また、同計画を定めた市町村に対する登録等の事務 も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求め る。	[制度改正の背景] 間は、高齢者の住主いの受け皿としてサービス付高齢者向け住宅(サ高住)の整備促進に関する 嫌策を行っており、告示で市町村にも高齢者居住安定確保計画の策定を推奨しているところであ るが、計画におめ効力があるのは都道所展策変のものだけである。 現は、高齢者自任安定確保計画の中で供き目息の設定等を行っているが、目標数と実際の整備 数には大幅な季離がある(H26年度 目標数:366戸 整備数:781戸 ※福井市舎む4市町 計) (具体的支障事例) (具体的支障事例) (具体的支障事例) (具体的支障事例) (具体の対策数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちな地区) が、20後58戸)。 (別度改正の数半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちな地区が、2000年の対策を開きしたのが、2000年の対策を開きれている。1000年の対策を対策を対策を対策とは、2000年の対策を開きれているが、2000年の対策を対策としていまり、2000年の対策を関係としていまり、2000年の対策としていまり、 第一次では、2000年の対策と対策といるの中心には置づけられ、さらに整備が予想されることから、市のまちづくいの方針と含数に生産機能に対策を受わる。 権限を議により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応 にを経験により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応 にを経験により、市独自の登録基準の設定も可能となることから、市内地域ごとの供給目標に応 にた登録基準の設定や市内中心地に設つて、定面積要件を緩和する登録基準の設定を行い、サ高 住の供給管理を実施できる効果がある。	5【原生労働省】 (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(国土交通省と共管) 高齢者を民性の安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と協議の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条)を行うことを可能とする。
27年	25	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同稅 京都和歌 原 県 馬 取 県、徳島県		B 地方に対する規制緩和	高齢者住まい法 (高齢者の居住 の安定確保に 関する法 所第11条 行規則第11条	サービス付き高齢 者向け住宅の要 件級和(空家の有 効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有 効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供 者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本版のCRCの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっているが、地方においては放置されている空きず政策が襲張の課題となっていることから、既存の空き家をパリアリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への移住を希望する高齢者の受け回の確保と空ぎ家対策を一挙に解決することができる。そこで、より地方の実態に即したのどなるよう。安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所は、サービス付き高齢者のけいて、建物型だけではなく、車で巡回して安否確認等を行う移動型も認めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常数することが写像となっているが、地方においては、空き家対策として保存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家でパアプリー化した上で、一群のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空を家をパアプリー化した上で、一軒のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存の空き家を有効活用する観点では、大きなどのであるととにより、高齢者の地方移住と既存のでき家を有効活用を含めらに当用であることが可能となる。	
27年	290	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山 県	」厚生労働省、国土 交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住 の安を法律に 関す則第11条第1 項	サービス提供者の	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メール以内の所に設置することとされ歩行距離で500メール以内の所に設置することとされました。 ることから、車で約10分種度まで拡大すること。	[提案の経緯・事情変更] 平成27年4月から、空き家等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住 をとして活用する際、状況平便服及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所につい て、敷地又は隣接他に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能 となるよう基準の見直しが行われた。 「支障事例等] 本県の但馬や丹波地域等のように空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以 内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向 け住宅整備の支障となっている。空き家が点在する部態においては、移動は車が中心であるた め、徒歩での巡回に任わり、車での移動が現実的である。 「効果・必要任」付き高齢者向け住をの整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと 移動時間がほぼ同じ車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に 即した空き家の有効活用をさらに推し進めることができる。	
27年	45	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第6 9条の38、第2 03条の2 地方自法施 行令第174条 031004、第1 74条の49の1 1002	介護支援専門員 業務に保る指導序 養事等務の報道府・ 中核市への移譲	現在都道府県で行っている介護支援専門員の業務に 係る指導監査事務を、指定都市及び中核市に移復し、 指定居宅介護支援事業所に係る指導監査と一体的に 行うことができるようにするもの。	介護保険法第69条の38の規定は、介護支援専門員の業務に対する指導監査について定めたものであり、都道府県知事の事務とされている。 一方で、指定居宅介護支援事業者の指定事務、指導監査事務等(介護保険法第79条~第85人)は、ずに指定都市及ひ付株市に移譲されている。 介護支援専門員の配置が必須とされている指定居宅介護支援事業所における不正事業は、当該事業所に動する介護支援専門員に起因するものがほとんどであと考えられるが、指導権関係事業所に動策なることから、迅速に対応できないケースが生じている。 商事務を指定都市及び中核市において一体的に行うことで、より迅速かつ適切な対応が可能になる。	5 (厚生労働省] (2)介護疾接法(平9法123) 介護支援専門員に対する報告の求め、指示・研修受講命令及び集 務業上(69条の38)に係る事務・権限については、地方公共団体か ら意見聴取を行った上で、介護支援専門員が業務を行う地の市町中 の付与又は移譲について検討、一束仮28年にに続論を得る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	233	医療・福祉	都道府県	德島県、滋賀県、兵庫県駅 敦山県、東庫県駅 敦山県、番川県、愛 媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第 74条第1項 項、第3項 項、第3項 指定第2年 計分の 道に関する事及 び 運 (平成11年厚 60条	訪問看護ステーションの開業要件の緩和	訪問看護ステーション開業要件である看護師等の配置 基準(現状では常動換算2.5人)を過疎地域において 緩和する。	【支障事例】  過疎地域においては、訪問看護ステーションから移動時間に片道1時間以上を要する利用者があり、車の運転等、訪問看護施の負担が大きい。また、訪問者護ステーション側からは、効率的な訪問者護の担保ができず、採算がとれないといった経営面の課題がある。 さらに、遠隔地に訪問者護を提供するサテライトの設置については、本果では、小規模な訪問者をおステーションが多く、設置が進んでいない「平成27年4月現在、27所)。一方、訪問者護の利用について、訪問者護ステーションの効率等から、利用者の衆養生活に合わせた訪問者護の利用について、訪問者護ステーションの効率等から、利用者の衆養生活に合わせた訪問者護ステーションの人員基準を2、5人から緩和することで、過疎地域においても開業が可能とない。現職後にロターン、リケーンを考えている者護職の働い場をつくり、人の流れをつくることができる。また、そうした者護職が自分のふるさとで、ライセンスを活かして、できるところから、地域貢献をしたいという思いを後押しすることとなり、地域の活性化にも繋がる。さらに、過疎地域に住む高齢さにとっても、自分らいを観では手る顔なじみの看護職からサービスを受けることで「住み慣れた地域で、自分らしく暮らず1オーダーメイドの衆養生活を送ることができた。近端地域では原療的なアケーの不安から長の機関や施設に入院・入所している高齢者も多いと思われるため、このサービスが定着することにこなれば、施設から在宅へという流れができ、地域包括ケアシステムの構築につながり、地域の安心につながる。	6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (19)介護保険法(平9法123) (1) 外護保険法(平9法123) (1) 特例居宅介護サービス費(42条1項3号)等の支給対象となる地域「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る総島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域(平12厚生省等元53))については、平成20年度以降、地方公共団体の意向を膨いた上で、その適用について値別に判断、上平成30年度で予定されるが連動機が定にあわせて実施されるよう指定する。あわせて、指定も間看護ステーションのサテライトについては、都道府県等の区域を起える指定が関である等。柔軟な指定ができることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。
27年	260	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県県都府、和 東京都所、馬県 県 高県、島東 関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅も受賞に に要すり選挙に の額する単生生 が 12年第19号)	定期巡回・随時対応型訪問介護者態の予及に向ける地域を受ける。 ででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬単価を単独の訪問看護に準じた報酬単価に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービス の地域密着型サービスを完美させていく必要がある。 【支障条例等】 平成27年4月から適用の介護報酬改定の影響も踏まえても、定期巡回サービス(訪問看護利用の 場合1の月籍報酬にな、単独の訪問看護を要介護へ4の場合は、4回以上の提供、要介護5の 場合は、5回以上提供すれば、単独の訪問看護を要介護へ4の場合は、4回以上の提供、要介護5の 間介護の普及が個書されている(単独の訪問看護の方候有れてなるため、定期巡回 随時対定返回 随時対応20 別の普及が個書されている(単独の訪問看護の接後は月5~6回の提供が平均的な提供回 数/《例要介護1~4、訪問回数4回の場合、定期巡回:29,350 訪問看護:32,560 (効果・必要性) 介護報酬上、訪問看護ステーションとの差が無くなることにより、当該サービスへの事業者参入及 びサービスの利用が促進される。	<ul><li>(v)定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護報酬(指定地域密</li></ul>
27年	261	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県県京都府、取 県 京都 原本 駅、馬県、関 西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備する基準の人員、設備する基準18年厚生労働省令第34号)第3条の4	成の自然に向バス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護におけるオペレー ターの資格要件を介護職員初任者研修修了者(ヘル パー2級相当)に緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 高齢が進展するなか、中重度の要介護高齢者が在宅で暮らし続けるためには介護保険サービス の地域密第型サービスを充実させていく必要がある。 【支障者例等】 が護者からの相談や、緊急通報に応じ、必要に応じて訪問スタッフに出動を指示するオペレーター の資格要件が、看護師、介護福祉士、医師、保健師等となっており、人材の確保が困難である。 事業所において、看護師、介護福祉士、医師、特別間介護のサービス提供責任者として従事した者 との連携が取れる体制があれば、基礎的な技術や知識を有している介護職員初任者研修修了者 でもよいと考える。 ※本集の相定状況(19事業所:神戸9、尼崎3、声屋1、明石2、加西1、たつの市1、加古川1、姫 総市川 (効果)必要性】 (効果)必要性】 オペレーターの資格要件を介護職員初任者研修終了者とすること、訪問看護ステーションとの連 携確保やオペレーター人材の確保が比較的容易になることから、当該サービスへの事業者参入 が促進される。	
27年	268	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、取 県、馬県、 県西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	軽費老人ホームの利用料等に 係る取扱指針 別表 II-1	軽要者人ホーム (ケアハウス)の費 用徴収基準の見 直しについて	「軽費老人ホーム(ケアハウス)の利用料等に係る取扱 指針における全額負担とする対象収入階層の引き下 「才及び預貯金等の資産保有状況を勘案した「費用徴収 基準」への見直し。	しずらい状況にある。	上が経過したことも踏まえ、その在り方について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	314	医療・福祉	都道府県	香川県、徳島県、高知県、愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第 115条の45第2 項第6号 地域支援事業別 起5 3(1)ウb (2)	認知症初期集中 支援チームのチー ム員たる医師の要 件の緩和	(具体的措置) テーム員たる医師の要件について、認知症サポート医 であれば足りるとすること。 (理由) がりつけ医を指導する立場にある認知症サポート医 であれば、初期集中支援チーム員たる医師としてふさ わしいと考えられるため。	〇平成26年介護保険法改正により、認知症総合支援事業が市町村の地域支援事業の包括的支援事業として位置が1641、平成30年度までには、全ての市町村で早期診断・早期対応を担う認知症初期集中支援テームの設置が必要となった。 ○認知症初期集中支援テームのチーム員たる医師の要件については、地域支援事業素施要網により定めたもが、平成27年3月に厚生労働省から示された実施要網(案)の要件では、当該要件を満たす医師を確保できない市町が生じている。 〈チーム員たる医師の要件(地域支援事業実施要領(案)(平成27年3月27日)〉 日本老年精神医学会甚人は日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる素教とした9年以上の臨床整験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医するを匿師をとする。ただし、上部医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。 ・日本老年精神医学会若した日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の意別診断等の専門医療を主たる素教とした9年以上の臨床整験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの、28知症サポート医研修を実演する予定のあるもの・認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの(認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。)	
27年	287	土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	国土交通省、厚生 労働省	B 地方に対す る規制緩和	公営住宅法第 45条第1項の事 業等を定める 令第1条、第2条	公営住宅の目的 外使用の制限の 緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人組出法第余象のご用規定する「別規等を能型居宅介護事業」等を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	[提案の経緯・事情変更]  国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひとしてと創生総合観路(においても、公的賞貨性を団地のストック活用や建修え時の福祉施設等の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。また。「実際事例等]  「支障事例等]  「支障事例等」  「支障事例を対策が表も25%となり、自治会機能や相互見守り機能が低下しているとの声がある。  小規模多機能型居宅介護し、仕み慣れた場所での生活が継続できるよう「通い」「訪問」「泊まり」  を組み合わせたサービスであり、本県の老人福祉計画においても、小規模多機能型居宅介護の入から北29年度には59.856人となる見込みである。  入規模多機能型居宅が護事業所」をオープンさせたが、国からは、倍率が「倍以上の仕戸は事前系閣は容易でないとの見解だったとから、基準を用途廃止した。福祉施設を建設したため、事前相談(中蔵24年3月)から事業開始まで2年10ヶ月を要した。  入に1人が自宅での介護を希望するなか、公堂住宅法第「条に規定されている」「健康で文化的な生活を営む」ためには、小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。 「効果・必要性」  事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。「効果の要性」  事後報告とすることで、「小規模多機能型居宅介護のような生活支援サービスは不可欠である。「効果の要性」	
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通、 名、農林水准名、文部 務済省名、文部 報名、環境名 名、環境名	B 地方に対する規制緩和	過疎地域別報 自立置 保証 特別 自立置 保証 特別 集 第 9 条 第 7 条 第 7 条 等 8 年 外 明 1 年 成 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ことに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を複変ななけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ と。 ・計画記載項目の共通様式化による負担を ・計画部東定時期が重複した場合のスケジュール等の調 整	類似の計画を複数策定する自治体もあり、侵大4計画を策定する自治体もあり計画づくいこ多 大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり、地方創生)の現場を動かすための人員にも影響 しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があ るが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻映する場合があるほか、県へ 市町村内の関係護に原金する時間が十分に確保できず、担当便の事務量が多大となる。また、作	産業名、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域 自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共 管) 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が 今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減する
27年	326	土地利用(農地除ぐ)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通 省、農業林水産省、 経済産業 厚生労働 省、環境省	B 地方に対す る規制緩和	通疎地域周軸 自立置 保護 ( )	おける計画東疋子	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ことに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で報処の計画等を確定する必要 があるが、同一地域で報処の計画等を確定手続きに ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 見 と 、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ ・計画記載項目の共通様式による合理化 ・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調 整	類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくいに多 大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人具にも影 しかねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針計画を策定する必要があ るが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻映する場合があるほか、県へ 市町村内の関係護に照索する時間が十分に確保できず、担当腹の事務量が多大となる。また、作	[再掲] 61厚生労働省] (1(2)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法 (昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島 振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、農林水産省、経済 産業者、国工交通省及び環省と大管。山村振興法及び漁疎地域 自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国工交通省の共 管) 地方公共団体が法律に基づ(計画等を同一年度に策定する必要が 少を生じる場合については、地方公共団体の事務負担を経減する ため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取 りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知す る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	【調整結果】 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 が動した。 が動し内容
27年	79	医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	民生委員法第1 0条及び昭和2 8年法律第115 号の改正附則 第3項	民生委員の任期 の始期又は終期 の始認定の条例委 任	民生委員の任期の始期について、民生委員法第10条の規定により任期5年と、昭和28年法律第115号の規定により政正時の民生委員の任政制第3項の規定により改正時の民生委員の任務制第3項の規定により改正時の民生委員の任務の一斉改選が12月1日となっているが、この任期の始期又は終期の設定を条例委任する。	【支障事例】  ①豊田市民生委員児童委員協議会からは一斉改選の時期を4月に変更するよう国に働き掛けて いくよう要望を受けており、同協議会としても県及び全国の協議会に対して働き掛けていくことに なっている。 ②民生委員のなり手を探す場合に、地域の役員をやっている人や3月末で退職する人など4月1 日からであれば引き受けられるというパターンが数件あり、民生委員のの食及びなり手不足の一 因になっている(平成27年4月1日現在、民生委員ので数1569人、5万女員4人)。 ③年度途中で民生委員の交替がなされるため、就学規助対象者など4月から関係性を築いてきた ものが途中で切れてしまうため、民生委員記念か、の支険が出るとともに、民任とも記載を与えてし
27年	80	医療•福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	7条の2、生活	生活保護受給世 帯に対する代理納 付事由の対象拡 大	かのるとさは、(中間)板床設有が文化が合資用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができる。 レリン・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・レース・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック	生活保護受給世帯の中には、病気や障がいを抱えていたり、支援してくれる家族や知人が近くにいないなど、様々な事情を抱えており、自分では支給された保護金品から次共料金を支払うことができない人造がいる。このような人選は、生活保護受給世帯として豪佐生活を保障しているにも関わらず、ライフラインの供給が停止される。 からず、ライフラインの供給が停止される。 ライフラインは最低生活を送るために必要で可欠であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活をすることが可能となるために必要であり、代理納付が可能となれば、健康で文化的な最低限度の生活をすることが可能となる。 よって、下記の項目について代理納付の追記が必要である。 ・ライフライン(電気・ガス・水道)
27年	180	医療・福祉	指定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第2 9条第2項	生活保護適正化に係る実施機関の 調査権限の強化	実施機関の調査に対する回答義務について、現行法 上は官公庁等に限られているが、不正受給事業の上 期発見や生活保護制度の上辺直正な適定を可能とする ためには民間事業者の協力が必要不可欠であるた め を設機関や就労先等の民間事業者にも拡大するこ とを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 生活保護費は自治体財政の中で大きな割合を占めており、税金の使途の適正化の観点からも更なる取組が求められているところ、生活保護便の工場的助止の徹底を図るためには、受給者の収入状況等を可能定限り正確に把握する必要がある。 この点に関し、税・所得に関する情報については、官公庁に調査への回答が義務付けられている。 が、産業に得ることができるが、そもそも扱や所得の証明に表れてこない収入を有する場合が 存在し、たわらをどのように把握するがが課題となっている。 例えば、金融機関や弦保護者等の説方等のと同事業者が保有する情報については、調査に対する例のでは、より円滑な運用がなされるよう。経済団体、業界団体等を通じる回答が義務付けられていないためた正確な把握ができておらず、不正受給につながったり、正確な視度費を定からではあれていないたの上値なお担症ができておらず、不正受給につながったり、正確な視度教育を定めている。 の表としてよる効果1 当該規定の見直しにより、生活保護を務の適正な適當において支険が生じている。 「見直しによる効果1 当該規定の見直しにより、生活保護のより一層の適正化を図ることができる。
27年	181	医療・福祉	抱定都市	京都市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第7 8条の2	の受給者からの申	現行法上、受給者の申出(同意)がある場合に限って、 徴収金と保護金品の相段が可能となっているが、最低 生活の維持に支障がない範囲内において同意を不要 とすることを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 微収金については、生活保護法の改正により、受給者の申出(同意)に基づき保護金品との相殺 が可能となったところであるが、自らに不利益な処分を受けることについて同意を示さないことは、 連常設定される。 現行法の規定では、同意を得られない場合には、微収金についての相殺が行えず、納付書の利 用など他の方法による納入指導を行う必要があり、収入未済の拡入を招く可能性があるところ。財 潔の確保に支障を含まっすおそれがあるほか、市民の税負担における不公平感を招くとともに、生 活役議制度、の信頼を全するおそれがある。 【見直しによる効果】 当話規定の見直しにより、生活保護制度のより一層の適正化の推進、微収率の向上による財源 の確保、再次税負担に係る公平性の確保、滞納債権の減少による納入指導等の業務負担の 軽減等を図ることができる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	300	医療·福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第6 3条及び第78 条	被保護者の週及 年金受給に係る自 治体の代理受領	生活保護受給者が公的年金の遡及分を受給した際、 その受給分を自治体が本人に代わって受領できるよう、生活保護法を改正することを求める。	ることは乗じいすが、このな。一た時間を迎致に、交易のサデスが刊明し、故味は近日・日次系のマポー 基づく賃用返還を請求しても、販売・賃券に、お場合が少なくない。また、その費用が悪意のもと になされたとみなされるならば、不定を発棄性となる。 さらに、平成29年4月に年金の条款受債格期間の政策化がなされることから、遡及年金を受給する被 保護者が増加することが見込まれる。 間法第63条に基づく費用返還請求を的値に実施できる体制を整えるのは、生活保護の適正実施 にも資する内容であるとともに、自治体職員の事務負担軽減にも資するものである。	6[厚生労働省] (10)生活保護法(昭25法144) ((10)生活保護法(昭25法144) ((v) 施保護が適要して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還(60条)については、保護の実施機関をお贈し当該被保護者に蔣水さとができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の配会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。
27年	301	医療・福祉	指定都市	干葉市	法務省、厚生労働省	) B 地方に対する規制緩和	条第3項及び第 253条	生活保護法に基づく費用返還請求 権をび発用返還請求 権の研究法とに おける非免責債権 化等	生活保護法第63条に基づく費用返還請求権及び同法 第78条に基づく費用敵収権を、破産法第253条にお いて非免責債権として明記するか、若しくは破産法第1 63条第3項に規定する偏関行為の否認の例外として 明記するなどの改正を求める。	【制度改正の必要性】 類産を有しながらも破産が予測されるような状態にある者から保護申請があったとしても、直ちに 保護を実施すぐき急迫した事由がある場合には、必要な保護を行うことが、現行制度上、実施機 関に求められる、このような状況で保護を受けた場合、保護の補足性が適用わないとすると、受 給者間での不平等・不合理な状況が生じることとなり、生活保護法の適正な運用が困難となること が懸念される。 【支障事例】 本市においては、生活保護受給開始後に自己破産した被保護者から生活保護法第63条の費用 假選を受けたことが、破産法に規定する債権者平等の原則を書するの(偏頗行為)であると提訴 され、東京高齢において本市の敗訴が確定し、全額を被産管財く人返還する事業があった。	て、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を譲ずる。 (い)費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項
27年	58	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域保健法施 行令第4条	保健所長の医師 資格要件の特例 の期間延長	現行制度では、医師以外の者を所長に充てる場合は、 2年以内の期間(やむを得ない理由があれば2年の延 長可)に限られているが、その期間をさらに延長し、最 大10年間、医師以外の者でも保健所長になれるよう規 制を緩和すること。	要保健所の条件は、健康危険音生上 や外が同に過ぎないでしなる。、心場保健のパボール。にしまう意いも懸念される。 また、平原16年に26名いた本県の公衆衛生医師は、現在は17名まで減少しており、平均年齢は 551歳と、今後10年間で約十数以上の職員が定年退職となる。そのため、医学系雑誌への求人広 告掲載や、厚学省への医師派遣依頼等の様々な求人活動を変施しているが、採用は1名程度で ある。 今後も、幅広い現点から強力に採用活動を行っていくが、若手医師を採用できたとしても保健所長 となるには、10年程度の東京経験が必要になる。そこで、複数名の公衆衛生医師の確保及び育成 ができるまでは、医師以外の者を保健所長に充てていかざるを得ないと考えており、そのために最 大10年間、保健所長になれるよう規制を緩和することが必要である。 【支障事例】	6 [厚生労働省] (2) 地域保健法(昭22法101) (1) 医師以外の保健所長については、施行令に定める期間(最大4年が高する時点においてもなお、一地方公共団体の全ての保健所長に医師を充ちと当該地方公共団体の発し、日本保証所で4年を超えい限り、当該地方公共団体の他の保健所において引き続き保健所景に充てることができるとともに、の場合であっても公衆衛生医師確保の計画をできるとともに、の場合であっても公衆衛生医師確保の計画をできるとともに、この場合であっても公衆衛生医師確保の計画をである。 (ii) 公衆衛生医師確保の先行事例を収集し、地方公共団体へ平成27年度中に通知する。 (ii) 公衆衛生医師確保の先行事例を収集し、地方公共団体へ平成27年度中に積損費供するなど、地方公共団体における公衆衛生医師の確保に係る支援を行う。
27年	127	医療・福祉	都道府県	山梨県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携 拠点病院等の 整備に関する指 針	がん診療連携拠 点病院等の指定 権限の都道府県 への移譲	がん診療連携拠点病院等の指定権限を厚生労働省から都道府県に移譲する。	考え方について一定の登埋かなされたものと考えられるため、改めて指定権限の移譲を求めるものである。	

4	度 年度 管理者	号 提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
2	7年 255	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	がん診療連携 拠点病院等の 整備に関する指 針	がん診療連携拠点病院等の指定権関の都道府県への移譲	厚生労働省が持つがん診療連携拠点病院等の指定権 限を都道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 厚生労働省が持つが心診療連携拠点病院等の指定権限を都道府県に移譲すること。 【支障事例・現状】 厚労省はが心診療連携拠点病院の指定にあたり検討会を開催しているが、昨年度は、本年1月、 遅くと8月の開催と問いていたにも関わらず、実際は3月13日の開催となっため、新規指定された 病院は準備に残、製 熱病院は"権成する協議会活動等」に支険をきたした。 さらに、拠点病院は2次医療圏に一力所の整備が原則となっており、人口規模や患者の通院圏等 を考慮し、複数設置することが可能にに制からず、人口規模等考慮するあまり、認められない状況になっている。また、昨年、現況報告の提出について、厚労省からの依頼時期が2~つ3週間ずれ てんだため、提出期限(10月末)に間に合わすために膨大な作業を短期間で行うこととなり、病院 からかなりの苦情が県にあった。 [効果] 指定基準の合数の有無に都造原県でも判断は可能であり、むろ地域医療の実情を把握している都道府県が指定することにより、適切なが心底療の提供が可能になる。 また、国への推薦に関する事務の廃止、国の検討会の廃止等に伴う事務が簡素化され、迅速な 指定につながる。	[再掲] 4(厚生労働省] (8)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 (8)がん診療連携拠点病院等の物定及が推定の更新の推薦手続につ いては、都連携乗が推薦に乗る準備作業を行う期間を十分確保でき るよう、平成28年度以降、提出依頼に係る事前連絡を毎年8月末ま でに行う。
2	7年 115	医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島 県、香川県、高 知県	厚生労働省	A 権限移譲	対する医療等に 関する法律第5	難病法における医療費助成制度の 療養主体に保健 実施主体に保健 所改置市を追加す ること	難病法における医療費助成制度の実施主体に、都道 府飛及び指定都市(平成30年4月1日施行)のほか保 健所設置市も加える	【支障事例】 現在は、保健所設置市に申請受付等の事務を委託しているが、申請受付等に係る全ての事務を委託していない(委託できない)ため、患者は、保健所で対応できない手続き(高額療養者の適用 区分(欄の記載)変更等)については、現庁まで実所する必要があり、患者等にとっては、混乱を招くととに二定事門間となっている。また、その側に、療養の支援に関する相談があっても、保健所変 画に温絶するとは可能であるが、患者等からするとフンストップサービスとならず、患者のニースにタイムル・プ対応できない場合がある。 【改正の必要性】 患者等の相談のきっかけともなる医療費助成制度の実施主体に保健所設置市を加えることにより、患者等の難病に関する相談等等ロの一元化が図れ、フンストップサービスにもつながり、患者等の負担所能減される。また、保健所が実施や多難病患者で多数事業や実施性などに医療費的成受結合の情報を活用することが可能となり、患者や地域の実情に含った取り患者できるとともに、保健所の機能強化につなが6、国は、定能行後8年以の実情に造えして保持することとは発表していることから、法施行後の年期に、検討に当たっての基本的な考え方、方向性等について確認することと、難病患者の支援体制整備等の見直しや推進に活かすことができる。	
2	7年 267	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府。大 阪府 和歌山 県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に 対する医療等に 対別する医療等に 規則第542条 特定医療養支 機能を 対策を 対策を 対策を がある。 対策を 対策を 対策を がある。 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	難病医療費助成 事務手続きの簡素 化	指定難病患者からの更新手続きの隔年化及び、特定 疾病医療受給者証の「適用区分」欄を削除するなど手 続き業務の簡素化。	[提案の経緯・事情変更] 健病医療費助成制度の実施にあたっては、都道府県が指定難病患者からの申請に基づき、受給者証の発行事務を行っているが、病状の変化があまりない方が多い中、受給者証の更新にあたって年年時誌が必要であり、態大な添付資料の提出を求められている。また、国では、平成21年度からすべて「一般」としていた高額療養費の所得区分(適用区分)を「上度 全国衛生部長会調査結果では、「低所得者」区分毎の自己単規度質額を設定した。しか、2021年度実績では公費負担額は減少しておらず、所得区分を分けた効果が明確でないとされている。「	6【厚生労働省】 (23) 選集の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (23) 選集の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (1) 医療受給者証の交付(7条4項)については、制度の趣旨も踏まえつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平底28年に結論を得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を講する。 ・住民展、力護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減・・住民展、力護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減・・・ ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止・・支給認定の有効期間の延長
2	7年 308	医療・福祉	都道府県	宮城県、岩手県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	対する医療等に	指定難病患者が特定医療費を受給することができることができることができる。 受診医療機関等の止	証発行には、患者の申請に基づき、受診医療機関の	【支障事例】 指定難病患者が特定医療費の支給を受けるために必要な医療受給者証を都道府県が発行する 場合、患者の申請に基づいた受診医療機関等の名称等の記載が必要となっており、患者が転院 等により受診疾機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われてい また、受診疾機機関等を変更した場合、変更認定は原則、変更申請を行った日と取り扱われてい るため、患者の手続き遅延により、医療費の助床を受けられない事例が多発しており、受付窓口 においても、これらの問い合わせ対応や事務処理の増加に苦慮している。 「制度改正の必要性」 観病患者は容配の急変等により受診医療機関を急に変更することや症状により届け出のための 移動に困難を生しることが多いため、患者の手続きを簡略化することはサービスの向上に繋がる ものである。	[(ii) 再掲] 6(厚生労働省] ((2) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) ((3) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) ((i) 特定医療費の支給(5条・項)については、緊急その他やさを得ない場合には医療受験者配合と称が配動されている指定医療機関 以外の指定医療機関での診療等も特定医療費の支給対象とすることができるところ、実施主体である他方公共傾依判断により、患者の個別の事情に応じた柔軟な対応が可能であることを、地方公共団 (に) 医療受給者証の交付(7条・項)については、制度の腹目治路ま ((ii) 医療受給者証の交付(7条・項)については、制度の腹目治路ま (2つつ、患者の科理性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減の親点から、以下に掲げる事項について検討し、平成3年中に結盟を で得る。その結果に基づき、実施可能なものについて必要な措置を 護する。 ・住民東、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減 ・指定医療機関の名称、医療保険の所得区分等の医療受給者証へ の記載の廃止・支給認定の有効期間の延長

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	捷案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	142	医療・福祉	都道府県	岐阜県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保護を受ける。 健康保護を受ける。 健康保護を受ける。 健康規則を受ける。 での人を26年付金が、のの人を26年付金が、のの人を26年付金が、のの人を26年付金が、のの人ののでは、 での人を26年付金が、での当のでは、 での人のでは、 でのようない。 でのから、 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいるが、 でいる。 でい。 でいる。	療費助成制度(受 給者証の交付)に 係る高額療養費の 所得区分の記載 の廃止	受給者証における高額療養費の所得区分の記載に係る事務について、保険者への照会等に時間を要し、円滑な受給者証の交付の妨げとなっていることから、廃止されたい。	【制度の概要】 競議の勘書に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)に基づ(医療費助成制度は、 要終者に対し、指定難病の治療のために学診した複数の指定医療機関での負担限について、受 参考者に対し、指定難病の治療のために学診した複数の指定医療機関での負担限について、受 考書証に記載された自己負担上限額(月額)を限度として医療費の公費助成を行うものである。 文章率事例 平成26年12月19日付け健疾発1219第1号通知「健康の患者に対する医療等に関する法律に 基づく特定医療」に係る高額療養費の支部に係る当面の取扱いについて」により、受給者証には特定機構を保護している。 には、健康保険法施行予並びに健康保険法施行規則の規定に基づしていまし、受給者証には、健康保険法施行予並びに健康検法施行物の規定に基づし、 にれにより増高併保では、全候験者に申請者の所得に基づる場所区分を照金・確認し、受給者証 に記載しているところであるが、現代・当該事務を担望するにあたり、2室間時度を受している。 でいため、書等の期間を含め、申請から受給者証の受付までにとか「見しを受している」 受給者証の早期交付の妨げとなっている。 差許の事業では本目的対してなっている。 表示、当集では本目的対してなっている。 を表示、当年では本目的対している。 に記載しているところでの合い、本年度は22、000年度の発行が予想される。 なお、疾病の流域においている。 に対しているが関係においている。 に対しの機能にあたって必要助成が行われている類似の制度(一例として、肝炎治療受給者 証の交付がには、高額療養費の適用区分の記載が求められていないものがある。 【解消取】 そこで高額療養費の適用区分の記載を廃止し、各保険者への照金事務をなくすことで、申請者へ の受給者証の交付がと週間程度早まることとなり、住民サービスの向上に質するものと考えられ る。	(三) 医療交給有証の学的 (イデキリルこか) には、制度の趣自も踏ま えつつ、患者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減 の観点から、以下に掲げる事項について検討し、平成28年中に結論
27年	72	医療・福祉	都道府県	島根県、中国地 方知事会	B 厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種実施 規則第5条の2	法定予防接種の 保護者の意要件 の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談 所一時保護児童、施設人所児童等で保護者と連絡が 取れない児童については、児童相談所長、施設長等の 同意で可能とすること。	予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の 児童に感染が拡大する懸念がある。 保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同	童相談所長又は児電福祉施設の長が興権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。(前)児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を支配し、児童相談所長以児童福祉施設の台については、省令を支配と、児童相談所長以児童福祉施設の
27年	225	医療・福祉	都道府県	京都府、関西店公城連、大阪府、民政、大阪府、民政府、民政府、民政府、民政保、民政保、局取保、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	予防接種実施 規則第5条の2 定期予防接種 実施要領	法定予防接種の 保護者同意要件 の緩和	法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所 児童等で保護者と運動が取れない児童については、施 設長等の同意で可能とすることを求める	予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。 定期接種実施要領では、現實種推施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の知知的な同意文書を事前に取得しておくこと差し支えないとされているが、保護者が行う和であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。	[再掲] 6(厚生労働省] (6)予防接種法(昭23法68) (6)予防接種法(昭23法68) (7)別室相談形長人・時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童 相議法(昭22法64)33条の20至 1項並びに47年1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後更人のない場合に含まれるため、児童相談所長以北盟福祉施設の長が競権を行った。アルロ・東北に同意することが可能であることを、地方公共団体に不成之では、日本に同意することが可能であることを、地方公共団体に不成な「第一度相談所長人」、保護者能能設に入所中の児童等に関係し、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、4余令を改正、以産租籍所長以北児電福社総会の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。
27年	5	環境・衛生	施行時特例市	福井市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条 第1項	空き家の利活用に おける旅館業法の 規制緩和	地方への移住促進と空き家の解消を図るため、売買・ 質買することを前提としている空き家物件への短期居 住については、旅館業法の許可の対象外とする。	【実験事例】 地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単地方への移住希望者が、地域の文化・伝統、生活習慣を実体験するために、数日から数週間単位の短期間で、お試しで移住を希望するニーズがあり、市として移住のための環境整備に取り組みている。方、本市には居住の用に適した状態の空き家が約2,000件存在する。現行制度において空き家を短期間質はに供する場合、旅館業法上の簡易宿所営業とかなされる要となることから、改修費用や改修後の売買価値の低下等の問題により、短期間質賞に供することが困題になる。また、宿泊営業を最終的な目的としていない空き家の所有者に対し、旅館業法の許可申請を課すことも、空き家の利は用た動げる要因となっている。【制度改正の必要性と効果】空き家は、過去に居住の急に利用されており、最低限度の衛生を確保する設備は備えられている。また、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定を書まれ、売売、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定できまれ、洗売、売買・賃貸を検討している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定できまれ、売売、売買・賃貸を付記している者からの利用を想定すれば、通常の旅館業と異なり、不特定できまれ、売買・賃貸を付記しているまれた。たかって、売買等の前提として空き客を規則間質させる場合については、旅館業法の許可は不要であると考えられる。これにより移作希望者のニーズに応えることが可能となり、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消にも繋がる。	6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) (7)旅館業法(昭23法138) (7)旅館奉総堂する者に対する売買又は賃貸を前提としている空き家物件への短期居住であって、①空き家物件の所書中素の実施主体である他の大生団体において対象物件が特定され、②居住しようとする者が真に対象物件の購入意思又は長朔賃貸意思を有し、当該意思を地方人共団体が確認する計画が執われることによりませい。として反復継続して不特定多数の者が利用することのない措置が担保されている場合における音がサービスの提供については、設定されている場合における音がサービスの提供については、設定されている場合における音がサービスの提供については、設定されている場合における音がサービスの提供については、設定されている場合における音がサービスの提供については、設定されている。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	204	環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第3条 第1項		都市・農村交流を目的に農村が「地域」で都市住民等を受け入れて農家に宿泊させる農家民泊(※)の場合、旅館業法の適用を除かする。 ※教育等を目的として実施される農林家で生活を体験させるための宿泊(ホームステイ)。農村余暇法で定める「農林漁業体験民宿業」ではない。	【  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法139) (7)旅館業法(昭23法139) (前)地方公共団体が設置する地域協議会等が事業実施主体となり、保験学書を中で教育旅行等における宿泊株験を農家等に依頼し、当該地域協議会等が宿泊者から宿泊相に相当する対価を受け、当該を総学書に係る指導の対価のみを受ける場合については、当該地域協議会等が展家等に支払ろ経費は宿泊相に認当せず、旅館業法の適用外となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	269	環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀 県、関西広域道 合	<b>E</b> 厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	旅館業法第5条 1項4号	非農林漁業者が農林漁業を軽便保留業を行う場合業とは近年のまた。 はいても旅のまた。 施行や及び施行を及び施行を及び施行の表との表す。 が受けられるよう。 適用要件の緩和	旅館業法においては、特例として、農林漁業者が農林 漁業体験民宿業を行場合に限り、各室面積が33平方、 メートル来流であっても産業を認めているが、農林漁業 者以外の者が「農山漁村滞在型余暇活動のための基 整整備の促進に関する法律・に規定する機体漁業体 験民宿業を行う場合も、この特例相置が適用されるよ う適用要件を緩和すること。	は、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等をは、客室面積に係る特例を農林漁業者のみに限定していることから、非農林漁業者が古民家等を	6【厚生労働省】 (7)旅館業法(昭23法138) ((1) 農林漁業年2以の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民 宿業を営む場合については、「規制で車実施計画」(平成27年6月30 日間議法史)に基づき検討、名令を改正し、部8名所の客室前3の 33所以上の条件を平成27年度中に適用除外とする。あわせて、空き 字を手間、「電車場舎 株体銀年7度率を参か14金の家室前額の条件
27年	191	環境・衛生	中核市	宇都宮市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	·水道法施行規則第4条係の2 則第8条係の2 ·水道与季等6(即厚生 和64年法理 原本道整例 新建築 新建築 新建築 新建築 新建築 新建築 新建築 新建築	近隣水道事業者を必の受給水に係る認可変更手続きの簡素化	給水区域及び給水人口を変更する場合。事業変更の 層出において、給水人口及び給水量を記載すること なっているが、小規模な給水医域の変更「限り、「給水 人口及び給水量の影白根拠」の提出省略、または、 「水道事業等の認可の手引き」において、間回の水需 要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小 規模な給水区域の変更」の明文化を求めるもの	【支障事例】 給水区域境付近の小規模集落などにおいては、地形的な条件等により、自ら整備するよりも近隣 水道事業者との受益体を行うほうが容易なケースがあるものの、このような小規模な給水区域の 変更においても、「水道事業等の認可の手引きに対策されいる4項目金で金属及できない場合 には、区域全体の結水人口や需要水量の推計に基づく絡水人口及び給水量の算出模型。の提 が必要となっており、この作成には最初600万円程度の費用を制金の時間を要することがら、水道事業者にとって負担が大きく、怒可変更に絡み切ることをためら大きな要因となってい ら、次道事業者にとって負担が大きく、怒可変更に絡み切ることをためら大きな要因となってい の。要が実現することにより、近隣水道事業者との受給水が進むことが見込まれ、建設費の大幅な 抑制や管破損事故時の迅速な対応、地域住民の安全・安心な生活環境の確保など、小規模集落 等に対する特殊的な水道サービスの提供や事業者間の連携促進による広域化への発展などが 期待できる。	6【厚生労働省】 (13)水道法(昭32法177) 以下に掲げる要件を満たす。対象の拡張に係る事業変更については、認可又は届出に係る水需要予測を簡素化できるよう、「水道事業等の認可の手引き」(以下「手引き」という。)を平成27年度中に改訂する。 ・既存の絵木区域が現行の手引きに規定する水需要予測の簡素化の要件に適合している。 ・変更認可申請又は届出時の拡張絵木区域の絵水人口が100人以下である。 ・拡張絵木区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。
27年	73	医療・福祉	都道府県	島根県、中国地 方知事会	<sup>自</sup> 厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		に対して一時保護	児童福祉法第31条第2項に基づき満18歳になった後も 措置延長により児童養殖施診等へ入所又は里報へ の素託が立ちれている者について、法第33条第1項に よる児童相談所の一時保護(適当な者への一時保護 の要託を含む、以下下一時保護(委託)しよいう。) 措置を 実施できるように弾力化することを求める。	【現行制度】 「要書福祉法第31条第2項により、児童養護施設等に入所した児童や里朝等に季託した児童については、第18歳を担てて第20歳に選するまでの間、引き続き計置を行えることとされている。一方、児童福祉法の児童の定義が18歳未満のあるため。 法第38分の・時保護(委託)措置については、措置延長がなされている者であっても満18歳に速したことをもって行うことができない。 (制度改正の必要性) (制度改正の心を要性) (制度改正の心を要性) (制度改正の心を関立しても、別途を起こている場合、円・一般投入できない。 (関立との経過などの対応に表慮して援助を表められた場合、一時保護又は他施設等への措置変更等を行うことが望ましいが、満18歳を超えている場合、児童相談所として措置ができない。 (悪変の解消費) 「要電福祉法」の児童」の定義を変えるのではなく、少なくとも措置延長がなされている者に対しては、満18歳未満の児童と同様に、児童相談所として、可能な限りの手段を尽くして児童の福祉(支援)を継続できるよう弾力的な対応ができるようにしてほしい。	6[原生労働名] (4)児童福祉法(昭22法164) (4)児童福祉法(昭22法164) (i)児童養護施設等に入所した児童や里親に委託した児童であって、高い線を超えて措置延長されている者については、一時保護を行うことを可能とすることについて検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。

£	度 管理	度別  番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等(に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
2	7年 16	66	医療・福祉	仰追肘宗	滋賀県、大阪府、兵庫県和 新山県 鳥取 県 都市 関西広域	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第 13条第1項 児童福祉法施 行令第3条	児童相談所における 児童福祉百の職 る児童福祉年の見 直し	児童福祉法施行令第3条に標準として規定されている 児童相談所の児童福祉司の職員配置数は、「保護を 要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね 4万から7万まで」に対して1人とされているが、昨今の 児童信待件数や継続的なアが必要な案件の労加等 の実態を踏まえた設定とするよう見直しを求める	【制度の概要】  別豊福祉法第13条第1項により、児童相談所には児童福祉司を置かなければならないとされ、同 児童福祉法第13条第1項により、児童福祉司1人の担当区域が「人口おおむね4万から7万まで」を標準と して定めるものとされている。 また、児童相談所達置指針において地区担当児童福祉司等の教育・訓練・指導を担当する児童 福祉司(以下、「スーパーハイザー」)を5人に「人置くことが標準とされている。 【本県の状況、支障事例】 平成25年度の児童虐待の相談件数は1,283件と、平成12年度の295件と比較すると、4.3倍に増加 している。これに合わせ、県において児霊福祉司の増資を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの 児童虐待にかかる相談件数は1,283件と、平成12年度の295件と比較すると、4.3倍に増加 している。これに合わせ、県において児霊福祉司の増資を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの 児童虐待にから相談件数の339が経験的に関わているものであるが、国において把握されている 相談件数は当該年度に新規で発生した数であると考えられ、虐待相談を体の把握が十分でない。 こうしたことから、児童福祉司の数が十分に配置できず、本来、毎年で配置すべきである。 「利度改正の必要性」 以上から、患行令に定める標準の配置数では実際の対応し支障が生じており、各自治体が当基 季を標準として配置数を検討していることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例 えば、児童虐待に対きの登録といることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例 えば、児童虐待に対きの登録といいることを踏まえれば、これまでの人口による基準に加えて、例 えば、児童虐待相談の全数を把握した上で、児童福祉司一人あたり担当数の上限の基準を設け ること等か必要をないかと考える。	of Fit A-MARA-A
2	7年 18	92	医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6第7条第1項、第7条第1項、第48条第1级第48条第4法第48条第4级系第6条	半に向けたけんけん	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の 推会区の独自事業として行っている産後ケア事業の 推っない産後ケアセンターに見電福祉法等による法 的位置づけを与えるほか、センター設置にあたって障 健工を持ちまるほか、センター設置にあたって障 機和を行うことを求める。	【具体的な支障事例】 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令に、一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業が行民に各種関係法令に、表の規制を開設を持ているが、事ないと考えられる規制を受ける。 別要業準集済の経を行いなが、列軍で大きな割合を占めるの地域に建設でさるが利率としない、受定をケアセンターが福祉機能及しての法的位置づけを有していないから、新館業法の適用を受かるとなり、例えば、カウンターの福に係る規定や信泊者合演の備えが必要など、本来的には必要ないと考えられる段階基を満たさなければならない。 上記の障壁の解消に向けた方策】 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるなど、法で定められた施設とするほか、次のような方無を検討されたい。 「特定行政庁の制所に、通名条別表報に「列挙する建築物」に類するもの」として独自し発表で定めている前を、公司の制作、法名条列表報に「列挙する建築物」に類するもの」として独自し解釈する方法と考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその時確に等を行った。	(8)旅館業法(昭23法138)及び産後ケア事業 産後ケア事業については、当該事業の実施状況等を踏まえ、実施に 当たっての留意点等を定めるガイドラインの策定に向けて、事業内 容の明確化、衛生管理の方法等について検討し、平成28年度中に 結論を得る。あわせて、その検討状況に応じて、当該事業と旅館業
2	7年 16	68	医療・福祉	一般市	聯穗市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第 18条の4、第45 条 児童福改び連 第5間対る基準 第33条	朝・夕の時間帯に おける保育士配置 定数の緩和	に代え保育施設における十分な業務経験を有する者 等を配置することもやむを得ないとの特例が示された。 ところが、本市では必ずしも保育する児童が少数でな い施設もあり特例が認められないこともあることから、	によっている。	6【厚生労働省】 (4)児童福祉法昭22法164) ((6)児童福祉法昭22法164) ((6)児童福祉法昭20装16日) (63)のうち、保育所に係る基準に関し、平成27年度に特例的に実施 している取扱い。網・夕の児童が少数である時間帯において保育士 1名に代え、保育土でない保育業務経験者等を配置することを許容 するもの)については、有議者を記しまえつの保育業務経験 者等の要件を明確化した上で平成28年度以降も実施する方向で検 討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置 を講ずる。
2	7年 32	223	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	保育等の総合 的な提供の推進	幼保連携型認定に ども園以外の認定 こども園の認定に 係る権限の移譲	幼保連携型認定こども圏以外の認定こども圏の認定及 び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指 定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども、子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に接換することも目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定ことも固と係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情になしており、放棄的な事業施が可能とる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管係者から、新制度の円滑な施行に支障が生とるとから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による手彩の理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整つているものと考える。 (支障事例) 対保道接延認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道底県に存置されている。一方、子ども、千有て支援法第3年の関党に本限は引き接き道底県に存置されている。一方、子ども、十十年で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で支援新規である。 子ども、千音で表援新規である。 子ども、1年に接実施に関する責任を負づらたかからかず、幼児連携型返定ことも園以外の認定こども園に係る認定権限を有いておいる。 ま計画を策定に接実施に関する責任を負づらたかからかず、幼児連携型返定とども関い外の認定こども関い係る認定を提供を対している。 まま計画を策定に接実施に関する責任を負づらたかからず、幼児連携型返定とども関い外の認定にども関していた。 ままれば、日本のでは、1年であります。 ままれば、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では	[再掲] 5「厚生労働省] (5) 原生労働省] (5) 原生労働省] (5) 原生労働省] (5) 原生労働省] (5) 原生労働省] (5) 原生労働省 (5) 原生労働省 (5) 原生労働者 (6) 原

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	212	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地域 万知事会、宮、日 田地域 東、三、皇 田田地域 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	(保育所等等整 第 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年	幼保護携型認定こ ども園整備に係る 交付金制度の一 元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設とされ、指導、監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設を備して係る国費は、保育所部分は「保育所等登備交付金(厚生労働者)」、均相國部分は「保育所等登備交付金(東生労働者)」、均相國部分は「保育所等登備交付金・原生労働者)」、「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	[具体的広主障事例] 交付を受ける立場である市町村においては、効保連模型認定こども間を新設する場合、単一施設である市町村においては、効保連模型認定こども間を新設する場合、単一施設である信も関わらず、保育所部分は厚生労働省、効権国部分は保持である作うにととなり、三重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、侵重上、幼稚園部分と保育所部分を入所定食機等により保分し、各々の手続を行うたとなっている。一方、県においても、補助金交付の流れが現なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとか、内容の精査等を行ったとつの進進、姚健部分についば、原費相助金としての文部科学省への文付申請を行うこととなり、一重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計とされるという点についても、現民から分かりにくい仕組みとなっている。(参考) 場所等整備交付金) :国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金) :国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金) :国から都道府県経由で市町村への間接補助 「組度改正の必要性」以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやさ等の製品から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	[再掲] 61厚生労働省】(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内 関席及び文部科学名と共管) 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所 客継価交付金投党ことども観診整備の安介で乗締や協議書 の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度 中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	215	医療・福祉	都道府県	島取県・全国地域 島方知事会・日本 原本会・日本 の の の の の の の の の の の の の	内閣府、厚生労働 省	B 地方に対す る規制緩和	平成27 年度 を を を を を を を で を で で を で の で の で の の で の の の の の の の の の の の の の	員配置に関する要	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)については、看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置することとされているが、次の悪性緩和花束める。 ()保育士1名以上を含む施設職員が複数名配置されている場合に限り、病院に近接し、又は同一施設内にある施設にあっては、看護師が常駐していなくても、迅を対応が可能であれば見いこととする。(2利用児童がいる日と限り、保育工及び看護師等の資格を有し前可料が、名目、限り、保育工程が表現があると認める者に、日当を支払い、従事させることでも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少な、年間接触日数が10 日に満たない施設や季節ごとの利用人数の増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくこと議しく。また、効率性の観点からも望ましてないと考える。(参考)年間利用、数の少ない保育所内施能の例(26年度表積)施設(3)年間総数4名(4月-5月に2名ずつのみ、その他の月は0名)施設(3)年間総数4名(4月-5月に2名ずつのみ、その他の月は0名~2名で推移)施設(3)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名~2名で推移)たり、日本でより、日本ではなり、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	[再掲] 6(厚生労働省] (21)子ども・子育て支援法(平24法65)(内閣府と共管) 病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院 療児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院 等から保育主及び看護師等の常註を要件としないなど、柔軟 な対応が可能であんこと地方公共団体に平成2年中に基切しなど、柔軟 な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に基切し わせて、「病児保育事業実施要綱」(平27厚生労働省雇用均等・児 童家庭局)を平成28年4月を目途に改正する。
27年	216	医療・福祉		島取県、中国地方的事会、関西大公域連合、日本 万分和事会、関西大区域連合、日本 財生のため、日本 村本田型、東 大阪府、北 東 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	母子及び父子 並びに寡婦福祉 法第 31 条第2 項 母子及び父子 並びに寡婦 法施行令第 28 条第4項	高等職業訓練促進給付金の支給	看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する品子家庭の母又は父子家庭の 公主支給される等職業制度に担当する期間と の支給対象期間を「修業する期間に相当する期間」と しながら現代では上限2年に利限している。 利の の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以 降も対象)」に拡大すること。	【具体的な実際事例】 ひとり観の食業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21 年度には修業期間の金期間(上限ない)に拡充されたが、その後、24 年度 支給対象期間は、21 年度には修業期間の金期間(上限ない)に拡充されたが、その後、24 年度 から上限3年、50 年度からは上限2年に短線を表かれたとから、3年以上のカリューコンが必要な資格に係る修業者数が減少している。((県内実績22 年度・82、24 年度・32、25 年度・0名)ひとり観察医の経済的自立にシェフ、効果却な資格を取得するとは重要である一方、低所領傾向にあるひとり観にとつて、3年日以降の給付金の当てが無い中では、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活の不安があり、急欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況である。 (制度改正の必要性】 ひとり観家屋は、非正規屋用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっているとから、自立を促進するには安定した数率のための支援が必要である。 その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとも知の条でか、金額、12年間におびいいでし、近くり観に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した屋用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象対象期間とすることが必要である。 本限における対応 なお、本原では全期間を給付金の支給対象と対象が開助とすることが必要である。 本限における対応 なお、本原では全期間を給付金の支給対象と対象が開助とすることとした。(これにより、25 年度に0名となった修業者が 26 年度は3名、27 年度は5名と増加に転じた。)	6【厚生労働省】 (16)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 高等職業訓練促進結付金については、当該給付金の機能の充実に ついて検討し、中成28年配予等編成通程で結論を得る。その結果に 基づいて必要な措置を講ずる。
27年	222	医療・福祉	都道府県	京都府、関西広 城連六 後賀 兵 康果 大阪府 兵 康果、島取県、徳 島縣、堺市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	母子及び父子 並びに寡婦福祉 法第31条第2 環母子及び父子 社法施行令第28 条第4項	高寺城来訓練促 進給付金等事業 の支給対象期間	父に支給される高等職業訓練促進給付金の支給対象	ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年収が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格販役をには安定した帰用形態で表とをもってもとをもってもの変更を対象場間とすることが必要、看護師等の資格は取得に3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、多欲はあっても資格取得を断きせざるを得ない状況にある。なお、修業3年目には母子募帰福社資金の貸し付け(月88,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないことに対する不安も強い。	[再掲] 6【原生労働省】 6【原生労働省】 (6) 世子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) 高等職業訓練促進熱付金については、当該給付金の機能の充実に ついて検討し、平成26年度予算編成過程で結議を得る。その結果に 基づいて必要な措置を調する。

年度 年度別 管理番	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年 36	雇用・労働	都道府県	愛知県	厚生労働省	A 権限移譲	職業安定法第 等第3号 厚生労働金組 機規則第762条	ハローワークの全 面移管	全てのハローワーク(公共職業安定所)及び都道府県 労働局の職業安定部(ハローワーク素の統括部門) の事務・権限を都道府県へ移譲すること。	振興、人材育成、福祉などの施策と連携して雇用施策を運用することが効果的。例えば、愛知県では、県で造成した「産業空洞化対策滅税基金」を活用した企業誘致や、「アジアNo1航空宇宙産	4(原生労働省) (1) 加東東定法・(初224年) 月 西井計志士 南山江の 五代音用機能は「日404年101 (1) 加東東定法・(初224年) 月 西井計志士 南山江の 五代音用機能は「日404年101 (1) 加東東定法・(初224年) 一 から、

年度 年度別	 	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
?7年 129	雇用・労働	都道府県	山形県	厚生労働省	A 権限移譲		ハローワーク業務 の都道府県への 速やかな移譲	職業安定、労働保険、労働基準等の労働行政及び職業訓練は、地域の雇用・就労ニーズに応じた一元的、 総合的な対応が可能な地で力に移管することが適当であることから、以下の業務については、未果を含む「一体 的取程」の成果を検証したうえで、速やかに都適府県 への移譲を行うこと。 ●職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紀介業務 ●雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等 ●国以外の者が行う職業組分事業、労働者の募集、 労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督(地方自 治体が行う無料職業紹介事業の監督)	これらの課題に対し、ハローワークが行う職業相談・紹介、求人・求職の実態・ニーズに関する情報を県等の施策に反映することで、本県における就労支援の更なる強化を図り、県民サービスや利便性の向上に繋げることが可能となる。 平成25年度より開始した、県と労働局の一体的実施による「トータル・ジョブサポート」においては、平成25年度、以形布において105人(計画100人)、酒田市において67人(計画60人)、7月に新たに開設した新庄市において12人(計画12人)、同じ火米汽布において47人(計画14人)の親郎に繋がり、いずれも計画と同等以上の成果を挙げており、ハローワーク機能が完全に地方に移管されることで、施策面のより一層の充実と、機能の向上が期待できる。	「麻椒」 4(厚生の働金質 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
221	雇用・労働	都道府県	京都府、滋賀 県、大阪府・兵 庫県、和歌川 島県 島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	ハローワークのオンス人情報のオリスス人情報のオリスライン提供所職等ンクスス人情報の表現である。 マストランス アストラリカ (4年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1	ハローワーク求人 情報の委託訓練 機関等への提供	委託訓練及び認定職業訓練を行う民間機関について、 職業紹介の許可を受けた機関でなくても、オンライン提 供を受けた地方自治体からハローワークの求人情報を 提供できるようにすることを求める	はつくいる。 訓練を診験。古はセルスには、職業訓練宇拡機服式もおし体報を提供式もストンにすることがあ	6[厚生労働省] (3)職業を完法(昭22法141)、雇用対策法(昭41法132)及び雇用保険法(昭43法16)(抜粋) 公共職業を定済(田40十一)一ク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険統(四43法16)(抜粋) 公共職業を定所(ハローワーク)が行う無料職業紹介事業及び雇用保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。長体的な措置については、労働政策書場会における書籍の結果を踏ま、入。必要な措置を可能なものから順次調がる。制度設計におっては、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体が行う無料職業紹介(間業要定法33条の4)について、以下の見重しそ行う。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見重しそ行う。 ・地方公共団体がオンラインで提供を受けた求人情報を、委託訓練及び認定職業訓練の実施機関に対して提供することを可能とする。

年度	年度別 管理番号 提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	88 雇用・労働	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法第3 0条,第31条、 第32条の14、 第32条の15、 第33条の4第2 項	職業紹介行為の事業所要件の廃止	地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託 して職業紹介を要施する場合における。事業所で行う こととされている職業紹介行為を、事業所以外でも実 施できるよう事業所要件を廃止すること。	[規制の概要] 地方公共団体が直接又は民間職業紹介事業者に委託して職業紹介を実施する場合、職業安定法に基づき、事業所ごとに届出又は許可が必要とされるととに、それぞれの事業所には、事業所ごとの基準資金額、専属の職業紹介責任者の配置などが要件とされている。 [制度改革の内容] 職業紹介予金を地方公共団体が直接または民間職業紹介事業者に委託して行う場合は、出張相談や合同説明会等、事業所以外でも実施可能とする。 [文章事物] 地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や来場者に企業名を挙げ、地方公共団体が実施する出張相談会や合同企業説明会では、相談者や来場不に全ま名を挙げ、地方公共団体が実施りる出ができない、このため、東端者は事業所に起き実際の申し込みとしない。 「現場、職業紹介を受けられない、都道府県が実施する出張相談会は、事業所から離れた市前村で実施的に実施することも多く、歌義有として多り近で相談でも最全が確保されているにも開いま、対策制にとなるで表している。 「実期的に実施することも多く、歌義有にとなり、近世によるのと違、離れた事業所まで改めて出たる必要があり、実施を向にまいて、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ってからの実施となり、迅速・円滑な影職支援の障害となっている。また、全同企業説明会において、企業と求職者の双方が面接を希望した場合であっても、事業所での登録を行ってからの実施となり、迅速・円滑な影職支援の障害となっている。また、全同企業説明会において、企業と求職者の表別を指しまれている。また、全同企業説明会とない。	来約1) (の前級に一次は 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直と存行う。 ・地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できることし、国への届出(職業安定法33条の4第1項)を 度止する。あわせて、民間の無料職業紹介奉業者と同別に課されて
27年	303 雇用・労働	都道府県	大阪府、滋賀 県東京和郡保 東原県、東南駅県 東県県 東島連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	職業安定法第 33条 無料職業紹介 事業許可基準	都道府県が届出している職業紹介事業 実業者が許ら可さまた。 職業紹介事業業者が許ら可さまた。 職業紹介も製業紹介をしまる が必可能とすることがある。 と が必可能とすることを と を と の と の と の の の の の の の の の の の の	都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業紹介事業者に委託して実施する場合を含む)には、 薬超介事業者出している職業的介事業場所以外でも職業紹介 業者が許可された職業紹介事業場所以外でも職業紹介 介を可能とすることを求める。	【提案内容】 少子化が進む中、若者が安心して結婚・出産・子育てをするためには、安定した職につき働き続けることを支援していくことが重要である。とらに、今年度より学生の設職活動期間が短くなることから、短期間で効率的・効果的に若年来職者を中小企業とマッチングさせていくことが不可欠である。このため、報道府県が策定する「まち・ひと・しこと創生総合戦略」「基づき、都道府県が合同企業面接会を開催する場合(民間職業組み事業者に委託して実施する場合を含む)には、都道府県が居出している職業紹介事業場所や民間事業者が許可された職業紹介事業場所もも職業紹介を可能とする。 ちらに、国はその検証を早期に行い、都道府県が合同企業面接会を開催する場合には、事業所に関する要件等を適用しないこととするなど、ハローワークと同様の基準で職業紹介ができるように「投資制度の概要」の職業安定法第33条無料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。 (既存制度の概要) の職業報介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。 の無料職業紹介事業所可基準事業所に関する要件。 「要は40分割、20分割、20分割、20分割、20分割、20分割、20分割、20分割、2	保険の適用、認定、給付等並びに地方公共団体が行う無料職業紹介事業に対する指導監督等については、以下のとおりとする。具体的な措置については、以下のとおりとする。具体的な措置については、労働政策書議会における書語の結果を踏まる、必要な措置を可能なものから順次資する。制度設計に当たっては、地方公共団体の首長を計りませる。 は、地方公共団体の代表が参画する検討の場を設けるなど、地方公共団体の首長と十分に反映とせる。 (i)「地方版ハローワーウ」(地方公共団体が自ら実施する無料職業紹介の関股について 地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直と行う。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4)について、以下の見直と行う。 ・地方公共団体が行う無料職業紹介(職業安定法33条の4第「項)を を施できることとし、国への届出、観光を実施できるといる事業の停止命令(職業安定法32条の9第2項(1)、職業紹介責任 の退任(職業安定法32条の9第2項(1)、職業紹介責任 の15等の規制及び国による監督を廃止する。名称については、利 用者の利便性に留意しつつ、地方公共団体の自主性を書車する。 (iv)国による支援の鉱充等については、利 地方公共団体が行う無料職業紹介、一体のサービス等、に対し必要な交 公共団体が行う無料職業紹介、一体のサービス等、に対し必要な交 と対している。
27年	108 雇用-労働	都道府県	栃木県	厚生労働省	A 権限移譲	設定の改善に 関する特別措置	労働時間等の設 定の改善に関する 特別措置法におけ 特別報道派報道府県 への付与	労働時間等の設定の改善に関する指導、援助等については、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県の行政事務として持ったで、政事務の執行が可能となることから、当該事務の権限を都道府県へも付与する。	【支障事例】 県の各労政事務所において、日々、事業所訪問を行い、「育児・介護体業法」、「男女雇用機会均等法」、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」等の書及図を発に努めている。 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法事等の書及図を発して打事業(一行政 指導)」、「援助」、「広報し、「啓発活動」について規定され、同条第2項には県の責務として「広報そ の他の答発活動」は規定されている。 の他の答発活動は規定されている。 別措置法」上の「指導、援助等」は規定されていないため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」上の「指導、援助等」をどこまで行ってよいか疑義があり、現在、踏み込んだ対応を行っていない。 【制度改正の必要性】 法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、法律の根拠に基づく行政指導を行ったができる。のでは、事業所に対し訪問理由を明確に説明することができる。単なる普及啓発から一歩踏み込んだ対応をすることができる。労働局や労働基準監督書より長頻繁に訪問することができる。を必然の表し、名事表の実態に含った計画を行ったできる。等のメリットがある。 「援助」について、法律上、明確に地方公共団体の責務と位置付けられることで、予算措置(一財政的援助)も含めた対策を検討することができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	77	その他	中核市	豊田市、山都町	内閣府、総務省、厚生 文部科学省、厚生 労働省	B 地方に対する規制緩和	・	O/104/A	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について列泉第で整理がされている。別表第2の項番58に記載されている事務を処理するといに情報連携できる特定個人情報は、住民栗関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	[番号法での規定] - 番号法等19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 [支障がある点] - 番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象を1法、生活・電子の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する優別を割しているもの認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する優別を割しているもの認定により、最助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また。要促養者に学者程度に因和している者で政令で定めるわのと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また。要促養者に学者程度に関係してのかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	[再掲] 6【厚生労働省】 6【厚生労働省】 (22)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法66)による医療に要する費用についての提 助に関する影響(別妻2の38)については、当時事務を処理する に必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方規関係情報 を追加する。
27年	24	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同経案) 庫 東都和歌山場 鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第 13条者住まい法 高高齢者の居住のの安定確保に 関する法律)	介護保険における 住所地特例の適 用対象の拡大	首都圏に住む出身地にゆかりのある高齢者が、サービ ス付き高齢者向け住宅1登録された空き家等、里帰り る場合に、必須サービスで奇磁路・生活機)のみ の場合も住所地特例制度の対象とすることを求める。	首都圏では、まだまだ高齢者が増加するが、施設整備が十分でないため、大量の待機者が発生する見込みであり、新規建設をすると膨大なコストが発生する。 一方、出身地では、将来的には介護余力の発生が見込まれる。また、首都圏と比較し介護従事者	6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) (19)介護保険法(平9法123) (前)必須サービスのみのサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定権保)関する法律(平13法26)5条・項に規定する状況 哲量仕の安定権に関する法律(平13法26)5条・項に規定する状況 資資住宅については、現在は食命の提供等としていなでも、中において食事の提供等を行うことを取り決めている場合には有料を人ホームに話して後、利電社と(昭33法13)2年(頃)し、任即他の適用対象となることが可能(13条1項)であることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。
27年	188	医療・福祉	都道府県	和歌山県、兵庫県、鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第 13条	介護保験制度に おける住所地特例 の見直し	都市部から地方への里帰りや、移住を促進するため、 小様の砂制でにかけるがでいない問題をの第四付め	【現行制度】 現在の介護保険における住所地特例制度は、特定の自治体に居住する高齢者が、直接、他の自治体に所在する施設に入所した場合に限り、当該特定の自治体が、当該高齢者が利用する介護 サービスに係る負担を行うことなっている。しかしながら、病語が力であっちし、他のよりは移住、自己は存住、自己は存住、所述するとなっている。しかしながら、病語が力で気なうちし、他の場合は移住来の自治体が負担することなる。 【文庫等例】 収付制度では、地方における介護職などの「しごと」の創生の一環として都市部の高齢者の地方への移住支援施策に取り組めば取り組むほど、地方の都道府県及び市町村財政に負担を与えることなる。 「文庫等例」 「支庫や財職で都市前に出て行ったゆかりのある高齢者の単帰りや、都市部から地方への移住を促進するため、住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた。住所地特例制度の適用対象に、一旦出身地等に住所を定めた。に能及入所でもまでの期間についま、例えば、一定の年齢以隔に地方に多した者に、ないた。に能及入所するまでの期間についま、例えば、一定の年齢以隔に地方に移行してから施設入所するまでの期間についま、例えば、上述の上述ら、日本の上述をの利力についま、例えば、一定の年齢以隔に地方に移行している。他別などでも必要の開いたがから、他別は、一定の手能以隔に地方に移行している。他別など、一定を使用した場合を見まった。任所を移行している。他別など、一定を使用した場合を見まった。他別など、一定を使用した場合を見まった。他別などの場合が、一定が表している。例えば、自然の住所地の保険者も見用を投分して負担する制度の導入などが考えられる。	果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体に周知す
27年	214	医療-福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第 13条	介護保険における 住所地特例の適 用対象の拡大	護が必要となった場合に、移住前自治体における居住 期間に応じてが護保険の「住所地特例制度」の対象と するなど、介護費用を移住前の自治体が負担する制度 的な仕組みを講じること。	[制度改正の必要性] 地方創生の中で、政府は高齢者が健康時から地方へ移り住む「日本版CCRC」の普及を図ることしており、未見しても積極的に取り組む考えであるが、現制度においては、移住後に介護が必要となった場合、介護費用は全て受入れ自治体の負担となるため、「日本版CCRC」の普及の妨げとなる。 か護保険施設等に入所することにより移住する場合には、従前から住所地特例が適用となるが、施設等以外への移住については、当該特例の適用がないため、介護サービスの給付については、移転後保険者の負担となる。また、被保険者が元気な時期に移住したしても、移住者の高齢化が進むにつれ、その後に介護保険サービスを利用することが想定され、移転後の保険者にとっては、介護保険料の納付を受ける総よりは、化特費の個の方が大きぐなると想定される。 を続より、私代費の個の方が大きぐなると想定される。 を続より、私代費の個の方が大きぐなると想定される。 ・時に、住所地特例を適用した場合の介護保険給付等の負担割合についても、東京部から鳥取県、 ・時に、七年が地特例を適用した場合の保険者が全部負担することとなるが、東京都・広島県・鳥取県 と移転してくる場合などのように、1号の号、被保険者となってから移住を繰り返すなど、前住所が 複数ある場合においては、施設人所の直前の住所地の負担が大きいものとなることから、負担の 均衡を図るため、居住期間にあたり、負担のなりである。 地方創生は極めて重要な国金体の重要政策であるが、地方創生を構造、高齢者の地方移住しより 地方創生は極めて重要な国金体の重要政策であるが、地方創生の構造、高齢者の地方移住しより とした結果、地方財政に見料を強いることとなれば本来報間である。	[再掲] 6(厚生労働省] (19)介護保険法(平9法123) (18) 受力護認定等を受けていない高齢者等が一般住宅等に移住し た場合における介護総付費の財政調整については、国庫負担金の うちの調整交付金(122条)の配分効果を検証しつ、特に年齢が高 いた場合に対し、地方公共団体によりきめ細か、配分するなと、 を対金の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結 乗に基づいて必要な措置を講するとともに、地方公共団体に周知する。

年度 管	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
										「原内の状況」 サーゼス付高齢者住宅等を整備している市町村においては、CCRCの取組について積極的に推進 し地域の活性化につなげたいが、移往後すぐに介護保険利用者となると、市町村の持ち出しが多くなるので不安との声が上がっている。	NO. STOP, A. M.
27年	315	医療·福祉	都道府県	茨城県、福島 県、栃木県、群 島県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第 13条 介護保険法施 行法第11条	介護保険制度に 係る住所地特例の 見直し	障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所 し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該 適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該 適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とする よう住所地特例を見直す。	【支障事例】  介護保険適用の複数の施設に機続して人所する場合、現在人所する施設の所在する市町村ではな、示の用宅等のあった市町村が保険者となる(介護保験法第13条)。  一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いでは、適用除外施設の所在する市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第14条) 適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険施付の負担が大きく、ない平性に欠ける。なお、本件については、支城県教護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。  【制度改正の必要性】  本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化につながるとともに、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が不要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。  【懸念の解消策】 適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所地特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかとの感覚により、該当者の有無を把握することは可能であり、革務上も特段の困難は生じないと考える。	6【厚生労働省】 (19)介護保険法(平9法123) ((19)介護保険法(平9法123) ((14) 約審者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者 に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する 入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度 趣言を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を調する。
27年	262	医療·福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、和 歌山県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	由息争項につい	障害者総合支援 法に基づき施設外 において支援を行 場合の要件の緩 和		[提案の経緯・事情変更] 現状の要件では、施設がで就労する日数が少なくなり、工賃向上や一般就労への移行促進の妨 げとなる可能性があるとの支障がある。 に支障事例に関しては、サービス管理責任者や同行する支援職員、利用者の共通理解のもと実 施することとなっているが、サービス管理責任者が派遣先に直接出向き、現地で確認することによ り、一層通切な評価が可能となると考えられる。 現場では、できるとだは素勢制御を増やし、工賃向上に結びつけたいと考えているため、2日間を弾 力化してほしいとの息向を持っているが、現行制度ではそれができない。 なお、昨年1月に開催された社会保障蓄護会(障害者部会)の中でも、2日間の制限は撤廃すべ ご効果・必要性 流数で就労する障害者の工賃向上や一般就労への移行が促進される。	6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (収)就労移行支援事業及び航労総続支援事業(A型、B型)における施設分就労については、事業所内において訓練目標に対する違放度の評価を行うこととされている日数要件の最和について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	94	医療·福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第7条第1項	社会福祉法第7条 第1項の規定によ る地会の規定には を地会の調査 関連 の見直 し	貝」か除かれており、同事項を含めた障害有価征に関	が多くなっている。しかしながら、精神障害に関する事項が除かれているため、精神障害者福祉を 含めた障害者福祉に関する事項全般の議論ができない状況である。 また、障害者の高齢化や障害を持つ児童への対応などでは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福	地方任芸福祉番譲芸において、精神障害有福祉に係る争項を調査 審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保
27年	95	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第11条第1項	社会福祉法第11 条第11項の規定に 条第1項の規定に よる地方社会専門 利金の設置の 関連の が 利金の設置の 関連の 関連の が は の は の は の は の は の は の は の は の は の	地域社会福祉審議会には「身体障害者福祉専門分科会」が必直、社会福祉議第11条第11別となっており、 精神障害福祉を含めた障害者福祉全体に関する事項を調査審議するための専門分科会が設置できない。 ため、設直の弾力化を図り、地域の実情に応じた専門分科会の設置が可能となるよう、規定の見直しを行うこと。	【支障事例】 本県では、社会福祉審議会に、専門分科会として民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉 専門分科会(社会福祉法第11条1項)を設置するととして、児童福祉専門分科会及び高齢者福祉 専門分科会(医療策定項)を設置している。 精神障害に関する議論では、その障害特性に特化したものだけでな、障害者の高齢化や、親亡 接の問題、会らには地域等の問題など、3度害実通の限期か多いが、現行法において同様 会で精神障害者福祉に関する事項を含む障害者福祉に関する事項を設定議論することができな いとに、専門位大変められる個別分野に関して議論を行う必要があっても、精神障害者福祉に関 する専門分科会を設置することができない状況である。 「制度改正の必要性】 専門分科会の設置について、導力化を図り、地域の実情に応じて専門分科会の設置を可能とする ため、同法第11条第1項の規定の見直しが必要である。	[再掲] 6(厚生労働省] (1)社会福祉法(昭26法45) (1)社会福祉法(昭26法45) 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査 審議できるようにする。その際、地方精神保健福計審議会(精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)においても引き 続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	18	医療・福祉	その他	関西広城連合 (共同提案) 京都府、兵庫 県、和歌山県 島取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第 65-66-68-71- 73-78-80-815 国民健康保険 法第41-45条の 二高的確保に関する 53-66-72条	保険医療機関の 指定・監督権限の 移譲	診療報酬・介護報酬の決定権限の一部と併せて、保険 医療機関の指定・監督権限についても一体的に関西広 域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少互服・地方側に対し、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護の 提供体制は不可欠であることから、診療報酬や介護報酬の決定権限の一部を広域連合に移譲 し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医 素・介護の提供体制の不足や域に対しる事業者への支援と新たな事業者の分を促し、広域的 な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の対策と、管管の権限が福道府県・市 即村にあるが、医療保険について診療報酬の決定推復の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指 定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人の減少克服・地方制性に向け、地方への新しい人の流れを でくるためには、不足地域に事められている、力能と保険ではが接機制度が出域の分による価格設定でいるとしている地域があることから、今後の人の減少克服・地方は自由・地域の破消を含む。と価格設定ではから、ともに国であられている、力能・医療提供の可能がある。との価格とのでは、こうした全国国ー的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に多数機関・介護機関の決定機関の対策とは分配を機関を対象機関を対象機関を対象機関の対策を接続していては同しました。 には、こうした全国国ー的な設定ではなく、地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。 広域連合に多数機関・介護機関の決定に対しる地方は会保険機関の決定機関の決定を行う仕組みとする。なれ、本人負担観について独自に地域加算 等を決定する体保険を廃棄組織へ会かしたりませいが、といては同一を基本とに協定を在め は、音音をもとはいまっないを指摘した。対域の関係といては同一を基本とし居しての審議・音事をもごとは、多地域の提供体制であれる地方は会保険に表述を表していまった。とれている一体的によるでは表した。とれている一体的によるで特別がよりによりないでは、一体的によるで特別がよりにより、対域を対しない、といでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないを表している。といないでは、大力ないかないでは、大力ないかないから、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないが、大力ないでは、大力ないでは、大力ないが、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないからないでは、大力ないでは、大力ないが、大力ないかないが、大力ないからないからないでは、大力ないからないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないでは、大力ないないでは、大力ないないでは、大力ないないないないないないでは、大力ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
27年	254	医療·福祉	都道府県	兵庫県、和歌山 県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	65条、第71条、 第80条、第81条	保険医療機関等 の指定・取消処分 に関する権限移動	地球の実情に応じた医療機関、診療科及び医師の需 絵調整を行うため、健康保険法等に基づく保険医療機 関・保険薬局、保険等、保険薬剤師の指定・取消等の 扱う機関を、必要となる人員、財源とともに、都道所県 に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」では、 都道府県は医療養適正化の推進主体と位置付けられ、さらなる実効ある取組の推進が求められ ている。 【支障事例等】 地域の実情に応じた適切な医療保険体制を構築するためには、必要とされる診療科(医)の適正 配置の誘導を行いたいが、保険医療機関・保険業局、保険医・保険薬剤師の指定・取消等の処分 に関する権限は地方厚生局の権限とされているため、取組みが進んでいない。 【効果・必要性】 (効果・必要性】 (放果・必要性) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・必要性) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (放果・定理) (	
27年	49	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	の届出に関する	入院中の重度障害者に対する〜ルバー派遣要件の 緩和	入院中の看護は、医療機関の看護職員のみによって 行うという国の通知による規制については、重度障害 者のうち意思疎通困難者などが入院した場合に限り、 原書特性に指通したヘルパーを派遣できるように規制 を報和すること。	が難しい。 重度ALS患者については、入院中のコミュニケーション支援者の付き添いが認められているが、 市町村事業であるため、市町村によって対応が異なる。	3【厚生労働省】 1、1)健康保険法(大11法70) 領害者であって意思承通を図ることに支障がある者の入院について よ、当該障害者に意思承通支援を行う者が付き添うことが可能であ ることが開催化することについて検討し、平成28年中に結論を得る。 その結果に基づいて必要な措置を講する。
27年	167	医療・福祉	都道府県	滋賀県、京都 兵 京	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	健康保険法施 行規則第69条 国民施行規則 27条の者の医関 27条の音の医療す の法律施に規則	連携によるサービス提供に対し、訪問看護療養費を3	5 医療依存度の高い在宅療養者への24時間365日の定 期的なサービス提供の実現のため、医療保険制度に おいて、1日に1人の患者に対して複数の訪問者違ス アーションからのサービス提供を診療報酬上算定が可 2、能となるよう要件改正	【制度の概要】  厚生労働省令により、保険者は、他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護を受けるときは、訪問看護療養費を支給することができないこととされている。  【本県の状況】 本県では、平成25年度から27年度において、2次医療圏域単位(保健所管轄単位)で基幹型訪問者護ステーションを受置し、当該訪問者護ステーションをやしたして1人の患者に対して同一日に複数のステーション間の連携による24時間365日の定期的な訪問者護が提供できる体制の整備をモデル事業として実施している。  【支障事例】 モデル事業として薬施している。  【支障事例】 モデル事業を持済みの圏域において、複数の訪問者護ステーションからサービス提供を受けた患者の事例では、日中はAステーションからの訪問者護ステーションからの訪問者護を利用し、夜間(人脈前)は、Bステーションからの訪問者護を利用し、夜間(人脈前)は、Bステーションからの訪問者護を利用し、夜間(人脈前)は、Bステーションからの訪問者護を利用し、夜間(人脈前)は、Bステーションからの訪問者護を利用し、夜間の日の東が悲なの食性を強の発があった。現行制度による患者の全観自己負担分サービスに対しては地域医療事生金金利用し充当していたが、期間終了後は、患者の経済的負担が大きいことから、夜間のBステーションのサービス総統・MB健となった。  【制度改正の必要性】  診療報酬と算定可能となれば、在宅療養・看取りの環境整備の推進が図られ、県民の福祉の向上につなが名、また県内の小規模技師書護ステーションの割合は半数以上を占め、全国的にも同様のステーションの割合がら新を担えている現状において、全国各地でこうしたステーションの割の連携による夜間、早期のウービス提供の広がりが開待できる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	265	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県県 和歌山県、 関西広 城連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	DPC制度への 参加等の手続を 完全了第2号) 原金27第3名号 示(H26.3.5)	括制度(DPC)対 象病院の指定基	診断群分類別包括制度(DPC)対象病院には、急性期を担っていないものも含まれているとの指摘があることから、指定基準を見直すとともに、医療費適正化の戦点から、現在一連の入院として取り扱われる7日以内の再入院期間を延長すること。	[提案の経緯・事情変更] 診断部分類別包括制度(DPC)対象病院の対象については、"望ましい"基準になっていることから、未来急性原を担っていない病院も含まれているとの指摘がある(全国の一般病床の53%がりたり残棄の性が表現では、DPC対象病院の退院患者が同じ病名で7日以内に再入院した際には、一連の入院とみばし入院日教を通算するため、入遺院時期を包図的に操作することによって、入院期間を不適切にリセットする事例があり、医療責が高額となる原因となっている。(支障事例等) 本来、DPC制度は、医療費の抑制を目指した制度であるにも関わらず、対象病院の中には、入退院時期を図図的に操作し、人院期間を不適切にリセット、診療糖腫を得ている事例もあり、地方が進める医療費適正化の障害の一つになっている。本果では、別意健康保険法等に基づく保健医療機関等の指定・取引などの処分権限)の整備を決策しなが、現状、未来をは振発担ついない病院がDPC制度の対象となっている場合でも、これらの病院の処分等ができないこととなってしまうため、供せて適用改善を求める。 [効果・必要性]	
27年	266	医療・福祉	都道府県	兵庫県、 <b>港賀</b> 県、港賀県、港賀県、港田県、港賀県、港田県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	施設基準(厚生労働省告示)	医療機関における 看護難記書の機 能に応じた配置の 基準の設定	診療報酬上届出制となっている看護職配置について、 病床機能ごとに見合った看護職員の配置になるよう基 準を定めること。	[提案の経緯・事情変更] 医療機関における看護職員配置について、診療報酬上届出制となっており、必ずしも医療機関の機能に見合ったものとなっておらず、看護職を配置さえすれば、病院の機能や患者の状況に関係なく、高点数を算定できるため医療費が高製しなる原因となっている。 1427.5.26の経済身政部間会議においても、 1427.5.26の経済身政部間会議においても、 1427.5.26の経済身政部間会議においても、 1427.5.26の経済身政部間会議においても、 を是正するためには、一様の原民単価の変では困難、7月 消疾区の対策を持た必価格体系を平準化するよう大胆に見直し、医療機関の病床設定行動を変化させるべき」との意見が 143年の制度を表している地方の変化が、145年の表現のでは一般である。 1支障事例 1現在、都追肩限では、医療費適正化計画を推進しているが、看護職の配置については、診療報酬と届出制であるため、病院の機能や患者の状況に関係なる看護職の配置については、診療報酬の決定に 1度本例の表して、病院の機能や患者の状況に関係なる程識を配置さえずれば高点を写定でき、医療養適正化を図っている地方の変化なっている。未果では、別途・資料側の決定に 関する権限の移議を求めているが、地域毎のパランスのどれに医療提供体制の確立のために 13、看護職の配置についても近れるが、地域毎のパランスのどれに医療提供体制の確立のために 13、看護職の配置についても適正でと図ると上がで含るよう、例中で連用改善を求める。 13、毎日の影響を求める、 13、年間の影響を求めているが、地域毎のパランスのどれに医療提供体制の確立のために 13、看護職の監置についても適正化を図ると上に合わせ医療機関における看護職員配置について、病族の機能となると考える。 25年の発展の機能となると考える。 25年の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	
27年	96	医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第 3項	項の規定による診 療所の病床設置 等に係る都道府県	医療法第7条第1項の規定による病院の開設許可等については、平成27年度から指定都市の市長の種限に移議済か、一方、同条第3項の規定による診療所の病院設置等の許可等については、未移議。 医療計画については、未移議。 医療計画は20倍減を管理する上で、病院と診療所の取扱いを区分する理由は見当たらず、診療所についても指定都市の市長に増減を移譲すること。	[制度改正の趣旨] 病院と診療所の取扱いを区別する理由が見当たらない。 [制度改正の技練] 令般の法改正で、指定都市の市長が病院の開設許可等を行う場合、都道府県和事に協議し、同 意宏求めることとれているが、条例による事務処理特例制度を活用し、診療所の病床設置許可 等の権限を指定都市の市長に移譲している場合、協議や同意を求める仕組みがなく、病床の管理	5[厚生労働省] (1) 医療法(昭23法205) 以下に掲げる業務・権限については、政令を改正し、指定都市に平成29年度から移譲する。なお、診療所の病族設置等の許可については、指定都市市長から開設地の都道府県知率に協議し、その同意を求めることとする。 ・診療所の疾法設置等の許可「7条3項)・居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として所在地の都道房供欠さめる極勢計画に記載がある場合等における診療所の病床設置の届出(施行令3条の3)
27年	134	医療·福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第 3項。同法第71条の3、地方自 分法施行令第 74条の35第1 項 医療法施行令 第3条の3	-A Tr	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所への条圧の設置許可及び痛床数や病床建制等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市である場合は当該指定者部が行うこととする。 また、医療法施行令第3条の3に基づく診療所の病床 設置の届出に関する事務についても同様に、所在地が 指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	また、医療法面(1) すあ3米(の)では、「本第7米米の3頃 (1 水及と)の当天土力物間で、(2 水の)の場合に 財益し、同頃の時百を受けないでき機所に病床を設けた者は、当該病床を設けたときから十日以 内に、病床数その他厚生労働省令で定める事項を、当該診療所所在他の都追原県知事に届け出 なければならない。上規定されている。 診療所の開設、使用許可等の事務、権限については平成9年(保健所設置市に移譲済みである ことから、手続きの一貫性の観点から、診療所の病床設置等(に係る事務・権限も一体的)・移譲	(1)医療法(昭23法205) 以下に掲げる事務・接限については、政会を改正し、指定都市に平

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	306	医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第7条第3項。同法第71条の3.地元等71治法施行令第174条の35第1項	診療所の病床設 置際に係る許可を 解の都道内所の 所定都市への移 譲	現在、都道府県のみが行うこととされている。診療所のの病床の設置許可及び病床数や病床種別等の変更許可について、所在地が指定都市である場合は当該指定都市が行うこととする。	【制度改正の経緯】 平成27年4月1日より、病院の開設許可権限が都道府県から指定都市に移譲されたが、診療所の 病床設置許可等については、医療法部・条第3項に1診療所に病た設けようことさると、又は診 療所の病床致、病反の種別その他厚生労働場合や定める事項を変更しようこするとき、足 働名令で定める場合を除き、当該診療所の所在地の都道府原知事の許可を受けなければならな い。と規定されたおり、都道府県に許可権限が持ている。 また、診療所の開設。使用許可等の事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みで あることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限については平成9年に保健所設置市に移譲済みで あることから、診療所の病床設置等に係る事務・権限も一体的に移譲されることが望ましい。 【支障事例】 診療所の開設等申請者にとって、開設や病床の設置許可等、手続の段階ごとに許可権者が異な り、分かりづらいため。 ※病院の開設者が行う同種の手続は、全て開設地である指定都市が許可権者となっている。	5【厚生労働省】 (1)医療法(昭23法205)
27年	51	医療・福祉	都道府県	埼玉県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条 の4第2項	基準病床数の廃止による地域医療機能とおける必要 構想における必要 病た数への一本 化	都道府県の病床数を規制している基準病床数を廃止 し、地域医療構想における必要病床数に一本化するこ と。	【制度改正の必要性】 甲成26年の医療法改正により、医療計画の一部として「地域医療構想」を平成27年度以降策定することとなった。 地域医療構想では、平成37年における将来推計人口を使用して医療需要とそれに対応する必要病床数を推計し、構想実現に向けた医療体制整備を進めることとなっている。 一方で、現行の援航計画で定めている基準病床数は、直近人口・適去人口)を使用して算定することから、算定基準が異なっている。したがっ、医療計画上、整備すべき病床数を単竹2つ、今後の医療体制の延伸は、地域医療構想実現に向けた必要病床の整備を進めていくとが中心となるので、これとは実定基準が異なる基準病床数を使用し、地域医療構想とおける必要病床数上さなるので、これとは実定基準が異なる基準病床数を使用し、地域医療精制とおける必要病床数によるようで、これとは実定基準が異なる基準病床数を使用し、地域医療制度といているような、また、病床の整備には検討期間も必要であることから、整備等手は次期医療計画の開始年次(平底の年)となることとかどそ何ないが、次期医療計画においては基準病床数を使止して地域医療構想における必要所床数に一本化するという方針が年期に示されなければ、検討を進めることが毛限では、15歳以上の人口が平成22年には約589万人であったが、平成37年には約2倍の約117.万人になると予想され、それに伴う医療需要の増大が見込まれることから、病床を大幅に整備している姿がある。しかし、基準病床数では地域医療構想で第出する必要な病床数を整備することができず、構想の実現に大きな支援をきたすことが想定される。(本県の現在の基準病床数は49,623であり、既存病床数と16日同数である。)	
27年	75	医療・福祉	都道府県	静岡県、三重県	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	令第5条の2第	基準病床数の算定にあたっての都 定にあたっての都 道府県知事の裁 量の拡大	保健医療計画で定める基準病床数の算定の基準につ いて、地域医療の実状に応じ設定することができるよう に緩和すべき。	【現状】 現在、基準病床数については、国が定める基準に従い、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の人口規模や医療資源等の追いが反映されない仕組みとなっている。また、要素病床の算定に当たって、「小護施設で対応可能な数」を減しているが、国は特養への入所は原則要が構造3以上と制度の見塩しそうったにもかからず、本展が昨年度行った保健医療計画の療養病床の算定に当たっては、要介護1や2も含んだ数を減じることを求められている。 [制度改正の必要性] (制度改正の必要性] (本度の企成を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を要性) (本度を要性) (本度の定成を要性) (本度を要性) (本度の定成を要性) (本度を要性) (本度の定成を要性) (本度を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を定成を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を定成を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を定成を要性) (本度の定成を要性) (本度の定成を定成を定成を要性) (本度の定成を定成を更性) (本度の定成を定成を更は) (本度の定成を定成を定成を更は) (本度の定成を定成を更は) (本度の定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定成を定	
27年	28	医療・福祉		関西広域連合 (共同集成 都 兵道軍集 原務 弘 原東 島 東東 島 県	厚生労働省、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	医師法第17条 災害救助法第7 条	大規模災害発生 時の外国人医師 の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国 人医師が被災地において適定な救命医療の従事を可 能とするよう、しっかりとした法的な枠組みのもと、災害 教助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大 を求める。	提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多免的・広崎的な大規模災害発生時においては、国内の医療支援にも 関外があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における教命医療に従事 であることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における教命医療に従事 の従事命令の対象拡大を求める。 制度改正の必要性等) 東日本大震災では、原生労働者から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、非が 国の医師国家試験を合称しながら、医師法は今回のような教命事を受けないこととされている。(医 の医師国家試験を合称しながら、医師法は今回のような教命事を受けないこととされている。(医 の医師」を対しては対しているが、医師法は今回のような教命事を受けないこととされている。(医 の是師」裏談談を合称しながら、医師法は今回のような教命事を受けないこととされている。(医 の是師」裏談談を合称しながら、医師法は今回のような教命事を受けないこととされている。(医 の是師」裏が自然を持たりには対した。 には、新述事が会に対した。 には、新述事が会に対した。 には、新述事が会に関することは、新述事が会に対し、 権名との判断は緊急等の対応としていると母権なかったものと考えるが、今後の大規模状害の身生 本事職等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療 が提供の許可(第91条)について規定されていることからも、しかりとした法的な体制が必要がままる。 を表している対して、関係を表しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスにつ

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	169	医療・福祉	都道府県	石川県	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	材確保の促進 に関する法律第	看護師等(保健 語・助産師・看護師 取(主権者護師) の復職支援のた めの届出制度の 義務化	「看護師復職支援のための届出制度」において、努力 義務となっている看護師等の離職時等の居出を義務 化する	〈現行制度〉・本年10月から、離戦する看護師等は、離職時に氏名・連絡先等を都道府県ナースセンターに届出(努力義務)する「看護師復職支援のための届出制度」が開始。 〈支障事例・制度改正の必要性〉・・少子代の進展により、新卒看護師等が減少する可能性がある一方、高齢化の進展により、介護院等における看護人材の需要が拡大(2025年間題・団巣世代が全で15歳以上)するため、看護師等の確保が困難になるリスクがあり、また、役跡・交代制助務など激し、動務環境とワークライフバランス確保が必要となっていることから、結婚、出産等で離職した未就素者護師等の再就表して重要となる。・・未就素者護師等を見たしていてとから、といくれる情報をしても実定となる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6[厚生労働省] (18)看護師等の人材確保の促進に関する法律(平4法86)
27年	312	医療・福祉	都道府県	三重県、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		助産学実習に係 分娩取扱数基準 の規制緩和	保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、「指 5定規則」)に定められた助産学実習中の分娩の取扱い (について、助産師販を十分に確保する観点から、学生 一人あたりの分娩取扱い数を、現行の「10回程度」から 「8回程度」に緩和すること。	(本県における状況) 本景・では、線集助産師数が全国平均を大きく下回っており、助産師数の確保が課題である。一 大男・では、線集助産師数が全国平均を大きく下回っており、助産師数の確保が課題である。一 大多・子化により県内の正常分娩を取扱う施設は減少しており、実習受入施設の確保に苦慮して いる。 指定規則では、助産師学生の実習中の分娩取扱いについて、助産師又は医師の監督の下、学生 1人につき10回程度行うことを定めており、実習時期(約3か月程度)には、毎年約50名の実習生が10の実習を入施設に集中している現状がある。 (支障事例) このように、実習の時期には限られた施設に助産師学生が集中することとなり、通常の分娩に携わるスタッフに加え、実習を監督する助産師又は医師が必要であることから、施設にとって負担となっている。さらに、件数確保のため夜間に実習を行うこともあるが、施設側で監督者の対応ができない場合、養成所の郊方にとって負担が大きい。 といても担が大きい。 見としては、実習環境を整える観点から、受入施設を増やしたいと考えているが、分娩取扱数に係る負担を理由として受入を助られるケースもある。また、現状でも全ての学生の実習数を確保することが簡単ではない状況が続いている。 (制度改正の必要性) これらの状況を改善し、円滑な受入体制の整備と実習内容の充実化を図るため、能力習得に影響の無い施囲で実習必要数を8回程度に減らすなど素軟に対応したい。	助産学実習中の分べん取扱件数については、九回を下回った場合 に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭26文部省・厚生 省令1)別表2に規定する「十回程度」に満たないと判断されること
27年	159	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省		国民健康保険 注第7条·8条·9 条·67条 厚生労働省平 成26年12月5日 通知	過誤調整方法(返 納金)の運用変更 可能な規制緩和	かんびであった。 にすること	[支障事例]  「支障事例]  「支障事例]  「大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	46	農地・農業	指定都市	さいたま市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	の整備に関する 法律第8条、第 11条、第13条第	動を実施する際、	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村 が農用地区域外の土地を農用地区域に編入する場合 のうち、農業用施設の設置を目的とする権利移動を実 まった。 でしては、政令で定める軽微な変更とし で取り扱うこととする。	【地域の実情を踏まえた必要性】 市として、農用地区域への編入に当たっては、農振法第10条(農撫整備計画の基準)の趣旨にかんがみ、毎食農地や農業用施設等について、編入することが必要又は望ましいとの基本的考えのもと、農用地区域外の土地に農業用施設を設置する場合も農用地区域へ編入を行っているが、農業の生産性向上などを目的としているにも関わらず、市向村単地で行える軽微な変更とはおり、業務に長期間を要している。また、農業用施設の整備予定地に農用地区域内外の土地が混在している場合、手統が一体的に進まず、事業計画者の大きな負担となる。このため、農用地区域外の土地を農業用施設用地に指定する場合の農用地区域への編入手続についても、飲金で定める軽微な変更と同様に取り扱うこととし、手給き向備未化を図ること。 【具体的な支障事例】 平成24年9月、農業用施設(JAの農業用集出荷施設)の移転について相談を受け、農用地区域への軽微変更として手続を開始に歩が、計画地の一部が農用地区域に指定されていなかったことから、まず、当該場所を農用地区域に編入することとなり、平成25年1月に当該場所の農用地区域への編入が完了した。後、乗用施設用地への用途変更(軽微変更)の申出をしてもらい、平成2年1月に用途変更が完了した。した、建築材料費の高騰などの影響により、集出荷場の建設計画の変更が生じ、変更後の計画が固まったのは、平成27年3月となってしまった。	6【農林水産名】 (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (※1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58) (※1) 農用地区域外の農地に農業用施設を設置することについては、あらかしめ農用地区域に編入しなくても可能であることを明確化するため、「農業振興地域制度」関するガイトライン」(平12農林水産省構造改善局)を平成27年度中に改正する。
27年	174	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	機業振興地域 の整備に関する 法律施行令第 10条	市町村農業委員会が農地にた土地を除外するために十一大の市町計画が開発した。	農振法施行令第10条に定める軽微な変更に、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規 要する農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにより。建や かに行う農用地区域の変更を加えることとはり。建や かに農用地区域から除外することができるようにする。	【支障事例、必要性】 限月の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に 山林化とかこ上地や元々山林だった土地まで現在も思用地区域とされている。 山林化した土地の選用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査を実施 し、市前村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査を実施 の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。 また、予秘主、適常と504都道府県の同意、報覧等が必要とされ、たいないが、基礎調査は市町所 が市町村農業を負金が増地に最近はないと判断し、市町村が農業整備計画の連成のための一体的 な土地利用に支障を及ぼすおそれがなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農 援地域制度に関する方イドラインに照らして「農用地区域に残難してなくこが増進であるとはいる ないと判断した場合には、を観放を変更して適なに除かできるようにすべきである。 【メリット】 過末となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地 の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地 の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地 の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地 取扱で掲げる農林水産業の成長産業化に質する。	[6] 農林水産省] (8) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44注58) (1) 山林原野化し、農業委員会が農地に該当しないと判断した土地  こついては、農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行うことな だ、「終済事情の変動子の唯情勢の推移。(13条1項)に該当すること
27年	71	農地・農業	中核市	大分市	農林水産省	A 権限移譲	農地法第18条 第1項及び第3 項、第59条の2 (第4次一括法 第36条)	農地または採草飲 牧地の質賞情の 解除等の許可権 限の移譲	農地法第18条第1項及び第3項の規定により都道府県 が処理することとされている事務・権限を、中核市市長 へ移譲する。	【制度改正の経験】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)第36条により大都市の特例として、農地法第18条第1項及び第3項の規定により物面通用条が処理することとされている事務が、指定都市又は指定都市の長に適用があるものと改正されました。 改正されました。 改正されました。 改正されました。 改正されました。 改正されました。 改正されました。 おおり、市街化区域の農地を転用する際に発存小作権がついていることが判明し、合意解約を求めたが進作料の金額面で容易に全意に至らなかったことから、農地主は多等1項の手続きについるまた。大き切りによったがありました。 記期明したことがあります。人の際は、都道府県知事の許可が必要な習を説明したものの、許可でな同間が長いことから、やむなく合意解約に至りましたが、当事者からは許可までの期間を短額できました。 「制度改正の必要性」 思地法第18条第1項の許可申請は、申請受理後に相手方の見解を聴取し、農業委員会の事実認定と変見を記載した意見書を都道府展功率に送付するようになっています。その後、都道府県の主となります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益につながります。このことから、中核市市長へ権限を移譲することにより、期間が短縮され、申請者の利益につながります。 「便会の解消策」 質性人からの解判申出等で、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否が判断をする事案が想定されます。概述を第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否が判断をする事業が想定されます。概述を第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否が判断をする事業が想定されます。概述を第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するか否が判断をする事業が想定されます。概述を第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当するのでは、2000年に対していた。  「現在人からの解析を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	
27年	156	農地・農業	中核市	岐阜市	農林水産省	A 権限移譲	農地法 第18条第1項及 び第3項 第59条の2	農地又は採草放 牧地の賃貸借の 解約等の許可	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可事務の 都道府県から中核市への移譲	【制度改正の必要性】 悪地雪貨借の解約等の許可申請がされた場合の手続については、農業委員会が窓口となり、申 誘書の記載事項及び添付書歌を審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、申請が適法なも のであるかどうか審査のうえ、申請の却下又は計可者しくは不許可こいでの意見を決定し、需 政府規知事に送付する。都追府規知事は、農業委員会の意見書等を参考にして、農業委員会と 同様の審査 思地の賃貸信の解約等の許可は、当事者の実態にまで踏み込んで検討しないと判断ができない 場合もあり、実質的に許可判断を行うのは農業委員会であり、許可の部石は、法や通知(農地 環境が関係事務に係る処理基準について(平成12・61・12構成84040 無水企業務次官通知)に基 ごと機解条務がに係る処理基準について(平成12・61・12構成84040 無水企業務次官通知)に基 ごと、機能を関係より許可事務の処理期間の短縮化が図られることから、許可事務の権限を移譲 することが適当である。	

年	度 年度別 管理番	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
277	年 173	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	農地法第5条、 農地法施行規 則第32条第1 号·第53条	2a未滿の農業用 施設等の設置に 係る農地転用許可 の撤廃	耕作を行う者が、その者の他の最地の利用増進のため又は2a未満の農業用施設を設置するために農地等を転用するたと目的として、他者の農地等に推利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ市町村農業委員会へ届け出ることとし、農地法第5条の許可を不要とする。	【支障事例、必要性】 解作の事業を25子をが所有している農地を、その者の他の農地の保全又は利用増進のために転 即する場合で28末海の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条 第1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。 しかしたがら、耕作の事業を行う者が24末級の農業用施設を設置するために、他者の所有する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。 本集の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2a末満)の許可束額(農振農用地内の件数) 126 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) 125 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) [【メリット】 申請書に添行する書額(事実制書幣)金融制・第金融明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削減 では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る 現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間が対容されている本県のある農業委員会では、概 ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	6【農林水産省】 (5) 農地法(昭27法229) (5) 農地法(昭27法229) 農地転用許可(4条1項及び5条1項)の申請書に添付する書類のう た。事業全事等するために必要な違力があることを証する書面及び 事業計画書等の参考となるべき書類については、申請者の負担の 整滅と事務の門分な原理があられるよう、積金通帳や農地底用して 設置する施設の設計書等の既存の書数の写しを活用することが可 形であることを呼ば化するため、書数担限等兼発理要領[(平21 農林水産省経営局、農村振興局)を平成27年度中に改正する。
277	年 207	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域 の登備に開始する 近法律施行規第 号等4条の4第26 号の2振興財するガイン第13 3(5)⑦	農振法ガイドラインにおける農振法施行規則第4条の 4第26号の2計画	集落地域において設置することが通常適当であると認 められる非農業的な土地利用需要に対応するものとす	【具体的な支障事例】  展版法施行規則第4条の4第28号の2の制度を活用した農村集落の活性化を進めるため、多くの時間と軽養を受した。特に集落維持型住宅、日常生活関連施設、地域振興のための工場等(いずれも地域の就農者や他市町村からの住民を呼込むもの)について、農水省の担当者からは、ガイドラインに起放の「農業等地域において設置することが通常適当であると認められる非国を図ることにより都市化の進度を復進させるような土地利用でなじまないと示えれたが、その規模をや通常であると思わられる範囲等について、具体的な判断基準が示されなかった。また、同に制度でありながら、無度用地予定で域に整備可能を設置すっいての考え方が、他の地域でよ近畿とで違いがあった。  ※他地域では、20号の2計画において大規模な地域振興のための工場を設置した。 【具体的な効果】 ガイドラインの明確化を図ることで、優良農地や農産業を守りつつ、迅速かつ適切な判断が可能となる。	(0) 辰未饭央心以び宝岬に関する広洋(1044広30)
277	年 273	農地・農業	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府 和 歌山県、徳島県	農林水産省	A 権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要網	耕作放棄地再生 利用緊急対策交 付金に係る交付事 務の権限移譲	耕作放棄地再生利用緊急対策に係る交付金を都道府 県・市町村への交付金とし、事務手続の権限を移譲す ること。	【提案の経緯・専備変更】 国が進める地方割生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、耕作放棄地の発生的上・修済などが求められている。都道府県と市南村は、H26年度から農地中間管理機構を活用して取組みを進めているが、耕作放棄地の解消にいたっていない。 「耕作放棄地車を利用緊急対策交付金」では、私道店県協議会に交付金を交付し、都道店県協議会が地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を報査し承認することになっているが、新りの機能であったか。各協議会の独自がさらばから、中級・日本の主なが、そのより、本語の取組主体が表が指揮である。本語をは、日本の主なが、日本の主な	
27	年 206	土地利用(農地除く)	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	都市計画法第 12条の画 連用 指針振興地する 放法律第6条	伴う地区計画制度	市街化調整区域内の市街化区域経辺部において、市町村長が対象区域に農業振興地域の農用地を含んで地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及び地区計画を定めようとするときに、農林水産大臣及び地区計画の区域内について、都道府県知事は、農業振興地域の警備である法律に基づく農業振興地域の指定を行わないこととすること。	[現行制度の概要] 市街化調整区域内の市街化区域縁辺部の土地利用の変化が着しい地区について、市街化の傾向が強まったことから、農林漁業との健全な調和を図った上で、都市的土地利用を行おうとした場合、現行制度では、区域区分の見直しによってのみ対応できることとされている。 [制度改正の必要性] 都市計画法第15条第2項により、区域区分に関する都市計画は、都道府県が決定するとされており、本集では、通常年毎に広域の都市計画区域全体の見かから、複数の市町村と開整の上で都道府県が見直とそ行っている。しかし、都道府県が決定主体であるため区域区分の見直しには長期間を受しており、基礎自治体が推進するまちくりのウィーカイントなっている。今後、「まち・ひとしこと創生総合戦略」の策定やも地域活性化の実現のためには、ロウィークボイントの見版が、基礎自治体にとってとき残じをかけるとしたの。市街化調整区域内の市村化区域縁辺部において、市町村長が対象区域に乗業機関地域の展用を含んで地区計画を定めまうさるとき、長本町大人の大田大人の大田大人の大田大人の大田大人の大田大人の大田大人の大田大人の大	

	年度別 管理番	 	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
:	7年 2	農地・農業	中核市	倉敷市	農林水產省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係の 予算の執行の 適正保第22条によ 対策の対策の対策が 対策の対策の対策の がで呼吸を がで呼吸を の承認基準につ いて(平成26年6 月25日26経第 370号)	「長期利用財産処 分報告書」を提出 するに当たっての 提出書類の明確 化、手続の簡素化	するため「長期利用財産処分報告書」を提出しようとし	【支障事例】 現在、本市において右記法令により、農業集落排水施設を公共下水道に接続するよう、岡山県を選して「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設・農業集落排水施設の処理場等が、「長期利用財産処分報告書」を提出することとなっております。これは、施設・農業集落排水施設の処理場等が、「長期利用財産・10年以上」であり、地域活性化等を図るために行う財産処であれる。 であれば、補助事業者(前)による長期利用財産処分報告をの提出、農林水産、民による受理しより来設するとなっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたりしな場話性となるとなっており、それに基づき行うものです。この報告書を提出するにあたりしたが、提出書類について明示されていないと思われるものまで、周出の過程で提出するよう不備を指摘され、書類作成・協議に時間がかかっております。たとえば、防災倉庫にはそのようなものをいく当後のが専利用計画の作成を求められることと、です。詳細は別添のとおり、「便恵の原洋剤」・関係の要な提出書類について、受理可能となる基準を詳細に明示されることにより、地方公共の運体が適切に届出事務を行い、補助対象財産を有効活用することに資すると思われます。また、事前協議の時間も短期間で終了するとも思われます。また、事前協議の時間も短期間で終了するとも思われます。また、事前協議の時間も短期間で終了するとも思われます。また、事前協議の時間も短期間で終了するとも思われます。また、本市によりまままた。大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪	6【農林水産省】 (21)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 農業集落排水施設を公共下水道に接続する際の1長期利用財産処分報告書」については、報告内容の確認のために必要な書類が必 要最小限のものとなるよう、長期利用財産処分報告書」の記載事 例を地方公共団体に平成27年度中に通知する。
1	7年 35	農地・農業	都道府県	愛知県	農林水產省	B 地方に対す る規制緩和	土地改良法第 85条の2	農地防災事業に 係る土地改良法に 基づく手様の簡素 化(要件の緩和)	農家に事業費負担を求めない農地防災事業に係る土 地改良法手続について、地方自治体による申請制度 の拡充や3条資格者・事業の施行に係る地域内にある 土地の農家等の原本手続の宿路など、法手続の簡素化 に資する見直しを行うこと。	【制度改正の必要性】 大規模災害が懸念される中、農村地域の国土強靭化を推進するためには、地方自治体が自主的 に取り組むことが可能な事業制度の拡充が必要である。また、農家に事業費負担を求めない農地 防災事業であっても、通常のと地改良事業と同時域に、多金券者を「限り同意が必要となっていた。 防災事業であっても、通常のと地改良事業と同り場合を除く)が、農地以外での効果もあるなど、 地域全体で効果を予受するものであり、行政が未体となって事業化に取り組を側面が強いものと 思りれる。このため、特に農家に事業費負担を求めない農地防災事業において、3条資格者の同 意の必要性を検討する余地もあると思われることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同 意子様を省略する特性を設定しまると表しまれることから、こうした場合にあっては、3条資格者の同 意子様を省略する指置を設けるなど、事業施行の迅速化等に向けた見直しを進めていただきた い、「支援事制等」 悪地防災事業は、農地に加え、宅地・道路・一般公共施設等にも防災効果が生しるものである。例 えば、基本被害が生じている地域で排水施設を整備した場合、農用地の被害防止とともに、地域 内の宅地等の浸水を防止する効果もある。 したがって、農地防災事業については、市町村を始めとする地方自治体が積極的に関与し、迅速 まで事業を行うことが望ましいが、土地改良法策86多の2第1項により市町村自らの発意による事業であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条罪ら頃の3条資格者 東であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条罪ら頃の3条資格者 東であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、同条罪ら頃の3条資格者 東であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、日を罪ら頃の3条資格者 東であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。また、日を罪ら頃の3条資格者 東であっても、基本的には3条資格者の同意が必要となっている。またと、日を罪らばの3条資格者 東では3を1年によるまた。	6【農林水産省】 (1)土地改良法(昭24法195) (1)土地改良法(昭24法195) 土地改良法(尼多づ土地改良事業において、土地改良事業参加資格者の同意検集手級の省筋等が可能な施設更新事業(85条の3第2項及び3項並びに87条の2第4項)[については、当該変更に係る土地改良施設の利止しても機能の維持を図ることを目的とすること、関係土地改良区の組合員の機利又は利益を侵害するおそれがない。とが明らかなものであることの変件に適合する自を判断するための留意点を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
3	7年 148	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	土地改良法52 条	う場合の権利を有	農地の基盤整備事業により土地改良法52条に基づき 接地を行う場合に限っては、地区内に相談手続き未了 農地があって、複数の相談権利者が存在したとしても、 複数ではなく私の登記名義人として取り扱うこと。た だし、相談権利者の法定持分は維持する。	【具体的支障事例】 接地を伴う基盤整備では、登記名義人が死亡している土地で事業を実施する場合は、相続登記 接に接地処分を行うが、近年、相続登記が来了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支 稼に接地処分を行うが、近年、相続登記が来了の農地が多数生じており、事業の迅速な実施に支 順が生じている。また、登記名義人や相談権利者に所在を施設できない者も増っており、地区の 設定や効率的な事業業施に支障を方にしている。 具体例として、現在、事業策を計画中の地区では、地区内の土地の登記名義人が150人(生存 69人、灰亡して相談手続き末「81人)であって、権利を有する者が996人(生存69人・相談権利者 927人)存在する場合。(278)上を権利者会議に出席させて意思施設すること自体が困難で、事業 が実施できない(分母だけが配大化し、接地計画の議決ができなぐなる)。 [制度改正の基性] 現行制度では、連用上、相談手続き末了で相談権利者多数の土地をやむな心区から除外する 等で対応している。相談手続き未了の土地は1名の登記名義人のものとして取り扱い、その土地 の相談権利者全員の同意をもつて1名の同意とすることとなれば権利者会議に出席すべき人数が 100人(分母150人の2/3)となるので、事業に同意する権利者の意思(分子)が事重できるようにな る。 [態念の解消策] 連用上、意思確認が可能な相談権利者の中に整備へ反対するものが存在する土地は事業地区 内に含めないものとすることで反対者のを思を侵害することはなくなる。土地の良法は1949年の 施行であり、当時は家管相談制度(1947年の民法改正で廃止)により円滑な相続がなされた農地 が多かったと思われるが、現在の社会情勢に合わせた緩和が必要。	
1	7年 104	農地・農業	都道府県	千葉県	農林水產省	B 地方に対す る規制緩和	農地及び農業 用用施設する 便間事業で で に 係 で に 係 で が が の で に の で に の で に の で に の で に の で に の に の		農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費の補助制度について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助 専について、甚大な災害を受けた際に可能となる補助 率増高申請等を国に行う場合に、添付が義務付けられ でも当期を受ける。 化する。	十条系では、東日本人長災や平成25年日風26号の原寺に、本制度を活用したところであるが、 添付書類の作成に要する事務量が膨大となり、他の業務を抱える現場においては非常に負担と	6【農林水産省】 (3)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)及び蒸基災害に対処するための特別の財政援助 補助率増高申請書、機林水産業施設災害(国共) 補助率増高申請書、機林水産業施設災害(国共) 規事では、100円のでは

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	= 98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通 名、農林水准省、 総済産業 厚本 名、文形 報、環境省 、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎地域自立 個促進特別 (大第6条、第7条 (大第5条、第6条 (大第5条、第7条 (大第6年) (大54年)	地域振興各法に おける計画策定手 続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ことに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を確定ななけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ と。 ・計画記載項目の共通株式化によるのは ・計画記載項目の共通株式化によるのは ・計画繁定時期が重複した場合のスケジュール等の調整	特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・	6【農林水産省】 (6) 離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭06法63)及(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭06法63)及、近過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(龍島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省。厚生労働省、経済産業者、国土交通者など環境と大管。山村振興法及び漁路地域自立促進特別措置法は、総務省及び国土交通名と大管)地方公共団体が法律に基づ計画等を同一年度(東定する必要が今後生しる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係所令の進制で、計画等の記載事務負担を軽減するため、関係所令の進制で、計画等の記載事務負担を軽減するよめ、原係有分連集化で、計画等の記載事務負担を対しませた。関係所令の進化で、計画等の記載事務負担を対しませた。関係所令の進化、これの内容について地方公共団体に通知する。
27年	≛ 326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務者、国土交通、 国土交通、 農林水産 全、 原 基 科学省、原生 、 労働 名、環境 名 、 環境	B 地方に対す る規制緩和	過度特別 ( ) 自		条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ことに計画等を接定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を複数定かなけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。 ・計画配載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調 整	類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多 大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響	今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減する
27年	<sup>≟</sup> 121	農地・農業	都道府県	奈良県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	農業の有する多 面的機能の競車 面揮の扱連に関係 る法律等。 多面が機能支 独交付金 製を付 の 第3 第3 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4 第4	多面的機能支払に保る交付金の改正	多面的機能支払に係る3交付金(農地維持支払・資源 向上支払(共同活動)・資源向上支払(長寿命化))の 経理の統合	【改正の必要性】 多面的機能支払については、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金及び ③党源向上支払(長寿命化)交付金の3交付金で構成されている。 1・①農地維持支払交付金・②資源向上支払(共同活動)交付金 ②党源向上支払(長寿命化)交付金・②党源向上支払(共同活動)交付金 支援の共同活動においては、例えば ○の農道の新胞維持と3の長寿命化のための補修 など 活動の区別が範に排除と3の長寿命化のための補修 など 活動の区別が曖昧なもがあり、終理医分を行うことが難しい場合がある。 これらのことから実施集落より、終理事務について簡素化を図るため、経理の区分を統合し一本 化することが望まれている。 「支達寿例」 金融の大きな補修の工事発注ができなく、各年度ことに細切れの工事発注となるため、経済的に 不利となったり、効果の発現が遅れる。 接対のこ分が曖昧な活動について、農林水産省に確認をとる必要があるため、着手まで時間を要する。	6【農林水産省】 (20)多面的機能支払交付金 多面的機能支払交付金については、交付金の計画的かつ効果的な 活用のため、地方公共団体の取組状況や意向を踏まえるとともに、 多面的機能力及付金第三者委員会から意見聴取を行い、必要な 見直しを検討する。
274	€ 109	農地・農業	都道府県	栃木県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	農地中間管理に 関する法律施第第 関する法律施第第(第11条第 2項第2号の1から8 最地中間推進第18 最地中間推進第18 21条、第19条、第 21条、第22条	農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化	1農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料について、認定農業者及び認定就農者については計画 認定書の写しのみとし、併せて土地の登記事項証明書 は、農地台機の写しに代替する。 2市町村による農用地利用配分計画家の作成については、農業者等でよる協議の動揺来を重視し、農用地利 用配分計画の総質を廃止する。 3増構が貸し付けた農用地については、農用地等の利 用状況の輸告等を廃止する。 4機構の農地中間管理事業に係る業務委託について、 都道府県知事の承認を廃止する。	【制度改正の必要性】  展地中間管理事業については、従来事業に比べ手続きが損雑で、担い手への権利設定までに多くの時間を見している。また、機構から市町等への業務委託に際しては、県の承認を要するなど非効率的である。そのため、別紙のとおり規定を見直し事務を簡素化することで、事業の推進を図る。  【支障事例】  1~31こついて(1、3:事務手続きの煩雑さ 2:奉務手続き期間の長さ)  127年度当別に農地中間管理事業の推進についての市町キャラ・(シを実施し、県内全25市町に界及び機構の担当者が出向き、各市前が行り事務手続きの領継で、経り事務手続きの関鍵で、提出受損の多さ等)と、企事務手続き期間の長さ(質ける場合と含す)と、企事等手続き期間の長さ(質ける場合と含す)と、企事等手続き期間の長さ(質ける場合に対して機構の最近等)を質けて、機構から増生者で保持限定されるまでの期間と経難として挙げた。の設定等(従来事業)について、相談記しまなり、その後の事務手続きを行っている。  前の設定等(従来事業)について、相談記しなり、その後の事務手続きを行っている。  前の政策等(従来事業)について、相談記しなり、その後の事務手続きを行っている。  市町市、市町東京大社等は、長地中間管理事業とけてはなく、最美養信息を促進法に基づく賃借をの認定さるの条が従来事業での機制設定と選択している。(参考)26年度の本県における農地の権利設定の状況といるものの、①、定の理由で、結果としてユーザーである農地の賃付希望者案での権利設定の状況といるもの、①、定の理由で、結果としてユーザーである農地の賃付希望者のからが従来事業での権利設定を選択している。(参考)26年度の本県における農地の権利設定の状況・○農地中間管理事業での権利設定、450件、〇従来事業・約5.800 十1000~2000年)	とする。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	171	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	と B 地方に対する規制緩和	農業協同組合 法第72条の8 道路運送法施 行規則第48条	農事組合法人ができる 事業種類の拡大	展事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に 密着した「生活サービス事業」を加える。(株式会社へ の組織変更不要) また、農事組合法人が自家用有價旅客運送を行うこと ができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。 ※地域に密着した生活サービス事業の例 ①地産地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの再齢者の前除等への送迎 ③農家世帯などの子どもの一時預かり ④生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補 修 ⑤新聞配達	【支障事例、必要性】 展山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便敷激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうたっ、展山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便敷激減など、生活面で多くの課題を抱えている。 こうたっ、展山村集落の担い手展変で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民 の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である状の価格が下落傾向 にある中、収益向上や側年安定層府を狙って、事業主体が撤退した生活店舗を活用した事業展 人に関心を示しているが、農協法により農業以外の事業実施が制限されているため、手続きる 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続き 株式会社に組織変更すれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続き の類雑さに加え、農山村集落の窓情に適した、構成負が平等に発言権を有する一人一票制の様 持が困難(農事組合法人が同観出質ではない場合が多い)となるため、多数の組合図合意に は、膨大なか力と困難が折ಳるの影情に適した、構成負が平等に発言権を有する一人一系制の総 おが良性の事態がある。 に、膨大なか力と困難がが行ことや。法人事業に従事に発見に応じて配当が可能が(様の 配当」ができないことなど、株本会社によない最幸報合法人ならではのメリットが損なわれることと なるため、サービス事業多と会社する上でよる障害とならではのメリットが損なわれることと なが良いでとない、状況にある。 また、自家用有債施客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた業教 な対応ができない状況にある。 また、自家用有債施客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた業教 な対応ができない状況にある。 また、自家用有債施客運送についても、道路運送上の規制により、地域のニーズに応じた業教 な対応ができない状況にある。 また、自家用有価施を運送についても、道路運送上の規制により、地域のニーズに応じた業教 おれられている場合は、大きないないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の 割合に対していると呼吸が表しました。 は、対応は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
27年	67	農地・農業	都道府県	富山県	農林水產省	B 地方に対する規制緩和	持続性の高い式 農業準分のに のの方進 の導入する法律 第1条 1条 1条	業生産方式に係る	エコファーマーの認定対象となる持続性の高い農業生産方式の技術について、新たな農業技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直し(施行規則の改正)を提案する。	このにお、エコファーマーの窓足対象となる長来生性方式の技術について、長来技術の進展に合わせ、規定技術を追加するなど認定要件の見直しを行う必要がある。	(必要な指慮を講りる。
27年	147	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水產省	B 地方に対する規制緩和	野菜生產出荷 安定法施行規 則第2条	野菜生産出荷安 定法施行規則の 見直し	野菜生産出荷安定法施行規則の共同出荷割合の見直 し	【具体的支障事例】 野菜の価格が下落したきに価格差の補給を受ける野菜価格安定制度があるが、その制度を受ける産地は、一定の産地要件を満たす必要がある。 しかし、市場に出荷せず契約企業に出荷する大規模企産者が新たにでできたため、JAへ出荷する合剤合が出力的に低下し、野菜店業体の単分の1つである共販要件を一つの金産地がでできた。しかしながら、対象産地のJAへの出荷重自体は増えており、消費者への安定供給の役割は果たしている。指定産地の銀行のも、野菜生産相安定法施行規則第2条で定められている共同主作。上いる。社の世間にない大規模生産者の安定供給の役割は果たまた、市場に耐けない大規模生産者が実験生産者登録とた場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録とた場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録とした場合は、その実績を共同出荷数量にカウントできるので、「大規模生産者登録とでしていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者登録とていなくても、出荷実績の提供を受けた場合は、産地の出荷量から大規模生産者の出荷量を除くことを認めて近しい、大規模生産者登録の要件対象野菜を正面荷する生産者、法人等のほ場が野菜指定産地の区域であり、かつ、おおむね2haの作付面積を有すること。 (野菜生産出荷安定法第11条第2項、施行規則第6条より抜粋) 【制度改正のイメージ】 産地規模(出荷量)に応じた共販車要件とし、例えば、産地規模(出荷量)が6、0001以上の産地は大保できると考えられる。その場合でも、共販量は2、0001以上の産地は不少では、計画出荷は確保できると考えられる。	
27年	112	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水產省	B 地方に対する規制緩和	鳥獸被害防止 緊急捕獲等対 策実施要領 (別記3)第2 2 (2)	急捕獲対策におけ	認について、市町村担当者が捕獲現場に直接赴き、当 該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現場確認)を基本 とされているが、これを市町村担当者ではなく、市町村	体等が適切に定めると規定されている。 しかし、写真や補獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県 では市町の担当者が捕獲関場に直接起き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小	(17)鳥獣被害防止総合対策交付金 (i)鳥獣被害防止総合対策交付金により有害捕獲を行う際の捕獲 実施の現地確認者については、市町村長により任命等された鳥獣

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	205	その他	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	鳥獸被害防止 総合対策交付 金実施要領	鳥獣被害防止総 会対策交付金に おける事業実施主 体の見直し	島獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止 総合支援事業の推進事業(ソフト事業)の事業実施主 株は、地域協議会のよた規定されているが、同受付金 の整備事業(バード事業)と同様に、地域協議会だけで なく、その構成員が事業実施主体となれるよう実施要 備を見直す。	【支障事例】 サル被害対策では、年間を通してサルの群管理(行動範囲の把握や追い払い)を実施する必要があるため、交付金の活用できない年度当初から交付金の交付決定前までの期間について、市町村が独自財源で事実実施している地域がある。果では、地域の負担軽減のため、交付金の活用を推奨しているが、交付決定の前後で事業と体が異なることから、調査・追い払い従事者の人材確保が困難であるという理由で、交付金が活用されない例がある。 【提案実現の効果】 野生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要 生生鳥獣対策は、地域協議会で合意形成を図った上で、関係機関が連携して実施することが重要 生活、具体がた取組については、地域の実情に合わせて、地域協議会の構成員である市町村や 生産者団体等による実施ができるよう規定を見直すことで、より効果的に対策を実施できるよる方面できる。この提案が実現すれば、深刻化・広域化する野生鳥獣被害に対して、地域ぐるみでの被害 対策が一層推進され、農林乗等の被害軽減や当農意欲の向上、地域の活性化等につなかると考 えられる。	6【農林水産省】 (17)島脈被害防止総合対策交付金 (17)島脈被害防止総合対策交付金による推進事業において、事業 の趣旨等を踏まえ、かつ地域協議会が決定した活動方針に沿って、 地域協議会が事実施主体となる取組の中で、地域協議会の構成 員がそれぞれ実施する活動も事業対象となることを明確化し、地方 公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	274	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定 対策等実施要 網2の(1)の⑤ 及び⑦	経営所得安定対 策等に係る「米の 直接支払交付金」 受力事務を国から 都道解係等への 移議	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」を 園から都道府県への交付金とし、事務権限を移譲する こと。	[提案の経緯・事情変更] 昨年の提案募集の閣議決定のなかで、全ての農地転用許可権限が都道所県に移譲され、また、都道府県の目標設置基準案及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。国が進める地方創生では、農山漁村の所得を確保し、移性・定住を進める取り組みを進めており、地方も多面的機能を持つ中山間地域の活性化が求められている。 [支障事例明] 「米の支払い直接交付金」は、国が交付事務を行っているが、平地と中山間地等の条件不利地、大規模都作業などの事業と兼業農家、農地中間管理機構を活用している農業者か否かに関わらず助成単価が一律であり、需要に応じた主食用米生産や水田の維持管理につながっていない。本果では、生産期整見直し後の米で切のかたも、カ第外の田路と一般のあるちに全角外の表情に差を設けたり、県の安心ブランド米や有機栽培のものなど、品質・付加価値の高いをのなどに参切かが要件化され、品質や銘紙、酒造好適米、特別栽培米であることなど、県や地域段階で推進すべき米生産への助成に対なできない。米の生産教量目標の配分の業務は、都道府県が行用で対し実施していることから、「米の直接支付金」受付事等についても国から都道府県、交付金化し、移譲すべきである。 [効果・必要性] 特徴現代の特性にあわせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。	
27年	275	農地・農業	都道府県	兵庫県	農林水産省	A 権限移譲	経営所得安定 対策等実施要 網6の(1)及び 8	経営所得安定対 策等に係る「水車」 定用の直接が支払 交付金」交付事務 の国から都護 等への移譲	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」を都退所張への交付金とし、対象作物及び交付 単価を決定し、農業者に交付する事務を移譲すること。	[提案の経緯・事情変更] 昨年の間議決定では、全ての農地転用許可権限が都道府県に移譲され、また、都道府県の目標 財産品等業及び国の目標面積に対しても意見聴取や協議ができることとなった。 国が進める地方創生では、地方の基幹産業である農林水産業を成長産業としており、地方は、担 に予育成や農業の生産性の向上が求められている。 に支障事例時、 本果の水田への作付面積では、野菜が麦や大豆、飼料作物よりも大きく、水田活用を進めるため の最も重要な作物となっているが、近年野菜の作付け面積は減少している。 (422年 9,720ma ー H25年 9,540ma (A180ma)) 何別では、果や地球段階の産能な行金も活用し、野菜の作付けを推進しているものの、 戦略作物には野菜が入っておらず、取り組むことができない。 規模を収入しているが、近年野菜の作物には、比較的冷涼な気候に適する大豆は 適作とは言えない。妻についても、掃態地域では、比較的冷涼な気候に適する大豆は 適性をは言えない。表についても、掃態地域では、比較的食気な生産物が収穫できているが、但 意地域では、混動地等が多いため、適地も限分よれており、水田の製作にまを組み合かせ交付金を 受け取ることが難しいのが現状であり、戦略作物助成が受けられないまま地域の特産物の作付に 即む生産者があるアンパランスが生じている。 (効果・必要性) 配は生産者があるアンパランスが生じている。 (効果・必要性) 配は生産者があるアンパランスが生じている。 (効果・必要性) の交付金化が実現されれば、地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る ことができる。また、本年度より、本県独自の取組としてスタートした「農業施設資与事業」と野菜作 付拡大の交付金を組み合わせることにより、新たな水田の担い手の確保にも寄与すると考えられ もの	
27年	153	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	加工原料乳生 産者補機工 業務の 条、第5条 情報を 者別受託について 1月16日日8日 最 大のでは、10年日 月16日日8日 最 大のでは、10年日 月16日日8日 長 通知 (別紙1)第1条	指定生乳生産有 団体制度の弾力	指定生乳生産者団体制度について、ミルクプラントを直接設置運営している生産者団体に限って、一部委託販売が出来るよう制度の弾力的運用を行っていただきたい。	指定生乳生産者団体制度では、原則全量委託販売となっているが、生産者自らが3t/日を上限に 製造加工する場合はこの限りでは無いとなっており、一部委託販売が認められている。 一方、現行の制度では、筋巣を建在団体が自ら設置運営するミルグプラントであっても、一旦指定 団体に全量委託販売し、その後に指定団体からミルグプラントが中間経費を加えた額で買い戻す 必要がある。 本果にも存在する生産者団体が運営するミルクプラントは、中小規模の工場が多く経営が配と、 状況がある中、中間経費を加えた買取額では経営を圧迫する状況にあり、制度を脱退すると、以 使者が加工原料乳生産者補給金の交付を受けられなべなる等の支障が発生している。 よって、ミルグラントを直接設置運営している生産者団体に限って、生産者が自ら製造加工する 場合と同様の取扱を行ったうえで3t/日の上限を撤廃し一部委託販売が出来るよう、制度の弾力 的運営をお願いしたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	157	産業振興	中核市	岐阜市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	卸売市場整備 基本方針第2 1(5)	卸売市場整備基本方針における中央卸売市場再編基準の見直し	標について見直しを行うこと。 指標①の開設区域内の需要量について、水産物の卸 売市場経由率を考慮した指標の設定に見直すこと。 指標②の水産物の基準数値について、実態に即し、地	開設区域内の需要量について、指標①は人口に1人当の需要量をかけ開設区域内に十分な水産 物を供給できているかを図る指標だが、「卸売市場をめぐる情勢について(農水省作成資料)」のと おり、水産物の市場経由率は53.4%(124)で、指揮②に市場経由率を掛けた量を供給できればそ	6【農林水産省】 (9) 卸売市場法(昭46法35) (1) 卸売市場を開塞本方針(4条)における中央卸売市場の再編基準については、次期卸売市場を開塞本方針において、新たに取水準については、次期卸売市場を増加するととは、再銀計置で運用の考え方について明確化する方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を請する。
27年	158	産業振興	中核市	岐阜市	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	における業務運	中央卸売市場における仲卸店舗の水が開放が開放が開放	0 未務理書について(HIZ.3.31   IZ及流弟/40万/ ] (ご	【支障事例】 取扱数量の減少等により、場内業者の経営状況は厳しい環境にある。開設者としては市場を多くの市民にPRL、知ってもらい、市場を活性化させたい。その手法の1つとして、定期的な市場開放を検討している。 イベント的な開放については、「第9次卸売市場整備基本方針」や「卸売市場流通の再構築に関する検討会」において方向性が示されており、現在当市場も、関連棟を毎月第1土曜日に一般開放しているが、基本の中間業者のもらし仲間店舗も一般開放できないか。」との要望が挙がっている。仲間業者は、まず、月1回の開放から始め、順調なら、週1回の開放も考えている。しかし、仲間高年の小別については、H1233の122歳(第146号)中央前市場における業務運営について」の「2仲間業者(3)市場内での小売行為」において、「仲間業者が市場内の店舗を利用して一般資食者に対して小売売勘を恒等的に行うことは、原則として即手で場よの目的外の使用に該当する行為」となっているが、具体的な取扱、原則の例外、は明確にされていない、地産地利も含めた市場中へ中地域活性と思うなん。仲間において、行助議等的は一般である行為」となっているが、具体的な取扱、原則の例外、は明確にされていない、地産地利も合うに市場中の地域活性と思うなん。仲間において背着自向に「臨時的な関放を継続して行うことにより、最終的に場内業者の経営改善、取扱数量の減少に歯止めを掛けたいが、それができない状況にある。 【制度改正の必要性】 仲間業者による月1回、週1回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場の中側を開きまた。10回の臨時的な開放が継続してできることで、地産地消も含めた市場の中間を指されていて」の「2仲間業者により可能」を明確にある。10回の間にある時間が表現した。10回の間に対しました。10回の間に対していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	6【農林水産省】 (9)卸売市場法(昭46法35) (明)中央助売市場法(昭46法35) (明)中央助売市場内で禁止されている仲卸業者による恒常的な小売活動については、「恒常的」の考え方を明確化するとともに、許客される中央助売市場における走務連盟について」(平12農林水産省食品流通局)を平成27年度中に改正する。
27年	276	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都 府 信島県、京 都市	農林水産省	A 権限移譲	六次産業化法 第5条1項、5項	六次産業化・地産総 地海法に基づく総 合化事業計画の 起定権限の移譲 府策への移譲	六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定権限 を、国から県に移譲すること。	[提案の経緯・事情変更] 国が進める地方創生のなかで、大次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県で も、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょう 「支障事例」 大次産業化法に基づく総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、新聞が円滑に実行されていない事例が散見される。 大力の大力を表した。 大田が円滑に実行されていない事例が散見される。 大田が円滑に実行されていない事例が散見される。 全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば、値差の加工が困難になるとともに、直売による販売も低速したため、計画の取消が行われた。 例2)日生産組合 当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採案が見込めないことから計画の取消が行われた。 うした例からも、地域の実情に精通し、原料保給体制・販売体制の実効性等について総合的になる、生ままが必要が性要にある。なな、生産・販売コストを考慮すると採案が見込めないことから計画の取消が行われた。 なな、生産・運力が複数限に有議画、原料保給体制・販売体制の実効性等について総合的に対策を表生またが必調整を行うことは可能である。 なお、生産・運力が複数限にわったることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、行効果・必要性 1 原内の生産、流通、販売状況など地域の実情に積通し、原料の事者をともに、計画の実行・目標遠底に向け上指導・助言を果し地域の大定産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。	
27年	68	農地・農業	都道府県	富山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林畜水產業 藥房 要付現 取付現 取 等 1 期 長 等 3 条 業 条 交 付 現 の 財 期 負 事 多 等 多 等 多 等 多 等 等 多 等 等 等 等 等 等 等 等 等	補助公共事業の変更手続きの簡素化	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公共事業について は、当該事業の補助要綱により、農林水産大圧的で定め る軽衡な変更以外は、農政局との協議が必要となって いる。協議が必要をももののうさ地区にとの重要な事業 内容の変更」について、農政局との協議の廃止を提案 する。	「日24年度は美徳地区の日70(10地区が一間の事業とのうだが、十成27年度は7370(00地区)が情切   事業を活用しており、補助事業を実施する地区が増えてきている。   「現成24年度のなける事業実施地区では、補助事業であれば物議が必要したる事業の内容を再	のる事業の地区相互间の経貨の額の変更協議については、展外水産大臣の承認が不要な場合を追加する方向で検討し、平成28年中に対する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	277	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪 府 鳥取県、徳 島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、 第26条	大臣権限に係る保 安林指定、解除の 権限の都道府県 知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1 項第1号から第3号まで)の指定、解除について、当該 権限を都道府県知事に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 大臣権限の保安林の指定及び解除については、都道府県知事が国から委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限でこれらの手続きにあたっての提案等集に係る問誰決定においては、一の都道府県内で完結する一級河川の全区間の都道府県、旧移譲された場合などは、重要流域の指定を称らてことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲されたかっている一般河川においては、多くの区間が流れている都道 京県・お稼造が一部他府県にかかっている一般河川においては、多くの区間が流れている都道 京県市流域の保全を行うべきであると考える。 「文障事例等] 解除申請の標準処理期間は、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、林野庁が申請書と受選している事立場の能符さなが用しまる。 受選している。予定通知の施行で3ヶ月とされているが、図に通道して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進速から予定通知があるまでに1年6月月の事例も)を要しており、財籍者等からの間い合わせに苦虐するケースもある。 また、林野庁本庁で事務をしているため、現場の状況等の把握や確認を迅速に行うことができず、都道府県に事立まなどの資料性を求められるほか、他の解除案件が集中すると、時間がかかっていませる。 「効果・必要性」 「効果・必要性」 「効果・必要性」 「効果・必要性」 「効果・必要性」	
27年	13	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同提案) (共同校、兵庫 東、和歌山県、 島、 東、 島、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、 東、	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、 第26条	杯の保安杯の指	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	[制度改正の必要性] 地方公共団体は、水循環に関する施策に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた 振策を策定、及び実施する貴務を有する。」(水循環基本法策5条)後来から河川管理者と出施 接張を策定、及び実施する貴務を有する。」(水循環基本法策5条)後来から河川管理者と出施 権限を有する機関は別であり、河川管理者と同一にする必然性はなく、すべての民有林に係る保 安林の指定等について、解集の移籍を基本とすべきである。また、複数病児、原外る流域に係 る民有林の保安林の指定等については、関係所見が揃って手を挙げれば移譲すべきである。関 西では、広域行政の責任主体である関西広域連合により国や府県間の意見調整等を図ることが 可能である。 「支障事例] 現在、指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承 を得るのに2ヶ月、大臣(体野庁)が申請者を受理してから予定通知の旅行まで3ヶ月とされている 、国に進生して以降、都追府県知事に予定通知があるまでは平均的におり場合、進生から 予定通知があるまでに1年6ヵ月の事例も)、確定告示までは平均的に再展指定・解除の2倍の1 予定通知があるまでに1540、申請者等からの間に合わせに苦塵するケースも見受けられる。また、現地を 知らない林野庁本庁で審査されるため、現地を熱知する地方公共団体であれば不要な、現地の 状況を説明するための詳細な資料が必要ととっている。 「懸念の解源] 国土を保全し、国民の経済活動の基礎となず「ナショナルミニマム」の確保については、国防法令 等で重要表演に係る保安林の対策と解除するは集りを示すことより担保をれ、現在の大臣権限 と知事権限の指定、解除等の基準に差違はなく、地方公共団体の事務実施は可能である。	
27年	154	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林業関係事業 補助金等文付 要網 農山漁文付金実 施要領 第6	林楽閣係事業補 助金等交付要綱 の改正	補助金において、内示後「交付決定前着手届」の提出 により、工事に着手したい。	しかし、補助面については内示使補助面申請をして、国からの交行決定後ではければ着手かでき ない状況である。 昨年度においては、補助金と交付金の決定日に21日間の差があり、工事進捗の遅延につながる	【農林水産省】 6)林業関係事業補助金 業関係事業補助金については、工事の早期着手に資する観点か 、補助申請の事前相談等の手続について地方公共団体に周知す とともに、毎年度可能な限り早期に交付決定を行う。
27年	321	土木・建築	都道府県	福并県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「森林・林業再 生基盤づくり交 付金東施要心、 で」第4の1	複数年契約を行う 大規模な本温公 共施設等への支援	大規模な木造公共施設等の整備については、木材調 遠や工事に複数年を要することから、複数年での契約 の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産 スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が 掲	【農林水産省】 8)森林・林栗再生基盤づくり交付金 林・林栗再生基盤づくり交付金については、その活用に当たって、 料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある 合に、適切み事業の実施が可能となる具体的な方法等について、 方公共団体に平成27年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	99	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野 庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業・木材産 業改善資金行に 成法の施行につ いて」(H15.6.11 無な 次官通知)	び承認計画に基づ く月別資金管理計	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、 その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国 の承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国 の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止するこ とにより、事務の簡素化・事務改善)を図る(美積報告 等については継続する。)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 と行行で選させば、受け事業を実施していることから実積報告が必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業を実施していることから実積報告が必要であることは理解できる。 承認を受けて決定していることであり、その責付債責については当分の間違加速成することな 水配を受けて決定していることであり、その責付債責については当分の間違加速成することな く、自己回転により事業を実施している都道府県ためたころである。 そのような・本度切めに、都道府県の省資付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手 核ぎや、承認をして別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務が会担と なる上、過去、国庫補助金を付の際に責付事業内容等について国の藩を受けているにも関わ らず、毎年底、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している賃付事業の実施について、国から 成めて審査を受ける制度となっている。 [懸念の併用を号] [認定の併用を号] [認定の併用を号] [認定の併用を号] (認定の付出を使した、事をのかに責付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実積報告等 は継続した上で、年度初めに関から求められている賃付事業計画承認や国の承認後の月別資金 管理計画書の提出を産止し、事務の商業に任事務を書き回る。 「類似物間皮して、母子・父子・寡婦福祉賃付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな賃付がある場合に限りで事業計画を付して賃付申請を行っている。林業・木村産業改善 着資金についても、国から報告に限りで事業計画を付して賃付申請を行っている。林業・木村産業改 青資金についても、国から場合に受ける場合に交付申請書に付することとなっている賃付 付事業内容の資料をもって足りるとすべき。	6[農林水産省] (11)林拳·木材産業改善資金助成法(昭51法42)
27年	194	その他	都道府県	山口県、中国地 方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業・木材産 業改善資金助 成法の施行に いて」(H15611 いて」(H15611 次官通知知)	計画承認制度及 び承認計画に基づ く月別資金管理計	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、 その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国 の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止するこ とは、 等については継続する。)。	接きや、承認後に月別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとって事務的な負担と なる上、過去、国庫補助金安化の際に賃付事業内容等について国の審査を受けているにも削り らず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している貸付事業の実施について、国から 彼めて審査を受ける制度となっている。	毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている林
27年	100	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業労働力の 確保の促進性 関するに建すの前 行について (H8.5.24農体・労働事務次 動事務次 動力) 「林業労働力に 近く体業就度の 近く株業就度の 近年 通知) (H8.5.24株野庁 (H8.5.24株野庁 長官通知)	林業就業促進資 金貸付事業計画 承認制度の見直し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、 その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の 簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続 する。)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもに貸付事業を実施していることか。実積機合体必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度節退得県の特別会計で撤資を等について予算化し、議会の 末路を受けて決定しているとつであり、その貸付所費については当分の間追加造成することな く、自己回転により事業を実施している都追府県もあるところである。 そのような中、年度初めに、報道府県が貸付金を計画について国の承認を受ける手 接きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等について国の事を受けているに関わらず、各年度、関係法や中の通知を認まえて予算化している「資付事業の実施について、国から改めて審査を受ける制度となっている。 (歴念の解消策等) 国の補助金をもに貸付事業資金を達成し活用していること踏まえ、毎年度の事業実積報告等 は稼税・助たじ、年度初めに国から求められている貸付事業計画承認制度を廃止し、事務の簡末 化(事務改善)を図る (類似制度の例) 類似の制度として、母子・学等結構社貸付金については、都道府県は、その原資として、国からの新たな貸付がある場合に限って事業計画を付して貸付申請表行っている、未業就業促進資金 についても、国から補助金の交付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業 内容の資料をもって足りるとすべき。	
27年	195	その他	都道府県	山口県、中国地 方知事会	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	「林業労働者の保証を 「林業労働者に 関するには 関するには (付8.5.24農作る (付8.5.24農作る ・通知) 「林業労働力に では保の保証 ・通知に では ・通知に では ・通知に では ・通知に では ・通知に では ・選押に では ・選押に ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに ・のに ・の		年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、 その承認を受ける制度を廃止することにより、事務の 簡素化(事務改善)を図る(実績報告等については継続 する。)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもに貸付事業を実施していることか。実積機合体必要であることは理解できる。 一方、当資金の貸付事業は、毎年度能選停機の特別会計で勘数体等について予算化し、議会の 未認を受けて決定しているとこのであり、その貸付原管については当分の間追加造成することな く、自己回転により事業を実施している都追府機もあるところである。 そのような中、年度初めに、報道府県が貸付事業実施に係る計画について国の承認を受ける手 接きは、地方にとって事務的な負担となる上、過去、国庫補助金交付の際に貸付事業内容等につ いて国の審査を受けているにも関わらず、各年度、関係法をかる即の急知を踏まえて予算化してい に置るの解判策等〕 国の補助金をもに貸付事業資金を造成し活用していること啓まえ、毎年度の事業実積報告等 は縁起したと、年度初めに国から求められている貸付事業計画が影削度を廃止し、事務の簡素 (短級制度の例) 「短似制度の例」 「短似制度の例」	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	101	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	「沿岸漁業改善 資金計画の取 扱いについて」 (S54.4.2)農林 水産事務次官 通知)	沿岸漁業改善資 金貨付等某及公司 完認制度基づ5日 認計與金管制度 審の提出制度の 見值し	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、 その承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国 の承認を受けて貸付事業計画を定める手続及び国 の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止するこ とにより、事務の箇素化(事務改善)を図る(集積報告 については継続する。)。	【制度改正を求める背景・必要性等】 国庫補助金の交付申請を行う年度においては、交付申請の手続きの際に貸付事業内容等の資料 を併せて提出する必要があることや、その他の年度においても、過去に国の補助金を受けて造成 した原資をもとに賃付事業を実施していることから実積報告が必要であることは過解できる。 承認を受けて決定していることから実積報告が必要であることは過解できる。 承認を受けて決定していることがの異情報告が必要であることは過解できる。 承認を受けて決定していることがの異情報告が必要であることは過解できる。 本意と受けて決定していることがの異情報書でいいては当分の間追加造成することな く、自己回転により事業を実施している都追削保めるところである。 そのような中、年度初りに、報道解除が貸付事業実施に保め計画について国の承認を受ける手 核きや、承認をして別の資金管理計画書を国に提出する手続きは、地方にとつて事務がな負担と なる上、過去、国庫補助金を付の際に賃付事業内容等について国の藩を受けているにも関わ らず、毎年底、関係法令や国の追加を踏まえて予算化している賃付事業の実施について、国から 成めて審査を受ける制度となっている。 【懸念の解消度等】 国の補助金をもに賃付事業資金を造成し活用していることを踏まえ、毎年度の事業実積報告は 継続した上で、年度初めに国から求められている賃付事業計画承認や国の承認後の月別資金管理計画書の提出を廃止し、事務の無条化に新改金) 理計画書の提出を廃止し、事務の無条化に新改金) 類似の制度として、母子・父子・寡婦福祉賃付金については、都道府県は、その原費として、国か らの新たな賃付がある場合に限って事業計画を付して賃付申請を行っている。沿岸進来改善資金 についても、国から補助金の欠付を受ける場合に交付申請書に付することとなっている貸付事業 内容の資料をもって足りるとすべき。	6【農林水産省】 (12)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 毎年度、都道府県が農林水産大臣に提出することとなっている沿岸
27年	196	その他	都道府県	山口県、中国地 方知事会	b 農林水産省(水産 庁)	B 地方に対す る規制緩和	「沿岸漁業改善 資金計画の取 扱い4 とついて」 (以54 と2) 水産事務次官 通知)	沿岸漁業改善資 金貨付事業及び 金貨付事業及び (不認計度を 事計画 電理計画 の 見 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車	年度初めに国に対して貸付事業計画承認申請を行い、 その承認を受けて貸付事業計画を必める手続及び国 の承認後の別資金管理計画書の提出を集止するこ とにより、事務の簡素化(事務改善)を図る(実績報告 については継続する。)。	らず、毎年度、関係法令や国の通知を踏まえて予算化している資付事業の実施について、国から 改めて審査を受ける制度となっている。 「豚◆○の経済等等】	[再掲]
27年	87	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和		漁業近代化資金 融通法における国 による関与の廃止 又は簡素化	二重行政化を避ける為、漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を超える場合の国の承認について、「承認」の手続を「廃止」落とは「届出 内等に簡素化すること、又は漁業近代化資金融通法で規定する融資限度額を引き上げること(いずれも国の承認手続き省略し、製がるもの。)。	【支障事例】 現在、いか、から20、未満の漁船を建造する場合、1億円から2億円程度の資金が必要である場合 が船とであり、実際に宮崎県では約半数の申請が法で定める貸付限度額(9千万円)を超え、国の 末認が必要となっている。この場合、県単独で手続を進める場合と比べ、最低でもい方月の期間が 対面で必要となり、その他の影質機関、保証機関の審査、県の利子神総約電差期間も金の重要が関係した。 対すでに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁場との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資 資子でに長期間を要する状況となっている。 一方、漁船建造には漁場との関係や造船所の建造計画があり、申請手続が長期にわたると融資 前の事前着工を漁業者(借受者)が余儀なぐされることがある。この場合、県では原則利子輔総対 家としていないが、真にやむと得ない場合に申前第二、表記申請書を提出してもい。条件付(国の 末認がないときは利子補給の対象としない)で承認しているが、条件付の着工承認であることや造 総業者への手付金の支払が必要な場合もあるなど、漁業者(借受者)にとってはリスクがあるもの となっている。 本制度資金は、漁業者(借受者)への貸付金は信漁造からであり、県の利子補給前源も県外自の 資金となっている為、国際からの支出は一切生しないものである。また、国の来認は、県が通常判 資金をとなっている為、国際からの支出は一切生しないものである。また、国の来認は、県が通常判 予補総する際の書館県、県の見書を付しているのみで、国は、目標と「信造の可能性」につい て審査していると思われる魚、事務手続が重複していると考えられる。 以上のことから、本県では融資の迅速化や漁船の代船建造円滑化のため国の関与の簡素化が 必要と考える。	6【農林水産省】 (7)漁業近代化資金融通法(昭44法52) (7)漁業近代化資金融通法(昭44法52) 高道府県の利子補給に係る漁業近代化資金の法定上限超過に係る手続(2条3項1号)については、農林水産大臣の承認を得ることなく、農林水産大臣が定めた基準に基づき、都道府県が上限超過の可否を判断することが可能な仕組みとする。
27年	89	その他	知事会	九州地方知事 会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	沿岸溫業改善 資金助成法第6 条第1項 融資 保証法第4条	沿岸漁業改善資 金の融資に係る保 証方法の見直し	中小漁業融資保証法により、融資機関が融資する場合に漁業信用基金協会による機関保証を受けることが できるが、これを都道府県直賀方式の場合であっても、 保証可能にすること。	【現行制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、都道府県が国の補助金を受け資金を造成し、沿岸漁業従事者等の漁業経 変又は生活の改善、漁業後継者の養成を図るため、必要な資金を無料子で貸し付ける制度を である。 沿岸漁業の善資金助成法により、本資金の貸付けを受ける者に対しては、担保を提供させ、又は 保証人を立てさせなければならないとされている。本県の場合、沿岸漁業の経営を開始するため に必要な資金漁業経営開始資金と権信付ける際にのみ、保証人に成した政 に必要な資金の施業経営開始資金と権信付ける際にのみ、保証人に残して、 定算事等別、現在、法務省で検討されている反法の正(機律関係)の中で、保証人保護の方策の施充が検討さ れている。の拡充により、保証人になるうとする者は、公正証書で保証債務を履行する意思を表 示しなければならななり、借受人は保証人の確保が難しくなるとともに保証人設定の手続きが今 定で以上に機能したる可能性がある。 漁船などの物的担保については、担保の設定や管理に関する事務を、行政機関(都道府県)が行 うことは難しい。 (歴史の解消策) 中小漁業監資保証法第1条により、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等を保証の対象としているが、沿岸漁業の普資金は、都道府県の資金のため、機関保証の対象となる になら、沿岸漁業の普資金は、都道府県 直資方本の資金のため、機関保証の対象がたなって いる」と記、民法改正が行われれば、保証人保健分割をしなら可能ともあり、中小漁業融資保証 注案4条における保証対象の見直と若行っていただきたい。 なお、県の直接貸付を機関保証の対象とする制度の男庫に当まっては、地方に過度な事務負担 を強いることがないよう、十分留意した改正としていただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	90	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	特定大臣許可 漁業等の取締り に関する省令第 19条、第22条	特定大臣許可漁 集等の取締りに関 する名令に基 品出漁業に係る提 出書類の簡素化	特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届 出漁業について、進達事務の効率化と漁業者の負担 財漁業官のもか、農林水産大臣に対し一要表方式によ り届出・報告が行えるよう見直しを行うとともに届出に 係る添付書類のうち、漁船原薄標本を不要とするよう 措置すること。	【現行制度の概要】 小型するめい外割り温業等の届出漁業を営もうとする者は、省令に基づき農林水産大臣に操業期間にと及び協能ととに定められた様式に指定された添付書類(漁船原簿謄本等)を添えて届出を行い。また、操業期間終了後は漁獲成積積告書を提出している。これら関係書類は、県を軽して提出することとなっていることから、県は漁業者から提出を受けた内容を十分確認のうえ、水産庁に進達を行っているところである。【支障事例】 本県においては、届出漁業のうち小型するめいかが約1漁業の本県届出件数は500件以上で、届出や報告に行う内容確認と進速は同時期に行うため、多大な事務作業なる。【制度改正の効果】 届出や漁獲成時分の産課と進速は同時期に行うため、多大な事務作業なる。「制度改正の効果】 届出や漁獲成績報告書の提出に、規が漁船情報を管理していることから、これを不要とすることで、県の進造事務の効率化と漁業者の負担経滅(漁船原簿謄本交付手数料)を図ることができる。「類は事務の状況」 公庫ぐ多で名漁業は広城漁業調整委員会指示に基づ、承認制となっているが、これら承認申請と漁獲成績報告書の提出は、一覧表方式を導入しており、加えて、落付書類となっている漁船原簿謄本は省略が可能となるよう措置がなされている。(広域漁業調整委員会は水産庁所管)	り、陳外水性有 (22 油菓法に昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (1)届出漁業の排業に係る届出(特定大臣許可漁業等の取締りに 関する省令(中農林水産省を約19条)については、省令を改正 し、漁船の登録の謄本の提出を平成28年5月末までに廃止する。あ かせて、都道府県内における開出漁業者を主めて一覧表の形式で 届出を行うことが可能となるよう、特定大臣許可漁業等の取締りに 脚する省令年九条等四項の規定に基づる旧畫の格域、(平7農林 水産省告示471)を平成28年5月までに改正する。 また、届出漁業のうち、小型するかいか約1漁業及び暫定措置水域 沿岸漁業等に係る漁獲成積報告(同省令22条)については、都道府 県の意見を踏まえつつ、一覧表の形式で報告を行うことが可能とな るよう、特定大臣許可漁業等の取続りに開きる40余年一十二条
27年	217	その他	都道府県	鳥取県、京都 府大阪府、兵 庫県、和歌山 県、徳島県	農林水産省(水産	B 地方に対す る規制緩和	漁業法第65条 第7項 水産資源保護 法第4条第7項	漁業調整規則の 制定に係る農林水 産大臣の認可の 廃止	漁業法及び水産資源保護法に基づき各都道府県が定めている漁業調整規則において、他県にまたがらない ー県で完結する河川等における内水面漁業調整規則 の改正は、各県の実情を踏まえた柔軟な対応ができる よう農林水産大臣の認可を不要とし、届出とすること。	[具体的な支障事例]  内水面における禁漁区域等の設定については、内水面漁業調整規則の改正が必要であるが、改  成手続きには国の設可が必要である。その手順は、①水産庁担当者による内容確認、②事前 協議(公文)、③事前協議了解通知、伯内水面漁場管理委員会諮問「各申、⑤規則改正認可申 議、⑥認可といり、早ととも対 中を要するため、迅速な改正を求める地元意向に対処できない。 規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して、 規則改正が必要な千代川大口堰周辺については、平成23年以降、毎年委員会指示を発令して、 競生法としているが、遊池者の違反が年数回繰り返されている。規則違反の場合は、 第9に通 輸出違反者の指導や検察を行っているため、抑止効果が高い、一方、委員会指示違反の場合は、 電割規定がなく、罰則をかけるにはその前段として知事の裏付け命令が必要であり、処分までに 時間を要し、両者の間には抑止力に大きな差がある。 (参考)  平成19年「東郷湖ンジミ採取の大き立規制等」に関する規則改正の手続きには7ヶ月を要した。 現在、「千代川大口堰周辺の水産動植物採補禁止区域の設定」に係る水産庁担当者による内容 確認として資料を提出中。 [制度改正の必要性] (制度改正の必要性) (制度改正の必要性) (制度改正の必要性) (制度改正の必要性) (制度改正の必要性) (制度な正の必要性) (参考)	6【農林水産省】 (2)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (3)漁業法(昭24法267)及び水産資源保護法(昭26法313) (ii)都追府県による内水面漁業部にむり取は、彭蘇事務の円滑化に資する観点から、都追府県の担当者に対する説明会を開催するともに、具体的な近事例を誇まて、必要な書類や認可に際しての留意点を、都道府県に平成27年度中に通知する。
27年	229	その他	都道府県	京都府、関西 城連合、滋賀 県、大阪府、兵 庫県、角取県、徳 島県	農林水産省(水産庁)、財務省	A 権限移譲	国有財産法施 行令 第6条第2項第 国有財産特別 措置法第5条第 1項	漁港区域内の里 道・水路に係る管 理権限の漁港管 理者への移譲	漁港区域内に所在する法定外公共物である里道・水路 について、国有財産特別措置法第5条第1項を改正 し、漁港管理者である自治体に譲与する	漁港区域外の法定外公共物である里道・水路は、平成12年施行の地方分権一括法により国から 市前村の申請に基づ意味与されたが、漁港区域内、農林水産省所等の里道・水路については国 有のままで、現実確定等の管理事務は、国有財産法施行令の規定により、法定受託事務として 道所環が行うことされている。 一方、漁港施設内の里道・水路は、臨港道路の底地に里道がある場合など、漁港施設と一体的に 利用されるものが多いため、漁港施設の管理者が管理することが効率的である。 さらに、里道、水路の環帯程度中請を行う場合などについては、漁港区域の内外で管理者が変わ るため、申請者の手続きが等率に煩複であり、申請者の負担となっている。 このため、里道・水路については漁港を管理する自治体に譲与するのが通りであり、市町村が管理する漁港区域の一元的な管理、申請窓口の一本化による住民サービスの向上の規点から、 個々の事情に応した事務処理特例ではなく、一括して市町村に移譲すべきである。	
27年	91	その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	水産多面的機 能発揮対策事 業交付要網	水産多面的機能 発揮対策事業交 付金の第1四半期 度	事業執行に支障が出ないよう、第1四半期の交付額の 上限を撤廃し、活動実態に応じて交付ができるよう見 直しを行うこと。	【支障事例】 園の交付金は、全国一様に第1四半期に25%を上限に概算交付され、年度内の第4四半期には 協議会が確実に実施した費用のうち、交付決定額の90%を上限として請求することとなっており、 発館は、年度が変わった第5回の交付により構算している。 一方、事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の実情に応じたタイムリーな活動が必要であり、 特に無違対策のために必要な作業は4~6月に集中しているため、第1四半期により多くの活 影響が必要となっている。 (思念の解消策) 事業執行に支障がでないよう、第1四半期の交付額の上限を撤廃し、活動実態に応じて交付がの きるよう見信と行っていただきたい。なお、上記の支障事例等については国に業務量を設切の 上、全額概算交付をお願いしたが、実現しなかったため、今回、第一四半期の上限撤廃を提案す るものである。	6【農林水産省】 (19)水産多面的機能発揮対策交付金 水産多面的機能発揮対策交付金については、事業の効果的な実施 を行う現点から、毎年度可能な限り、事業執行の支障を来さないよう、地方の実態を勘案した支払計画を策定する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	124	その他	都道府県	岡山県	内閣府(消費者 庁)、農林水産省	A 権限移譲	食品表示法第15条の規定による場合を発生を発生を発生を発生を発生を発生を持た。 15条の規定を発生に関する政会等第7条 5条~第7条	食品表示法第15 条の規定による権 限の変性第15第 第3条の改正 第7条の改正	食品表示法及び同法施行令により、都道府県及び指 定都市(平成26年4月~)に委任されている指示・命 令・調査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。	【制度改正の必要性】 食品表示法の施行に伴い、JAS法、食品衛生法、健康増進法に由来する食品表示に係る基準等 が一元化されたが、表示の指導・監視等を行う権限については、都道府県及び指定都市(平成28 年4月一)まで数任されている事項(JAS法由米事務)と保険所設情されている事項 (保健・衛生事項)とがあり、同一事業者に対して、動道府県・指定都市に保健所改令市がそれぞ、 収食品表示法に基づき機能を行使する場合が生じるため、食品表示に関する情費者に養した。 産者の権限はすべて保健所政令市まで移譲することで、食品表示法の一体的な執行が可能にな る。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルゲンの表示の指導・処分の権限は 代甲成28年4月~)にある。 同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業 者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業 者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業 者が保健所政令市内の事業者であれば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業 表定の程度に応して、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならない。 また、都道府県と市のそれぞれが、行場湾に至るか、処分までに至めか判断するため、同一食品に ついて、その判断が分かれる場合もありう。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応 こらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応 につないたの意口を紹介とから、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応 れてならさるを得なくなり、負担となる。	5【農林水産省】 (1)食品表示法(平25法70)(消費者庁と共管) 食品限連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一体性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な運貨・協力に係受な支援を行う。あわせて、平成28年にに施行される指定都市への移域の状況。事務型特制制度の対状況及び平成31年度までの食品表示基準(条1項)に係る経過措置期間を踏まるつつ、保健研設置市を含む繁産体のなり方に
27年	32	その他	その他	関西広域連合 (共同提、京都 兵原市 (共同提、京都 京 原 (東、東 京 東、県 東 県 島 県 県 県	府(消貨省厅)	A 権限移譲	特定商取引に 関する法律等条 特定の場合、策取引に 特定の引に 前する法条	特定商取引法に 係る広域的な消j 者被害事案に对分 等本集等の処分 等権限の移譲	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事家に 対する事業者の処分等に関する事務について、必要と なる人員・予算を含め関西広域連合への移議を求め る。	(提案にあたっての基本的な考え方) 経済産業局長が消費者行長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な 消費者被害が生じている事業の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め 府景域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 (制度改正の必要性等) 各府県、市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者 トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第一 19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事実とされており、広域的な事業は消費者 有庁長官より受任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単する事業の保険のと域内の事業とされており、広域的な事業は消費者所以単位では、処分の効果は限定のとなる。このため、消費者庁長官から委任を受けることが効果が は、処分の効果は限定のとなる。このため、消費者庁長官から委任を受けることが効果が は、処分の効果は限度を対しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の 規行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事業について、個別事業の発生の都度、 (場別においての主義により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の 消費生活センターの窓口での相談対応における事業の把登通し、広域的な事業については、 機関行、各府県においては、建設企業においても実施されており、二重行政となっている。 一方、広域的な事業については、経済産業局が行うよりは消費者相談窓口があり、また。同じ、 相談窓口を持つている市前社の緊密の連携が可能である機能が原保としている市前との緊密の連携が可能である機能が原保、展しているそのため、「な場的な成立を対できる。 そのため、広域的な事業については、経済産業局が行うよりは消費者相談窓口があり、また。同じ、 これの解消を図るととができる。 これの解消を対している情報を対していては、生活を発生を行うより、大きのの第一を発していることでは、他分野においても、原保職員の広域連合物は、事務を一たがに、大きの第二の一により、これの発力として、こま行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定してい る。	
27年	54	産業振興	都道府県	埼玉県	轻済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法施 行規則第4条	コージェネレーション設備に係る緑地 率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」 として、コージェネレーション設備を追加すること。	【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる 原熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できる ので、名エス、名との21に非常・必要にも必要にある。現と電気を効率よく利用できる ので、名エス、名との21に非常・必要に対象して、会力の事態対策や防災 対策にも背するものである。コンネルルールの事に対175%~80%。従来システム(大規模発 電所からの22%)のエネルギーが両には対1950 大陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計 1,000万kW (原身 1)を対しを担えた。環境食物低減技術も低NOV化を始めとし、騒音対策、振動対策等を岐に該り (以表分)を担えた。環境食物低減技術も低NOV化を始めとし、騒音対策、振動対策等を岐に減り (以来の25%)である。 大陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計 1,000万kW (原身 以来の25%)である。コンエネを再生可能エネルギーとともにその 異様エネルギー需給見速し、対象である。 ・ 表別にないました。 第二級ではとして位置付けている。その発揮を進めてある。 コジェネを再生可能エネルギーとともにその 重要点ではとして位置付けている。その大後、2005年3年3年4年3年4年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年	

套	度 年度	号 提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
2	17:	産業振興	町村会	全国町村会	经济産業省	A 権限移譲	工場立地法第4 条の2、第5条、 第7条、第58条、 第59条、第10条 等	工場立地法第4条率 の2の終地面積率 写(馬各地域準則 の条例制定権限 等の町村への移 譲	工場立地法策4条の2の緑地面積率等に係る地域準 則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道 原規から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権 腹がない。 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を譲じることができない状況にある。 工場の立地等産業の展興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方外権を推進する程息から、都道所県から研化のイトのイトの機関の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖師町からの提案に係るやり取りの際に結済産業省から「条例制 定権限を移譲する場合は、伊士公長平可欠しされた経緯施設まえ、工場立地法に係る事務(届 出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	5【経済産業省】 (1)工場立地法(昭34法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設居出の受理(6条1項) ・設置の場所等に係る必要な事項の動告及び変更命令(9条1項及
2	7年 10	産業振興	都道府県	栃木県	經濟產業省	A 権限移譲	工場立地法第4 条の2、第6条 ~第10条	工場立地法における総地面積率等に 各総地面積率等に 係る地域準別の条例制定権及び届 出等の事務の町 村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係る地域準則の条例制定 権限及び届出等の権限を都道府県から町村へ移譲す る。	[制度改正の必要性] 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地率面積等の緩和を行う場合には、基本計画への区域の位置付けを限止接案し、さらに、限において変更作業を行い、かつ経済産業大田の協議・同意を得た上ではければ、発地面積率等組和のための条例が制定できない。うしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を譲ずることが町村では困臓となっている。市と比較すると、ズビー・形に大けることから、町村の条例制を建つないでは、正境立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、関辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工境立地法により緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。とが可能であるが、町村の場合、製作制度では、基地面積率等の独自設定は不可能となっている。とが同様であるが、町村の場合、製作制度では、工場立地法により、県が同村を力が一上た条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。	[再掲] 51経済産業省】 (1)工場立地法(昭34法24) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県から町村に移譲する。 る。 ・条例による緑地面積率等に係る地域準則の制定(4条の2第1項) ・特定工場の新設居出の受理(6条1項) ・設置の場所等(保名必要な事項の勧告及び変更命令(9条1項及 び2項並びに10条1項)
2	7年 29	土地利用(農地除く)	RŢ	樂町	国土交通省、経済 産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第 33条第1項第回法 9、都市前法 施行令第28条 成法施行等28条 は法施行第4条第 立立地法第4条第 1項第1号。財 場立地に関 20条の3、都中間 場立中第1号。 場立地に関	術基準の緩和(緑 地帯その他の緩 衝帯の配置)	都市計画注第33条第1項第10号に規定する緑地帯その他の機器帯の設計基準について、工場用地を目的とする開発行為であって、工場上地社会等を実計項の規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に規定する環境施設の配置基準を満たす設計がなされている場合は適用を除かする。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため橋市計画法第33条で技術基準が規定されている。この外、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発的項別では、定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定により、開発的項別を表している。この外、一定規模以上の工場用地の造成が規模において、経験・電子の政事があられている。これを基準が基本である。といるのでは、主義を出版。日本の政事がある。これでは、これである。これである。これでは、これである。これである。これである。これである。これである。これである。これである。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	
2	7年 30:	産業振興	指定都市	子葉市	經済產業省	A 権限移譲	活性化に関する	の協議申請及び 企業立地計画・事 業高度化計画の	は、これまで都道府県と連名で行っていた協議申請を、 指定都市単独で申請ができるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援措置を受けるために必 要が「企業立地計画」の近別集業高度化計画」の承認権	また、事業者が同法に基づく各権支援措置を受けるためには、1企業立地計画」または1事業高度 化計画」を都短原集制率に実担し、その系数を受ける必要がある。しかし、系数事務については都 適廃県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題があ 5.か	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	123	産業振興	中核市	松山市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地の 活性化に関する 法律 第37条、38 条、39条、65 条 大規模小法第5 条、6条、8条、 9条等	中心市街地活性 化法における大規 快小売店舗の立 地に保る特例区域 地に保険の中 核市への移譲	に関する油田の争務処理と中心中国地の活性化に関	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めていく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、法という。)にある第一條特例区域、第二程特例区域の情影が有効であると考えているが、指定までには、①協議会を設立して前か何定区域家を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を飛に提出し、②県が審議会で意見を図る等している。 法第37条6項等で能道府県等は、特例区域家を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要請を規定は第37条6項等で能道府県等は、特例区域家の作成に当たって必要なとさは公聴会等の住民等の意見を反映させる措置を講らる自記報されているが、限の方針で住民への説明会は市で行うとされており、説明会を開める場合といるが、要請した区域家と全て同じであり、効率が多く、迅速に進めているが第2程特例区域となっているが、要請した区域家と全て同じであり、効率が多く、迅速に進めてい例えば、平成26年度に第2種度は反域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強かかった(2月24日要請・5月1日指定)が、当市に権限が移譲されていれば、協議会で県の審議会と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。 に必要性・解消策1 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていてことで効率的な事業実施が可能であり、ひいてはコンパケラー・/の実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほし、特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ないものと考えなが表しまれていませない。	5【経済産業省】 (2)中心市街地の活性化に関する法律(平10法92) 大規模小売店舗立地法の特例に関する事務(37条及び65条)については、大規模小売店舗立地法の特例に関する事務(37条及び65条)につくては、大規模小売店舗立地法(中の法明)に関する事務と一体でなくたも、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法の7)252条の17の2第1項)により中核市を含む市両村が処理することが可能であることを、地方公共団体(平成27年度中に通知する。あわせ
27年	324	産業振興	一般市	三鷹市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	の行政人口をい う。(「C:自動車	大規模小売店舗 立地法における店 動面積当たり日来 会分担率のび原単位 の緩和	店舗面積当たり日来客数と自動車分担率について、東京都の特別区内における原単位の扱いを、民成市街地でも適用できるよう、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項二号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 (指針改正の内の容) 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要合数の確保について、注2)"東京都の特別 区内に当該店舗が存在する場合は、「日末客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担 事」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。"を都市計画法による既成市街 地部分にも適用する。 (指針の改正の必要性) ・ 指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都 の特別区以外では、より多の駐車台数確保が必要なため、効率的な再開発が進まない要因の ・ 一つとなっている。 ・ 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法護用主体が弾力的に判断、運用を行 ・ ことが関係されているところする。その場合において法理用主体は、需要型整めた連用を行う ことはおちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に来めるようなことがあってはな ・ 方、また、運用の公平性、透明性が確保をよるよう、地域の基準を予め明らかにすることがあってはな ・ 方、また、運用の公平性、透明性が確保をよるよう、地域の基準を予め明らかにすることがあってはな ・ 方、また、運用の公平性、透明性が確保をよるよう、地域の基準を予め明らかにすることがあっていない を対した。大きないたいたが、前述と地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用 の公平性、透明性が確保をできていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な免債 を成べに国民生活の自止に高手することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を 反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	
27年	64	産業振興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	液石法第37条 の4第1項 第5条第1項(又 は第14条第1 項)	LPガス新型パルクローリに係る高圧 ガス保受法上の許可保受法を終め 原止	高圧法の許可を不要とする。	なす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 [具体的な支障事例] 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書 の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 [期待される効果]	及び取引の適正化に関する法律(昭42法 48) レガス新型バルクロー川に係る高圧ガス保安法(以下「高圧法」という。)における製造の許可(高圧法5条 1項)及び液化石油ガスの保 安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下液石法上51。) における死て人設備の許可(液石法37条の4第1項)については、事 務処理や事業者負担を軽減するため、双方の許可を同時に申請する場合に、重複する添付書類の省略が可能となるよう、「高圧ガスの 場合所の申請等に係る必ず者類の248が可能となるよう。「高圧ガスの 報告前に申請請する係るでは一種が開発していて「伊・15経済産業者振戸
27年	65	産業振興	都道府県	富山県	经济産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法 第5条第2項第1 第17条の2第1 項 第60条	高圧ガス保安法に おけるコールドエ パボ(世外版)所 出義務の廃止	に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種	このたの、映演の記載、採件機械を第一種製造者に振りとでいる。第一種製造者の施口が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の施口ともって第二種貯蔵所の間出とみなす規定を 高圧ガス保安はに規定することを提案する。 ■処理能力 1日30㎡以上100㎡未満(比較的安全な不活性ガスの場合は130㎡以上300㎡未満)	6【経済産業省】 (1)高圧ガス保安法(昭26法204) コールドエバポレータに係る第二種製造者の届出(5条2項1号)及 ソ第二種貯御所の届出(19条02第1項)については、事務処理や 事業者負担を軽減するため、双方の届出を同時に行う場合に、重複 する派付書館の名略が可能となるよう、「海圧ガスの製造計可能等に係る派付書類について」(平15経済産業省原子力安全・保安 院)を平成27年度中に改正する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	201	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長 会	経済産業省	A 権限移譲	改正後の高圧 ガス保安法第79 条の3	高圧ガスの製造等の診可等に係る事 の診可等に係る事 選事事所等に係る もの)の指定都市 への権限移譲	(平成27年1月30日閣議決定)において、指定都市の区域内における高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・ 権限(特定製造事業所等に係るものを除く。)を都道府	【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に係る事務・権限の移譲は、「消防法に基づく危険物の保安業務と一体的に事業者への指導監督を行うことによる、保安体制の充実」を目的としており、近年、重大事 放が発生している特定製造事業所等(係る事務・権限を移譲対象から除かすることは、未来の目的に逆行しているとしか考えられない、経済産業省産集積造審議金保安分科会高正ガス小委員会(平成プキ別12日開催)では、移譲対象から除外する理由として、「爆免等の危険のある高圧ガス、危険物及び毒劇物等が多数の設備機器に大量に集積されており、しかも、それら設備機器が近接して設定され、生産プロセス上租宜に需整な一体関係に置かれていることから、災害発生時には、その被害が市域を越えて広域的なものとなる恋れがあるため、」とされているが、指定都市は現在もコンピナート地域における災害発生時は、石油コンピナー・等ツ害防止法に表づき災害の拡大防止等が優られることから、送き用が生じている。なお、被害が市域を超るでいること、及びコンピナート地域における災害発生時は、石油コンピナー・等ツ害防止法により現在力が応じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的られることか、当該理由に予局が生じている。なお、被害が市域又は県域を越えて広域的ものとなった場合でも、消防相互の提協定や緊急消防援助隊の制度により現在力が起している。また、特定製造事業所等の施設の多くは、消防法及び高圧ガス保安法の規制を受ける施設(高・危混在施設)のあり、申請窓口を一本化して事業者の負担を軽減するという地方分権の基本中的な考えから外れるものである。	R.W.TY
27年	294	環境·衛生	都道府県	神奈川泉	経済産業省	B 地方に対す る規制緩和	火薬類取締法 第17条第1項	遠隔測定発信器 に係る火薬類取締	野生動物対策を効果的に進めるために、一定量以下 の火業類を使用する動物生態調査用遠隔測定発信器 について、編等可能をでの購入を可能とする、又は、 届出制とする等の取扱いとする。	【具体的な支障事例】  野生動物調査用に用いられる首輪型の遠隔測定発信器は平成24年度の経済産業省での検討を 後て、火業を使用した発信器は、火工品として火薬類取締法の規制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有害鳥散対策では対応が難しい高標高域でシカが高密度で定着し、 シカの環食による林床植生の着としち裏心、根生が消失した場所での土壌流出が深刻化してい ることから、森林が持つ水源温整機能の喪失等、従来の農林業被害を超える社会的リスクが非常 に高まっており、クマ等の人里出没等の問題にも影響している可能性がある。こうした状況の下 広域で野生動物の行動を調査することがますます重要になっている「環境各が所管する法律、ガ イドライン等や農林水産省の野生鳥整林密能してニップル」でも科学的データに基づく野生動物 の保護及び管理の重要性が示されている)。 しかし、火薬類取締法において発信器の譲渡又は減受に許可が必要となっているため、譲渡の許 可申請を行い、許可を受けてから発信機を発注して納品され使用可能となるまでには、概ね3ヶ月 以上を要し、迅速な調道が問題であり、特にクマの人里への執着が多余するなど突発的な場合の 対策等に支障を来たすまそれがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、股海回収の作動の確実性から、脱落装置に火薬を用いた発信器を採 用している。動物の出没状況に応じて臨機の変に対応し、一連の作業を用分かつ迅速に実施する ためには、発信器について無許可譲受で購入可能とする、又は、届出制とする必要がある。	
27年	74	環境・衛生	一般市	滑川市	経済産業省	A 権限移譲	項・同2項》、廃		県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利 採取計画の認可事務等について、市町村がその役割 を適切に担えるよう権限移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルプス・立山遠峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け水となり、地表や地中に流れ入ります。 このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁(現在の環境名)が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有する名水を選定した「昭和の名水百選」により東の年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4所ずつ、含わせてお助所が通ばれています。 このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘楽されないまま認可されれば、貴重な地下、公ような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘楽されないまま認可されれば、貴重な地下、高米の政分を、上述で現るなの面で影響が出ることが感されます。 砂利採取まるに処分をした時には、都道府県知事から関係市前村にその音を通報する義務が護されていますが、未果では防災上間圏がある場合にのみ県と関係市前村が協議することができるとでいますが、未果では防災上間圏がある場合にのみ県と関係であずるとができるとれており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市前村が関与する余地がない状況です。 このような状況のなか、いった人間観が発生して、日本の様は保証に戻すことは単しく、市内では、採取の可対が下りた場所から地下水が漏れれ出、溢れのえつているというような事例も発生しています。また、採取した場所を埋めた東す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用してい、は場とはかまます。このよかる株式のよりには手遅れである。といった問題が懸念されます。このことから、地域の実情にあわせた道正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限の移譲を要望するものです。	

年月	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
272	: 76	その他	中核市	郡山市、太子町、田川市	经济産業省	B 地方に対す る規制緩和	計量法第19条1 項計量法第21 条1項	特定計量器(質量 計)定期検査の規 制緩和	特定計量器(質量計)定期検査周期(2年に1回)の規 制緩和について	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前 接とした照和26年当時から現在の計量法に至るまで機能されている。 実際、本市では、4名の職員で年平均1、500台の特定計量部の定期検査を行わなければならな り、状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品と なっており、計量器の信頼性が高まっており、駅和26年当時とは状況は大き(異なっている。実 係、本市では参展に不合格にあまっており、駅和26年当時とは状況は大き(異なっている。実 量器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ 確保されていると考える。 また、平成0年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手段 の充実により必要表小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの規 制緩和が必要ではないかと考える。	6【経済産業省】 (6)計量法(平4法51) (1)特定計量器(非自動はかり)の定期検査(10条)については、地 方公共団体の負担軽減に資するよう、指定定期検査機関を指定(20 条1項)した地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。
272	: 161	產業振興	中核市	岐草市	經濟產業省	B 地方に対す る規制緩和	計量法第104条 第2項 基準器検査規 期第21条の二 のハ	特級基準分割の 検査証印有効期 間の延長	基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3 年に定められているが、一級基準分詞の有効期間と同様、5年と緩和していただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分解)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められているが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託の場合は5万5円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること。核査期間も1~2ヶ月を要すること。また、輸送による援勤や損傷等のリスタがあること。核査期間も1~2ヶ月を実をしている。大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検査を受ける際は、全都追所集のどの自治体であってもつくばセンターへ端送や直接持込を行うことなっている。加えて、特級基準分額の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討が委員会の平成20年の報告書においても取引又は証明における当事者言力が計量に関する技術的知見を有じていたり、JCSS35の検定証明書や民間による第三者意定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、ハーゲンエアの性が向上し、技術的に正確は計算を提出が開始が発生する可能性が低いことを踏まえ、計量報毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有效期間が延長されたしても合格基準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の計量業務の通りな実施の報点から見でも、通度な頻制ではないかと考えられたしても合格基準を清を可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の特盤が高い、実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治体の特徴が同じ、大きないのでは、対象が関係であることから、これと同様に有効期間を5年に緩和していただきたい。	6【経済産業省】 (6)計量法(平4法51) (ii) 基準器(基準分割)(104条)の保有等については、特定市町村 (10条)の負担推測に資するよう、基準分割の貸し借りを行っている 地方公共団体の事例を平成27年度中に周知する。
272	: 107	產業振興	都道府県	栃木県	經済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援 事業公募要領	事業者ワンストップ総合支援事業の	各都道府県の中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援の体制整備に必要な「よろず支援拠点」及び「コーディネーター」選定等の事務を、必要となる人員、財選とどもに、中小企業庁から各都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施密を展開することが望ましい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした が接金等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 「皮障事例」 所謂小規模基本法、小規模支援法の股当に基づく、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策定中の地方創生総合観める需変な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な経験を担づ公別・栃木県を振興センターが事業を受託しているが、当該センターと「よるず支援拠点」の2つ総合的支援窓口があることや、地方は大団体の関ラがないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的、効率的な適當ができていない。「よるす支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が必要であり非効率的である。また、「よるず支援拠点」の支援保障が第1点にないため、商工団体等と連携して実施するセミナー開催等について、事前に関い事業との様み分けができない。中長期的な視点に立った、県、市町、南工団体等支援機関の連携による件走型支援体制を構築する中、国の分割によってその存立が左右も成るよるす支援機関の連携による件走型支援体制を構築する中、国の方針によってその存立が左右もよるよるす支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省一県(交付金)ーよろず支援拠点(委託費)	(11)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備され るよろず支援拠点については、国と都道府県の連携強化を図るた め、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国 が行うよろず支援場直の実際的な意見や娘の仕組みを平成78年度
274	292	産業振興	都道府県	神奈川県	经济産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	中小企業・小規 模事業者ワンス トップ総合支援 事業公募要領	中小企業・小規模 企業者でシストッ ブ総合支援事業 にようず支援事点 事業)の移譲等	展が行っている中小企業支援事業の更なる強化を図る ため、国が実施している中小企業支援事業はよろず支 接触点事業)の移譲又は国・県で協調した事業の実施 を求める。	【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、より	[再掲] 4(軽済産業省] ((1)中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業により整備され るよろず支援拠点については、固と都道府県の連携強化を図るた が、都道府県及び都道府県が独自に行う支援事業の実施主体と国

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	183	産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用 保険法第2条第 5項第6号 特定中小企業 者認定要領4 (5)	セーフティネット保証16号・東沢の悪化している東のの窓定事体している。 の窓定事域の月道加等及び指定 東種の見直し	中小企業への支援を充実し、地域の維持・発展を図るため、円安による原材料の高騰等に合対応するよう、設定要件に対象本産地)を加入るとされ、とりわけ事業基盤が比較的能弱な小規模企業については、認定要件の更な最和を求める。 併せて、指定業種の見直しを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している素種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号)の 認定に当たっては、序上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入価格が20%以上上昇しているにも関わらず製品価格に転嫁できていない」とが遅やたなっている が、売上高の減少に歯止めがかかっている。又は持ち直しているもの。円野による成身材は一等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なくないと考えられる。 とた、指定業種数が見画し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都たらではのものつくり産業(伝統産業間連業種)のうち、清酒製産業(ロ本酒)や精、入線機物業(西陣線)等が指定から除かされ、資金線以に関するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:886業種一平成27年4月1日時点:264業種(△432業種、△63.0%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維持・発展に寄与することができる。	
27年	270	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀 県県 京都存(1) のみ、関西広域連	経済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	小規模支援法 第5.6条規提法 改正小規模法 受工小規 規法 記 で 関する 補助 金 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	基づく経営発達支援計画の認定、変	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模 事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成する経営免建支援計 順」に関する設定・公表、変更、取り消しの権限を都道 府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく件走型支援に 係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補 助金交付等)を移譲すること。	209 - (しささんない。 第1回歴2年後が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年 5月末においても認定時間が明確に示されていない。 また商工金、周工金額所が経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査	4【経済産業省】 (3)衛工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法5) (1)経営発達支援計画の認定(5条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、申請後の都道府県の委見照会を申請制制制を受達やかに行うともに、都道府県が意見を作成する期間に配慮し、照会期間を十分確保する。 (※)経営発達支援計画の認定を受けた商工会又は商工会議所に対する補助については、国と都道府県の連携地と図るため、都道府県に対し、公募の予定や支援要件等の情報提供を行う。
27年	293	產業振興	都道府県	神奈川県	経済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	産業競争力強 化法第127条、 第128条	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一 貫した支援を主体的に実施するため、関が行っている 中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を 求める。	「はは一切開小川ではり、赤及い東炎(度ピンターは主体的)に火(原に関サく)にない状态(なり)しい 6。 【地域の実情を踏まえた必要性】 即取り(国本理・ルーレの実施を対・海峡を2座目) 支援生に関サる(体報をサカ) - 日支援中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4【経済産業省】 (10)産業競争力強化法(平25法98) (10) 中小企業再生支援業務(127 (1) 中小企業再生支援協議会が行う中小企業再生支援業務(127 条)については、都道府県の個別中小企業に係る経営改善支援との 遭携強化を図らため、地域の実情に応じて、都道府県が都道府県 が独自に行う支援事業の実施になどの間で、中心企業支援券の ワーク会議等も活用しつつ、互いの施策や案件、当該協議会から関 係支援機関への申し送り状況等の情報共有をより一層促進するよ う、当該協議会に平成27年度中に通知する。
27年	313	産業振興	都道府県	香川県、徳島県	総務省、経済産業   省	A 権限移譲	產業競争力強 化法 第113条、114 条、137条3項 創業·第二創業 促進補助金	画の認定権限の 都道府県への移	創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、 地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行え るよう次のとおり提案する。 ()創業支援事業計画の認定権限の都追府県への移譲 (2)創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事 務に係る財源を都道府県へ移譲		強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できること、申請案件について受付後可能な限り速やかに都道府県に共有 すること、及び公募に当たって都道府県の窓口において相談が応を 可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知す

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	52	産業振興	都道府県	埼玉県	经济産業省、経済産業省 (中小企業 庁)	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条 19号等 1創業等二創業 保進補助金募 集要項	創業支援に関する 事務:権限の都道 府張への移譲	経済産業局等が行っている創業支援に関する事務・権 限を都道府県へ移譲し、集中させること。	【支障事例】   ロンドカリスの世界に向ける 時間第4日による 関のは 時点 た利用して終る 12日に	[再掲] 4(軽済産業省) 4(軽済産業省) (10)産業競争力強化法(平25法98) (10)産業競争力強化法(平25法98) (11)割乗等工創業促進補助金については、国と都道府県の連携 強化を図るため、都道府県の担当者が地域書産会に参加できること・申請案件について受付を可能な限り速やいに都道府県に共有 すること、及び必募に当たって都道府県の窓口において相談対応を 可能とすることについて、地方公共団体に平成27年度中に通知する。
27年	230	産業振興	都道府県	京都府、兵庫県島県	经济産業省(特許庁)	B 地方に対す る規制緩和	商標法第7条の2 商標法第77条 第2項 特許法第194条 2項 訓證查事項(に対す (1)	地域団体商標の申請手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る出願人所在地以外の都道府県については情報提供のみを行い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないことから、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか所会会れている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている。 答要領に記載されている特温、記事相談等の支積等の同意性を包含するには、地方新聞款など のメディが報道実積や事業者が配布しているペンフレットやチラン等の広報物の回付状況を調査する必要があるが、当該実績があったとしても周知性を判断するこは難しく、また出願人が管轄で最減があったとしても周知性を制度することから情報がないように対しているかよ不明なたが対応が開催であることから情報がないよびである。 定域内で活動しているかよ不明なたが対応が開催であることから情報がないようない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回答するものとするとで、各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、手続きの迅速化を図る。	6【経済産業省】 (4)商標法(昭34法127) 地域団体商標の審査において都道府県に対して行っている周知性地域団体商標の審査において都道府県に対き軽減するため、出 駅会については、地方公共団体の審務負担を軽減するため、出 駅人が行在する都道府県以外の道府県に対する無会は平成27 年度中に廃止し、情報提供のみとする。 (措置済み(平成27年7月31日付け特許庁審査業務部商標課通 知)
27年	116	產業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源 エネルギー庁)	B 地方に対す る規制緩和	原子力発電施共行 放立地地域共行 規則第3条	原子力発電施設立地地域共生を付金の受付対象等条への弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の承認を受けた地域振興 計画に基づき交付されるものであるが、入札減少金が 生じ、執行観が事業ことの計画額を割り込んだ場合に は、他の事業に労当できず、交付限度額どおりの交付 を受けることができない。 原子力発電路設立地地域共生交付金交付規則第3条 第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画 の柔軟な変更等により、交付金が地方の実施事業に 十分活用できるような制度としてほしい。	【支障事例】 現行制度は、景が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入れ減少金が生し、執行額が事業ことの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付額度額をおいの文付を受けることができない。(当交付金は、同交付金文付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、本展の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該年度での実施事業発中請している。  朱生交付金分イクル交付金(10番目、基本的には、入札減少金などの発生により、その年度のその事業の交付金充当条機能が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により単年度以降の両事業に充当することができることでるでも、10本で表します。(10本で表したので表しまないでは、地域振興計画者に位置付けた個別事業に充当することができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができる。大き単位のよりでは、10本で表しませい。10本で表しませいが、一個別を表して表しませいが、10本で表もいましませいが、10本で表もいませいが、10本で表もいませいが、10本で表もいませいが、10本で表しませいが、10本で表もいませいが、1	
27年	117	産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源 エネルギー庁)	B 地方に対す る規制緩和	核燃料サイクル 交付金交付規 則第3条	核燃料サイクル交 付金の交付対象 事業への弾力的 な充当	生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額どおりの交付を受けることができない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等	【支障事例】 「支障事例】 「支障事例】 「支障事例】 「支管事例」 「支管事例」 「支管事例」 「支管事例」 「支管事例」 「大田の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入れ減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交付限度額とおいの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金文付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるものであり、未実の金仓、事業業施の前年度までに、同交付金により込金を造成し、その基金を取り前すことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、人和議少金などの発生により、その年度のその事業の交付金売当実積額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申請した対決が表しまり、日本のであり、全に支付表立さたものであり、と呼ばに入札減少金を返還しており、限度額とおりの交付を受けることができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として文付されるものであるが、本年には、この人人減少金を返還しており、限度額とおりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認などにより、サイクル文付金を活用する予定事業の中であれば、文付申請内容と異える事業への充当も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにもいただきたい。) 「効果」 大田の承認が必要な地域振興計画の条軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当さるとにより、サイクはか地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の砂罐及び運転の円滑化に資することができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	98	土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通、 省原株水水企省、京都 経済企業(東文部 省、環境省	B 地方に対す	過疎性時間 (	あける計画東正子 続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要 中地域で類似の計画等を複変となけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ と。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画家定時期が重複した場合のスケジュール等の調 整	類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多	6(経済産業名) (3) 離島振興法(昭28法12)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過速地域自立促進特別措置法(平12法15)(麓島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林來産省、国工交通省及び環境社大陸・副村振興法及び過速地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管)地方公共団体が法律に基づ代計画等を同一年度(策定する必要が、特別とは、100年に基づ代計画等を同一年度(策定する必要が、おから大田体の本務負担を経滅する。
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通、 名 原本水准 文 省 旅 本 水 在 名 次 本 名 水 在 名 、	B 地方に対す	過疎性地域別条 地域別条 東地域別条 東 地域別条 東 地域別条 東 地域別条 東 北 東 東 東 北 中 条 、 東 東 東 は 中 本 中 東 に 中 本 中 東 に 中 本 中 ま 中 ま 中 ま 中 ま 中 ま 中 ま 中 ま 中 ま 中 ま	続の簡素化	があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の張興を目的に制定されたいわゆる地域振興方法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地 乙炭障事例 「足障事例」 展内市前にピアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、最大な計画を変数策定する自治体もあり、計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり、地方創生、の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。 特に27年度は、過謀法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの名庁から示されるスケジュールに従うと、作業が観験する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担単語の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係名庁から示される記載例をを読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 考法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策ですることになり、策定等解(要することになり、策定等解(要が前集)タイとング)によっては、策定作業が関係し、力に多なな負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府者で調整していただきたい。	[再掲] 61餘濟產業省] (3)編島張原法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法 (昭60法63)及び島越地域自立促進特別措置法(平72法15)(福島 展興法及区半島展興法(松野省、文部科学者、原生労働省、農林 水産省、国工交通省及び環境者と共管。山村振興法及び過疎地吸 近立促進特別措置法(北 終春、農林水產均及区間土交通省の共
27年	34	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	3、地方自治法	業計画決定及び 変更に伴う意見書	土地区圏整理事業の事業計画の意見書については、 都道府県都市計画審議会に付議しなければならない 、指定都市の区域内で実施を見書 については、指定都市の都市計画審議会(指定都市で は設置が必須)の付議と改めるよう求めるもの。	[制度改正の必要性・支障事例等] 通用景都市計画審議会の事務局である道府景の開係部署への事業内容の説明や資料のやりと り等について、市域の実情に構造した市の部局と比較すると多くの労力を費やしている。また、道 府景都市計画審議会の場合は、開催関度が年2回前後とかない上、開催等級の設定においても 指定都市側には基本的に調整の余地は無、通府県の定めた開催日までタイムラグが生しるケー スがある。 [見直しによる効果] 市域の実情に構造した指定都市の都市計画審議会が審査することになる利点や、事務の簡素化 (都道府県と指定都市と無修調整が不要)による時間の短縮が見込まれる。また、市の都市計画 審議会の場合は開催時期を調整できるため、タイムリーな審議ができる。	(1)土地区画整理法(限29法119) 指定器布が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書 が提出された場合の意見書の付議先(55条3項)については、当該 思書音の取扱いの遺和(55条4項)が、法12条7号[返去づ合で放不 保証を査法(限37法160)の適用除外とされていること路まえ、付議 先の変更が審査に与える影響等を調査し、都違府県都市計画審議 会から指定都市都市計画審議会への見直しを検討し、平成28年
27年	228	土地利用(農地除く)	都道府県	京都府、関西広域連合、兵庫県、徳島県、京都市	国土态涌尘	B 地方に対する規制緩和	土地区画整理 法第55条第3 項、136条の3、 地方自治法施 行令第174条の 39	土地区画整理事 業計画決定及び 変更に伴う意見書 の取扱いの見直し	政令指定都市の土地区画整理事業において、提出された意見書を都道府県都市計画審議会でな「政令指定者市の都市計画審議会に付議する旨法改正する	政令指定都市が土地区画整理法第52条第1項の規定により事業計画を定めようとする際に、利 書関係者から意見が提出された場合は、同法第136条の3、同法施行令第77条、地方自治法第 179条の391より適用たれる土地の国施登延差555条第30の規定により、政令指定都市の は、都追府県都市計画審議会に付議しなければならない。 一方で、都市計画については、指定都市は都市計画法第19条により都道府県と同様の策定権限 を持ち、同法第19条により、指定都市が都高計画審議会の議を経て計画を決定するものとなって おり、政令指定都市が都追府県和市計画審議会に付譲する前計画の繁化さない。 それぞれの地方公共団体で都市計画審議会を置いているならば、土地区画整理事業計画に対し 提出された2度具を行6額するのは、都追府県都市計画審議会でさな(政令指定都市の都市計画 議会とするべきである。 【支障事例】 都道府県都市計画審議会に付該するには、指定都市からの意見書に関する考え方の聴取や追加資料の作成と確認依頼、意見書検討委員会での蓄議、委員への提回しくなぜ指定都市の事業 を審議するのか等の説明も含む)等の業務が生じ、照会等のやりとりや、委員への説明に一ヶ月 の調整期間を要している。	[再掲] 51国土交通名】 (1)土地区園整理法(昭29法119) 指定都市が施行する土地区園整理事業の事業計画に係る変見書 が提出された場合の意見書の付議た(55条3項)については、当該 意見書の取扱いの通知(55条4項)が、法129条7号に基づき行政不 服審査法(昭27法180)の適用除外とされていることと誘定え、行政不 保事金大(昭27法180)の適用除外とされていることと誘定え、行政不 をから指定者都市計画審議会への見配した検討し、平成28年中 に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	218	土地利用(農地除く)	都道府県	鳥取県、中国国地西 田東 田東 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田 田田	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	都市計画法省 令第13条第3号 イ	道路に関する都市 計画の「軽易な変 更」の対象拡大	都市計画法第21条第2項の都市計画の変更について、 政令第14条で定める省令第13条の規定により道路に 関する都市計画の軽易な変更の対象が定められてい るが、この対象を拡大し、手続きの簡素化、時間短縮を 図る。	このことから、変更となる区間の延長が1,000m以上のものであっても、詳細な調査や測量に伴うも	
27年	12	土地利用(農地除く)		関西広域連合、 域東原 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5 条第4項	複数府県に跨がる 都市計画区域の 指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 土地利用・整備・保全の推進については、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む。地方創生時代の体系へ、見直していくさきなる。 都市計画区域内指定は、廃場内の区域指定の場合に原規の機関となっているが、二以上の府県の区域にわたる都市計画区域については、国土交通大臣が関係原根の意見を聴いて指定することとなっている。これは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 したいる。まれは、府県間調整機能を担う機関がないことから、国の権限となっていると思われる。 したいって、現在、原理間においては、広域行政の責任主体である関西広域連合があり、府県間の意見したがって、現在は、広域連合域内で破疫府県に跨がる都市計画区域はないが、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いを考えられる場合に備え、予め当該指定権限を関西広域連合、系領域を超えて一体的に発展している地域として、関西広域連合域内では、大阪府豊中市と兵庫県尼崎市、大阪府牧方市と京都府八幡市など、複数存在する。今後においても、同様の事がが府県は季能之て開発される提供され、を数府県に跨がる都市計画区域についても地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまって少くを対象のに進めやすくなる。 【懸念の解消】 区域指定に当たり国の関与が必要というのであれば、府県が都市計画区域を指定したる場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。	
27年	318	土地利用(農地除ぐ)	市区長会	指定都市市長 会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第1 9条第3項	ーの市域内で都市計画区域指定部 計画区域指定部 対応で変料(国長の変換(展る部市の都市が開始)で 変勢分)に係る部庫 府県協議の廃止	都市計画法第19条第3項において「市町村は、都市計画区域(中略)を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。」と規定され 指定の場合の市域内で都市計画区域が完整している 指定都市においては、適用しない旨を追加する。	【支障事例】 指定都市が都市計画決定を行うにあたり、従前は都道府県との同意協議が必要とされていたところだが、都市計画法第19 条第3項の改正により、現在は都道府県と同意な仏協議を行うこととなっている。しかしながら、同意な仏協議においても公文書の取り交わとそ行っており、実情として協議に要する期間は同意おり協議を安からず手続きに時間を要することとなっている。特に、他の都市計画医域との関連性がなく、広域の見地からの課整を要しないものについても同様の手続きを行っており、夏命から協議への変更が、都市計画手続きの迅速化、事務の効率化につながっていない。 【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項に基づく都道府県協議は、その案件の内容によらず都市計画区域又は 生都市計画区域における都市計画の決定に関し、全で必要とされている。 しかし、他の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町 村に影響がない、都市計画で以下に関し、全で必要とされている。 もが、地の市町村又は他の都市計画区域との関連がなく、一の市町村の中で完結し、他の市町 村に影響がない、都市計画に対しいては、広域の見地からの調整の必要性は存在にないものと考えている。また、都市計画区域マスタープラン以以下「区域マス」という。沙主で決定権が報達されている指定都市においては、適合性を図るべき都道府県が定める都市計画は存在しないと考える。 (懸念の解消策) を都市計画家件は、区域マスに即した計画となるため、県協議を廃止した場合も支障はないと考える。 区域全域を対象として、都道原県が一市町村を迎える見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの計画を探して地では、他では、 近域生物を対象として、都道府県が一市町村を迎える見から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定めるものである。区域マスの計画を開くいるが自己を開くいるが正常様にある。 は、広域関準の機能を担保する方変として他で意見を述べることができるとする」という制度 を設けることで支障はないと考える。	
27年	332	土地利用(農地除ぐ)	指定都市	横浜市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	都市計画法第 19条第3項	一の市域内で都 市計画区域が完 結している指定都 下の都市計画法 定・変更家川に係 各種道府県協議の 廃止	士弘兩反はが今は1 テいても中都士においては 第田	といった点で、事務効率に支障が生じている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	291	土地利用(農地除く)	町	栄町	国土交通省、経済産業省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第 33条第1項第10 号。都市計画法 第16年第20 の3、新市計画 法36条03、7条工 31年第 121年第 13年第 13年第 14年第 14年第 14年第 14年第 14年第 14年第 14年第 14	術基準の緩和(緑 地帯その他の緩	都市計画法第33条第1項第10号に規定する緑地帯そ の他の緩衝帯の設計基準について、工場用地を目的 少する開発力であって、正立地法第4条第1項の 規定に基づき公表する工場立地に関する準則第4条に 規定する環境般の配置基準を満たす設計がなされ ている場合は適用を除外する。	日による感覚を呼ばれている。また、ていが日によ、主国的は金季子とし、国中等別がためったいた。 もものの、基準の機和についての設置規定が存在する状況にないて、都市が自然を行うされて、 工場数地内の線化に関しての22つの設置規定が存在する状況にいて、都市が自然施行令第 28条の31たに書きや工場立地法との整合性を考慮する目を記載した開発許可制度適用指針は あるが、基本的日は、工場立地法との整合性を考慮する目を記載した開発許可制度適用指針は の場合を表現されたして来められる。	6[国土交通省] (14)都市計画法(昭43法100) ((4)都市計画法(昭43法100) ((4)開発計可における機地帯その他の緩衝帯の設置を求める基準 (総行263条の3)については、開発計可権者が、予定建築物の用 途、周辺の状況等を勘案して、工場立地法(昭34法24)に基づく機 地、環境施設(設定部により、本基準と同等の経験が確保さ 地、環境施設の設定等により、本基準と同等の経験が確保さ 方向で、制度の選手以を必要が必よ近時の多百を著作がないと思め る場合には、本基準を選用しないことも可能であることを明確にする 方向で、制度の選用実態や地方公共団体の多同を調査の上、検討 し、平成26年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を調 ずる。
27年	186	土木・建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	土砂災害における 区域等における 対策の者権を 対策の者と は 対策の る 法第 第 等 第 2 条 第 年 第 4 制法施項 第 1 項 係 条 第 2 条 第 3 8 第 1 2 8 第 1 2 8 8 8 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	ムの奉字机 /	宅地造成等規制法上「擁壁を要しない」とされる基準 と、土砂災害防止法上「急傾斜地」とされる基準が異な るため、法改正を行い、統一することを求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 基準にずれがあるため、例えば、高さが5m以上で勾配が30度以上35度以下の崖地部分について、宅地造成等規制法上は「災害を防止するために必要な措置が議せられている(三様壁を要しない)と判断されたにもかからず、土物で調節防法上は「土物災害警戒区域」又は「土物災害特別警戒区域」に指定されることが記しり得る。 このような場合、市民にとつては安全なのが危険なのかが判別しがたく、混乱をきさずおそれがあり、基準のずれについて説明を求められても、宅地造成工事規制区域の指定主体である市として、責任ある回答が困難な状況である。 【見直しによる効果】 基準のずれが解消されることにより、上記の混乱の発生等を未然に防止することができ、安全性の面において耕一的な対応が可能となる。	
27年	141	土地利用(農地除く)	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法施 行令第8条	都市公園における 運動施設の敷地 面積に関する規制 緩和	都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と 同様に参酌基準とすることを求める	【制度改正の経緯】 本果では、平成24年に開催した「ぎふ清流園体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を要様に、降がい者スポーツを含なスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次代に継承、多展させるため、平成26年3月、岐阜県清流の国ぎふボーツ推進条例と参りでするととした。その理念を具現であるためで成27年3月に「清流の国ぎふ川津生総合戦略」ではおいても、スポーツによる地域展別と解い者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。 結策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。【具体的支障事例】 施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを設まるたスポーツ施設の検討を行いたいが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が4966%まで入る。「制度改正の必要性と効果」 地域の実情に広じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積にいて、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設の専び取りの場合と、「大きないの場合と、大きない、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合は、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないの場合と、大きないのは、大きないの場合と、大きないのは、大きないり	6[国土交通省] (9)都市公園法(昭31法79) (1)都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の 上限(施行令8条・項)については、既今を改正し、基準を弾力化す 気候の影響を弾力にないまし、基準を弾力化する運動施設の設置 の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得 る。
27年	185	土地利用(農地除く)	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	駐車場法施行 令第12条	路外駐車場の換 気基準の見直し	機械換気と自然換気の併用及び開口部の取扱いに 保る具体的な規定を設けることを求める。	【提案の背景】 語外駐車場には一定の能力を有する換気装置の設置による機械換気が厳務付けられているが、一定の種の間口部を有し、自然換気が可能な場合はその限りでないとされている。第27回全国駐車場政策担当者会議での国安省の見解として、機械式換及と自然換気の併用については、その審金方法が確立されておらず、性能の確保の確認はできないされている。(具体的文文障事例等) 自然換気と機械換気の併用に関する規定がないため、本市において併用換気を削浸とした路外転車場の無人を中心場かこれ。使用抽気の可含や換気能力の策定方法について、事業者との対反に苦慮したことがあり、駐車場の運動から自然換気可能面積を表し引いた面積を機械式換気対象面積としてとがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を表し引いた面積を構成式換気対象面積としてとがあり、駐車場面積から自然換気可能面積を表し引いた面積を構成式換気対象面積としておりたものが表していてあた。第40日で対応が異なっては公平感が表したがあり、駐車場を指導については、差勢や一般に適用される経験基準法能行令の基準が適用されるが、同基準は実定ではないと考える。 第5時車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている適告を踏まる。第5時車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている適告を整定、関口部の基準に割分が表しまで表していていては、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている機合を踏まる。第5時車場については、その特性から、駐車場法という個別の法で管理されている機合を踏まる。第1日の効果とは、第1日の対象を使用が表していました。1日の対象に対しても個別検討し、同法施行令に明確に規定すべきであると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	288	農地・農業	都道府県	長庫県、京都 府大大阪府、和 歌山県、徳島 県、京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指 定の面積要件及 び解除要件等の 緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさななった場合でも、生産緑地地区としての優 連指置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。 (支障事例等) 本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。 ある例では、複数人で1回の生産緑地の設定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すことととなり、全体として緑地面積が5000㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、提りの農地で営農していた。者にも相続較の終稅と猶予期間の利予股が発生し、営農継続の意志はあったが、約税のため農地を売却した。 (効果・必要任) 常数ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水腎などの防災効果やビートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	
27年	6	土木·建築	施行時特例市	福并市	厚生労働省、国土交通省	A 権限移譲	高齢者原保に の安立法第5条 第1条条、第5条 第1条条、通常原保に 列東の安心 前の原保に 行規則 第8条、第15条	サービス付き高齢 者向け仕宅に関す る権関の移譲	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づ く、高齢者居住安定確保計画の策定権限について、希 望する市町村への移譲を改め、 また、同計画を変めた市町村に対する登録等の事務 も、上記権限の移譲を前提として、併せて移譲を求め る。	谷中间、で強國ント語のはないからかんさくとは、旧内において、を成実の関から出場が必られた。 整備される傾向があり、超高齢社会に対応したコンパウトライの概念と逆行る現状がある(福 井県内のサ高住の約半数が本市に偏在し、そのうちの約8割が、市街地中心部(まちなか地区) 以外の郊外に整備されている(福井県:43棟1,282戸 福井市:23棟699戸※内まちなか地区 が:20棟588戸))	[再掲] 5[国土交通省] (3) 高齢等の居住の安定確保に関する法律(平13法26)(厚生労働省と共常) 高齢者居住安定確保計画(4条)については、市町村が都道府県と は滅の上、計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等(7条1項9号及び施行規則15条) を行うことを可能とする。
27年	25	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同报案) 京都和歌 東県、東県 鳥歌県、徳島県	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者住まいは (高齢者の居住 の安定確保に 関する法律 行規則第11条	サービス付き高齢 者向け住宅の要 件級和(空家の有 効活用)	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として有 効活用できるよう、地域の実態に即してサービス提供 者の常駐場所の要件等の緩和を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 人口減少と高齢化が急速に進むなか、地方創生における地方移住の推進を図るため、政府においては、日本院C内Rの検討が進められている。 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設が要件となっている が、地方においては放置されている空き家女族が喫緊の課題となっていることから、既存の空き家 をパリアリー化した上で、サービス付き高齢者向け住宅として有効活用することにより、地方への 移住を希望する高齢者の受け皿の確保と空き家対策を一挙に解決することができる。そこで、より 地方の実態に即したものとなるよう。安否確認や生活相談などのサービス提供者の常駐場所 (サービス提供施向について、建物型だけではなく、単で巡回して安否確認等を行う移動型も認 めることを求める。 (制度改正の必要性等) サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームなどのいわゆる箱物施設においてケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐することが要件となっているが、地方においては、空き家 対策として既存の空き家を有効活用する観点から、複数の空き家をパリアリー化した上で、一群 のサービス付き高齢者向け住宅として活用できるようにすることにより、高齢者の地方移住と既存 のきき家の角が用発さらに用用連絡ることが可能となる。 こうしたサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの利用にあたっては、介護保険の住 所地特例の対象となったことから、受入市町村の負担軽減につながる。	
27年	290	医療・福祉	都道府県	兵庫県、和歌山 県	」厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の居住 の安定確保に 関する法律施行 項	者向け住宅の整備促進に向けた サービス提供者の	既存の空き家をサービス付き高齢者向け住宅として活用する際、サービス提供者の常駐場所については、歩行距離で500メートル以内の所に設置することとされているが、地域によっては空きなが点をする場所もあることから、車で約10分程度まで拡大すること。	【提案の経緯・事情変更】  平成27年4月から、空宴業等の活用に対応するため、既存の空き家をサービス付き高齢者向け住  字として活用する際、状況推復及び相談支援サービスを提供する資格者の常駐する場所につい て、敷地又は隣接地に加えて、歩行距離で概ね500メートル以内の近接地に常駐する場合も可能 となるよる基準の見重しが行われた。 大阪の日本内沢波地域等のとうに空き家が点在する地域においては、歩行距離で500メートル以  内にサービス拠点を設置することという要件があるため、空き家を活用したサービス付き高齢者向 け住宅場面交換となっている。空き家が点在する都部においては、移動は車が中心であるため、徒歩での返回に付わり、単での移動が現象付きある。 (効果・必要性)  都部でのサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいないことから、歩行距離で500メートルと 移動時間がほぼ同に車で10分程度まで、資格者の常駐要件を拡大することにより、地域の実態に即した空き家の有効活用をさらに推し進めることができる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	55	土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国住街第188 号平成23年3 月25日付けだ52 条第14項第1 号の規定かいで 1 接等にかいで 1 建築第14項第1 と乗第14項第1 号の規定かいで 1 建築第14項第1 号の第10世紀 日本第14項第1	コージェネレーション面的利用時の廃熟利用機器に係る	平成23年3月25日付け国交省通知(技術的助言)及 び建築基準法第52条第14項第1号の許可率則にお いて、廃熱の供給側であるコージェネレーション設備が でな、廃熱の機を別建物で利用では、 研究の場合を開始で利用では、 側設備も容積率制限の特例として明記すること。	【制度改正の必要性】  ージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる  廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できる ので、省ェネ、省の20に非常に効果的であるのに抗え、分散型電気として電力情熱効果や防災  対策にも資するものである。「ジェネのエネルギー効率は約75%-80%、従来システムで規模  規電所からの弦電)のエネルギーの海は約40%の 機型の施設でコンナスの原熱を画的利用する方法は、省エネ・省CO2の製点から、今後ますます  差を高的に利用するが表があり、そのためには変し、作用するためには、コジェネかの電気・熱  を高的に利用する必要があり、そのためには変し、先のインビンディブルを要である。(廃熱の供給  側であるコジェネ段幅については、音符事制度の特例が認められているが、上限は基準容積率の  125億、ラ人物の廃熱利用は、自然を進せていない、  均玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその  建要な社として位置付けている。そのため、当該通知及び建築基準法第22条第14項第1号の許可率則を改正し、コジェネの産熱を列進物で利用する場合の廃熱の受入側設備も容積率制限の  特別に明記するととで、コジェネの音及を促進しようさまるのである。  「支降事例」  東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)では  廃熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減ってし  東京都でのオフィス街の再開発案件において、コジェネの廃熱利用側のビル(延床30,000㎡)では  原熱利用施設を設置するために約70㎡のスペースを要した。そのため利用できる容積が減ってしまうため、廃熱の受入れを断念するケースがあった。	
27年	78	土木・建築	中核市	曼田市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第1 2条第2項、第4 項	ス定期占給の対象	建築基準法第12条第2項および第4項(昇降機を除く) の定期点検の対象建築物・建築設備について、法第12 条第1項および第3項同様、特定行政庁が指定することができるように法改正を求める。	倉庫  工者目すると、氏間の倉庫およい建築主事を置かない市町村の管理する倉庫について 愛知県では定期点検の対象が片が、国、部道府県、建築主事を置ぐ市町村が所有する100㎡程の 倉庫は、法令の規定に基づき、定期点検の対象となる、豊田市で100㎡を超る名倉庫は、29施設 4860~2017年7月、美工機が100万円(2017年8月、そ245年34日、4月17日、2017年7日、日本の1017年7日、美工機が100万円(2017年8月、そ245年34日、日本の17日、2017年7	6[国土交通省] (3)建築基集(昭25注201) 国、都選牌最近健築主事を置く市町村の公共建築物に対する定 期点検(19条2項及び4項)については、当該市町村の長等が建築 審査会の同意を得て指定する公共建築物を、定期点検の対象から 除外することを可能とする。
27年	192	医療·福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第6 条の3第3項、第 7条第3項 建築第二章 建築第1項 旅館業法第6条	進に向けた法的位置づけの付与及び	世田谷区の独自事業として行っている産後ケア事業の 推進及び全国への波及を目的として、現在法的な位置 づけのない産後ケアセンターに児童福法法等による法 的位置づけを与えるほか、センター設置にあたって降 型となる各種法規制(建築基準法、旅館業法)の規制 緩和を行うことを求める。	[具体的な支障事例] 世田谷区では全国に先駆け「産後ケアセンター桜新町」を開設しているが、育児不安等を抱える出産後の母親から好評で、利用を希望する母子が利用できない状況が生じており、産後ケア事業の 加充が課題である。 一方で、産後ケアセンターの法的位置づけが未整備であるため、事業を行う度に各種関係法令 よる規制等の確認を行いながら事業を進める必要があり、事務が傾離となるほか、次のような事 東の性質からは必要ないと考えられる規制を受ける。 「選業基準法第48条に基づく別表こおいて第一種及び第二種低層住居専用地域に建築できる建 策物が列挙されているが、当区で大きな割合を占める同地域に建設できるかが判然としない。 ②産後ケアセンターが福祉施設としての法的位置づけを有していないため、銃撃業法の適用を受 りることとなり、例えば、カウンターの幅に係る規定や宿泊者を薄の備えが必要など、本来的には 必要ないと考えられる設備基準差が高たされればならない。 「支障の解消に向けた方策」 上記の障壁の解消に向けた方策1 上記の障壁の解消に向け、例えば、産後ケアセンターを児童福祉法上の施設として位置づけるな ど、法で定められた施設とするほか、次のような方策を検討されたい。 「特定行政庁の判断で、法格祭別表第に入門学する建築物に「類するもの」として独自 に解析する方法も考えられるが、全国的な事業展開の観点から、国においてその明確化等を行 う。 ②他の児童福祉施設と同様、①の法的な位置づけを得られれば、旅館業法の適用を受けないこと になると考えるが、法的位置づけが得られないにしても、通知等により適用除を見けないこと	
27年	56	土木·建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2 条第15号	公営住宅建替事 業の施行要件の 緩和	公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画 的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の 「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行える よう法改正を行うこと。	間えを法定建留えてしく美地できるよう地理要件を報和することが必要である。 任意建善者では法に基づく明度情求を行うことができないため、全入居者の移転には長期にわた 合文彦が必要となる場合もあり、計画的な原止や集約化といった再編整幅をスムーズに進めるこ	6【国土交通省】 (5)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅法(昭26法193) (1)公営住宅の非現地における建替え・集約化の方策については、 事業主体、有護者等の意見を踏まえつつ、明渡請求の在り方等を含 めて総合的に移動し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づい て必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	81	土木・建築	中核市	豊田市、松山市	F 国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第2 9条	公営住宅の明渡し 請求に係る収入基 準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	[制度改正による効果】基準額を288,00円と定めた場合、219名のうち40名が高額所得者になり、 住宅の明波を請求することができるようになる。40名を退去させることにより、待機している住宅に 因窮する低額所得者の入居が可能となる。 [制度改正の必要性]入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない抵所得 者がいる一方で、収入起過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがっ	行会9条)については、現在、全国一律に政令で定めているが、これ
27年	184	土木・建築	指定都市	京都市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	住宅地区改良 法第4条第2項 及び第5条第1 項	に基づく改良地区 指定及び事業計	に、市が直接国へ申出することができるよう、規定整備	【制度改正の必要性・支障事例等】 本市においては、新規指定の予定は今のところないものの、計画変更案件が年2~3件ある。 この手続きにおいても、改良地区の指定の申出の際と同様、都道府県を経由する必要があり、都 道府県におけられ郎の事務処理に2~3週間受妻している。 指定都市が都道府県に申し出る手続きを踏む必要があり、事務 に無駄が生じている。 (なお、都道府県と比較に応じて、事前協議等を行っている。) 【見直による効果】 当該規制を緩和することにより、事務が簡略化され、手続きに要する時間が短縮される。	
27年	226	土木・建築	都道府県	京都府、兵庫 県、和歌山県、 島取県、徳島県		B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第 16条第1項	一部人居者の公 営住宅の収入申告において職権認 定を可能とする	公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者 の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等 については、申告がなくても事業主体による職権認定 を可能とし、申告がねるにかり、近傍同種家質が設定 され、滞納に陥ることを防止する。		5【国土交通者】 (5) 公営住宅法(昭26法193) (5) 公営住宅法(昭26法193) (5) 公営住宅の家賃の決定に係る人居者からの毎年度の収入申告 (6条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて移詰の と、認知症患者等のよび上職権認定を認めるなど、その方法を拡大す ることとし、所要のは一職権ので成立等、体管の最近に提出する。 マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の報 成本業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公 共団体に周知する。
27年	227	土木・建築	都道府県	京都府、関西広域連合、洪東、近東、兵県、和東、兵県、和東、県、東、県、東、県、東、東、徳島県、東、徳島県		B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第 16条第1項	一部 入居者の公 営住宅の収入申 告において代理申 告を可能とする	後急増すると思われる単身の認知症患者について、本	(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月~マイナンバー)で所得状況を確認の上、 設定を行う。 公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものである が、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家買の住宅に継続して居 住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地は あると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的別 者が適正な家賃を設定されないケースも飲見されているため、収入変動の可能性が低い社会的 引	ることとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、 マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	287	土木・建築	都道府県	兵庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	国土交通省、厚生劳物省	B 地方に対す る規制緩和	公營住宅法第 45条第2項の事 45条第2項の合省 今第1条、第2 級	使用の制限の	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業等が認められているが、対象事業に老人組化法第余の21-規定する小規模多機能型居宅介護事業、再を追加するとともに、事後承認とするよう規制を緩和すること。	[提案の経緯・事情変更] 国では、高齢者が安心して健康で元気に暮らせる日本版CCRC構想が検討されている。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え青の福祉施設率の併設により、高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進するなど、新たな対応が求められている。 [ 支障事例等]	
27年	289	土木·建築	都道府県	兵庫県、鳥取 県、徳島県、関 西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和		別賃貸県営住 の入居促進を区 制度要編の改正	用途変更し、公営住宅に準じて円滑な入居促進を図れ るよう、地域優良賃貸住宅制度要綱第2条16号に記載	【提案の経緯・事情変更】 * 本県では、ひょうご、県民住宅(「地域特別賃賃住宅」と「特定公共賃賃住宅」の2種)の空き家対策を促進しているが、当該住宅の入居率が低い(6割弱)一方、合築の公営住宅の入居率は6割を超えている。 【支障事例】 * 本県では、入居率の低い地域特別賃貸住宅を低額所得者向けの地域優良賃貸住宅に用途変更したいと考えている。 しかい、地域特別賃貸住宅を用途変更のため廃止しようとしても、地域優良賃貸住宅制度要網第2条16号で規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共株総型)の定義に、地域特別賃貸住宅が入っておらず、公室型地域優良賃貸住宅(公共株総型)のの港変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅(公共株総型)のの用途変更が可能かどうか明確でない。そのため、用途変更後の地域特別賃貸住宅が公立営住宅等ストック総合改善事業補助金女付要網に基づく大規僚結構等の対象とならない司能性があり、用途変更が道化でいないことから、地域優別は宅制度要網の改正または通知等で明文化することを求める。 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
27年	305	土木・建築	都道府県	大阪府、兵庫 県、鳥取県、徳 島県、京都市、 大阪市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地方住宅供給 公社法施行規 開第13条第1号 及び3号	方公社が賃貸 る住宅の賃借人 関する要件緩和	地方住宅供給公社法施行規則第13条第1号における 賃貸住宅の賃借人の資格に学校法人を追加すること 及び同第3号に定める保証人に関する規定の削除を求 める。	待られる 貢献 に至らない アーベヤ、 取貨権人である従来員の 個人味証するというに才能した事態 が生じている。一方、公営住宅や以て係而再生機構と住宅しいては法令上保証人を求めていない。 このため、同条第1号における賃借人の資格に学校法人等を加え、学校法人等が契約名義人として公社との間「賃貸借契約を締結することを可能とするとともに、同条第3号の規定を削除するより提案する。 【支護事例】  + 販品体の供参のサカバトの分類では、の分類では、10円により受けましたの金銭	【国土交通省】 (3)地方住宅供給公社法(昭40法124) (3)地方住宅供給公社法(昭40法124) (1)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人の資格(施行 期間3条1号)でいては、省令を改正し、平成21年度中に「学校法 」(を追加する。)地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅の賃借人に係る保証人 定で、施行規則19条3号)については、賃貸人が賃借人の保証人の 無にかかわらず賃貸できるよう、省令を改正し、平成28年中に廃 する。
27年	102	土木・建築	施行時特例市	長岡市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要網 第7 2項及び3 整	会資本整備総 交付金事業間 ける「年度間調 リについて	社会資本整備総合交付金について、次年度以降における交付限度額の増額交付、計画期間内における年度間調整等、制度・運用の緩和を求める。	【現状】 社会資本整備総合交付金交付要綱において、当該年度の交付決定額に対して実施額が下回った場合、その差額を国に返還することなく、翌年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該年度の交付決定額に合むまた。 要年度の交付限度額から減額調整ができる一方、当該地方では、財源を国庫補助金としている場合、要望額に合わせて予算を決定するが、実際の執行は、交付決定額に合わせて行っているため、交付決定額は地方の予算執行を大きく左右している。 (支障率例) 当市では、今年度、交付金内示額が要望額を大きく下回り、約33億円もの既決予算(歳出)が執行停止となり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び挟あい道路の結婚ととなり、その影響によって小学校通学路の安全対策、公営住宅の耐震化及び挟あい道路が存削が取り担保がなければ延期や中止をせざるをえなくなり、住民の期待を裏切る結果となっている。 (制度改正の必要性) 国に提出した社会資本総合整備計画で示されている事業費の範囲内であれば年度毎の執行は市前村が自由にできるようになれば、当該年度の交付額が少なてでも、市前村は、予算額に合わせて事業を実施できる。そのから減額が上げでな、当該年度の事業実施額が安付状空額を指していまった。 (利度政務のだけでな、当該年度の事業実施額が安付状空額を上のった場合、その分翌年度以降における文件の機関的・領域で付かできるよう間に接出した場合、その分翌年度以降における文件の裏額の・部域で付かできるよう間に表出した場合、その分翌年度以降における文件の機関の第一次で付かできるよう間を発すする必要がある。それにより、効率的な	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	143	土木·建築	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	砂防法施行規程第8条の3 18 日報等8条の3 18 日前中央 18 18 日前中央 18 18 日前中央 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	砂防関係事業の 構造協議の緩和	防災安全交付金の新規砂防事業を実施するにあたり、 着手前年度に全体計画(土石流対策の設計概念やえ 从堤の配置位置の妥当性の確認)の認可を国から受 けている。 平成24年度からは、事業着手後に、えん堤位置や方 向、工法・構造等について、国と協議(特遺協議)することとなり、説明資料の作成や協議に時間を要し、事業 の進捗が遅れる場合がある。 このため、事業着手後の構造協議ついて緩和願いた い。	【支障事例、制度改正の必要性】 昨年8月に、広島市で発生した大規模な土砂災害を契機として、社会的に、砂防えん堤設置等の 小一ド対策の迅速な実施が強、求められている。 率業着手後の構造協議を行うにあたり、説明資料の作成や協議に時間を要し、1週間から2週間 程度事業の進捗が遅れる場合がある。平成26年度には、えん規制について11箇所、えん堤の 互法・構造について10箇所の構造協議を回复実施したが、構造協議に向けた資料件成、関係の への出張等、縮波が可能であったと思われる日数が、1週間程度あったと考えている。また、協議 に必要な図面等の資料については、作成基準が示されていないため、資料の精度の判断に迷う 場合がある。 【懸念の解消策】 構造等に関する泉の技術基準は、園基準に準拠して作成されており、構造等の決定に関する協 護の簡素化は可能であると考える。(ただし、協議廃止ではなく、簡素化めるのは、最新の知 は議の市舎化は別学庫等を設明資料については、最低限金をとなる資料について、統一的な作 成議のために関いを開始を取り資料については、最低限金をとなる資料について、統一的な作 成基準をお示しいただければ、業務の簡素化につながる。そのためには、提示する図面や比較表 等の様式の定型化をしていただくことが有効であると考える。	6【副土交通省】 (1)砂防法(明30法29) 砂防事業における国土交通大臣の認可(施行規程(明30勅令382)8 条の3)後に、「砂防事業等全体計画、構造協議等の今後の進むか、 を見るが、できた。 基づいて実施される構造協議については、協議が円滑に実施できる よう最低限必要な資料を明確化するため、当該通知を平成27年度中 に改正する。 [措置済み(平成27年12月3日付け国土交通省水管理・国土保全局 砂防部保全課通知)]
27年	163	消防·防災·安全	中核市	岐阜市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	水防法第1条、5 条、第6条2項 災害対策基本 法第84条	水防団の所掌事 務及び公務補債 の範囲拡大	水防団の所掌事務は、水防法の規定により水防事務に限定されている。地震等の大規模災害では事前準備を初助対応が重要であり、水防団の組織力、教助能力等そ十分に活用した事業を表し、消防団のその一部(消防力の整備指針(平成12年/前防する業務)(大規模災害時)という条件のもとで。)・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関策を表した。」を追加するように対策を表して、必要という条件のもとで。)・第4号に規定する「地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関策を表し、必要として災害補債も明証されたい。	【支障事例】  「支障事例】  「受卑市のよう」に水害の多い地域では、水防事務に専任する「専任水防団員」を多く置き、対応に当たらざるを得ない(岐阜市では、29水防団1613名がいる。)、消防事務を兼任することも可能であるが、それでは十分な水防事務を手行ことができないシェンマがある。今後、南海トラフ巨大地震が依備されるが、消防団の活動のみでは十分な事前準備を進めることは難しい。また、そのような大規模災害が起こった場合、市民による目動が、共助、が不可欠なところ。これを主導し、支援するための「公助」もまた不可欠となる。消防団員の人数を考慮すると、消防団のカマは十分な「公助」を行うことができないことは明らかである。 【制度改正(案】】  そこで、同じ地域の下級・製作が高くまた、それに応える能力も十分に偏えている。 大店は一般である。大阪団は、市民からの信息・網待が高く、また、それに応える能力も十分に偏えている。  水防法での他が助事祭に係る配連例規でおいては、水防団の著巻を水防事祭に限定しているため、消防団の所変事務の一部を水防団においては、水防団の著巻を水防事祭に限定しているため、消防団の所変事務の一部を水防団においては、水防団を持ちるを受がある。  その場合、公務として教助活動を行う以上、災害補償が受けられなければ、救助活動等に萎縮が生じ、十分な効果を上げることはできない。	(6[國土交通名] (2) 水防法(網24年法193) 現在の水防団員が、水防事務を行いつつ、一部の消防事務を新た に担うことについては、現在の水防団及び水防団員を消防団における機能別分団及び機能別団員に移行し、その担当職務を水防事務 及び大規模災害時における状助に関する素拠:等の一部の消防事 務とすることや、水防団員として活動する者が、消防団員の身分も有 し、大規模災害時における敗助に関する素料を行う消防団員として活動すること等によって可能であることを明確化するため、水防団 が存する地方公共団体に平成27年に進却する。
27年	7	環境・衛生	施行時特例市	福井市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	下水道管きょの 更生工法とよる交 改業に関の運平日 について5日末 について5日末 に下水画等門官 事務連絡)	下水道管渠の更生工法に対する交付対象条件の緩和	下水道管渠の更生工法について、適用すべき基準の 要来性能を満たしてるかの確認は、日本下水道新技術 機構が審査設定した工法、建設技術審査証明であれ ば、個別協議の際に事務手続きの簡素化をお願いした い。	【支障事例】 下水道管集の長寿命化計画策定に際し、施工性・経済性の軽点から、効率的な工法であり建設 技術審査証明の認定がされている自立管による製管工法の採用を検討していたが、「下水道管 まとの更生工法による政策に関する交付対象の運用について(平成26年7月25日付け下水道事業 課企画専門官事務連絡)(5)」の要件で個別協議が必要な工法であった。 その後、個別協議のための資料を作成、は過速を検測したが、「管き、更生工法における設計・施工管理ガイドライン(家)(日本下水道協会)の要束性能と自立管の製管工法の性能比較を特に 来められ、項目無にガイドラインに設設技術審査証明との比較を行い、評価方法の検討や根拠資料の作成等、個別協議が終了するまで、多大な時間を要した。 (制度改正の必要性) 下水道管集の国庫対象となる更生工法については、事務連絡「下水道管きょの更生工法による改 繁に関する交付対象の適用について「を上している、 上がし、ガイドラインに規定されていない工法については、個別協議が必要となるため、効率的な 工法選択による長寿命に計画策定に影響を表にす場合がある。 そのため、建設技術審査証明が発行されている性能については、審査を省略するなど個別協議 の簡素化を要望する。	果練月、金ブパ・国工文型人民で協列・協議を行うこととされている 工法については、日本下水道新技術機構が実施する建設債務書査 証明事業により建設技術審査証明書を取得した工法等一定の技術 的知見の蓄積がある場合には、協議を簡素化できるよう、当該通知 を平成27年度中に改正する。 (は)「下水道等**の軍下丁生によるが数に関する交付対象の項目
27年	70	運輸·交通	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	港湾法第54条 港湾法施行令 第17条应4 等和5条的专辑 委託契約書	国有港湾施設の 他用途使用時の 国承認の一部廃止	港湾管理者が管理委託されている国有港湾施設について、地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合、港湾管理者の責任と裁量に委ね、国の承認を不要とすることを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 関直轄工事により生じた港湾施設は、国から港湾管理者に譲渡することができ(港湾法第53条)、 譲渡しない場合は港湾管理者に貸付け又は管理委託しなければならない(港湾法第54条)、管理 要託による場合、当該港湾施設を他の用途・目的に使用・収益と、又は他人に使用・収益を対象 には、国が契約書で定める経故な場合を除き、国の承認が必要である(港湾法施行令第17条の 地域の活性化を目的としたイベントなどで使用する場合には、地域における行政を担う地方公共 団体でもある海軍管理者の責任と整理に要ね、事務の簡素化を図るため、国が定める経徴な場 合として国の承認を不要とすることを求める。 【期待される効果】 港湾管理者、国双方の事務の簡素化が図られる。	6【国土交通省】 (4)港湾法院(昭25法218) 国有港湾法院を他の用途・目的に使用する場合の国の承認(施行 令17条の4)については、適正な公共利用を確保しつつ円滑な実施 を図るため、制度の適正な適用に貪する必要を強とをは一時前の要 否の判断に資する例示を、港湾管理者に平成28年中に適知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	132	消防・防災・安全	都道府県	東京都	内關府、国土交通 省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本 法第76条の4、 第76条の6	置車両の移動権 限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要となる緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策施事がの政連には、 送途令の整備により、競害協力を理場に対しても、自ら立ち住主集両で改進車両の移動等を可能に、けせて 退失補債職を規定するといった放置車両の移動等を可能に、 が出来が、 損失補債職を規定するといった放置車両対策の強化に係る所要の措置を対しても、 ものが、 の所要の措置を補しること。	人至治加州水俣ドで3の制度地に序至で個人、東米南地場的火計画のサイには南地走を地にも加速 つけられた3・観を抱える臨海前は、基大な被害が想定される地域への敗出教助活動及びその後 の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、 立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保され ず災害応急対策の実施に著しい支降が生じる恐れがある。	. 再掲] 3[国土交通省] 1]1) 災害対策基本法(昭36法223)
27年	97	運輸・交通	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	道路運送法には許可を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		行政が地域の需給を確認するための実証実験を行う 等委託者が運送経費の全額を負担して、サービスの利 用者から直接の負担を来めい場合も有償交通として の登録が必要となり、交通不便地域の弁助による利便 世向上対策が進まないため、有償運送に該当するとし て登録を要する事例の見直し、有償運送に該当せず、 登録不要な事例の拡大)を行うこと。	【現行制度の概要】 道路運送法第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有價の運送の用に供してはなら す、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又 は許可を受けるべきことが定められている。 脚々、目体的などをもなばを選ぶとして、発発等が必要であるかでかしていると、関土な済を自動	
27年	171	農地・農業	都道府県	長野県	農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農業協同組合 法第72条の8 道路運送法法 行規則第48条	農事組合法人が 行うことができる 事業種類の拡大	農事組合法人が行うことができる事業種類に、地域に 密품した「生活サービス事業」を加える。(株式会社へ の組織変更不要) また、農事組合法人が自家用有價旅客運送を行うこと ができるよう、道路運送法上の規制緩和を求める。 光地域に密着した生活サービス事業の例 ①地座地消の食料品や生活用品などの宅配や販売 ②農家世帯などの手指の解除等への送迎 3.農家世帯などの手だもの一時預かり 4生活道路や農家世帯などの民家等の除雪請負や補 修 ⑤新聞配達	【支降事例、必要性】 農山村集落の現状は、急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面で多の課題を抱えている。 一方した中、廃山特集落の担い手農家で構成する農事組合法人の生活サービス事業参入が住民の期待を集めており、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向、明治を集めた「おり、法人においても、地域貢献の観点や、主要品目である米の価格が下落傾向、開、公共交通機関の空白地帯における高齢者等の送迎支援、民家除雪など生活サービス事業参入が民間がこているが、農協により農業以外の事業実施が制度されているか。実施できない状況となっている。株式会社に相縁変更もれば、農業と生活サービス事業を併せて行うことが可能となるが、手続きの環報さに加え、農山村集落の実情に適した、構成員が平等に労害権を有する一人一乗制の経 持が困難健患器会法人が同盟出資ではない場合が多いとなるため、多数の配合員の合意には、膨大な労力と困難さが伴うことや、法人事業に従事した程度に応じて配当が可能な従事分量 起当ができないことなど、株式会社にはない最高を組合法人が名かではカリットが損なわれることとなるため、サービス事業参入を検討する上で大きな障害となっている。 また、自定用権関係客運送についても、道路運送法上の規制により、地域のニーズに応じた柔軟な対応ができない状況にある。 【代書精霊】 【代書精霊】 「本来事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に大りまた。」 「本料事業である農業に支障を来すことがないよう、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合におりる生活サービスの提供農事組合法人の経営の多角化、安定化	
27年	285	運輸・交通	都道府県	兵庫県、鳥取県	및 国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第 21条第2号	一時的需要増加 時における一般施 等自者及び一般維 月前旅事業者 用旅事業者 明 時許報 服 移 情 務 情 務 日 の の の を は の の の の の の の の の の の の の の の	道路運送法第21条第2号に定める一時的需要増加時 における一般旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅 客自動車運送事業者への臨時許可にかかる権限を都 道府県に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】  交流人口の拡大を図るためには、来訪者の利便性と移動手段の確保を図る一方で、日常交通手段として路線パス等を利用する住民の生活に支障が生じないよう、県全域における輸送体制を迅速に確立する必要がある。 【支障事物等】  今後、東京オリンピッケやラグビーW杯、関西ワールドマスターズなど、世界的なスポーツ大会の開催が予定されており、イベント開催期間中、内外から多数のま肪をが見込まれ、日常交通手段として路線パス等を利用する住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は果内に1カ所にかな、開催期間中に、住民の生活に支障が生じることが懸念されるが、運輸局の窓口は果内に1カ所にかな、開催期間中に、住民の生活に支障が生じることが思念されるが、運輸局の窓部とが想定される。  「効果・必要性】 集客イベント開催中においても、住民の日常生活に支障が生じることなく、県全域における輸送体制を通文に運立することができる。 今後予定されている日本スポーツマスターズなど大規模イベントへの運輸体制を確立することで、交流人口の拡大が図られる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	234	運輸·交通	都道府県	德島県、和歌山山 県、島取県、香 川県、愛媛県、 高知県	国土交通省(観光	B 地方に対する規制緩和	旅行業法, 旅行業法施行 規則	地域限定旅行業 の参え促進に向 けた規制緩和	「地域限定旅行業」の業務範囲を、「営業所が所在する 市町村及び、県外を含む、隣接市町村等」から「営業所 が所在する都道府県及び、県外の)隣接市町村等」と するなど拡大を図ること。	[制度改正の経緯] 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。 [支障事例] 地域限定旅行業の業務範囲は「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限られており、魅 力的な旅行商品の造成に当たっての支障となっている。 [制度改正の必要性] 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、登成のある地域の観光協会(宿泊施設、バス事業者等が魅力ある着地型 の旅行商品を企画・造成できるよう業務範囲を拡大する必要がある。	(7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲 (施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7年1項)及びその総 (施行規則1条)並びに旅行業務政投管理者の資格要件(11条の総 (第5項)の在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講する。
27年	235	運輸・交通	都道府県	徳島県、和歌山 県、香川県、愛 媛県	」 国土交通省(観光 庁)	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法、旅行機関	地域限定旅行業の参え促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」においては、営業保証金を減額すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 東」が創設されたが、登録数は45業者(うち本限2業者)に留まっている。(旅行年報2014) 成行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎,旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。 【支障事例】 地域限定旅行業においては、着地型観光のニーズに応えることが期待されている。現地で旅行商 品を販売するケースが多いことを勘索すれば、旅行者が被るリスクも比較的少ないと考えられる が、営業保証金の水準などが瞭壁となって、登録数が増加していない。 (制度改正の必要性) 地域限定旅行業に係る営業保証金については、旅行者保護を重視しつつ、リスクを適正に評価し て、可能な観り課題し、参入を促進する必要がある。 参入が容易になり、旅行業者が増えると、旅行者の選択肢は拡大し、利便性が向上する。このこと によって地域への人の流れが創出され、地域経済の活性化につながるものと考える。	(6[国土交通省] (7)旅行業法(昭27法239) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲 (施行規則1条の2)、営業保証金の供託義務(7条1項)及びその額 (施行規則1条)並びに旅行業務取扱管理者の資格要件(11条の2 第5項)の在り力について検討し、平成28年中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講する。
27年	236	運輸・交通	都道府県	徳島県、滋賀 県、和歌山県、 香川県、愛媛県	国土交通省(観光	B 地方に対する規制緩和	旅行業法、旅行業法施行規則	地域限定旅行業の参え促進に向けた規制緩和	「地域限定旅行業」において、現行の国内旅行業務取 扱管理者より離易度の低い資格試験を創設するなど要 件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応から、平成24年に「地域限定旅行 東が制設されたが、登録数は45業者(75本県2業者)に留まっている。(旅行车報2014) 旅行業法及び同法施行規則において、業務範囲や財産的基礎、旅行業務取扱管理者の選任が規 定されている。 【支障事例】 業務範囲が「営業所が所在する市町村及び隣接市町村等」と限定されており、地域限定旅行業者 が通常業務を行う上で、国内旅行業務取扱管理者に求められる全国の観光地や各地の年中行事 の知識については必須の知識とまではいえず、資格試験の難易度が登録数増加の障壁の一つと なっている。 【制度改正の必要性】 地方への新たな人の流れを創出し、活力に満ちた地方創生に向け、地域の魅力を活用した「地域 限定旅行業」について、意欲のある地域の観光協会、信泊施設、バン事業者等の多様な主体が 自ら着地型の所作商品を企画・造成できるよう、業務範囲の拡大、営業保証金の減額、更には費 格試験の難易度の調節を行い、参入を促進する仕組みづくりが必要である。	[再掲] 6[劉士交通省] (7)旅行業法(昭27法29) 地域限定旅行業については、その参入を促進するため、業務範囲 (施行規則/条)並びに旅行業務取故管理者の資格要件(11条の2 第5項)の在り方について検討は、平成28年中に結論を得る。その結 果に基づいて必要な措置を講する。
27年	11	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同東京都 兵進賀県、阪府、山 東県、鳥和取県、 島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近機關整係、第(第 第第9条、第(第 4)第第9条、第(第 12条、第 12条、第 12条、第 12条、第 12条、第 12条、第 12 2 2 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3 4	の指定権限の移 譲、近郊整備区域 建設計画等の作 成に係る国同意の 廃止	西広域連合への移譲を求めるとともに、近郊整備区域 建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	【制度改正の必要性】 近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るための近畿圏整備計画の決定や、近郊整備区域・都市 開発区域・長空域・近郊緑地像全区域の指定については、関係府県・関係指定都市等の意見を 聴くこととはなっているが、広域地方計画と同様、国土交通大臣が関係行政機関の長に協議して 決定・指定することとなっており、国主導によるものとなっている。また、府泉が近郊整備区域建設 計画や都市開発区域建設計画を作成する際、あらかじめ、国に協議し、その同意を求めなければ いけない。 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一極集中を是正することにつながる。関西地域の 関西のことは関西で決める。そのことにより東京一種集中を是正することにつながる。関西地域の 政策信へ応じ、関西地域の特性を生かすため、近畿圏整備計画の決定・各区域の指定権限の関西 広域連合への移譲や、近郊整備区は建設計画・部門発区域建設計画の策定に係る国同意の 度上を行い、関西血広域・音や府泉が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できる ようにして、近畿圏における地方割生を実現していくべきである。 【制度改正による効果】 関西においては、総合行政を担う地域の実情に精通した府県、指定都市から構成する関西広域 連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、府県域を越える広域行政の推進に係る 基本的な数での企画・調整機能を担い、実績を持っ業ないいく。 近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等の視点だけでなく、あらゆる分野を総合的 に見て判断することによって、秩序ある発展を図っていくことが可能となるものである。 【懸念の解消】 国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図ら れるものと考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	10	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共同集集) 海資県、原 海資県、東 原 京 県 東 県 島 県 島 県 島 県 県 島 県 県 島 県 県 島 県 県 島 県 島 原 県 島 原 県 島 り 長 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島 島	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	国土利用計画 法第9条第10 項·第14項	国土利用計画法 に基づく土地利用 基本計画策定の 見直し	国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画に ついて、東定義務や策定に係る国への事前協議を見 直すことを求める。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議について は、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要があ あい、「国との関盤は、異なる上地利用租店間でどのような上地利用が適当かを総合的な製血から 協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とする ことで足りるものである。地力の自主性・主体性多事里、地方の自己責任による計画策定とする ためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。 現在、土地利用品基本計画については、昨年の提案募集を受け、「適用の実態を把握した上で論点 を整理し、必要な措置を請する」とされ、制度の適用の見直しを進められようとしているが、地域の 実情に応じ、地域の特性を生れずすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、"地方制 生時代の体系へ"適用の見直しをすべきである。 【支障事例】 「支障事例】 府集の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめるこ とにより、総合的な土地利用計画係を原確立を固ることとしている」とのことであるが、実態は個別 原規制法の地域、医域に合わせたためにすぎず、現在の計画は影像化している。 具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を で行った際、変換かる不と、動態を定めるの表別が出たこともあり、これを受けて森林のみ事議とせ ず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案 作を蓄厳している状況である。	6[国土交通省] (16)国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更上係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。
27年	110	土地利用(農地除ぐ)	都道府県	栃木県	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	国土利用計画 法第9条第14項	都道府県の土地 利用基本計画の 変更に保る国土交 変更に保る国土交 の事後報告への 変更 更要を の事を を 変更 を の を を を の を を の と を の と の の の の の の の	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画 (計画図)を変更する際に義務付けられている国土交 通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 園土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、 園と協議を要することされている。 計画書の変更については、協価の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都 市地域の拡大刃は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法 において、協本要若しば、事前に図の関係機関との関撃がデフし、重核に手続きとなり、 り、特に甲成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整し たことはなく、筋勢は的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項 とすべきである。	議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本 計画制度の在り方の検討の状況及び都道庭県の音向を禁まえ、原
27年	213	土地利用(農地除ぐ)	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	国土利用計画 法第9条第10 項、第14項	係る国土交通大臣	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本 計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交 通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画 策定・変更に時間を要している(H28計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに 約数・変更に時間を要している(H28計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに 約数・変更というでは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	[再掲] 61国土交通省] (161国土利用計画法(昭49法92) 土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本 計画制度のなり方の検討の状況及び都道県の意向を踏え、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。
27年	98	土地利用(農地除ぐ)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通 省、農業本水産省、 経済産業。厚生労働 省、環境省	B 地方に対す る規制緩和	過疎地域自立置 (全球 年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年) (年)		条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる 地域振興多法では、法律ことに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で疑めの計画等を確定やなけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ 計画記載項目の北直接式による合理化 計画記載項目の北直接式といるので、 計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策 定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地 方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 投資事例 限内市町にアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり計画づくりに多 大な事務的負担を件っており、大切な地方づくり、(地方割生)の現場を動かすための人員にも影響 特に27年度は、過速法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があ おは27年度は、過速法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があ るが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が編集等も場合があるほか、県・ 市町村内の開展に開発する時間が十分に指定できず、担望し事事警部が多大となる。末の にに、共通の限度に確定する時間が十分に指定できず、担望し事事警部が多大となるでした。 にこれ、共産の保護等等 会法に定しては、関係者庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である 上に、共通の関目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務重が多大となっている。 各法に定しる計画記載項目には共通する項目というには、可能は大いただけ、 会法に定しる計画記載項目を自力には共通する項目が多いため、大連結まれていただされ、 り、東定時期(更新時期、タイミング)によっては、策定体業が編験、、地方に多大な負担が生じきたい。 きたいまできたり、またな負担が生じる。 可能性がある。このため、事務の編輯を登録するといただ きたい。	6【国土交通省】 (6】関島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭06法63)、20治議地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経存産業者及び環省と共管、山村振興法及び漁港地域自立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管)地方公共団体が法律に基づ計画等を同一年度(策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係所名が進制に、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	326	土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、広島界	総務省、国土交通 省、展林水産省、 長 経済生活、文部 有子名、厚生労働 省、環境省	B 地方に対する規制緩和	過疎神寺原本 (東京 年本) 自自主 (東京 年本) 東京 (東京 東京 年本) 東京 (東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 (東京 東京 東	地域振興各法における第一年の第一年の第一年の第一年の第一年	地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要 があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなけ ればならない実態があるため、各計画等策定手続きに 関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図るこ と。 ・計画記載項目の共通様式化による合理化	類似の計画を複数策定する自治体もあり、侵入4計画を策定する自治体もあり計画づくりに多 大な事務的負担作中ごおり、大切な地方づくり地方創生い取場を動かすための人員にも影響 しかねない状況である。 特に27年度は、過減法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針計画を策定する必要があ るが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が観聴する場合があるほか、県・ 市前村内の関係課に無金する時間が十分に確保できず、担急関連の事務量が多大となる。また、作 成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である 上に、共通の項目であっても、右庁が示した記載例で検索するため、事務量が多大となっている。	振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林 水産省、経済産業省及び環境を上等。山村振興法及び通疎地域 目立促進特別措置法は、総務省及び農林水産省と共管) 地方公共団体が法律に基づ計画等を同一年度に策定する必要が 今後生じ基毎(こつ)にて、地方公共団体の事務負担を軽減する
27年	63	その他	都道府県	富山県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	網(平成26年 8 月25日付総行	構想推進要綱に 定める「連携中枢 都市」の要件の緩 和	現行の連携中枢都市圏構想推進要網における「連携 中枢都市」の要件は、中核市(人口20万人以上)等の 中枢都市が周辺市両村を牽引する連携であり、 圏域内に中核市を有ない場合は要件を欠くにとといる。 圏 激ある地域を応援するため、中核市未満の人人口 圏 後の都市であっても、複数の自然が広端連携し、経 済・生活圏域として、一定のまとまりを有する場合にも、 連携中枢都市圏として位置づけられるよう要網改正を 提案する。	も、以前のは数の目が体がえば、本系では米担節の印で、その中の物液、円物、小大部や高岡、 射水など)が広域連携し、発発・生活圏域として、一定のまとまり(=人口規模)を有する場合に は、連携中枢都市圏として位置づけられるよう要件の緩和を求める。	[再掲] 6【国土交通省】 (18]連携中枢都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討 し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を 講ずる。
27年	334	その他	一般市	高岡市、射水 市、水見市、水見市、水見市、水見市、水間市、都波市・研波市・研城市		B 地方に対する規制緩和	連携中枢都市 圏構想推 網第3		上)等が定められているが、中核市未満の人口規模の 都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生	これまで富山県西部地域においては、それぞれの市が生活基盤の整備を図りながら、観光、防 災、医療、公共交通等の各分野において、必要に応じ関係市間で重原的に連携を進めてきたとこ ろである。人口減少社会において将来的に本地域の活力を維持・向上させていくためには、この うな6つの核に高次の都市機能を集積していくことはもとより、一層のネットワーク強化により、本 地域の持つ力を結集させていかなければならない。このような1多種ネットワークはなる広域連携 は、「まち・ひと・しごと割生本部」の「総合戦略」が示す、生活基盤等の面だけでなく、経済・雇用や 都市構造の面直進化と連携の構築を目指すものである。 一方、国が推進する「連携中枢都市圏について、現在のところ具体的に推進・支援方域が大会 にいるのは、大都市(中核市以上が周辺地域を牽引するタイプの連携のみである。今後、総合戦 路に示されたように、都市圏概念を統一・明確化し、連携中枢都市圏の形成を推進していくにあ たっては、左記の事項について、格段の配慮をお願いしたい。	6【国土交通省】 (18)連携中枢都市圏構想推進要綱(総務省と共管) 連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討 し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	243	消防・防災・安全	市区長会	全国市長会	総務省(消防庁)、 関土交通省(気象 庁)	B 地方に対す る規制緩和	·消防法第18条 第2項 消防法施行規 則第24条 ·気象業務法第 24条 ·系象業務法施 行規則第13条 ·予報警報標識 規則第4条	るサイレン吹鳴パ	消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」 及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報 整報無議規門で並める非変等機構態の「大津波警報 及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していること で、災害発生時における消防団負や住民等の適切な 避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターン の重複解消に向けた見直しを提案する。	[現状の課題] 言報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴、パターンにより吹鳴を行っている。 /	消防団員や住民等の通切な避難活動に混乱を来す地域がなくなる よう、役前から行っている曹茂原先前に、当該パターンの重複に 対応する内容が加えたものと、中保27年度中に開始するとともに、 当該パターンの重複に同じて留意する事項等について地方公共 団体に同年度単に選加する。あわせて、住民や地方公共団体等の
27年	14	環境・衛生		関西広域連合 (共同規案) 都 府大阪郡 原東、和郡 京本 原東、島 取県、 徳 島 県	環境省	A 権限移譲	第3.6.7項、第		国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限 等の地方環境事務所長権限について、関西広域連合 への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国立公園には、区域・行為によって、特別に保護すべきものは大臣権限、ある程度の利用も想定されているものは地方環境事務所長権限として許可等されている。 このうち、国立公園の特別地域、特別保健地区、海域公園地区の各区域内における行為の許可 権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定 権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定 権限、番値立立の目的特別性原等・地方環境事務所長、安任されている各権限に限る・中の 今、報告徴収、立入検査を含む、)については、一定の限られた範囲内の許可等権限に関立立公 国の保護と直にな利用の推進を適切かつ迅速に処理する提出から、地域の実情を理解する中立公 のの保護を基本としつつ、関西広域連合域内の山陰海岸国立公園にあっては、関西広域連合へ 移譲すべきである。 「医念の解消・制度改正による効果】 国が定めた一定の基準に基づき地方公共団体においても処理できるものであり、国が一義的に責 任を負って行われる国立公園の管理を使すものではなく、逆に、総合行政を担う地方公共団体が の選する意象は大変大きく、法定受託している内報では、後継、利用の通切を推進に係るきめ細 かな対応と事務処理の効率化に大きぐ等与している。なお、立ち入りの認定については、国が直接 実施せず、指定設定機関に実施させることも可能となっている。 【支障事例】 法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐 採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要 している。	
27年	279	環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取 県、傷泉県 西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第 20条から第37条	国立公園の管理 に係る近畿地方環 境事務所長権限 の移譲	一つの都道府県内で区域を完結する国立公園の特別 地域、特別保護地区、海域公園地区の各区域内にお ける行為の許可権限、海域公園地区の区域内への 入制限期間内の立入の認定権限。普通地の届出受 理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権部 に限る。中止命令、報告徴収。立入接査を含 道府県に移譲すること。 また、関西広地議者で区域を完結することができる国 立公園の権限については、広域連合に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国立公園は、園が一義的な責任を負い、国際的に見ても国が保護するのが基準であることは理解 しているが、県土の利活用は、地域の現状やニーズを踏まえ、地方公共団体が、環境の保全や地域振興など様々な認点から実施すべきである。 近畿地方環境事務所長の修理に限られた範囲内であり、一定の基準が示されれば、貴重な自然 を守る技術・知見を有し、開発圧力と保護のバランスを取りながら国定公園や県立公園の管理を 行っている他の大共団体においても実施でき。 【支障事例】 国立公園では保護に重点がおかれ、地域の魅力を活かした利用拠点が限定されている。 また、国立公園の特別保護地区内の行為の許認可について、処理期間が3ヶ月程度かかる場合があるなど、事務処理に時間を受しているほか。自然保護官事務が、管内国立公園に対して、 3ヶ所(神戸、竹野、浦富(鳥取県)のみである。 【効果・必要性】1 高(鳥取県)のみである。 【効果を連携し、利用足保護のバランスをとりながら管理することで、国立公園の自然風景が 違正に保護され、地域の魅力を引き出すことが可能となる。また、災害や突発的な事情の発生、 発生のおそれ、の迅速な対路が可能となる。 関西広域連合で区域を完結することができる国立公園については、関西広域連合に権限移譲されることで、関西広域連合が中心となった国や存果間の調整が可能である。	
27年	15	環境・衛生		関西広域連合 (共同採案) 近貿集 原称 近府 庆 和 和 東 県 鳥 取 県 島 県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7 条第2項 第2項	国定公園に関する 公園計画の決定 等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、 関西広域連合への移譲を求める。	(制度改正の必要性) 国定公園に関する公園計画の決定権限について、地域の特性や事情を熟知した府県への移譲を基本としつ、複数府県に跨がる国定公園については、関係府県の調整により国定公園の通切な 仮護と利用の迅速かつ効率的な推進、きめ細かなより高い管理水準を維持することが可能となる。また、関西においては、関西広域連合が中心となって国や府県間の意見調整等を図ることが「可能である」とかり、関西広域連合へ移聴すくきである。 そもそも、国立公園及び国産公園には減少り、管理責任者は国ではなく都道府県である。国が決定した計画に基づき所務が管理しており、国と地方の上下関係が未だに残っていると考えざるを得ず、府県の自主性・本体性が算重されていない。 「支障事例」 大倉田川区・大倉田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	

年	度 年度別 管理番	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27	年 280	環境・衛生	都道府県	兵庫県、鳥取 県、徳島県	環境省	A 権限移譲	条第2項及び第	国定公園の公園 計画決定等権限 の移譲	国定公園に関する公園計画の決定権限を、都道府県 へ移譲すること。 また、複数県にまたがる国定公園については、広城連 台に移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 国定公園は都道府県が管理しているが、公園計画は園が決定しており、地域のニーズや特性が 反映された計画となっていない。 また、国定公園の計画を決定(廃止、変更)する際は、環境大臣が都道府県の申出により中央環境 審議会の意見を附てごとになっており、事務手続きが煩雑となっている。 【支障事例等】 平成18年に水/山後山那岐山国定公園の計画変更を行った際には、事前の協議から、環境大臣 への申出(平成17年8月19日)、決定(平成18年8月1日)まで、約2年近くが必要となった例もある。 [効果・必要性] 、県及び関係市町等が実施するや破壊関ル施文連携し公園計画を策定する ごとにより、地域を影知する県が、県及び関係市町等が実施するや破壊関ル施文連携しい園計画を策定する ことにより、地域の動力を活かした施設計画が節能となり、国定公園の自然表現の保護と利用促 進の両立が図られる。また、水ノ山後山那岐山国定公園は関西広域連合に参加する兵庫県、鳥 取果にまたがつているが、関西広域連合に権限が実験されることで、関西広域連合が中心とい 国や関係自治体の調整、意思決定が迅速にされ、地域の特色を活かした計画策定が可能となる。	
27	年 128	環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	A 権限移譲	自然公園法施行令	国立公園の特別 地域内における迷 高についての都道府 県への権限移譲	自然公園法第37条第2項の国立公園の特別地域内の 指示権限は国の職員にしか与えられていないとの見解 が示されていることから、都道府県職員も指示すること ができるよう権限移譲する。	【制度改正の経緯】 自然公園法37条2項(「基づく指示が国立公園の特別地域内では都道府県職員は行えず、巡回・ 指示ができる園の職員が非常に限られた状況の中で同法の実効性は相当に乏しくなっている。 【支障率例】 本果においても、富士山箱根国立公園内に勤務する県職員(非常勤)の富士山レンジャーが日々 富士山をバトロールする中で、例えば昨年度において ・複数人が演奏機材を持ち込んで、大きたきを出して演奏している ・個人が実趣の練習としている・ ・がかりな撮影機材を持ち込んで映像を撮影している ・といった行為を発見する事例があったが、指示権限がないため、任意にお願いするに留まり、有効 な指導ができなかった。 特に最近は外国人旅行者が急増しており、残念ながらマナーの良くない方々も相当目立つように なっている。 現状では躊躇しているような指示を権限を持って行るようになることで、自然公園の適切な利用 について効果的な意識啓発ができるようになるものと考えている。 【制度改正の必要性】 法37条2項の実行性を確保するため、国立公園の特別地域内においても同法に基づく指示をお こなえるよう都道府県にも権限を与えるべきである。	4【環境省】 自然公園法(昭32法161) 国立公園の特別地域内における迷惑行為への指示(37条2項)に ついては、国の職員だけでなく、国立公園に係る事務に従事する都 道解県の職員も行うことが可能であることを明確化するため、都道府 果に平成27年度中に通知する。
27	年 47	環境·衛生	指定都市	さいたま市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理 及び清掃に関する る法律第6条の 名第6項、第7条 第14項	一般原棄物処理 の処分及び収集 運搬についての委 託要件の緩和	事業者がDBOやDBMといったPPP手法等により、廃業物処理業者へ包括的に運営を委託した場合、現行の廃棄物処理法により、再委託が禁止されている廃棄物の処分、収率撤位ついて、廃業物処理業者へ再委託できるよう、要件の緩和をお願いしたい。	[具体的な支障事例]   序稿後の実験 別人においては、体和医の歌曲は、5 実際はの展音はよれば、中へものではな	6【環境省】 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 一般廃棄物の処理、選搬又は処分の委託(6条の2第2項)について は、市町村が宇勢の活用により特別目的会社(SPC) へ包括的に業務委託する場合に、市町村、SPC及び処理業者との 間で三者契約を締結することなどにより、その業務の一部である一般廃棄物の収集、運搬又は処分を処理業者に担わせることが可能 であることを明確化するため、地方公共団体に平成27 年度中に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	66	環境・衛生	都道府県	富山県	環境省	B 地方に対す る規制緩和		残渣に対する廃棄	現在取引価値がないため廃棄物として扱われている産業廃棄物中間処理提高について、バイオマス燃料として確実かつ適切に利用することができるものについてしまい取引値値がなくても原来物として扱わない解釈とするよう行政処分の指針について(通知) Jの改正を提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 産業廃棄物処理業者が、自社の中間処理後の残渣(廃棄物由来バイオマス)を自社の発電施設 の燃料として利用する場合、その行為は廃棄物の処理とかなされ、その発電施設は廃棄物処理 結該) (発電機付き廃棄物処理対定とは)、規模に応じ廃棄物処理法第15条に基づ役置計可 (都道府祭知事許可)の対象となる。 なお、その残乏が、廃棄物ではな有価取引等が可能なものであれば、その燃料を使用した施設 は発電付ボイラーとして扱われる。(手続きは電気事業法、大気汚染防止法の届出) 限内事業者から自社の廃棄物処理残渣(※別引価値のないもの)を発電付ボイラーの燃料として 使用し、発生した電気及び焼却熱を農棄利用する計画があるが、この施設が廃棄物が施設とな さと、環境影響強を地で迅速にば雑な手接や長い期間に中程度)を要するのでなんとかなら なこと、境場と関連さが他で記載されば、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	M-86-194
27年	105	環境・衛生	都道府県	栃木県	環境省	B 地方に対す る規制緩和	及び清掃に関す	最終処分場の立 地規制基準の設 定及び地域の裁 量規定の導入	最終処分場の設置許可基準を定めている廃棄物処理 法第15条の2第1項2号における「適正な配直」の具体 例として、最終処分場が過度に集中する地域に対する 設置基準や距離制限などを明文化するとともに、最終 処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地 方の裁重を認める規定を強り込む。	【制度改正の経緯】 本果北部地域は平地林が広がり、地下水の水位が低い上に交通の利便性が良いなどの条件から、元末でに10を超える最終処分場が設置されてきた。 そのような中、新たに大規模な安定最終処分場の設置計画が浮上したことを契機として、地売住民を中心に中水方接等心証する声が違まり、自治体や各種団体からも生活環境への影響を懸きする声が高まるなど。広域的な問題となっている。 本果には、最終処分場の過度の集中を防止する目的で、接触中の最終処分場の数地の周囲 1km以内における最終処分場の設置を規制する基準を指導要網において独自に設け、指導に当たってきた。 しかし、排導要網による対応には限界があることから、現本的な対応として、廃棄物和選法における許可基準の対策とて、最終処分場の過度に集中する地域に対し、最終処分場の登壁や施設間の距離など、具体例を明文化するとともに、最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、地方の最重を認める規定を盛り込む。 地方の最重を認める規定を確り込む。 大野市の東西を提出されて地域の実情を反映させるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、計事専綱は行政指導であるため、規制に抵触するとの理由で事前協議を拒否したにも関わらず、計事専綱に従わない事業者が増加し、その結果、指導等網がなし前しとなり、最終処分場の集中立地に適止めがかからななもである。 大野市の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	
27年	125	環境・衛生	都道府県	岡山県、中国地 方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	保全特別措置 法第5条及び第	瀬戸内海環境保全特別指置法に 全特別指置法に 基づく許可手続の 見直し	の排水口から排出するというだけで、事前の水質影響 評価や申請後3週間の告示機覧が必要であるなど、極 めて不合理な制度となっており、地域の事業活動を妨 げる要因となっているので、事前の水質影響評価及び 申請後の音示緩質は、特定施設の設置の場合であっ 申請後の音示緩質は、特定施設の設置の場合であっ	特定施設の設置案件では、汚濁負荷量が増加しないことを県が審査で確認している場合でも縦覧(6 等が行われるが、その際に、総覧するアセス書類は、単に自治体の測定した公共用水域の水質(公表データが転記されただけのものであり、そのような形式的な縦覧が、本県の場合、設置許可特案件の90%を占めている。このよう係形式的な手続は、事業活動のスピード感からかけ離れてお情じ企業から凝明を求める豪星が強い。	環境省】 3瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110) 定施設の設置の許可(5条1項)については、瀬戸内海環境保全 別措置法の一部を改正する法律(平27法78)附削り項に基づき、 法能行後6年以内を目途に、勤競規制の在り方について検討し、 の結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27年	145	環境・衛生	都道府県	長崎県	環境省	B 地方に対す る規制緩和	鳥獸保護管理 法 第44条	狩猟免許の有効 期間の延長	現行の鳥獣保護法では、狩猟免許の有効期間は免許の種類に関わらず一律基本3年とされている。狩猟免許のうち、市司村が猟発・任命する鳥獣被害対策実施解が所持っちた。 関係所持ちるとしまり、 別間を6年に延長すること。	【具体的な支障事例】 現在の狩猟免許の有効期間は、3年間となっており、免許所持者にとって免許更新が負担となって おり、有事局単指接を目的として維護作業を行う市市村の鳥獣被害対策変施隊員にあっては、市 町村長が指名・任命を行うものであり、定期的な免許所持者の適格確認が可能であるため、わな 免許においては余計の有効期間の延長を求めるものである。 趣味としての「狩猟」を行わず、公益的な指揮となる有害鳥獣捕獲を行う実施隊員においては、狩 類免許を取得し、3年ニビに参加要形を行うことが負担となるをである。 心ことは免許更新の負担費用負担でよりをなくすことだけではなく、捕獲作業に精通し専ら有害鳥 転指揮に従来する民間の実施隊員が被害が上が減に従来しやすくなり、民間隊員が現在よりも増 加することにより対策が進むことが期待できるものである。 例えば、音鳥獣大海と、シについて、長崎県においては、趣味として捕獲するケースは少な く、その多くの有害鳥獣捕獲となっている。 (例) イソンノ補援の内気(142) 狩猟による捕獲と1300頭、有害鳥獣捕獲31,789頭	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	232	環境・衛生	都道府県	德島県、兵庫 県、鳥取県、 高知県、 京都市	環境省	B 地方に対す る規制緩和	鳥獣の保護及 び管理並びに狩 猟の適正化に 関する法律第44 条第2項	狩猟免許の有効 期間の延長	狩猟免許の有効期間を地域の判断で設定できる(延長する)ものとする。	【制度改正の経緯】  野生鳥獣の音弾を担う若手狩猟者を確保するため、改正鳥獣法では、網猟、わな猟免許の取得 年齢が20歳から18歳に引き下げられるなどの対策が講じられたところである。  【支障事例】 ニホンジルやニホンザル等野生鳥獣の生息域拡大により、1億円を上回る農作物被害や自然植生 の食害による土壌流出や表層崩壊が発生している。野生鳥獣の生息数が増加する中、狩猟者の 人材育成が娯楽のほ難となっている。特別免許の有効期限は現行3年と定められており、新たに 免許を取得した者であっても、更新もの手続や経済的な負担から、3年で免許を手放してしまう事例も多様、また、他の免許制度のように、一定期間、安全狩猟が達成できた者に対して、メリット制の導入に関する要望もなされている。 【制度改正の必要性】 免許制度に係る行列者の負担軽減を図り、狩猟者の減少に歯止めを掛けるために、有害鳥獣捕獲や個体教訓を指揮等のための人材確保を必要とする地域のニーズにおして、競猟については 高齢者を除き、網猟、わな猟については全ての年齢層について、狩猟先許の有効期限を、地域の 判断で延長を行うことを提案する。	
27年	283	農地・農業	都道府県	兵庫県、京都 府、鳥取県、徳 島県、京都市	環境省	B 地方に対す る規制緩和	鳥獣の保護及 びで管理並びに対 猟の適正化に 関する法律第4 8条第2号	鉄砲所持許可を する者における於 策免許試験の一 部免除	有 狩猟者の確保を図るため、農林業被害が深刻でかつ 育 狩猟後継者の確保が困難と張が認める地域の居住者 のつち、飲猟の免許核酸において、鉄砲所待許可を有 する者について、技能試験の一部、鉄路の場合等の分 結合等の基本操作)を免除し、負担を軽減すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方では深刻化する鳥骸被害への対応に苦慮しているなか、猟者による捕獲を維持し、また、新 しい世代の狩猟巻を育成していくことが課題となっている。 【支障等例等】 長庫県では、野生動物の適正な保護管理の担い手である狩猟免許所持者の確保に努めている が、とりわけ既に鉄砲所持許可を有する者は、銃の基本操作に習熟していることから、狩猟後継 者として制作している。 しかし、銃猟の免許試験のうち(鉄器の直検、外解結合等の基本操作)が免除されておらず、同し 内容の技能試験を2度にわたって受験することとなっており、鉄砲所持許可者が狩猟免許を取ろう とする際に負担になっている。 「効果・必要世) 狩猟免許試験の実施における開催箇所の増など受験者の利便性向上策に加え、鉄砲所持許可 を有する者に対する試験項目の一部免除を実施することで、狩猟免許試験受験者の負担が軽減 される。	
27年	239	環境・衛生	都道府県	德島県、兵庫 県、和歌山県、 県、東 変焼県、高 知県	環境省	B 地方に対す る規制緩和	净化槽市市町村業 等偏接要網第3	浄化槽市町村整 備指進事業にお の浄化槽の設置 についての要件者 和	ナーに「基か原則で、敷地内に浄化槽を設直する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。	【制度改正の背景】 浄化槽の設置に係る個人負担額は大き、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト縮減が課題である。 【支障とな事物】 接替する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大き、結滅できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。 【制度改正の必要性】 国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の同分整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。 【制度改正効果】 市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり8300の円が、41500円に削減、建村管理費 年間65000円(※2) が、年間3250円に削減、建村管理費 年間65000円(※2) が、年間3250円に削減。20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計61,500円(<41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報以り、5人槽83700円(<41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報以り、5人槽83700円(の41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報以り、5人槽83700円(の41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報以り、5人槽83700円(<41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報以り、5人槽83700円(<41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報以り、5人槽83700円(<41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象報が見り、5人槽837000円(の41,500+32,500×20)削減される。※1:1工事費で付合対象性の場合が開始に対しているがよりに対している場合が、200円(<41,500+31,500円)を対しているがよりに対しないるがよりに対しているがよりに対しているがより配置がよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがまりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがまりに対しているがよりに対しではなりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しているがよりに対しないるがよりに対しているがよりに対しではなりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないのはなりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよりに対しないるがよ	(6)浄化槽市町村整備推進事業 争化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を 図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することな
27年	281	環境・衛生	都道府県	兵庫県、和歌山 県県 鳥取県 徳 島県 関西広域 連合	環境省	B 地方に対す る規制緩和	水質汚濁防止 法第4条の3第 3項	びりん含有量に係	D るが、総量削減計画における削減目標量に変更がな	【提案の経緯・事情変更】 都境内県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている。 その理由として、後年削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられる ことから、国の「観髪削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられる ことから、国の「観髪削減計画において削減性で建筑間における施策の整合を確保する必要が あるとともに、基本方針に照らし、目標を速度するために妥当な計画であるか確認を行う必要があ る16、国より個名があった。 しかし、現在の総量削減計画において削減目標量を達成しており、新たに定めようとする総量削 減計画においても現状を維持するような場合には、上記の国の確認は不要と考えられる。 【支障率例等】 第7次総量削減計画の作成の際は、平成22年の8月頃に環境省から計画作成についての照会が あり、事前協議を続けて、国の基本方針が出てきたのは平成23年6月5日だった。 そこから本協議を行うまで約5ヶ月かかつており、平成23年1月25日付で協議を行い、平成24年1 月27日付で同意を得るまで、約2ヶ月かかつており、照会から含めると約1年5ヶ月かかった。 【効果・必要任 「効果・必要性」 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に 本来総量削減計画は、国の総量削減基本方針の中で水域の特性等に応じて自治体が主体的に 作成すべきなのであり、各部府県においてはバブリックコメントや環境蓄積金の各申といった手様 を経て作成しており、環境大臣への協議、同意手様をなくした場合には概ね2ヶ月早く計画を策定 することができる。	S【環境省】 (3)水質汚濁防止法(昭45 法138) 部道解検知率の総量削減計画の策定に係る環境大臣への同意を 要する協議(4条の3第3項)については、同意を要しない協議とす る。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	320	消防·防災·安全	都道府県	福井県	環境省(原子力規 制委員会、原子力 規制(庁)	B 地方に対す る規制緩和	原子力規制委員会解所子力災原子力災所子力災原子力災害原子力災害原子力災害力援制計算等。 原子力災害の解説主義「安定主動主義利」 「安定主動主義利」 当たって」	安定ヨウ素利事前 配布に係る手続き の簡素化	局で配布できるようにすること ・転出時、死亡時等の古い安定ヨウ素剤の回収手続き	整、当日のスタッフ確保や会場準備など、多くの労力と費用を費やし、地方公共団体の負担となっている。 よって、地域の実情に合わせて、既に説明会に参加した者に対する更新業務や年齢到達時の追加配布等における説明会への参加省略、配布・回収業務の簡素化を認めるべきである。 【支障春明】 説明会開催費用として、会場の規模にもよるが、会場設営費等で1回当たり10~50万円のコストが 発生する。(当県での26年度説明会開催数 44回)	原子力災害対策指針(平24 原子力規制委員会)に基づき地方公共 団体が行う安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民への説明会につい では、追加的に安定ヨウ素剤が必要となった場合や安定ヨウ素剤を 更新する際には、説明内容を把握していることの再確認や医師によ
27年	98	土地利用(農地除ぐ)	知事会	九州地方知事会	総務省、国土交通 省、農林水産省、 経済産業省、文部 省、環境省 省、環境省	B 地方に対す る規制緩和	過陳特特國東 過陳特特國東 自自宣 第6 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7 第7	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興ち法では、法律ことに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 「皮障幕例」 展内市町ににアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、侵大4計画を策定する自治体もあり計画づくりに多大な事務的負担を作っており、大切な地方づくり、地方創生の現場を動かすための人員にも影響しかなない投びである。 株計に27年度は、過程法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるほか、それぞれの省庁から赤されるスケンユールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、保・市内の関係第に開発する時間が十分に環体できず、担当該の事務重が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込むを表があ、代中は体が発性である。 上に、お知の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務重が多大となっている。 を表に定める計画記憶項目は共通する項目が多いため、共産まれにしていたざきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定時期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が観験し、地方に多大な負担が生たり、策定時期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が観験し、地方に多大な負担が生じきたい。	[再掲] 61環境名] (1)離偽名] (1)離偽系 (間の3左63)及び過能地域自立促進特別措置法(平12法15)離偽 振興法及び半島振興法は総務省、文部科学名、厚生労働名、農林 地域自立促進特別措置法は、総務省、東部科学名、厚生労働名、農林 地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省級で通立交通会 の共管) 地方公共団体が法律に基づ計画等を同一年度に至する必要が 地方公共団体が法律に基づ計画等の記載事項やスケジュールを取 りまとの が表していては、地方公共団体の事務負担を軽減する ため、関係原名が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取 りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知す る。
27年	326	土地利用(農地除ぐ)	都道府県	山口県、広島県	総務省、国土交通 省、農林水産省、 経済産業省、文部 名、環境省 省、環境省		過程進等を 過程進等を が 関連 が が が が が が が が が が が が が	めける計画東走于	があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなけ	特に27年度は、過額法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの名庁から示わるスケジュールに従うと、作業が錦驤寺で場合があるほか、市前村内の関係課に開会する時間が十分に確保できず、担単提の事務量が多大とる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である。 上記を介える場合である。	[再掲] 6(環境名] (1)離偽集別法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭08法63)及び過級地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林地産省、経済産業省及び国土交通を共管、山村振興法及び国土交通の共管・地方公共団体が法律に基づは計画等を同一年度に策定する必要が今後生しる場合については、地方公共団体の等務負担を影響するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取り、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27⊈	: 137	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対す る規制緩和	災害対策基本 法第86条の2か ら第86条の5ま で	災害対応時におけ る包括的な適用除 外措置	災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたって は、災害対策基本法第68条の2から86条の5に規定さ れた限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措 置を規定すべき	【制度改正の必要性】  平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平常時の規制の週用除外が新たに規定された(第66条の2~86条の5の新設)が、個別法レベル の限定列挙に留まっている。 災害は、いつも新しい現、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時 には想像のつかない事態に遭遇するもの。しかし、平常時の規制は、法律だけでなく政会令で無 繋急時対応の場面において、政治令をきめた一連の規制をクリアするためには、"包括的な"適用 除外措置が可能とびるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 切場の最前線に立つ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び 政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施策との関連】 「防災対策推進機割会議最終報告」(H24.7.13)39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事 項の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について言及している。	
274	: 138	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内閣府	B 地方に対す る規制緩和	災害教助法第4 条第3項 災害教助法施 行令第3条	災害教助法に係る 教助の程度、方法 及び期間の地方 委任	災害教助法について、教助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	【制度改正の必要性】  以言教助法第4条第3項では、教助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は改令で定めるとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道病県知事が免めるとされ、内閣・経済を第4条第3項では、内閣総理大臣が定める基準に従い都道病県知事がの最少を入るとされている。同法施行令第3条第1項では、内閣総理大臣の定める基準の政動の実施的困酸技場合は、内閣総理大臣と協議は、同意を得た上で定めることができるとされているが、地域の実情に応じた教助と、地方公共国体が主体的に、かつ、より迅速に実施する必要がある。 「支障事例】  同法に基づく広急教助の内容等については、内閣総理大臣による一般基準が定められている。災害の態様に応じ、この一般基準では適切な教助を実施することが困難な場合は、国と相談の上、特別基準の設定が可能とされているところ。しかしながら、特別基準の協議等による国の関与が、地方公共団体による迅速かつ適切な災害教助の支障となっている。 「国の施策との関連」「防災対策維度結合計量最終報告」(H247.13)16ページにおいては、各種教助に関する実施基準について、地方公共団体が個々の災害に適切に対応できるよう、より使い制手の良い制度に改めるべきである自言及されている。 【支障事例】  東日本大電災における石油不足 → このような非常時に際しては、緊急輸入のために製品規格(成分基準)を緩めることも考えていただけないか(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格観和)	
274	: 245	その他	都道府県	兵庫県、滋賀 県県 京都府。 長、京都府。 長、京都市、 島東県 市、 大阪市 西広域連合	内閣府	B 地方に対す る規制緩和	総合特別区域 基本方針、総合 特区推進調整 要の使途等に 関する基準につ いて	総合特区推進調整費の使途等に 関する基準の要件 緩和	総合特区推進調整費について、総合特区の目標実現に向けて、地方の実情に応じた薬飲かの縁続性から かった取組みを推進するため、直接、指定地域へ交付する制度を創設し、調整費を複数年に渡って使えるよう 規制緩和すること。	[提案の経緯・事情変更等] 今年度から特区については、国家戦略特別区域等に係る提案募集の際、全国での規制改革を求める提案についても来めることができ、構造改革特区と見なして取り扱うことができるようになるなど制度改正が行われた。また、国で進めている地方自生は、地域の主体的な取組みか必要であり、提家業等や特区による影響機和等に加え、地方が迅速かつ効果的な事業が可能な自由度の高い交付金が求められている。 「文庫事例等」 当該調整教の機会については、各省の既存の予算制度を活用した上でなら場合に指定するものとなっており、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できていない。 とくに、先進的な取組みの場合は国の支援制度の活用が不可欠であるが、支援制度の採択の見造しが立ちを得ない場合が設定される。 「効果・必要性」 指定地域へ直接交付する制度になれば、関係所省による予算措置の対応方針の検討を待つことなく、迅速な事業執行ができる。また、地域が包括的・戦略的なチャレンジを行うにあたり、地域の実情に応じた支援を受けることが可能となる。	
274	249	医療・福祉	都道府県		内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和		制、職員、設備及	認定こども固における保育室の面積、食事の提供方法、固含及び固度の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とれているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育の重の見込と提供体制の確保時期等を定めることされている。また、地方創生の中では、若い世代が安心して結婚・妊娠・子育でできるよう切れ自のない支援が求められている。「支障事何制] 認定ことも園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うべき基準とされており、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市都では、園舎と同一教地内に園庭を設けることが国難となっているほか、乳切児が減少する都都や離島では、自園頭理がら外部数人の切り替えができないでいる。ある私立保育所では、幼保護携型認定こども圏への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保理施設の整備にこどめたいとの意向を持つていた。しかしながら、私立保育所は、上記の特例が認められるのであれば、必要最小限の調理施設の整備にこどめたいとの意向を持つていた。したいながら、私立保育所は、上記の特例が認められないため、3歳以上の子どものかなの始食センターからの外部数人を実施することし、高の農未満の子どもについては、これまでどおり給食設備を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】 私立幼保護機型認定こども園の涌る歳未満の子どもについても外部数人が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保護機型認定こども園の適営の効率化にもつながることとなる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	264	医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都 府 大阪府和 歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子音で交 子を投受網 原保原 原保 原 原 原 原 原 原 原 原 原 東 瀬 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車 車	病児保育事業の 補助要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合は審護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	[提案の経緯・事情変更] 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士や看護士の人材が少ない状況である。 [支障幕例第] 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用 児童3人につき保育士(名以上の配置が収金かられている」かい、地方部など人口減少地域においては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会進出の妨げとっている。 兵庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 [効果・必要性] 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設置が促進される。	
27年	31	その他	その他	関西広域連合 (共資東 版本 (共資東 版本 (共享 版本 (共) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 291条の2第4 項	国に移譲を要請で きる事務の範囲の 拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する 事務に限定されていることで要請権が実質的に行使で きないことから、その見直しを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 本 花葉記については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とも、「集製に向けて対応を検討」とは、「集製に向けて対応を検討」とは、「集製に向けて対応を検討」とは、「集製に向けて実施の具体的手法や時期等を引き接き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して夏息を提出し、総務省における当面の方針の取扱区分では、「集製で言なかったもの」とされた。広域連合が国に移議を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されている。として、地方自治が上述・支援を実践できないたのとなっており、広域連合制度の充実を図る上での障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。 (制度改正の必要性等) 現行規定では、広域連合が展立されていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。 (制度改正の必要性等) 現行規定では、広域連合が必要と考える事務の秘譲を国に要請するためには、それに先立って、「様原団体から事務を禁止関連する事務のたる事務のた。「後に対した。」を持ち合うとれた関連する事務のないまと、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務を行ができない。 なる場合によりないと、一重行数の解消や事務を持ち寄りを行った場合には効果的な事務を行ができない。 成域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体の関連する事務を持ち寄ることを求められることで、実質的にそれている。	
27年	299	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	-	間企業との間の人 事交流に関する法	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方心務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	【具体的な実験事例】 国では、平成19年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流に民間では、平成19年3月に、「国と民間企業の双方向の人事交流と関するという。が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流と大力が整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務身と自らの従業身とにて国用する「交流採用」から成を領すが、自然が、自然が、自然を表して、日本のでは、日本の	
27年	333	その他	指定都市	横浜市	総務省(特例の場合、その法律の所管省庁)	B 地方に対する規制緩和	地方財政法	地方儀対象事業の拡充	民間事業者(株式会社)による保育所整備等、公共施設の建設事業に係る補助に要する経費への起債充当を可能とすること	保育所待機児童解消のため、株式会社の参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に保る助成に果する経費」に限定されており、株式会社に対する補助には地方債を光当できないため、財源の保険、研究となっている。民間事業有の保育機能(係る精動を全支出する場合に、地方債を行てきないことにより、単年度における必要な財産が大きくなるため、特機児童解消の方債が大きくの対象が、よのため、他の必要なサービスから財源を設出するなどの支債が生じている。 (思考している。) 「最初の企業が大生している。(記書株する保育の質の低下、③公的セクターの意思による実質的な適置が次はないこと等の懸念があるとの指摘があるが、①株式会社では、社会、経済の必要なサービスから財源を設出するなどの支債が生じている。(22提供する保育の質の低下、③公的セクターの意思による実質的な適量が次にないこと等の懸念があるとの指摘があるが、①株式会社では、法法、技術を基本を必ずなけれたる反対に、「本法の関係といると関係的で整備においては、法法、日本のようの「公会はすれた」と、「本法、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き	

年度 年度別管理番	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年 4	その他	一般市	新見市	法務省	A 権限移譲	不動産登記法 第第120条及 第第120条 登記法第10条 及び第12条	法務業務に係る各種証明書交付事 務の権限移譲	不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交配事項証明書、印鑑証明書などの交付事務についてきるように権関移譲を要望する。	関山地方法務局新見支局の康止結合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の 料理性が大きく観なわれ、本市利用者の時間的経済的負担が増加している。 また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を改得することができる法務局窓 口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、"民間委託"により、各種証明書交付事務を 行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を"龍徒"行うことは、法により制限されている。 本市が直接、各種証明書の分付を行うことにより、法務局支配の廃止統合的新規地域での交 付が可能となり、利用者の時間的軽済的負担が大幅に改善される。 現在、法務金の協議に、受託事業者、民間事業者が地方公共団体と協力して運営する手法と して、受託事業者者が創意工夫により、委託契約で求められている場所以外の場所で当該交付事 券を行うとい方法。を提案された。 しいし、この方法では機関の事務であることから国の負担とすべきであるため承諾することが出来 ないと回答している。 現状の法務局証明サービスセンターを本市に設置することに限らずそれ以外の交付方法(専用端 末を設置せずに交付する等)の検討も合わせて要望する。	
27年 327	その他	指定都市	横浜市	財務省	B 地方に対す る規制緩和	財政融資資金 の管理及び運 用の開等等 3名規算第1 28、29条等	地方債の財政融 資資金借入関係 手続の更なる簡素 化・効率化	不用額報告書・延長承認申請書を廃止し、借入申込書等の様式へ統合すること	[制度改正の必要性] 複数に分かれている提出書類を一つの様式にまとめることによって、手続きの簡素化・効率化が 図ることができ、地方団体において、さらに自主的かつ効率的な運用が可能となるので、制度改正 が必要である。 (支障事例] (不用額報告書・延長承認申請書) 億入を行う事業につき、不用額がある場合は追加で不用額報告書の提出、貸付期日を延長する 場合には追加で資付期日を基長不認申請書の提出が必要である。 億入申込時に追加で別の書類を提出する必要があるが、事業の状況によって提出書類の数や種 繋が違い、非効率的である。 億入申込書や事業実施状況等調書に不用額報告、貸付期限延長の概を設けるなどして様式を結 合し、書類の軽減をすることを求める。 (匿気の解判策) 提出書類や手続きの簡素化をすることによって、法令に合数しない融資対象が申請されることは 当然望ましくないので、各団体の責任において、申請前に内部でチェック機能が働くように、様式 等を工夫する。	
27年 3	教育·文化	一般市	新見市	文部科学省	A 権限移譲		県費負担教職員 の人事権の市へ の移譲	県費負担祭職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲できるようにするとともに、移譲 に伴う経費について確実な財政措置を講じることを要望する。	【支障事例】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
27年 83	教育·文化	施行時特例市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	・公立義務教育 諸学校の学級 編員定数の標準 「この条 「この条	30人学級の法制化	準に関する法律を見直し、法制化により1学級の児童・ 生徒数を削減して30人学級を実施するための教職員	現行の40人学級の中で、平成13年度から公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施され、少人数学級編制では小学校「学年について平成23年度に標準法を改正して35人学級が行われているが、他の学年への拡大については法制化が見逃られ、少人数学級編制実施のため歌劇員を製いていては、各部道府県ことによめられた加配教職員を製の中部川教ることとしている。現状では、小学校2学年の人数学級を実施するためた。大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	: 84	教育·文化	施行時特例市	茅ヶ崎市	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	・公立義務教育 諸学校の学教 編制及びの標準 員定財する法律 第8条の2	学校栄養職員の 配置基準の引き下 If	準に関する法律を見直し、現行の児童・生徒数が「55 0人以上単独実施校に1人」「550人未満単独校4校に	報を把握し個別に対応する、など職務の重要度が増しており、各学校の状況に応じたきめ細かな   対応ができる配置が求められている。また、共同調理場への学校栄養職員の配置についても、対	
274	: 182	教育·文化	指定都市	京都市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和		小学校2年生35 人学級の「加配措置」の対象拡大及 び「法制化」	平成24年度に、国において小学校2年生の35人学級が加配措置により実施されたが、現在加配の対象外となっている国に先行して少人数学級を実施していた自治体についても、加配の対象に加えること。併せて、恒久的な財源確保のため、法制化を求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 左記のとおり、平成24年度に、関一おいて実施された小学校2年生35人学級の加配措置につい では、国に先行して少人数学級を実施していた自治体が対象外となっており、先進的な取組を実 施していた自治体が損象する。著しく不公平な状態となっている。 本市においては、少人数学級を独自で実施するため、年間約2億円が持ち出しの状態になって いる。 【見直による効果】 通正な計量が減しられることで、本市では、持ち出している予算を活用し、地域の実情を踏まえ た、より一層の教育の充実等を図ることが可能となる。	
27⊈	: 249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府、大 阪府和歌山 県島、取県・高取県・ 高西広域連合	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	就学前のこども に関する教育。 保育等の総合 的な建供の推進 に関する法律第 13条第2項	幼保連携型認定こ ども間の学級編 制、職員、設備及 び電管に関する基 準の見直し	認定こども間における保育室の面積、食事の提供方法、固含及び間庭の位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】     平成21年4月から施行された子ども・子育で支援新制度では、各市町ごとに就学前の教育・保育     回望の見込と提供体制の確保時期等を定めることとされている。また、地方創生の中では、若い     世代が安心して結婚・妊娠・子育でできるよう切れ目のない支援が求められている。 【支障事物等】     認定とも園における保育室の面積や食事の提供方法などについては、従うくき基準とされて     おり、地域の実情に応じた基準等を定めることができない。そのため、都市部では、国舎と同一教     地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳切児が減少する都部や健島では、国舎国門製     地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳切児が減少する都部や健島では、国園期理     地内に園庭を設けることが困難となっているほか、乳切児が減少する都部や健島では、国園期理     市所と同様について対してきないでいる。     ある私工保育所では、幼保遺携型設定こども個への移行に併せて園舎を建て替える際、公立保 可能に自然の整備にとどめたいとの意向を持つていた。といながに、私立保育所は、上記の特例が     認められないため、含蔵としの子どものからの総合センターからの外部教と実施することとし、高の歳未満の子どもについては、これまでどおり鉛食食を整備し、調理員を配置せざるを得なかった。 【効果・必要性】     私立が保護熱型設定こども園の演る機未満の子どもについても外部教入が認められれば、公立の給食センターの運営の安定化につながる上、私立幼保達携型認定こども園の運営の効率化にもつながることとなる。	
274	200	医療・福祉	指定都市	川崎市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条 の4、第30条の 5、第30条の6、 第30条の9、第 30条の11	医療計画の策定権関等の都道府県から指定都市への移譲	医療計画の策定業務及び病院開設者等に関する病床 数に係る勧告事務等を都道府県から希望する指定都 市に移譲する。	【支降事例】 県が医療圏を設定することで、急激に人口増加を続ける武蔵小杉駅周辺地区の地域の実情に 応じた医療圏の設定が困難であり、より地域の実情にあった医療圏の設定ができない。医療計画 の策定は医療や保健の面だけでなく、本市には、武蔵小杉駅周辺地区に対ける人口の急域10年 前との比較で約4割増りや再開発といった事柄に加え、災害時救急医療体制の整備や福祉行政と の造地というた。地域の課題が益々増大していることから、今まで以上に連携を展価にして対応す (制度な正の免験性) (国債を立つの急性) (国債を立つの急性) (国債を立つの急性) (国債を立つの急性) (国債を立つの急性) (国債を立つの急性) (国債を立つの急性) (国債を立つの場所に対して、相定都市が自ら原療計画に反映させた場合には、庁中や関 を団体との関係とは、所の場所に加え、県への設明や県の事務手帳(庁内関係・審議会等が必要とな をごとから、技定都市が自ら原療計画に反映させた場合には、庁中や関 整する場合には上部期間に加え、県への設明や県の事務手帳(庁内関係・審議会等が必要とな なることから、指定都市が自ら医療計画に関係と要するを見めんでいるが、県と関 整する場合には上部期間に加え、県への設明や県の事務手帳(庁内関係・審議会等が必要とな なることから、指定都市が自ら原統計画に関係とすた方が、天城に時間を延縮することができる なることから、指定都市が自ら原統計画に関係といるの場合には、 第次日本の場所が 第2日本の場所が 第2日本の場所が 第2日本の場所が 第2日本の場所が 第2日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
274	330	医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療法第30条 の4 医療法第7条第 5項	医療計画の策定等にかかる事務・権限の移譲	①医療計画の策定及び医療審議会の設置にかかる事務の権限を都道府県から指定都市に移譲する。 ②医療法第7条第5項の許可について、指定都市の市長は都道府県知事の求めがなくとも自らの判断で必要な対応ができるようにする。	【制度改正の必要性】医療計画については都道府県が定めることになっているが、医療機関が一定程度整備されており、かつ、人口規模の大きな指定都市においては、都道府県の医療計画と整合性を持ちなが、地域の実得に応じて背座都市が自ら策定することが宝上いと考える。医療議論 画の策定にあたっては、都道府県の保護番舗会の意見を削べことになっているため、医療審議会の意見を削べことになっているため、医療審議会の意見を削べことになっているため、医療審議会の意見を削くになった。といれている。といれでは、といれていれでは、といれでは、これでは、といれでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	
274	48	医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条 の4 医療法施行規 則第30条の30	基準病床数の算定方式の見直し	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等を踏まえた地域の実情に合った算定方式に見直す	【制度改正の必要性】病院・診療所の病床数については、医療法に基づく医療計画において医療 関域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の育定方式により定めることとされている。しかしな がら、人口が増加しているさいたま市を含む東京大都市圏は、西日本の各有限是比較しても、人 口当たりの病床数が非常に少な、その格差は太きぐかい欄しているという現状がある。本市は、 本工県内の二火医療関域を単地で構成しているかい機しているという現状がある。本市は、 す既存病床数が基準病を設と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況で す既存病床数が基準病を設と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況で 有人口の急増に伴う更なる病床不足が予想されている。 [提案内容] 以上のことから、以下の様に地域の実情に合った算定方式に見直すことを提案する。 1、基準病床数の算定に当たっては、その計算方法を全国一律とするのではなく、「今後人口増加 が見込まれる地域「今後人口があまり変わらない地域」「今後人口域少が見込まれる地域「今後人口域)が 力に全体の表しましましました。 本のように表しましましました。 本のようにより、 本のようにより、 本のようにより、 本のはなく、「今後人口域の が見込まれる地域「今後人口域のが見込まれる地域「今の 力には一般の原数である。 本のようにより、 本のになく、「今後人口域の が見込まれる地域「今後人口域のが見込まれる地域「今後人口域の が見込まれる地域「今後人口域のが見込まれる地域「今後人口域の が見込まれる地域「今後人口域のが見込まれる地域「今後人口域の が見込まれる地域「今後人口域のが見込まれる地域「今後人口域の が見込まれる地域」「今後人口域の が見込まれる地域」「今後人口域の 第二次では、 本のは、 本のは、 ないに、	
27年	251	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 兵県原存 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	医療法第30条 の4第6項	基準病床数の総量規制の見直し	基準病床数については、国が定める全国一律の算定 基準や「従うべき基準」により規制されているが、地域 の実情を指また独自の加速算が可能となるよう、「参 酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 各都道府県では本年度から、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能毎に医療需要と 民文障事例等】 基準病床数の受置と推計する「地域医療構想」の策定を進めているところである。 【文障事例等】 基準病床数の見面に(5年ごと)を行う際、算定式が国の一律基準により定められており、また、 特例を適用することも大臣同意に時間を要することから、人口の偏在や医療機関の配置等の地域 「効果・必要性」 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する上で、県及び圏域の課題に応じた真に 必要な病床数を算定することができる。	
27年	250	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第7 条の38,39,第 12条、第23条、第24条、第24条、第26条、第26条	健康保険法上の 保険者に関する業 務の権限移譲	効率的な地域医療体制の整備を実効性あるものとする ため、保健事業の推進等による医療費の適正化を図る 軽点から、以下の機能を、必要となる人員、財場ととも に、都道府県に移譲すること。 (1)健康保険組合の設立認可 (2)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の合併・分割・解散認可 (3)健康保険組合の今併・分割・解散認可 (4)生間健康保険組合の実地指導監査 (4)生間健康保険組合の実地指導監査 の検査	都道府県は、今後、医療寮資正化計画の実現をめざして、地域の実情に応じた取組みを進めようとしているが、この取組みを実効性のあるものとするためには、県内に本部を置く健保組合や支部単位での適営を行っている健保組合や協会けんぼに対する指導監督権限の移譲は不可欠である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	16	医療・福祉	その他	関西広域連合 (共同模型、 東	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条、第82条	診療報酬決定権 限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等 を設定するため、診療報酬の決定権限の一部について 関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基盤として医療・介護 の提供体制は不可欠であることから、診療報酬から建種限の一部を広域連合に移譲 し、広域連合におりな 療・介護の提供体制の不足地域における事業者への支援と断たな事業者の参入を促し、広域的 な提供体制の不足地域における事業者への支援と断たな事業者の参入を促し、広域的 な提供体制の不足地域における事業者への支援と断たな事業者の参入を促し、広域的 な提供体制の不足地域における事業者への支援と断たな事業者の参入を促し、広域的 な提供体制の不足地域における事業者への支援と断たな事業者の参入を促し、広域的 な提供体制ので展集の制度、一般の関係を関係していて診療機関の指 定、監督権限しついても一体的に広域連合への移験を求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が充実している地域がある一方で、不足している地域があることから、今後の人口減少克服・地方創生に向け、地方への新しい人の流れ をつくるためは、不足地域に事業者の参入を促すための世間かが譲渡を放らには、元と地域に非業者の参入を促すための地の病消を包含ないには、こうしたが 療軽間は全国一律の価格、介護保険ではが護機制が地域区分による価格設定がされているが、会 の技術は全国一律の価格、介護保険ではが護機制の不足地域の解消を図るためには、こうしたが会 園画的な設定ではなく。地域の実情に応じた新たな仕組みが必要である。広域連合に診療報酬 の護機能が支佐権限の一部を移譲し、広域連合において組みに地域加算等を決定する権限を行 与し、国による診療報酬・介護報酬の設定(全国標準制)をもして、広域連合において審議会や分 与し、国による診療報酬・「護報酬の設定(全国標準制)をもして、広域連合において審議会や分 支保険医療機能会と拡減連合においでは同一を基本とし居といる。 対象を行う性組みとする。なお、本人負担側については同一を基本とし居といる。 対象を行う性組みとする。なお、本人負担側については同一を基本とし居といる。 対象を行う性組みとしたい。また、医療保険における診療報酬の決定権限の一部の移譲を併せ ない、おっないを通り、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象としたい、また、医療保険に 関の指定・監督権限についても一体的に広域連合への移験を求める。	
27年	187	医療・福祉	都道府県	和歌山県 兵庫県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲		診療報酬の決定 権限の一部の移 譲	病床再編や在宅医療の推進の方向に誘導できる診療 輸酬の地域加算などの仕組みを設けた上で、箇所付い の権限を都道府県に移譲する。 なお、加算財源については、国が診療報酬を全体に微 減すること等で確保するなど、国が制度設計すべき。	大の子と、宗は國が小する場合では、新年の場合でしていくことが義がづけられたものの、地域医療 医療機能別の必要病床を算定し、病床再編を行っていくことが義がづけられたものの、地域医療	
27年	252	医療·福祉	都道府県	兵庫県、和歌山 県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第 76条第2項 高齢者の医療 の確保に関す。 は律学期4名 原子(為後報酬の 算定方法)等	診瘡報酬の決定 に関する権限移譲	医療機関が不足する地域での診療報酬について、地域の実情に合わせた加算設定を可能とするなど、健康 (検験法等に基づく診療機制法定に関する一部の権限 を都道府県に移譲すること。	[提案の経緯・事情変更] 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」では、都道保限を、医療衰適正化の推進主体上位面付けており、各都道府県は医療費適正化計画を見直すともに実効的も取組の推進が求められている。 「支障事例等] 健保法、高強法に規定する療養の給付に要する費用の額は厚生労働大臣が定めることとなっており、へきち等医療機関が不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定ができない。なお、診療機働の独自設定が可能となれば、患者負担が増加しないよう、増加分保険者に求めることになるが、国において、保険者の増加負担分の解消につながる診療報酬体系に見直すこと支表める。 「効果・必要性」 へき地等医療機関の不足する地域に必要とされる診療科の報酬面での優遇設定が可能となり、地域毎のパランスのとれた医療提供体制を通じて、医療費適正化を推進することができる。	
27年	159	医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険 法第7条-8条-9 条-67条 厚生労働省平 成28年12月5日 通知	適額調整方法(返 納金)の運用変更 可能な規制緩和	本人の同意がなくとも保険者間で過誤調整できるよう にすること	【支障事例】  新職や転居で国民健康保険より他保険に変更になった際、旧保険証の返納がなされず使用される事業が後を絶たない、本市では病院との交渉により解消する件数が多いものの、返納金として残ら作数は50秒を発生、3361や規理、114件未続け(28)となる。これを解消するには被保険者が一旦、前保険者に保険者負担分を支払ったのち、加入中の保険者にその領域書とともに請求する必要がある。本市では、この返納金による、不納欠益は1151と162で557件、1,100万円余であり、他市町村でも少なからず同状況であることが推測される。「制度改正の経緯」 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険制度の民経対 前年度の提案後、厚生労働省平成26年12月5日の通知により、被保険者の委任があれば保険制が出来るようになったが、委任事務は本人にとつて利益がなく、平間がかかることから、処理が進んでいない、現状のまま故保険者製動信と同時に変年届を取得する委とあるが、転出後の社僚が出来るようになったが、委任事務は本人にといて可能性があることを理解する一方、マイナのドラートが任意政権であること、再発行の際、手数料がかかることと連解する一方、マイナのドラートが任意政権であること、再発行の際、手数料がかかることとは本市で保険報告事券行を放け月300枚割、やカード発行に即時性がない事などから、当制度改正や今後の方針では不十分と言かざる手得ない状況である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	259	医療・福祉	都道府県	兵庫県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和		保健所長の医師資格要件の緩和	公立病院など、特定の病院との連携により医師が確保されている場合には、保健所長が医師でなくてもよいように規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所 展観に選した人材の確保は葉息し、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 また、近年の高齢化の進展に伴い、保健所は認知度対策や健康づくりなどの拠点としての役割 が重要となっていることから、保健所残についても、新たな福祉課題に応じた配置がされるべきで (文障事例] 保健所長をはじめとした行政医師については、適正な確保に努めているところであるが、保健所 景観に選した人材の確保は難しく、今後、人材が不足する可能性も考えられる。 (効果・必要性1) (次課・必要性1) (機健所長が公衆衛生に精通した職員であれば、特定の病院との連携により医師が確保されている場合、保健所における健康危機管理事業等の役割を十分果たすことは可能であり、地域の実情 に応じた対応も可能となる。	
27年	119	環境・衛生	都道府県	奈良県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	管一派会計補 助金等に係る財	水利権有償譲渡 にかかる財産処分 京認基準の緩和 (選集補助金の返 運免除)	水道資産の有効活用のための水利権有償譲渡にかかる財産処分承認基準の緩和(国庫補助金の返還免除	【現状】 県営水道が保有している水道水源を、県営水道供給エリア外で水道水源が不足している市町村 水道に有情譲渡するなど、県域水道全体での有効活用の検討を行っている。 (具体的な支障等例) 適営主体が異なるのみで、水利権譲渡後も同じ水道目的に使われるにも関わらず、「厚生労働省 所管一般を計構動金に係る的を強分系を基準、第3の1(1)には、国産納付に関する条件を付さ ずに変更する条件に水料棒の有傷譲渡が掲げられていないため、県営水道の水源積保を目的と した国庫補助金の返還が多多となる。このため、水利権を譲渡しようする県産水道は、譲渡の 市町村に対し返還する関庫補助金相当額を請求することで、市町村の負担が増えるとともに、新 かたに国庫補助金の申請が必要となる。 の大に国庫補助金の申請が必要となる。 の大に国庫補助金の申請が必要となる。 大に国庫補助金の申請が必要となる。 の大に国庫補助金の事務が必要となる。 の大に国庫補助金の事務が必要となる。 の大に国庫補助金の事務が必要となる。 の大に国庫が日本のと要性! 「他のでのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	
27年	248	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 兵県京都府歌山 原県県東都府歌山 徳 原県県 東本市関 西広域連合	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	児童福祉法第 45条第2項	児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準の見直 し	児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室 及び病室の床面積その他設備に関する事項等につい て、「従うべき基準」とされているものを、「参酌すべき 基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業が創設され、利用者が多様な施設や事業の中から保育の給付を選択できるようになったが、保育士の配置や設備の面積については、依然 従うべき基準しされている。 友津事例等】 ある自治体においては、依然 従うべき基準しされている。 をき場けていては、依然 従うべき基準しされている。 をき場けていては、依然 従うべき基準しまります。 定を受けて公立保育所について外部搬入を実施しているが、私立保育所に関しては意以上と3歳未満で別扱いする必要があるため、町内の子ども全体を対象に施策を展開する上で困難が生じている。 (効果・必要性) 市育の学校給食センター等を活用することで、人件費等の自園調理に要するコストの削減、食材の一括購入による地産地消の促進、栄養士による一貫した栄養管理(国基準では保育所について栄養生の配置機務なし)等が可能になる。また、給食を設定されるペースを使った地域とのふれあいや交流などを通じて、地域やふるさとに誇りと愛着を持った子どもの育成に資することができる。	
27年	249	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 兵県京都府 政府・和歌山 原県県 市 東県 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 南 西 広 城 市 市 関 、 大 市 、 関 関 兵 、 大 の 長 、 大 、 大 、 関 長 、 大 、 関 長 、 大 、 大 、 関 ち 、 大 、 大 、 大 、 大 、 大 、 大 、 大 、 大 、 大 、	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	就学前のこども に関するの教育会 的な提供の推進 に関する法律第 13条第2項	幼保連携型認定こ ども園の学数編 制、職員、設備及 び連営に関する基 準の見直し	認定こども固における保育室の面積、食事の提供方法、固含及び固庭の位置等に関する事項等について「従うべき基準」とおれているものを、必要となる財源を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【提案の経緯・事情変更】	

年度 管理	<sup>変別</sup> 提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年 2	34 医療·福祉	都道府県	兵庫県、京都 府市 大阪府和 歌山県、徳島県	内閣府、厚生労働 省	B 地方に対す る規制緩和	子ども・子育て交 支援要相 有事。 子童を 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の の 表 の の ま の ま	病児保育事業の 補助要件の緩和	病児保育事業(病児対応型、病後児対応型)の補助要件である保育士の配置要件について、利用児童の定員数が2名以下の場合は審護師等1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生の取組みの中で、女性の活躍が期待されているが、人口減少地域においては、保育士 と支障事例等〕 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね1人につき看護師1名以上及び利用 児童3人につき保育主1名以上の配置が求められている。しかし、地方部など人口減少地域においては、診療所等では保育士の配置が困難な状況にあり、病児保育が進んでおらず、女性の社会 選出の妨げとかっている。 長庫県では、こうした状況を鑑み、本年度県単独で補助事業を設けている。 「効果・必要性」 人口の少ない地域や区域が広いため複数の病児保育施設が必要な地域で病児保育施設の設 置が促進される。	
27年 :	7 医療・福祉	その他	関西広域連合 (共配接条) 兵原 県、和歌山県 鳥取県、徳島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法 第41条~第61 条の3	介護報酬決定権 限の一部の移譲	各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等 を設定するため、介護報酬の決定権限の一部について 関西広域連合への移譲を求める。	人口減少克服・地方創生に向け、地方において安心して生活するための基壁として医療・介護 の提供体制は不可欠であることから、診療機働や介護機働の決定権限の一部を広域連合に移譲 し、広域連合において各圏域の提供体制に応じたきめ細やかな地域加算等を設定することで、医 ・・介護の理体検制の死足地域における事業者への支援と断たな事業者の多人を促し、広域的 な提供体制の確保を図る。また、介護保険では、保険事業者の対策・監督の権限が循道府県・市 町村にあるが、医療保険についてきた機能側の決定権限の一部の移譲と併せ、保険医療機関の指 定・監督権限についても一体的に広域連合への移譲を求める。 関西広域連合管内においては、医療・介護の提供体制が完集している地域がある一方で、不足 している地域があることから、全後の人口減少百熟・地方前生に向け、地方への新しい人の流れ とつくるためには、不足地域に事業者の参入を促すための仕組みが必要である。 医療保険では診療機関は全国一様の個格、介護保険では介護機関は地域区分による価格段 定びるが、ともに国で送められている、介護、保険提供体制ので大世域の資源を図るためには、ころした全国側一的公設定ではなく、地域の実情に応じて新たな仕組かが必要である。 広域通合に診療機関・介護を飲みれている、介護、保険提供体制の大力に対して独自に地域加 算等を決定する権限を付与し、国による診療機関・分類を関係の設定と全国機準額をもとに、広域 適合において議議会や社会保険医療協議会との大きない。人が支援を発展を保険では認識会を 広域連合に影響機関・介護機関の決定権限の一部を移録し、広域連合に対して独自に地域加 算等を決定する権限を付与し、国による診療機関・分類を開めの決定権保険・付き、担定通し、各地域の提供を制御の設定と保険医療協議会を 広域連合に移りで調査といるが表現を開め、対している場では、大きないの表しないの表している。 は、日本の表しないの表しないの表しない、表しないの表しないの表しないの表しないの表しない。 は、日本の表しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表しないの表しない	
27年 2	33 医療·福祉	都道府県	兵庫県、和歌山 県、鳥取県、徳 島県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険法第 41条、第42条の 2、第46条、第4 条、第53条等	介護報酬の決定 (二関する権限移譲	介護サービス提供事業者が不足する地域での介護報酬について、集合性宅に居住する高齢者に対するサービス提供についての元韓朝酬の減算を実施しないなど、介護保険法等に基づくが建物開決定に関する一部の権限を都迫府県に移譲すること。	[提案の経緯・専情変更] 今年度の介護報酬の改定により、訪問介護サービス、定期巡回・随時対応サービスなどを集合住宅における利用者に提供する場合には、移動コストがかからないことを踏まえて介護報酬を減算することとなった。 しか、、今世紀とおいては、まとまった数のサービス利用者の確保が難しく、移動コスが多いことから事業者によるサービス度体が進んでいない。 て資格等例9] 介護保険法上、介護報酬は厚生労働大臣が社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を関いて定めることとなっており、介護事業経営業を動態者を基に収益率を勘察しながらの改定がなされているが、地域の実情に応じた人員配置実施が全く希慮されていない状況にある。中山間地域等で開設する事業所や中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合には、加算で措置されるが、今後さらなる高齢化が進む中、介護サービス提供者が不足している地域、加算で措置されるが、今後さらなる高齢化が進む中、介護サービス提供者が不足している地域にこいての介護機関の減算を実施しないなど各地域のサービス提供体制が不足している地域についての介護機関の減算を実施しないなど各地域のサービス提供体制を踏まえた独自の報酬設定が求められている。 [効果・必要性] 介護報酬の決定の一部の移譲により、介護サービスの提供体制が不足している地域に対して、分養をされる介護機関面での後速設定が可能となり、新たな事業者によるサービス提供を使すことができる。	
27年 8	2 医療・福祉	一般市	字部市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	介護保険法(平成0年法律第1 23号)第28条 第1項,第10項 項,第33条第1 項,第633条第1 項,第64 年期9年 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 10月	「要介護認定(要 介護4.5)の有効 期間上限の無期 限化」	を安定的に継続するためは、見直しが急務と考える。 ついては、その一旦として、主治医意見書をもとに、 認定審査会において、状態が安定していると判断され る要介護4、または、要介護5の更新申請について、認	本市では、認定申請件数の増大に対応する認定調査員や認定審査委員の確保の困難さや、当 該業務量の増大が認定結果遅延の要因となっており、その結果、処分延期通知発送業務が発生 する悪循環となっている。 今後もこの傾向はさらに増大することが見込まれ、地方分権改革に関する他市と同様の状況 で、当該業務の効率化を加速し、負担軽減を図る必要があると考えている。 このような状況の中、本市の平成6年保設定番査実績では、多介護4、または、要介護5の更新 時の認定結果が、要介護3以下に改善するケースが、1031人中182人の15.7%、要介護4・5から 変化しないケースが、1031人中889人の84.3%との結果を踏まえ提案したものである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	263	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府。大 原保、鳥か駅市 東、鳥か駅・徳 、 園西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制級和	行規則第38条、	効期間の更なる延	認定事務の負担軽減及び制度簡素化のため、新規申請、区分変更申請についても、更新申請に同様に、有効期間の延長や期間を統一するなど基準の簡素化を求める。	族にとって負担であるという声を聞いている。今後も高齢化の進展により、要介護(要支援)認定の	
27年	190	医療・福祉	中核市	字都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	15条の32、第		介護サービス事業者(一部)の業務管理体制に係る届出の受理、動告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	【支障事例】 介護サービス事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る 届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあること により、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務 遂行が期待できる。	
27年	256	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県 和東、 地県 高取県 高取県 高 東 首 で は で は で は で は で は で は で は で は で は で は で は で は で は で は で と と で と で と で と で と で と で と で と で と で と で と と で と と と と と と と と と と と と と	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	介護保険法第 88条第3項、第 97条第4項	指定介護老人福護老人福護 名人本 (特別 後別 ) 本人本一人 ) 介護を決して、 が、 が、 が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備 及び人員配置基準について、全国一律で従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。	難なしてから、配直を学を下凹るしてを理由し入所を断る絶数が生している。一方、入所中込合かる「一句である」という。	
27年	257	医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	る基準」第66条 第2項第1号、同 項第2号、第74	小規模多機能型 居宅介護(地域密 着型サービス)の 音型サービス)の の緩和	認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持する ために有効な介護サービスである小規模多嫌能型居 で介値(地域需要サービス)を書かさせかめ、人 員、設備、運営等に関する事項について、「従うべき基 学」とされているものを「参酌すべき基準」に見直すこ と。	「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅 生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域で の生活を維持するために有効な介護サービスである。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	258	医療・福祉	都道府県	兵庫県、大阪 府、和歌山県、 徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	法律第30条第2	指定障害者支援 施設等の人員、設 備及び運営の基 準の緩和	指定障害者支援施設等※に配置する従業者及びその 員数、居室の床面積その他設備に関する事項等につ いて、「従うべき基準」とされているものを「参酌すべき 基準」に見直すこと。及び指定障害福祉サービス ※障害者を提施及、障害福祉サービス事業、地域活 動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設	【使来の控幕・争行変史】	
27年	60	農地・農業	я	当别町	農林水産省	A 権限移譲	農地法4条及び 5条	農地転用許可権 限の市町村への 移譲	農地法4条及び5条に基づく農地転用許可に係る事務・権限の市町村長への移譲。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番分かっている。 地域の実情を反映させた土地利用を迅速かっ計画的に出来るようにする事が必要。 人口減少に画止めをかけらには、産業を発展とせ雇用を全さ事が必須であり、その前に企業誘 数を積極的に行う必要がある。 本町は札幌四の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集 積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。 刻々と変化する経済情勢の中、現行の大臣所可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。	
27年	61	農地・農業	Bī	当別町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	の整備に関する	農業振興地域の整備計画の変更における都道府県はおいるの意の廃止	農業振興地域の整備に関する法13条に基づく、農業振 関地域整備計画の変更の都道府県知事同窓の廃止。	【支障事例・制度改正を必要とする理由】 人口減少に関止めをかけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に 行い、積極的に全業誘致をし、産業を発展させ雇用を生む施策が必要である。 農業機関地域を備計画の変更に都道府県の同意を必要とする現行制度では、時間が掛かり過 ぎ、まちづくいで支障がでる。 また、農業振興地域を備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後9年経 追した土地であると基準が定めれているが、別々と変せるも経済情勢の中にあっては、この基 準が足かせとなり、まちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。	
27年	208	農地・農業	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和			農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新 事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業 の生産性今以上に向上させるものではないと解せら れるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には 含まないものとして扱うこと。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりにまで設定した本市では、その後の社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農業除外できず他市への転出を掲載されるという事例や農村集落の維持発展のために集落外からの移住を受け入れようとしても家が建てられないという状況が発生しており、まちの発展に支障をきたしている中でも、農業保拠地域内の老朽化した灌が、排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地収良事業には含まないものとして扱うよう農機制度に関する方イトラインの見直しを求める土地収良事業には含まないものとして扱うよう農機制度に関する方イトラインの見直と求める工作や地域無体工業業規能設整備計画の策定により、永定産業や推進に関する施設であれば灌がい排水事業完了後8年未経過であっても整備可能となったが、地域の内外から発生する新たな農業の担い手のための住宅整備は依然行うことが出来ない。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	53	産業振興	都道府県	埼玉県	經済産業省、経済産業省(中小企業 庁)	A 権限移譲	の高度化に関する法律第4条第項、第5条第1、2 項、12条 戦略的基盤技	革新的なものづくりにチャレンジする りにチャレンジする ための試投資を接 の技術開発を接 に関する事務・権 限の都道府県へ	経済産業局等が行っている革新的なものづくりにチャレ ンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発 支援に関する事務・権限を都道府県へ移譲し、集中さ	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町 村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを 有する設合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的 に行える。 中小企業の技術開発支援については、国と都道府県が七米ぞれ中小企業への支援事業を展開 しており、典型的な二重行政となっている。本県では、中小企業の技術開発支援の取組として、埼 玉県産業技術総合センターによる研究開発支援の財産として、も 選集産業技術総合センターによる研究開発を関や埼玉県産業基膜の社ではよる医学連携等の支 援等を実施しており、多くの技術開発を成功させてきた。また、こうした取組は各都道府県でも実施 されている。 中小企業ものづくり高度化法に基づく特定研究開発計画の認定や観察的基盤技術高度化支援 事業補助金欠(ものづく)・商業・サービス本新補助金に関する事務を都道府県が行えば、技術 開発支援の取組と運動させたワンストップで総合的な支援が可能となり、より効果的な支援を行う ことができる。 「支障等例」 中小企業が技術開発等を行うために県の産業技術総合センター等の助言等を受けることが多い が、身近な場で助言等を受けていても、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の 窓口に出向かなければならないなどこ度を用他なっている。また、国の補助の手続の 窓口に出向かなければならないなどこ度を用他なっている。また、国の補助の手続の	
27年	271	産業振興	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都有和 歌山県、随西広域連 合	經済産業省(中小 企業庁)	A 権限移譲	地域商店街活性比选第4个 7,11~134条 地域高事業要 地域高事業要 明 前金募集	地域商店街活性 化法に関する認定 事務等の権限移 譲	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権職を国から県へ移譲すること。 (1)商店街活性化支援事業計画及び商店街活性化支援事業計画の設定・変更、取り消し (2)商店街店社化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 (3)商店街店社の業施状況報告の徴収 (3)地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	[提案の経緯・事情変更]  商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域南実活性に光による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市部村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。また、国が進める地方創生においては、地方への移任等を促進するため地方都市の経済・生活の形成が進められており、地域消費の喚起を図っているところである。 「文庫専備等] 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差遺が帰しいで、支援図の近個と都道原果とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。  1年代に策の実施に支障を来している。  1年代に第一年代2年度の第一年代2年度の原始実態調査報告書の本県部分のデータ提供を依頼したところ、「実態期産のみに使用するとの条件で商店街から了解を得ているため、提供できないとの目含で、結局、駅で自様の作業を行うしかなかった。このように国と地方公共団体間で十分な情報共有・連携ができていない。	
27年	272	産業振興	都道府県	兵庫県、京都 府:和歌山県、 徳島県	经济産業省	A 権限移譲	由心士继续市	中心市街地の活性化に関する補助を 性化に関する補助 金交付事務等の 国から県への移動	カ 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定から補助 金交付までの権限を移譲すること。	[提案の登録・事情変要] 地方では、国の平成26年度2月経済補正対策の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商 店街買い物ポイント事業の実施により、地域消費の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した商 足の観点から、商店街の活性に能策に取り組ちっとしている。 「支障事例等] 特定民間中心市街地活性化事業は、国が認定した中心市街地活性化法に基づく基本計画に記 載されたものに限られており、事業内容は中心市街地再興戦節事業(制制金の採択など地方公 共同体の支援間害に関係している。 特定民間中心市街地活性化事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心 村街地活性と事業計画の認定にあたっては、昨年の提案募集で「特定民間中心 村田地市会業の詳細を確認し、周辺地地域の大導的モデルとなり得ら事業について全国的 視点のもとで認定していることから、機械受験することは急切ではない。」との意見があったが、全 国一体の投資になる、地域の実情や提督等に応じた技機から認定が必要である。現在はその 点でホーナウである。 点でホーナウである。 の素・多実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に 委ねるべきである。 (効果・必要性)	
27年	317	土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第 59条	「都市計画事業」の認可権限の指定都市への移譲	が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて施行する。」と規定されているが、都市計画法第87条の2 [指定都市の特例]に、「指定都市の区域においては、		

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	331	土地利用(農地除く)	指定都市	横浜市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第 59条	「都市計画事業」 の認可権限の指 定都市への移譲	都市計画法第59条において「都市計画事業は、市町村 が、都道府県知事、第一号法定受託事務として施行す る場合にあつては、国土交通大臣の認可を受けて 行する。」と復定されているが、都市計画法第67条の2 [指定都市の特例]に、「指定都市の区域においては、 第59条から第64条にかかわず、都道府県和事又は 都道府県が行うとされている事務においては指定都市 加する。」という条文を追 加する。	【支障事例】 県の認可を受けるにあたっては、都市計画膜が事業部署にヒアリングし、確認・調整しながら認可 関車等の取りまとめを行い、県へ説明、ているため、認可に伴う事系の理などに時間を事してい	
27年	286	環境・衛生	都道府県	兵庫県、徳島 県際関西広域連 合	国土交通省	A 権限移譲	都市公園法第2 条の3	都道府県内の供 用洋の国営公園 の都道府県への 移議	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園の うち、一の都道府県で完結する公園の供用した区域 の管理に関する権限については、関係法令の改正によ り、移営に必要な新たる制度を設け、都道府県との調 整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに 移管すること。	本祭においては、国富明石海峡公園があり、淡谷地区と神戸地区で構成されているが、淡谷地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路の風等の県管理施設との連集によった。	
27年	33	運輸・交通	その他	関西広域連合 (共同提案) 兵庫県、和歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法 第4、5、9、15、 31、79、94条	一般集合旅客自動車選送事業の 計認可等権限の 移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画・運貨等への計設可について、同一作限内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し切りバスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可、登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を防がるものは、府県域を防がるものは、府県域を防がるものは、府県域を防があざず「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していくしためには、同一府県内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、終むの施策服務を進めることが必要である。すでに、道路運送法第70条第2号の自察用権債施を選送事業については、地方公共団体に移し、政府が移議されまた、運賃要更にかかる認可事務等については、地方公共団体に移したいまた。運賃要更にかかる認可事務等については、地方公共団体に移したいまた。運賃要については、地方公子団体にない、現代法令に基づて出ることが、必ずしも地域公共交通金銭官の合意があれば、事務手続き期間の短縮が行われるなど、一定の管寺については、策免として成存べる事業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも乗り継ぎや連携が十分でないため、地域の基の大にでは、不足に対して、地域とは一般では、地域で通の最近化が固られていない、地域で通水ドワークの最適化を図られていない。地域で通水ドワークの最適化を図られていない。地域で通水ドワークの最適化を図られていない。地域で通水・地域で通水・地域で通水・地域で通水・地域で通水・地域で通水・地域で高速化が固めたいないため、地域、関係のもとで、地域と連水・財産・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	
27年	57	運輸・交通	都道府県	埼玉県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第4 第5条、第5条、 第5条、45第 第5条、45第 第5条。45第 第5条。45第 第5条 第5条 第5条 第5条 第5条 第5条 第5条 第5条 第5条 第	単一の都道府県 内で路線が完結さ 事業(の発達) 事業(の等の都 道府県への移譲	単一の都道府県内で路線が完結する旅客自動車運送 事業(バス事業)の許認可等を地方運輸局から都道府 県へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 地域公共交通活性化再生法に基づく地方自治体による主体的な地域公共交通網の形成・光実 の取相をさらに効果的、効率的に推進するためには、バス事業の許認可事務及びバス路線維持 等に係る補助事業を移譲し、地域事情等に精通した県が総合行政の規点から交通政策を展開で きるようにすることが効果的である。 現行制度ではバス事業の許認可及災監査・行政処分権限等を国が持っているが、遠路運送・ は域公共交通の産権保維持改善事業費補助金文付要制を改正し、固が持つ補助制度とともに実し移 譲すれば、地域公共交通の実情を把握し、地域の実情に根差したきめ制かな施策の検討や展開が可能になる。 地域交通の活性化に際しては、路線バスをコミュニティバスやデマンドバスで補うことが主流と なっているが、超高齢化が進む中で、路線バスをコミュニティバスやウマンドバスで補うことが主流と なっているが、超高齢化が進む中で、路線バスを司ミュニティバスやウマンドバスで補うことが主流と が可た再編が実施できる。 地域交通の活性化に際しては、路線がスをおきュニーチィがスや大き地域交通の再生には本効を 手段となっている。路線バスの許認の権限を都道府県が有すれば、路線バスの拡充も含め、思い 切った再編が実施できる。 地域充進の音楽をできる。 地域充画例 都道府県にはバス事業に関する許認可権限等がないため、路線バスやコミュニティバス等によ 地方自治体が運営するコミュニティバス等開催により利用者が増加した路線について、再編時は 地元市町村とコミュニティバス事業者が協議して円滑に進んだが、この路線で、以前、赤字で運行 していた事業者が撤退した際には、県には許認可権限もなく、有効な手立てが打ち出せなかった。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	284	運輸・交通	都道府県	兵庫県、鳥取県	国土交通省	A 権限移譲	道路運送法第 4,5,9,15、 31,79,94条	同一県域内における一般乗合旅客 も一般乗合旅客 事選送事業及 び自実用者儀旅 客選送事業の診 認可等権限移譲	同一県域内で実施する道路運送法の一般乗合旅客自 動車運送業にかかる事業経営、事業計画、運賃等へ の許認可・登録、さらには、指導・監督等の事務を含め た権限の一括移譲を求める。	【提案の経緯・事情変更】 地方創生がめざず「各地域が、それぞれの特性を生かした自律的で持続可能な社会を構築していくけためには、同一県域内における地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する県の責任と権限において、総合的な施策展開を進めることが必要となっている。 「実験事例等」、道路運送法第78条第2号の自家用電旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃要更にかかる認可事務等についても、地域大変直接での合意があれば、事務手続き期間の短縮が行なわれるなど、一定の受力的な対応が可能となっている。しかし、現行法や「基づくことニーティンスの受力がいな対応が可能となっている。しかし、現行法や「基づくことニーティンスの受力を関係となっている。とかし、現代また「基づくことニーティンスの運動を関係をしたったいと、実態として既存いる事業者の権益を侵さない範囲での運行となっており、必ずしも実別域等や連携が十分でないため、地域の実情やニーズに合致したものとなっておらず、地域全産の最適化が図られていないといった声があるなか、事業者間の調整でしたが、というに関係とは、他が表が失調にたって、自然を受け、関が持っている。ことができない。(200米を受性) 地域主体の責任体制を構築することで、地域公共交通のニーズや課題に迅速かつ機動的に対応できるとともに、地域の実情に沿った総合的な交通施策展開が可能となる。 地域交通の最適化が図られることにより、自律的で持続的な地域社会の構築が可能となる。	
27年	30	運輸·交通	その他	關西広域連合 (共同提案) 游庆大和歌山 族,和取県、島取県、徳 島県	国土交通省 戰光庁	A 権限移譲	観光圏の整備 による観光旅客 の来訪及び滞 在の促進に関す る法律 第8条第3項	計画の認定に係る	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)の広域連合への移譲等を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 現在「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」としている観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限に広域造合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は終くについて、広域連合への移籍を求める。また、広域連合への移籍を求める。また、広域連合になる認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例計量の文度(旅行業法の特別をから。 (制度改正の必要性等) 大き代増加傾向にある訪け外国人観光客について、その効果を全国各地に波及させることが急務となっている、観光圏の整備に限しても、今後は大きく圏域をまたがる広域観光周辺ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しなが5回域やまたがる広域観光周辺ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しなが5回域やまたがる広域観光周辺ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しなが5回域やまたがる広域観光周辺ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しなが5回域やまたがる広域観光周辺ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しなが5回域やままたがる広域観光間を回が行っていてことは重した観光のは、現代の観光を関心を指していてことは近した観光の観光のは、対域の対域に対していてことが同様を共有し、域内の観光圏や同辺地域との表に対してカイメージを、関西広域流をの観光エリアではうまた伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、関西を中域が観光リアプラは大伝えることができないディスティネーションとしてのイメージを、関西を中域が観光といていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	
27年	9	土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合 (共資果、統 資果、原府 政府、東 、 東 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画 法第9条	国土形成計画法 に基づ近畿圏広 城地力計画の策 定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定 権限について、関西広域連合への移譲を求める。	【制度改正の必要性】 国土形成計画法では、全国計画のみならず、広域地方計画においても「全国計画を基本として「実定することとれ、地方整備局が事務局となる広域地方計画協議会を経てはいるものの、本名権度となり、東京の視点による策定となるなど、未だに国主導・中央集権型の推進体制となっている。 東京・極集中を是正し、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、国土形成計画法を改正し、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む。地方制生時代の体系へ、見直していくべきである。 関西においては、総合行政を担う地域の実情に葬価上が展現、指定都市から構成する関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、広域行政の基本的な政策の企画・調整機能を担い、実験を持続事まれている。 そのため、広域地方計画の策定に当たって、関西広域連合の広域地方計画協議会への参画はもとより、協議会の事務所についても関西広域連合の高くは、大変定権限について、とり、協議会の事務所についても関西広域連合の高くによる要請は利助わらず広域地方計画協議会への参画はもとおり、協議の事務所についても関西広域連合の再三に渡る要請はも開わらず広域地方計画協議会への参画はととは、協議の対策の事品に対して機能を制め、表述を開西広域機能は協議会メンバーであり、機構解数時に関西広域連合のでは、広域地方計画の素案作成を多頭に、関西圏域の展望研究会を設置し、平成27年3月、中間報告書をまたが、協議会において意見を述べる機会はなく、研究会の成果を反映することは現時点でできていない。	
27年	199	環境・衛生	中核市	川崎市	環境省	A 権限移譲	環境影響評価 法第10条 評価 法第20条	についての指定都 市から事業者への	環境影響評価法の対象事業が指定都市の市域内で行われる場合について、環境影響を付る範囲が市域外に及ぶ場合にあっても指定都市の市長が事業者に直接意見を述べることができることとする。	【支障事例】 大規模事業の場合、地域環境への影響も大きく市民生活に重大な影響を与えることになるが、環境影響が市域外に及ぶ場合のには、市長が意見を業者に直接述べることができず、県知事が、関係市町村の意見をりませんが提出する。また、県知事は、複数の市町村長夏長とりまとめるため、事業者に提出する意見書には、市長の個別・具体的な意見が反映されてい場合もある。その、事業者に提出する意見書には、市長の個別・具体的な意見が反映されてい場合もある。そのため、評価に掲載される知事意見に対する事業者の見解では、市長意見の評価書のの具体的な反映状況が解認できない、あるいは、市民等へ市長意見の反映状況の具体的な説明ができないという支煙がある。【制度改正の必要性】 地方分権の遺歴により、指定都市等が地域環境管理において果たす役割は大きくなり、単独できたいというなどの表現により、指定都市等が地域環境管理において果たす役割は大きくなり、単独で意見を形成できる能力と体制を有する形で、たれることとなっている。こうと地力外権の推進制と市る前に登場では、地域の実情を設まえた事長とを直接事業者に流へることは、地域の実情を設まえた事長を見を直接事業者に流へることは、非常に意義が大きいものと考える。たとえ市長倉見と知事意見との間に齟齬が見られたとしても、非常に意義が大きいものと考える。たとえ市長倉見と知事意見との間に齟齬が見られたとしても、非常に意義が大きいものと考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	282	環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪 府府 鳥取界、徳 島県、関西広域 連合	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車NOx・P M法第7条第3 項	自動車排出窒素 酸化物及び自動 重排出別流計画 質較量削流計画 吹変定手続きの緩 和	総量削減計画を策定するときは、環境大臣に協議しなければならないとされているが、環境大臣との協議を不要とし、報告とする。	[提案の経緯・事情変更] 法第10条で定める協議会である「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画 策定協議会」の委員として、知事や関係市町長とともに、国の機関は、環境省近畿地方環境事務 所長、農林水産省近畿農政局長、経済産業省近畿接済産業局長、国土交通省近畿連絡局長、国 土交通省近畿地方整個局長に参画してもらい、総量削減計画について協議を行っている。 しかしながら、総量削減計画策定のためには、環境大臣との間で協議することが要件のため、協 議会で決定した計画家をさらに環境大臣と協議することにもり、協議書の作成など事務手続きに 時間と手間がかかっている。 「支障事例等」 過去の例では、計画音子家に対する環境省担当者内容確認手続に約2週間、計画素案に対す る環境省との事前協議手続に移居目間、環境大臣協議に20日間かかっている。国の出先機関が協 議会メンバーに入っているため、そこで協議し決定したものを本省で協議することは、二重手続と なっていると考える。 「効果・必要性」 都適府県における協議書作成時間を含めた期間に比べて大幅な事務の迅速化が図られる。 なお、大臣協議の廃止後は太規模な転用解除申請書の審査にあっては、従期にも増して都道府 県が責任をもって慎重かつ厳正に行うものであり、迅速化に拘って審査を簡素化するものではな い。	
27年	211	医療・福祉	都道府県	広島県、中国地 方知事会、三重 県	t 内閣府	B 地方に対する規制緩和		地域少子化対策 強化事業(交付 金)の要件緩和	地域における少子化対策強化のために行う出会い・結婚支援等の事業が先駆的な取録と認められない場合、情報提供、啓布事業などの基礎的・共適か事業も対象外になることから、施策の基礎となる基礎的・共通の事業については継続的に実施できるよう、制度の見直しを行う。	[具体的な支障事例] 地域少子化対策強化事業(交付金)を活用して、初年度、企業や地域を巻き込んで、未婚者の会員登録や社員の結婚を応援する企業の登録により結婚・婚活に関する情報のマッチングを図るなど、結婚に向けた情報提供券を行う11金、いサイト・センター」を開設した。次年度は、地域で結婚支援活動をしている団体を「ひろしま出会いサポーターズ」に任命し、域での取録を広へ発信するなど、センターの活動強化を図ることしていたが、これらの新規事業は、結婚者皇帝の出会いの機会づくりを目的とした事業として当該事業(交付金)の対象とならないかったことから、幼年度に開設にお議院・共通的実務であるセンター事業についても単な金継続事業と見なされ対象外となった。このため、今後のセンター事業の適置や少子化施策の展開に制約が生じる恐れがあり、長期的・安定的な財器を推進する上で支障となっている。「個別を軍の必要性」地域少千亿対策強化事業を受付金)は、継続事業が関なる先駆的な取組と認められない場合、原則、当該事業(交付金)の対象とならないため、少子化施策の基盤となる情報提供、等免事素などが実施してく安定的な事業適告を図りにくいものとなっている。このため、少千代対策に関いる情報提供、等免事素などが実施してく安定的な事業適告を図りにくいものとなっている。このため、少千代対策に関いる情報提供、等免事素などが実施してく安定的な事業適告を図りにくいものとなっている。このため、少千代対策に関いる情報提供、等免事素などが実施してく安定的な事業適告を図りにくいものとなっている。このため、少千代対策に関いる情報提供、答案事業などの基礎的・共通的事業については、一定程度、継続的に実施できるよう制度を見直す必要がある。	
27年	44	その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共ネット ワーク等強じん 化事業費組助 金交付要綱	事業費補助金(観 光・防災WiーFiス	観光・防災WI-FIステーションの整備促進を図るため、 交付対象となる施設、設備要件の緩和や交付額の下 限の引下げを行うとともに、鉄道施設等公共使の高い 場所への整備についても交付対象に加えるよう見直し を行うこと。	【制度改正の必要性】 本事業の実施にあたっては、交付要綱第5条において下限額(1件あたり100万円)の設定があり、また、申請でユニアルにおいて、原外配備を条件とする」、「一定程度以上は原外に観光・防災ルードにステーション定離社ずることを基本」とするなど、最低でも1基鉄塔を建設する必要がある。鉄路建設しおたっては、用地の選定・取得するなど、自然化としてはハードルが高いことから、鉄塔の建設を必須としない形に増助要綱等の見直しを行っていただきたい。また、設置する場所についても、放災機会を観光を通過に限定されているが、鉄道施設等会法性の高い場所においても観光・防災情報を提供することが有益であることから、対象外とされている鉄道施設等についても対象筋所としていただきたい。 【文庫年明】 展内市町村等との会議において、鉄塔を建設することについてハードルが高いため、本事業を活用できないをの声があった。また、観光施設等を整備するにあたっては、動線上の鉄道施設等も合せて整備する必要があるため、補助対象としてほしいとの声があった。	
27年	155	教育·文化	都道府県	長崎県	総務省文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	平成27年4月21 日付 文部科学省前局 幼児教育学科等 30年教育学局和課 等教育学副科学 事務連27年度に おける耐震し またした。 またいでします。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでした。 またいでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでも	私立学校耐震化 に任る緊急防災 減災事業債の対 象の拡大	災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高 等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所	【本県の私立学校施設の耐震状況】 本県では、私立学校施設の耐震化に限し、文部科学省が実施する補助事業に上集せする形で独 自の助成を行っているが、事業実施には多額の設置者(学校法人)負担が伴うため、耐震化に踏 分切れない学校法人もあり、平成20年4月1日時点における本県の私立小中高等学校施設の耐震 化率は7.9% 全国39位となっている。 (地方財政措置の状況) (地方財政措置の状況) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (根定20年度) (現定20年度	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	241	教育·文化	都道府県	德島県、滋賀 県県京都府、山 県、島取景県 原、島取景県県 高東知県西広域連 市市合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	12条第2項	学校施設の長寿 命化対策に係る支 援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方領式当可 を受ける場合である。 を対して、対係遺縁の70%を交付税措置とする地方 財政措置の拡大を求める。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要託し、施放ことの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。また、平成26年程度、原制として建物・機を体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立平均施設整備質固庫負担事業における長寿命化改良事業が制度制設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧迫が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象がであり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 【制度改正の必要性】 地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策災事業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策災事業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策収集業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策収集業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策収集業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策収集業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政、対策収集業債と同様に、地方債100%充当・元利債返額の70%を交付税措置とする地方財政	
27年	69	土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省财務省	B 地方に対する規制緩和		社会資本整備総合交付金制度の適用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整 備総合交付金について年度を開いだ事業執行が可能 となるよう、ゼロ国情の設定や交付決定前の事業着手 承認等の交付金制度の運用改善を提案する。	【提案理由・権限移線の必要性】  平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリッがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度は、領域規則の工事重確保に苦値している。 昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する結集に関する筋疾を終合的に推進支さか発生者の表表して定める、ル、公共工事の品質確保の促進に関する結構を終合的に推進支き、から発達の表本的な方針」(平成26年9月30日間議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・加工時期の平準化に努めることされた。国際事事業に対し着び日国債の対害事業に対いて主席を管別いた事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 ・文付金事業についても年度を買いた事業執行が必要である。 【具体的な支障事例】 ・文付金事業の教行では、国からの内示後進やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは単くでも6月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生いる。本環には平成27年度予考の半独事業での対応には限界がある。 【期待される効果】 ・地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いた事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた予度法時期の平度化が可能となり、計画的な発生と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。	
27年	85	土木・建築	都道府県	秋田県	国土交通省财務省	B 地方に対する規制緩和	1. 五具平宝岬	社会資本総合整 備事業におけるゼ 口国債制度の創設	国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインラ影債を支援する中心的事業に なっているが、これまでは関連債務負担行為の設定が 行われていない状況にある。 このため、積雪案冷地では、発注が遅れ年度当初の 施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本 総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨 総合整備事業にないない。 を表現しまり、年度を跨 を求めるものである。	【制度の状況】 国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 【支障事例】 積蓄寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除蓄作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事者工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。 【制度改正の必要性】【懸念の解消策】 (制度改正の必要性】【懸念の解消策】 では、資本整備を表において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国法用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別を鑑計画上の変更記載等は要しないなど、交付要網等にゼロ国事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。	
27年	38	教育·文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	高字結婚 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年	高等学校等就学 支援金制度に係る 支援金制度等 の 緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由等により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で8月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定 時計・通信制理程及び等修学校高等通程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合 は最大で48月、このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされ でいる。 【支障等例】 を度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のう ち、重な1修学することとなら休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象 から外れることとなる。 【制度改正の必要性】 長期療養の小とそ様ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大 で38月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、 修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。	

年度 年度 管理都		提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年 39	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1項 6	学校施設環境改善等交付金事業(公立小中学校等)に 係る対象事業の要件機和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみ の改修についても対象事業となるよう要件を緩和する こと。	[制度改正の必要性] 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改造については、「建物の外部及び所制の両方を同時に全面的に改造するものであること、建物全体の基へ採面積の約70%以上を改造するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老竹にが老しい部分のみの改修は対象となっていない。老村節所の復旧を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうして改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。 【支障事例等】 採別自治体において、本文付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。	
27年 24	教育・文化	都道府県	德島県、滋賀 県泉京都府,大 阪府市和歌山 野、鳥取媛県、 川県県・豊変媛県、 市市、関西 西市、関西 西市、台	総務省 文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	義務教育諸諸学費等 有好等の信頼 前面 前面 12条除犯 12条除犯 設定 を 可 関係 第第 記 関 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	学校施設の長寿 命化対策に係る支 援制度の充実	老朽化対策の観点から、計画的な長寿命化対策を強力に推進する必要があるため、高等学校施設の長寿命化対策について、地方負担の全額を地方債売当可能とし、元利債売当の金を交付税措置とする地方財政措置の拡大を求める。	[制度改正の経緯] 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の策定を求めている。また、平成25年度に、原則として建物・機全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とした公立学校施設整備製工庫負担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老村に対策は一定の成果を上げている。  【支障事例】 高度成長期に集中的に整備された学校施設の老朽化が進み、近い将来、多額の老朽化対策費用による地方財政の圧退が懸念されている。 計画的な長寿命化対策を推進するためには財源の確保が必要であるが、高等学校は長寿命化改良事業の対象外であり、地方が事業を単独で実施することとなり、継続的な財源確保に苦慮している。 制度改正の必要性】地方が単独で計画的に事業を推進していくためには、継続的な財源の確保が必要であり、緊急防災・減災事業復と同様に、地方債100%充当・元利償還額の70%を交付税措置とする地方財政、対策の拡大を求める。	
27年 155	教育・文化	都道府県	長崎県	総務省、 文部科学省	B 地方に対する規制緩和	平成27年4月21 日付 文部科学教育学 幼児科学教育学 幼児科学局報 等教学 等教学 学教科学 市務企業 における計震化 業について」	私立学校耐震化 に集る緊急防災 減災事業債の対 象の拡大	平成27年度から、私立学校施設の耐震工事に対して 地方公共団体が独自に助成する場合は、緊急防災・消 災事業債の対象にできるようになったが、私立小中高 等学校の場合、起債の対象となる施設が指定避難所 に限られており、対象となる施設が少数であるため、指 定避難所の要件を撤廃していただきたい。	耐震化を促進するには、設置者負担を緩和する必要があるため、本県では緊急防災、減災事業債 の対象となる指定避難所となっている施設については、県の助成に係る補助率の引上げを検討し ているところである。	
27年 42	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方に対す る規制緩和	第20条	るスクールカウン セラー等活用事業	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。	【制度改正の必要性】本県では、泉立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、態圧心理士を受望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重複な事業の地か、特別な支援を要する生性への対応等。生性が抱える問題は多岐にわたっており、スタールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。 しいしながら、同事業の実態を関信されて、高等学校については、高等学校へのスタールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目をよりまる。」という枠があるが、本県における近年の情勢では。面正な基準とはいえななってきており、稼労権度して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい、(※) 同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校さらなっての配置校の10%以内に限られるという設督、(※) 同事業自体課金は、大学で大学を対象をして30名のスタールカウンセラーを増加し、日本のより表では、大学で大学を表して30名のスタールカウンセラーを増加しているが、近年高等学校においては、いじ、上限があることから、現立高等学校に対する増良は30名のうち23名(別/7名は小中学校等への配置に限られるため、現まから、投資が高いまでは、大学で大学の大学であり、高等学校への配置はその10%とである。特に現立高等学校においては、いじ、上限があることから、現立高等学校に対する増良は30名のうち23名(別/7名は小中学校等への配置)に限られるため、投学から配置校では、カウンセラーが監督といる場合は表がある。大学で大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容 具体的な支障	章事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	92	教育·文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省(文化庁)	B 地方に対する規制緩和	<b>押费国康辅助</b>	文化財関係国庫 補助金に係る補助 対象の追加	は前局予算の3~4割程度を占める 文化財物維持管理費は、予算削減。また、毎年予算の適田内でできる限 別が食とすること。要項3(6)について支部科学の 化にいる地方公共団体が所有する物件について共補 が対象とすること。 要項で補助対象かとなる個別外の支給や支部 を他に所属の国有財産以外も補助対象とすること。 要項で補助対象かとなる原因以外の支給や支部 物(島、岩石地、池、沢、森林を除く。)についても輔 が対象とすること。 関係が高くいていない、 実際が支援が関係している。 がは相対象となるの。 は、相対象となるの。 には、対域が大変にないます。 を除く、は相対象となっていない、 実際や天然記念物の維持管理の重 に、は相対象となるでいない。 実際や天然記念物の維持管理の重 に、は相対象となるに、 でいるの実情を音まえた必要性) (1)で②ともに相助対象が直加されおは、 (2)で、 (3)で、 (3)で、 (3)で、 (3)で、 (4)には、 (4)に対している。 (5)に対している。 (5)に対している。 (5)に対している。 (5)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (6)に対している。 (7)に対して	の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。 (4)の維持管理を進めているが、除草作業命が十分に行えず、 さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早め がかかることから、文化財の価値はあいものの指定に対し消 のの全有化を誘揮する事例も見受けられる。 のは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所属の は、庭園以外の建物や天然形を物(あ、着で、地、形、森林 は、庭園以外の建物で大然形を物(あ、着で、地、形、森林	
27年	114	医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島 県、香川県、高 知県	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	医第1/9号 休 健衛生施設等 施設・設備整備 悪の国産負担	保健衛生施設等 施設、設備整備要 補助対象の設備 費への拡大	機関を指定することとされ、厚生労働 出されている。今般の西アフリカを中 第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行 別で、現代 野型、133千円×厚生労働大臣の認めた病 聚血がら「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた病 、日本の受情の発表えた必要性 の選び、150年間、 一類感染症等の患者が多生した場 だけでは不十分であり、施設内にお に改産等の患者が多生した場 だけでは不十分であり、施設内にお に改産等の患者が多生した場 だけでは不十分であり、施設内にお に改産権の発生がある。過去	合には、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離する ・断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切 はに国的発生のない一類感染症に備えるための設備整備費用 ことは現実的ではな、施設整備を行った間及び都道府県	
27年	224	環境·衛生	都道府県	京都府、関西広 域連合、滋賀和 聚、兵庫県、和 東、徳島県	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	る、新たな「生活	生活基盤施設耐 腰化等交付金の 交付対象の拡充	欠であるか、対象施設の規模や窓、 円規模の費用を必要とする。 財産、下水道の耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震 心診断については国庫補助対象外であるが、避難施 必等に接続する施設については、耐震化診断の国庫 制助対象とするよう求める。 「現状」 「現状」 所内において、今後耐震化が必要	立を決定し、水道事業体の耐震化計画を策定するために不可 既住データの整備状況により異なるものの、数百万〜数千万 こついては、耐震診断及びそれに基づる改修整備が国庫補助 震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である て、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が回られていなけ ぜないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続 実施できるよう交付対象の拡充を求める。 ほび浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6~7割 策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考	
27年	177	医療・福祉	一般市	釧路市	厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	事務連絡 「平成26年度補 正予算(案)に おける地域介	地域介護・福祉空 間整硬を対域・振進的 事業文と援特例交 可候要件の緩和に ついて	の安全性確保等の観点から老朽化 り、利用回数については、一事業所 一回までに制度されている。 一回までに制度されている。 一回までに制度されている。 の点につき、各事業所における防災機能向上、安 性健療の観点から、一事業所につき一回を限度とい が、後日、人居者の重度化等に対定 条準と機和し、複数回の利用を認める取扱いを希望 「制度改正の必要性」 防災対策等改修は、介護を要する 面があり、機数回に力とり計画的に	pic太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホーム なするために、2階から1階までの「避難用スローブ」の設置を 認められない状況となっている。 (方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な 実施することが望まし、各事業所における防災機能向上、安 、利用(入居) 春の1 愛 行腹(や・地域の) 災勢(れの)を	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	149	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水產省	B 地方に対す る規制緩和	農業競争力強 化基盛整價 東美統三 1 第4 の2	農業競争力強化 基盤整備事業 農地 帯担い予面積要件 の緩和	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基整 整備事業」の中でも、農地の基整整備を行う「農地整備 事業」のメニューである「畑地帯担い手育成型」につい て、実施要件である「安益面積20ha以上」を「10ha以 上」へ緩和すること。	り、内地の分類作地市については、国債安什かZUNa以上でなっているところ。 本系については、中田 開助はなったは、対人はなく、2分割技術のように乗ったとなるできます。 は思せては悪味を選えませ	
27年	242	農地・農業	市区長会	全国市長会	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	中山間地域等 直接支払交付 金実施要領 第6の2	中山間地域等直 接支払制度におけ る営農条件の緩和	「中山間地域等底接支払交付金実施要領」の第6の2 の「対象行為」において、「5年間以上継続して行われる農業生産活動等」と規定されている要件を高齢者に限って撤廃すること。	【現状の課題】「中山間地域等店接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 ・ 通知している農業者等の高齢化が進んでいるところである。 ・ 通知して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続すること や、耕作に新得を入する上での理的な課堂ととなっている。 また、途中で雑説できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の 需農条件を設定しておく必要性が低い。 と実際事例】 たどえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集団的サポート型」(C要件)が導入されているが、協定無用地の内の一として、第3期対策から「集団的サポート型」(C要件)が導入されているが、協定無用地の内の一と人が高齢を理由に協定から離別しようとすると、他の協定締結者等が、建設した者の雇用地を耕作するとなっている。 また、営農を続けさせるとおる。動きおりまがあったとしても、場件者の高齢化が進んでいる状況にあっては、5年間の継続をお念する事例が出てきている。 「公集】	
27年	220	農地・農業	都道府県	京都府、大阪府兵庫県、徳島県、京都市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地集積·集約 化対策事業実 施要網別記2	農地中間管理事業における出し手農家への支援制度の改善	農地中間管理機構への農地の貸し出しについて、5年 以上の貸し出しでも交付対象とすることを求める。	農地の出し手に対する支援(経営転換協力金及び耕作者集積協力金)については、10年以上の利用権設定を交付対象としているが、高齢最等等は自分自身の健康や相談についての不安等から、10年間の運動の貸出出とためらうことが多い。 このため、農地中間管理機構への農地の貸出比を促進するためにも、5年以上の貸し出しでも支援措置の対象とすることを求める。	
27年	111	農地・農業	都道府県	佐賀県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		青年就農給付金 の給付要件の簡素化	青年就農給付金(経営開始型)の給付要件の1つである「最地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、競渉から宣信した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者には、総付期間中に当該農地の所有権を給付対象者によいて、現版から貸した農地が主である場合の給付期間中に所有権移転することを確約することとしている要件を削除すること。	「高、統計例前回・二部級機型の所有性を参数する」とこい、「強調とは打化はならないこととなる。 しかしながら、所有権格を託に際しては贈予投等の負担が生じることから、統付金額よりも所有権移 転に係る費用が多くかかることが想定され、所有権移転の確約を躊躇し、申請に至らないケース がある。 【制度改正の必要性】	

年度 年度別 管理番	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年 237	農地・農業	都道府県	德島県、京都 病庫県、京都 原県、東京 原県、東 東 県、京都市	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	化対策事業実	「経営転換協力 全)を活用した農 地の貸付期間の 要件緩和	農地所有者に対する支援措置「経営転換協力金」を活用した場合でも、農地所有者の意向や地域の実情に応じた貸付期間(3年又は5年)の設定を可能とすること。	「農地中間管理機構」は、農業経営の規模拡大や農地の集約化などを目的に、平成26年度から 農地所有者と担い手のマッチングによる農地集積に取り組んでいる。 しいながら、農地中間管理機構による農地集積に取り組んでいる。 は、信便券望面積」が多いアンバランスな状況となっている。 また、農地の所者者からは「10年の資付けが長り」という声が多く関かれ、地域の担い手からも、 「先行き不透明で、できれば3~5年くらいが適当」との意見がある。 そこで、こうた実態を踏まえ、地域の実情に応じた制度運用による農地集積が可能となる制度と することを求める。3~5年の設定で「軽悪事鉄協力金」活用が可能となる制度と することを求める。3~5年の設定で「軽悪事鉄協力金」活用が可能となるは、長期貸付けを不安 に思う農地所者者からの貸付希望が増加し、担い手とのマッチングにより農地集積が促進される ものと考えられる。	
27年 144	晨地 - 農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	強い農業ゴぐり 交付金の配分 第年について 第1の2の(1) イ	強い農業づくり交 付金の配分基準 の見直し	強い農業づくり交付金は、配分基準に基づき成果目標を設定し、そのポイント上位から交付金の割当が行われているが、新規就農者や新規参入法人が取り組む場合、現行の制度では現実配ポイントの確保ができないため、新規就農者等の取組については、新たな類別の漁加や優大枠の設定、加資措置等、一定のポイントが確保できるよう配分基準の見直しをお願いしたい。	H27当初 新規参入法人:1法人、農業者の組織する団体:2団体(新規就農者9戸) ※両年とも配分なし 【制度改正の内容】新規就農者等の取組についても、一定のポイントが確保できるよう以下のよう	
27年 150	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対す る規制緩和	畜産競争力強 化対策整備事 表別 を 変別 を の導入 (生産局長が別 に を の に 者等 に を の の の の の の の に を の の の に を の の の の	畜産競争力強化 対策整備事業に おける緊弾機件の 領入支援の補助 要件の緩和	3 支煙について 新規計典者以外の典室についても支	[制度改正の必要性]  畜産競争力強化対策整備事業では、午舎を整備する際に導入する繁殖館中の導入経費については、新規参入者以外、推動対象となっているい。全国的に、高齢化等により繁殖農業の戸教及び、協整語教は流少傾向にあり、また、素香維伤高騰等により無用館生の導入が困難となっている中で、効果的に肉用牛の顕教の増頭を実現するためには、既存の農家についても、繁殖館牛導入経費の補助対象とする必要がある。 [具体的な支障事例]  本限の支障事例として、生産者からは、新規競農者以外であっても、施設整備に伴い新たに繁殖性中の導入が必要であるにもかかわらず、同事業が新規致農者に限って対象になっていることは不平等であるとの声がある。また、市町からは、生産基盤が脆弱化している中、繁殖館牛の増頭は急務であるものの、同要件のため、本事業の活用が行いにくいとの声がある。	
27年 152	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	国産租飼料増 産対策事業実 施要領第3の3 の(1)		国産組飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業において、農豪が1戸でも支援が可能となるよう緩和し、放牧の拡大に向けた取組を推進していただきたい。	【制度改正の必要性】 国産組飼料増産対策事業のうち地域づくり放牧推進事業では、農業者の組織する団体等であることが事業主体の要件となっているが、全国的にも、畜産農家が分散している地域では、組織化が 配難であり、本事業を活用できず、放牧に取り組むことができない。肉用牛生の一方で、長崎県 の単独事業においては、小規模の試行的な放牧に対して支援を行っているが、本格的に放牧を開 対するにあたって、一戸では地域づくり放牧推進事業を活用できないため、放牧の拡大につながっ ていない実態がある。 【具体的な支障事例】 本県は地理的に離島半島や中山間地域に囲まれ、事業を実施する上で必ずしも農業者3戸以上 の生産集団を組むないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っ でも中舎から組むないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っ でも中舎から組むないケースが見られている。生産者からは、たとえ3戸以上の生産集団を作っ でも中舎から組れていることなどかを実用的でないとの声がある。また、左節の理的条件によ り、市町担当者からは、要件を緩和しないと放牧事業が進まないなどの声がある。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	20	農地・農業	その他	関西広域連合(共恒原本域) (共恒原本域) (共通原本域) (共通原本域) (基本域) (基本	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	例》,是某种或量量的。 原果有的。 是某种的基础。 是某种的基础。 是某种,是一个。 是实验,不是一个。 是实验。 是。 是。 是。 是。 是。 是。 是。 是。 是。 是		関西圏の広域的な農林水産業振興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、各地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な農林水産業振興について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に非し進めていくために、関西広域連合が各地域の現外を顕語を指えて実定する広域振興計画をとは、国の各種制助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦略的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方割生において、地方が自ら地域の特色を活かした農林水産業振興を強力に推し進めていくためには、国は食料安全保障(検疫、農家の所得保障、農地確保等)の軽点から全国的な裁一性を必要とする政策課題について、基本的な制度設計を行うなどの食制にとどめ、具体の企業未被実法、大き化力の裁量に多れ、より地域用の個性を活かして必要において決定的企業、政策を推進できるようにすべきである。 関西広域造らにおいては、関西における広域的な農林水産業振興について構成府県・指定都市と中体となって取組を進めているところであり、広域連合において表示する広域振興計画をとい、国の各種制助金を一括文付金といるから下広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の実情を踏まえた戦略的な支援を行うことで、より効果的な農林水産業振興の推進が可能となる。また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に細分化されており、また、毎年度、事業の改廃があるため、民間事業者にとって分かりづらく、使い勝手の悪い制度となってしまっている。	
27年	304	農地·農業	都道府県	大阪府、和歌山 県	1 農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農山漁村地域 整備整備更和。 館別紙4一1及 切都市農第4条 等	農山漁村地域整 備交付金の採択 要件の緩和	都市農業の振興、都市近郊農地の保全のための農山 漁村地域整備交付金(水利施設整備事業 地域農業水 利施設保全型)の事業採択要件の緩和 <要益面積要件の緩和> (現行]10h以上,傷無服用地) (提案)5ha以上がつ農療法や都市農業振興基本法等 に鑑み、条例等で特に保全することを定めている農地	【制度改正の背景】 大阪府では、大阪府都市農業・農空間条例(H204能行)に基づき、都市農業の推進、農空間の公益的機能確保のため、保全すべき農地として農空間保全地域を指定(農機農用地、開整空域内農村販産を経過・企業地は、大阪府では、町谷の大田では、大阪府では、町谷の大田では、大阪府では、町谷の大田では、大阪府では、町谷の大田では、大阪府では、町谷の大田では、大阪府では、町谷の大田では、大阪府では、町谷の農村とは、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田で	
27年	278	土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、滋賀 東県 京都府、 東県 京都府歌山 東県 島取県、徳 東島、関西広域 連合	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	林野庁長官通 達16林整治第2 317号	治山事業に関する 採択基準の緩和 について	治山事業に関する国庫補助制度の採択要件について、河川の上流域において崩落があった場合、下流で 核要部に流木等が閉塞し河川氾濫を起こることがあるため (①1、2級河川以外の流域で事業を実施する場合でも、 保全対象人家の要件を見直すこと ②復日整備に係る事業費の要子を事業費7千万円以上 → 3千万円以上に緩和すること	【提案の経緯・事情変更】 兵庫県では、安全安心な県土づくりをめざし県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画(平成20~30年度)を策定し、治山事業を推進している。 【支障事例等】 本限の引渡を襲った平成26年8月豪雨災害では、流木被害の恐れの高い渓流において、事業費が国策状基準を満たさない小規模制度でも、合出口が52km以上離れた下流で機食部に流木が「国策と、溢水管を及ばた。最終状基準を満たさない極力については果単事業で対応(第2次山地防災・土砂災害対策ら箇年計画では1947所)している。近年、短時間に局所的な豪雨などによる風水客が視火でいたことから、災害後生の恐れのある未着手の出地災害危険地区において治川事業の需要な推進が求められている。 [30素・必要性] 国の保沢基準の緩和により、小規模な危険箇所に対応でき、被害の未然防止や拡大を防ぐことができる。	
27年	19	産業振興	その他	関西広域連合 (共同集成 (共同集成 所政 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 県 島 県 県 島 県 県 島 県 県 島 県 県 島 県 島	经济産業省	B 地方に対する規制緩和	例) (保証的) (保	産業振興に係る決 定権関の移譲(一 括交付金化)	関西圏の広域的な産業援興を図るため、国の各種補助金を一括交付金として関西広域連合へ交付することにより、地域の実情を踏まえて戦略的な支援を行うことができる仕組みとすることを求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 関西における広域的な産業機則について、関西が一体となって、自ら地域の特色を活かした産業機則を設立、一権・進めていために、関西広域連合が全地域の現状や課題を終まえて策定する広域機関計画をもとに、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、民間事業者等に対して戦勢的に支援を行うことができる仕組みとすることを求める。 (制度改正の必要性等) 地方創生において、地方が自ら地域の特色を活かした産業機則を強力に推し進めていためには、産業機則における国の免験を国家的成長戦勢の策定や高度な基礎研究の推進などにとどめ、広域自治体が圏域全体の競一時が成長戦勢を自律的に策定し、それに基づき総合的かつ一体的な施設自治体が圏域全体の統一等を展開すべきである。 関西広域連合においては、関西における広域的な産業機則について構成解集・指定都市と一体となって取扱を進かているところであり、広域連合において発する広域機関計画をもと、国の各種補助金を一括交付金というかたちで広域連合へ交付することにより、圏域内における地域の発情を踏まする地で観りとで、影響を含まま、主動が民間事業を等で、直接交付している補助金等は、事業毎に総分化されており、また、国が民間事業者等に直接交付している補助金等は、事業毎に総分化されており、また、毎年度、事業の改集があるため、民間事業者にとって分かりづら、、使い勝手の思い制度となってしまっている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	69	土木·建築	都道府県	富山県	国土交通省 財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条、 財政法第15条、 第26条本整 公会受付金 位 受付金 受付金 受利 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基 (基	社会資本整備総合交付金制度の連用改善	公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備 総合交付金について年度を誇り、注事業所の事業着手承 記等の交付金制度の運用改善を提案する。	「提案理由・権限移譲の必要性】 平成22年度到酸の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業)という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度現(施境網)の工事量確保に苦慮している。昨年改正の10 火井工事の品度確保の現金に関する施策を総合的「推進するための基本的な方針」(平成28年9月30日間議決定)をでは、発注者は信頼方式を発生の支援としております。 本の品質確保の促進に関する施策を総合的「推進するための基本的な方針」(平成28年9月30日間議決定)をでは、発注者は信頼負担行為の積極的活用等、より発注・施工時期の平年化に対して発生時別の中半化に対し機能では、発注者は信頼負担行為の積極的活用等、より発注・施工・等は一次発生ののア準化に対し機能で、大力を重要についても年度を跨いだ事業執行が必要である。 (具体的な支障事例] 交付金事業の執行では、国からの内示後連や小に適所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争人札では実際に実勢できるの性中くでも5月下旬頃となり保護の近にメエ事の端境期が生じている。本展では平成27年度予算から単生事業でのゼロ県債の総を従来までの約1.5倍に増組(者条の工事量確保に努めているが、県単独事業でのゼロ県債の総を従来までの約1.5倍に増組(者条の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応に健限がある。(期待される効果) 地方公共即体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いた事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発法と適切な工期設定による公共工事の品質に割約を受け、入札契約の適正化などについて、改善、促進が場份を入場、企業工事の施工に剥約を受け、十分公工期の確保が困難な状況を必ずにより、冬季におけ合う企業と進事業におけるゼロ国債制度の制設は、公共工事の発注時期の平準化の推進のためにも必要と考える。	
27年	85	土木·建築	都道府県	秋田県	国土交通省 財務省	B 地方に対する規制緩和	財政法第15条、 第26条本 社会資本整備 付要網	社会資本総合整 備事業におけるゼ 口国債制度の創設	国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。 が、成功を対しては、発注が遅れ年度当初の 施工通期を逃すなどの等部があることから、社会資本 総合整備事業において、簡易な手続により、年度を育 いで事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設 を求めるものである。	情島基本市地では、情島による途上別間の割割に加え、冬芋の地上可能は日間時間で映画作業で の影響を受けることから、発生が遅れ年度も割の他工工調度を塗すなどの学者がある。蓄解け直後 の工事者工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。	
27年	103	凋防• 防災• 安全	施行時特例市	長岡市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	積雪底高等。 積雪底流 有物的。 有物的。 有效。 有效。 有效。 有效。 有效。 有效。 有效。 有效		道路ネットワーク上重要な路線は、交通量に関係な〈 素道路と指定できるよう、積雪案冷特別地域における 道路交通の確保に関する特別指電法施行令第一条、 若しくは国上交通大臣が定める雪素道路指定基準を 改正していただきたい。	【概要】  雷楽道路は、国が精雷寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別指置法施行令に基づき一律の基準で定めているが、地域の実情に応じて、住民の生活を守る上で最低限必要な道路は重楽道路の指定ができるようにしてほしい。 具体的には、道路ネッサワーク上の要な路線は、交通量に関係なく雷楽道路の指定ができるようにするため、雷楽道路指定基準に「道路ネットワーク上重要な路線」を加えていただきたい。「必要性・支障事例】  諸雷寒冷特別地域において、除雪は、生命と暮らしを守るために不可欠なものであり、除雪が行きとどかなければ、冬期間に人家の孤立が発生し、通院や買い物などの日常生活に著しい支障を失す。  特に、過路地域においては、国が雷楽道路指定基準で示す交通量(日交通量おおさね150台以上)に達しない路線であった。直路ネットワークを確保するために除雪が必要な路線が多く、住民の命を守るためにそれらの路線も確実に除雪を行る必要がある。既に、除雪は、最低級必要な路線しが守っていないが、雷楽道路以下の路線は一般で大いないが、雪楽道路以外の路線は対策の支援がないため、除雪出物回数を落とすなどサービス水準を落とさざるそえない状況である。このことが、積雪寒冷特別地域の暮らしにくさにつながり、人口減少に拍車をかけている。  (効果】  除雪費の財源が担係されれば、地域住民が安心して暮らせる除雪体制が維持できる。 それにより、人口流出を食い止め、リターン、19ーンを呼び起こすなど、積雪寒冷特別地域の地方割生が実現できる。	
27年	162	消防・防災・安全	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備 総合全項付金 校付。16 使付。16 使 (19)生年之一(14 形容,連集物 形形。連集 改修事業)	社会資本整備総合交付金(住宅・ 建築物安全ストッ 分形成事業の追加 幹事業の追加	耐震シェルター等を設置する事業など命を守る一助となる耐震改修以外の事業も社会資本整備総合交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)の基幹事業に追加していただきたい。	【支障事例】 耐震改修促進法に基づき、当市では耐震改修促進計画を策定、補助制度を整備し、住宅の耐震 化を進めている。住宅の地震対策には、耐震補強工事が最も効果的だが、高齢者等は経済的な 理申で耐震補強工事を筋をどさるを得ない場合が多い。 一方、耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等)」は、比較的安価・短期間で、住み ながら設置できるため、地震時に迅速な自力設理が困難を加軽な高齢者 陣がい者等にとつては、非常 に効果的で意義がある。 以上より、当市では、高齢者等が生命の安全を確保するために設置する耐震シェルター等に対 する補助事業を実施している。 事業の対象となる高齢者世帯教は推計で約14,000世帯だが、今後さらに増えると予想される。 民間企業による耐震シェルター等の開発・音をも進んでいるが、高額なものも多く、市補助金の限 促動内で設置できるものは限点しれている。 「住宅における地震被害軽減に関する指針(平成16年8月 内閣府)」にて、地震被害軽減の取組 みとして、耐震シェルター等の設置が住宅の耐震化が行われていない場合の効果的な対策と明 おとれており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の設置に対する支援も推進する必要が ある。 現状、市費のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基 取よれており、住宅の耐震化だけでなく、耐震シェルター等の数置に対する支援も推進する必要が 事業化が行われれば、市民の負担が減り、選択肢が増え、より普及すると考える。 以上より、命を守る一助とな高耐震シェルター等の参考と置する事業を対金を含まるとなら高齢が、といった。 またが、自然のみでの補助には限度があるが、国の住宅・建築物安全ストック形成事業による基 以上より、命を守る一助となる耐震シェルター等を設置する事業も社会資本整備総合文付金(住 宅・建築物安全ストック形成事業の基幹事業に追加していただきたい。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	310	土木·建築	町	熊取町	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要網	社会資本整備総合交付金に係る効果業費要件の緩和	社会資本整備総合交付金における効果促進事業の 事業費要件について、「効果促進事業に係る事業費の 台計額は、社会資本総合整備計画ことに、交付対象事 乗の全体事業費の201000日出金寸る。と規定され でしる。 本町をはじめ、財政規模の小さい町村においては、 交付対象事業の全体事業費が相対的に小さくならさ を得ないため、効果促進事業として実施できる事業が 服定される。 はの証明である事業を よって、前村における効果促進事業に係る事業費要 件の緩和を提案するものである。	【支障事例】 社会資本整備総合交付金交付更綱第6第2号ロに規定されている効果促進事業の事業費要件 全体事業費の20%を目途とする。)により、当該交付金の特長である「基幹となる社会資本整備 事業の効果を一層高める事業についても、地方の創意工夫を活かして実施すること」が困難であ る。 なお、本町においては、17.244mの行政区域面構具の自箇所の都市公園を有しており、現在の効 設長寿命化の取組を、より完実させることが可能となる。 「現状】 ・社会資本整備総合交付金上のメニューについては、、防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、「防災・安全交付金事業」の「都市公園等事業」における基幹事業の具体的な内容については、大郎不成事後、条件のかの森公園」」、「無取町公園施設長寿命化計画策定」、「無取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「無取町公園施設長寿命化計画策定」、「無取町都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」及び「無取町公園施設長寿命化計画策定」、「無取町都市公園安全、安心対策緊急総合支援事業」及び「無取町公園施設長寿命化計画策定」、「無取町都市公園安全、安心対策緊急総合支援事業」及び「永東中の国施設長寿命化対策支援事業」「有区へ国施会の事業」、「耐な公園を備事業」、「市会公園を備事業」、「市会公園を開事業」、「市会公園を開事業」「おるる。	
27年	8	環境・衛生	施行時特例市	福井市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	下水道法施行等 市項第4条の及項 市項第1等 2 類 並 1項第1等 2 数 並 1項 2 数	下水道長寿命化 支援制度の交付 対象の拡充	める主要な管渠とされているが、従来の管渠の口径や	変有効な事業であるが、平成28年度に終了するため、それ以降の管渠更新が難しいと考えている。	
27年	122	環境・衛生	中核市	松山市	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	下水道法 社会資本整備 総合交付金交 付要綱	水質改善を目的とした普及促進事業の採択	公共用水域の水質を保全し水質改善の一環として公共下水道を整備しているが、小規模な空地開発には かけれ来道を整備しているが、小規模な空地開発には の性来道の変が密集した個、所有の道沿い(私道)か ら接出されるBOD(主に単独浄化槽)が水質を悪化さ せる大きな原因となっている。そこで、水質の書の普及 を下水道用用者に転換し、水質の書に多が化精利用 者を下水道用用者に転換し、水質の書に多が、社会資本整 備総合交付金の効果促進事業として認めていただきた い。	【支障事例】 松山市の水洗化率は約92%であるが、いまだ、下水道供用開始区域内には下水道処理人口の 8%に当た6浄化槽利用者が残っている。しかし、この8%浄化槽利用者から、公共用水域に排出 される1日のBOの設排出量は約760%にものぼり、わずか3%の人口で、残りの92%の下水道利 居者が排出する60の設排出量の25倍程度を禁止出水質悪化の大きな要因となっている。 [必要性] そこで、最も効率的に汚水を処理できる下水道処理場の機能を効果的に利用できるよう、この部分を下水道に転換することが必要となっている。 [感の解消] 全国平均で下水道処理人口普及率が70%を超える中、本市は60%代であり、未普及地域への整 全種植物に進めている。 全のような状況の中、整備済み地域の私道整備を住民の要望に応え市費(下水道法では自ら排水設備を設置とは打ればならないが住民の金銭的負担が大きいことから、条件を行して市で整備している。(建設各通速)。で行っているが、公共用水域の水質の書を効果的に行うには、浄化槽利用者の多くが居住している。近急沿線の整備を積極的に行いたいため、次衛性とでは、海化槽利用者の多くが居住している。近急沿線の整備を積極的に行いたいため、水道差を目的とする 私道の整備を効果促進事業に採択していただきたい。(基幹事業は処理場) 定量的指標としては、10年で浄化槽からの公共用水域に排出される1日総排出量を25%、20年で50%と半減させるなどとしたい。	
27年	238	土木・建築	都道府県	德島貿易県 県県 東 東 東 東 東 東 東 市 歌 山 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	社会資本整備 総合交付金交 付要網 附属 第 国 砂防設等(口 (3) (2) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「砂防設備等緊急改築事業における管理型環境への転換」を事業の対象とする。「予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先が使を付けて事業実施出来るようにすることを目的とする。)	【提案の概要】 「防災・安全交付金」の要件を緩和し、地域の判断により「砂防設備等緊急改築事業における管理型場との転換と事業の対象とする。 【制度改正の必要性・支険専例】 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の運用では、端上げや管理型環境への転換等、土砂整備事が変更となる工法は認められていない。一方、適常砂防事業で実施する場合の事業採尽基準では、1件当上り事業で1億円以上かつ相当規模以上の公共施設や人家50戸以上の保護等が必要であり、基準を満たずことが難しい。 緊急改業と併せて終石を行い管理型環境・必抜することにより、施設の安定と七砂整備上の安心を図ることができる。 例えば、照和52年以前の技術基準により設計されたある環境に対し、土石流を考慮した現行基準に改装すると同時に環境高を55か高上げし、スリット部を設けた透差型環境に転換することにより基本に地方整備局より下整備率を10条から59%に改善する事ができる。過去に地方整備局より下整備率の改善を図るならば、緊急改業ではなる、通常砂防事業である」との見解を受けているが、土砂等から地域性反の安全を確保することは、急務であり、緊急改業におたり整備率の改善を図ることができるよう運用の改善を図をではなく、通常砂防事業である」とは、大き機能をの改善を図ることができるよう運用の改善を受望する。 透過型電量を終日計画を立てた上で除石し、管理型環境に終わることが可能となれば、既存職の有効活用しながら整備率を改善することにより、土砂災害に対し地域の安全の向上を図ることが出来る。	

年度 年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年 311	土木·建築	BJ	熊取町	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	社会資本整備交付金交付更綱	社会資本整備総合会交付金に保るもの場合をは、最初の信息を表現の情報を表現の情報を表現の情報を表現の情報を表現の情報を表現の情報を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	社会資本整備総合交付金において長寿命化支援制度 を活用した補助事業を行うためには、下水道施設の建 度度に関する高泉を行うためには、下水道施設の建 策」に係る計画を策定する必要があります。 この点検、調査者は、計画策定は多大な時間及び費用 を要し、本町においては業務が困難な水流であり、下 水道施設長寿命化の推進に支降を大町であり、下 水道施設長寿命化の推進に支降を大町であり、下 水道施設長寿命化の推進に支降を大町である。 よって人口5万人未満の団体では計画書作成を必要 とせず、割用乗数挂通等の一定条件を満たは計植助 採択となる新基準の作成など、補助条件の見直しや手 接書類の簡素化を提案するものです。	国所を歌り派体・論算をしたが、「就から4名(整開的門作業体、記録体、次準処準体)の場員でお 47月間、デー発理・計画書の作成に2名の職員で47月間、全体で8ヶ月要し、多大な業務負担と なった。(業務委託した場合の見精費用は約7百万円) 「現状】・マンホール鉄差にたは「は即職員にて対応したが、下水道施設は管渠・人升・取付管等もあり、 これらの長寿命化を推進していくには小競技団体である木布」においては莫大な期間及び費用が 必要であり、持続困難な状況であるため、点検・調査を不要とし、別の基準を設定されたい。	
27年 113	運輸·交通	都道府県	愛媛·景 景 景 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 リ	国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助 ほか で 付要網 ほか	地域公共交通確 保護持改善事業 費補助金の補助 要件の緩和	【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 【車両減価償却費等国庫補助金】 「車両購入費補助について、現行の5ヶ年の減価償却 費補助から、使前の購入時一括補助とする。	【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両減入機構助について、現行の5ヶ年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とす ・地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償 地域間幹線系統(国庫補助路線)を運行する車両の更新に関して、現行制度は、5カ年の減価償 初費及びその金利相当網を補助するものとなっているが、事務作業の効率化や行政負担の軽減 く現行制度での支障等例> ・ ・別済入車両における5年間の減価償却費に対する補助となっているため、5年間にわたって煩雑 な補助申請手続き等の事務作業が発生している。 ②5年分のリース・割販払いに関する金利相当額も補助となっているため、5年間にわたって煩雑 な補助申請予能を等の事務作業が発生している。 ②5年分のリース・割販払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行 成負担が発生している。 ②5年分のリース・割販払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行 成負担が発生している。 ②5年分のリース・割販払いに関する金利相当額も補助する制度になっているため、より多くの行 後担ちが上であるとされた。しかしながら、地方の共同ななが、物品を相当の対価を被することな 〈資与することには、地方自治法上の制制があり(第237条)。また、実際に、車両網入衛に会しているが、 につて、カ事化や費用削減の販点から、車体や色、デザイン、仕様等を継一するのが一般的であ ることから、地方自治体は入車両が事業の一一本とかもかしたとが想定される画管理上の製点 が事業に対しているとのでは、またが、またが表に対していて、各事業者においる。 第2年の表に対しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	
27年 198	消防・防災・安全	指定都市	相模原市	防衛省	B 地方に対する規制緩和	防衛施設周辺の の生活等に発 が衛施設環境財 受益等等の条 所の生活等に が衛施設環境関第 12条第13項	民生安定助成事 業の補助対象の 目 南!	民生安定助成事業の補助対象に自治会集会所の新設を含めること	【現在の制度】 「民主安定施設の助成事業に係る補助事業等計画書の審査について(防地周第16396号 通達)は、民主安定施設の助成事業のうち、施設整備助成事業(新たな施設の整備に対する助成事業の15、地では、原本には、1000年間、1000	
27年 40	教育・文化	都道府県	愛知県	文部科学省	対象外	学校施設環境 改善交付金交 付要綱別表1項 24・25・26・27	学校施設環境改善   善交付金事業(社会体育施設)に係る分享事業の要件   緑和和	社会体育施設(地域スポーツセンター等)について、新改築・改造に限らず、改修も対象事業とするよう要件を 機和する。	【制度改正の必要性】 社会体育施設(地域スポーツセンター等)の新改築・改造を対象とした学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、対象事業となり得るのは、施設の新改築・改造に限られており、老朽化の産しい部分の庭日を目的とした改修は対象となっており、こうした改修も対象を考りた。施設の第名代表別を持ちており、こうした改修・対象を対しませまで、一般の変化が表現では、一般の変化が表現では、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のなどのでは、一般のないでは、	【対象外】

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	59	雇用・労働	都道府県	埼玉県	厚生労働省	対象外	応援」事業(通	「紹介予定派遗活 用型正社員応 用型正社員応 基本中リア応援制 表一種限の都道府 現への移譲	厚生労働省が行っている「紹介予定派遣活用型正社 員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)」に関 する事務・権限を都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 この事業は業者の正規雇用を支援するため研修と「紹介予定派遣」制度を組み合わせて期間満 T後の正社負就職を目的とする事業であるが、平成26年度中に事業実施業者を選定し、平成29 年3月末まで事業が実施されることとなっている。 東では以前から若者の就来支援を実施しており、国と同様に正社負就職を支援する事業(わかもの仕事チャレンジ事業)を実施しておっている。このため、東で一体的に事業を実施した方が効率的であり、若者に入っても選択の幅が広がレマップングしやすべる。 そこで、紹介予定派遣活用型正社負に投事事業を実施でして都道府県に事務・権限を移 提出、都道府県から民間事業者(補助する制度とすべきである。 【支障事例】 本事業は地域プロック単位で実施されており、本県が含まれる関東プロックでは、事業を実施する認定事業者や派遣企業が東京都内に集中している。このため、都内へのアクセな主使な場合。 固と県の事業でそれぞれ紹介している派遣先企業の数は限られるため、若者の選択の幅が狭くなっているが、県の事業にで作れおれかしている派遣先企業の数は限られるため、若者の選択の幅が狭くなっているが、県の事業でそれぞれ紹介している派遣先企業の数は限られるため、若者の選択の幅が対くなっているが、県の事業で作れずれ紹介できる派遣と乗を乗り場まれませまり、マッテングがしやすぐなる。また、派遣先企業の多くが都内から選定されており、県内中小企業は本事業を活用した人材確保をできるが当たるできるが当たるできる。また、大道先企業の多くが都内から選定されており、県内中小企業は本事業を活用した人材確保を行うことができないが、県の事業になれば派遣先企業となって人材確保を進めることができる。	【対象外】
27年	135	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方自治法第 14条	条例制定権の抜本的な拡大	個別法令・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障する。	[制度改正の必要性] これまでの義務付け・枠付けの見直しは、対象項目の選定や「従うべき基準」の存在など、国主導 の下で進めるれ、地方の意欲や工夫が十分反映できないため、地域の案情に応じた制度設計が 行えるよう。技本的かつ包括的に条例に委任できる仕組みが必要である。 個別法等・個別条項の内容を問わず、通則法による条例の上書き権を保障すること。特に法律の 頻変に例・包括委任規定)を根拠として政省令等で義務付け・枠付けをしているものについては、条例会任すること。 「支障事例」 全の法令解釈では、民意を受けた地方議会で定められた条例よりも管僚立法である政会令が優大されてようこととなっているため、法律から委任を受けた政省令の詳細が判別してからでない と、実務上、条例改正ができない。例えば、第4次一括法時の厚生労働省の対応(施行日直前で の政省令公布)や消費者行の対応(年度末直前での政省令公布)ときれると、議会提案の時期な ど、計画的な管理執行に支障を生じた。	【対象外】
27年	136	その他	都道府県	新潟県	総務省	対象外	地方財政法第5 条、第5条の3、 第5条の4	地方債制度の見直し	地方公共団体において成果指標を設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、 使途の定めのない地方債を一定枠で自由に発行できる制度を割設する。	[制度改正の必要性] 現在の地方債制度は、地方財政法により対象事業が建設事業等に限定されるなど、使途に制限 がある。また、地方債が正しく使用まれているかが重視されており、施策目的達成のために有効か といった観点での制度になっていない。 [制度改正の内容] 地方債の使途ではなく、効果を重視した制度のへの転換を図り、地方自治体において成果指標を 設定し、その目標達成のために必要な施策を展開するための財源として、使途の定めのない地方 債を一定枠で自由に発行できる制度に転換すべき。	【対象外】
27年	139	教育・文化	都道府県	新潟県	文部科学省·厚生 労働省	対象外	大學,大學院, 短期本門学校 の設置等に係。 認可可基準(學 成十五年文部 知一五年文部 四十五年) 第 第 四 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	医学部新設等医 節養成に関する規 制緩和	医学部の新設・定員については、国が基準を定めているが、各大学が、地域の実情に応じて医師養成数を増 やせるようにする。	【制度改正の必要性】 本限の平成24 年末現在における人口10 万人当たり医師数は195.1 人で、全国平均(237.8 人)と 比較し約43 人少ない全国第42 位となっており、全国との格差は広がる傾向にあるなど、医師の 総対数不足が深刻 定務の高度化や専門化等により、外科、産料・産婦人科、麻酔料などの人口10 万人当たり医師 数は、それぞれ全国開始第46 位、第43 位、第41 位と特定診療科の医師が不足しており、教急医 療や出産などへの影響が懸き。 本限の人口当たり医師数が少ない原因は、医師養成機関である新潟大学医学部定員が人口に 比べて大幅に少ないことが主な要因と考えられている。 「現在、医学師の設置については、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認 可の基準(平成十五年文部科学省告示第四十五号)により、認可に係る審査の対象外となっている。 ・医学部定員についても、H20以降臨時勢に増員が図られているものの、大学設置基準(昭和31 年文部科学名章28号)により、現在140人が上限となっている。 (制度改正の内容)	【対象外】
27年	140	環境・衛生	都道府県	新潟県	環境省・経済産業 省(資源エネル ギー庁)	対象外	法	再生可能エネル ギー発電設備導 入に係る環境アセ スメントの期間短 縮	再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短稲等、規制を緩和する。	[制度改正の必要性] 平成24年10月から風力発電が環境アセスメントの対象となり、平成25年4月から配慮書手続が導 入され、環境アセスメントの手続に3~4年程度の期間を要すること等が、風力発電等の再生可能 エネルギーの事り、基本の物理となっている。 [制度改正の内容] 再生可能エネルギー発電設備の導入に係る環境アセスメントの期間短縮等、規制を緩和する。 [国の修策との関連] 国(資源エルギー庁)では、平成26年度から「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を実施 し、環境アセスメントの手続期間の半減のための実証事業に取り組んでいる。	[対象外]

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
27年	151	農地・農業	都道府県	長崎県	農林水產省	対象外	定対策補完事 業実施要綱 第 1 3中核的担 い手育成増頭 推進 (1)奨励	肉用牛経営安定の対策補売事業のうち、地域における 内角件生産を表現のうち、地域におりる 内側件生産を の途に等が基準、 で一般的な推進、の 相助要件の緩和 相助要件の緩和		【制度改正の必要性】  (別用年経営安定対策補完事業(Alic事業)のうち、地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業(不可機の理して、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、工業、	【対象外】
27年	170	土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	対象外	社会資本整備 総合交付金交 付要網附属 工程定構造物改 等事業」	河川管理施設長 寿命化対策(特定 構造物改築事業) の で て	水門、ボンブ設備等の河川管理施設の長寿命化対策 工事について、4億円以上の事業費要件を撤廃する。	〈現行制度〉	【対象外】
27年	240	教育・文化	都道府県	德滋京兵和鳥香愛高京 鳥質都庫歌歌川媛知都市 県県府県山県県県市	文部科学省	対象外	義務教育諸学 校等の店與營費 の国际負达項 12条施設付金第2 12条施設付金第2 項 項 到 項 表 到 項 表 到 項 場 表 其 環 表 其 環 之 項 環 之 政 環 等 之 項 環 之 政 環 等 之 項 環 之 政 理 等 之 政 理 、 理 等 之 項 、 項 、 項 、 到 、 項 、 五 、 五 、 五 、 五 、 五 、 五 、 五 、 五 、 五	学校施設の長寿 命化対策に係る支 援制度の充実	長寿命化改良事業について、1校当たり7,000万円以 上の事業費要件を撤廃する。	【制度改正の経緯】 国において、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定し、平成26年4月、行動計画として、全ての公共施設等を対象に「公共施設等総合管理計画」の策定を受講し、施設ごとの実施計画である「個別施設計画」の変定を求めている。 また、平成25年度に、原則として建物・棟全体(内部・外部共)を長寿命化改良する全面的な改作工事です。本本を対象とした公立学体施設を偏常問責担事業における長寿命化改良事業が制度創設され、学校施設の老朽化対策は一定の成果を上げている。 【支障事例】 長寿命化改良事業は、1校当たり7、000万円(小規模校は1、000万円)以上の全面的改修が要件であるため、計画的に改修する部分的な工事が対象となっていない。このため、現行の制度は、財政状況の酸しい中、火化コストな手法で計画的に長寿命化を進めていきたい自治体にとって、活用が困難なものとなっている。 【制度改正の必要性、 「制度改正の必要性、 制度、 制度、 制度、 制度、 制度、 制度、 制度、 に制度、 に制度、 に制度、 に制度、 に制度、 に制度、 に制度、 に関係を に関係	【対象外】